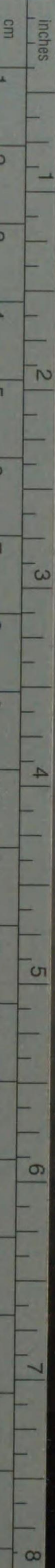


Kodak Gray Scale



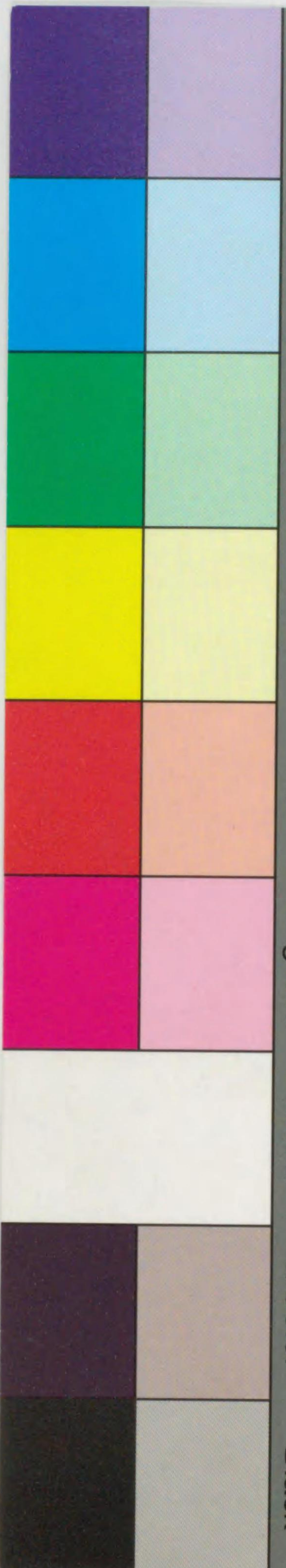
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



593

593-8



1200501526705

25 814

41

蘆田伊人編



大日本地誌大系

攝陽群談



雄山閣版

593-8

大日本地誌大系 攝陽群談例言

- 一 本卷には、攝陽群談全部を収めたり。
- 一 攝陽群談は、元祿十四年攝津の人岡田徯志の編纂に係り、攝津の地誌中尤も詳細を極むるものなり。
- 一 本卷は、享保二十年大坂の書林河内屋にて發行したる刊本を以て底本となし、傍ら元祿十四年版のものを以て参考となし、書中の引用文は、概ね其原書に依りて、校訂を加へたり。
- 一 凡そ釐頭の註を設け、且つ書名に【】の括弧を附したるが如きは凡て既刊地誌大系の例に據れるものなり。
- 一 卷末の跋は、元祿版に存じて、享保版に之を缺けるも、今特に附收したり。
- 一 本卷は、舊刊所收のものを再刊せるものなり。

昭和五年二月

蘆田伊人識

攝陽群談序

攝陽群談成、將壽於梨、因友生七條氏、以求余叙、披而閱之、則分卷一十七、立部三十三、山之峙也、川之流也、海之廣矣、江之永矣、田野原濕、林麓池沼、都城之歸存、市井之區別、道路之遠近、邑里之小大、津渡橋梁之廣狹長短、彼神祠佛宇之歷々、廢宮荒墓之寥々、及物產之微、事實之著、目之所及、耳之所觸、足之所至、手之所指、故老之話、漁樵之談、徵諸紀錄、考諸歌詩、至夫草子物語之所載、必聚其類、必提其要、國字漢文、錯綜成章、間設續畫、兼供娛玩、可謂用心之勤矣、自風土記之不傳也、我未見如是之詳且盡者也、他日修名勝一統之志、則攝津一州之編、此書其藁本乎、元祿戊寅孟秋乙亥、拙岐陽侯行軍使者故昌平

學職菊池新三郎識



浪速の國はしまりて、ひたふるの世の諺、かしこき代々をおもふに、和歌を詠する人は、みつの道をもて、古へ今の言の葉を撰集して、たけき武士の心をやはらけ、あるはもむそうはかせの道統を汲て、典籍を作爲し、三綱五常を守らせ、愚者をみちひき、佛の道しるへせし聖の、後の世までをおしへ、罪を犯せる衆生を善事にもとつかせ、神靈をあがむるやからの垢穢をあらため、心のすなをなるを本とし、鏡にむかへるがごとく明らかなる事を、しらしめたまへる、かれ是もとひとつの辯ならし。士農工商のよつの道たかひなく、あるは武備をこととし、魚鱗鶴翼の圖を作りて謀をおしへ、あるは稼穡のらうたき民のやしなひを本とし、后稷のおしへをしたひ、あるは魯般か手にひかれて雲の梯をふみ、江梁のほとよきことをならひ、あるは利を見て徳をまとはさるの算術をおしゆ、是みな筆にあらはして代々にのこす言葉は、かたちなくして聲あり、其聲かたちなければ跡なし。やつがれ此國に産れて此津に生たち、聞傳へたる名ところのよしあしことを、責てのおもひ出に世々のしりえまで、たがひにはつる名のみしも残さんと、したしき友をかたらふに、かれ是はし書したる反古を集めみれば、皆此國の名所舊跡神社佛閣のおこりはじまれる事也。それにちからつきて、うた人の讀る所は

和歌勅撰の卷々より出し、古事來歴のもとひは、和書の本語をかり、古武の譽れをのこせし舊郭のところくは、軍記にもとつき、俗に傳ふる言の葉は、其所をたづねめぐり、おかしきさまも、唯其儘に書しるし見侍れば、一部の疎書となりぬ。かしこき人の目におよほして攝陽群談と號け、卷のはしめに金玉を、きおもひを本にのへ侍る。

攝西陳人岡田氏後志自序

攝陽群談總目錄

卷第一	一	能勢郡	一五
攝津國緒歴	一	有馬郡	一五
浪速國・攝津國・津守國	一	矢田部郡	一七
郡	二	兔原郡	一八
關古名村	三	武庫郡	一九
割國分他邦村	三	川邊郡	二〇
轉所稱古名村	三	國俗	二三
古名轉文字村	三	卷第二	二五
歴世不易村	三	山の部 <small>歌名所俗名所 附峯崎嶽窟洞</small>	二五
所載軍記關名之村	三	瀧の部 <small>歌名所俗名所</small>	三八
古名轉變村	四	岡の部 <small>歌名所俗名所附坂谷</small>	四一
今謂管十二郡村里	四	川の部 <small>歌名所俗名所附川原</small>	四四
住吉郡	六	池の部 <small>歌名所俗名所附淵瀬</small>	五三
東生郡	七	沼の部 <small>歌名所</small>	六三
西成郡	八	澤の部 <small>歌名所俗名所附岸堤</small>	六三
卷第二	一一	海の部 <small>歌名所</small>	六五
島上郡	一一	浦の部 <small>歌名所俗名所</small>	六八
島下郡	一二	卷第五	七六
豊島郡	一三	濱の部 <small>歌名所俗名所附磯</small>	七六
		潟の部 <small>歌名所俗名所附碕</small>	八二

島の部 歌名所俗名所	八五
卷第六	九三
江の部 歌名所俗名所	九三
湊の部 歌名所俗名所附沖洲	九八
津の部 歌名所俗名所附泊門灘	一〇二
卷第七	一〇六
橋の部 歌名所俗名所	一〇六
濟の部 歌名所俗名所	一一〇
卷第八	一二四
野の部 歌名所俗名所附牧原	一二四
原の部 歌名所俗名所附森林松原	一二九
田の部 歌名所俗名所附井水	一三四
湯の部 歌名所俗名所	一三九
卷第九	一四五
市の部 歌名所俗名所附驛	一四五
里の部 歌名所俗名所附道關	一四七
塚の部 歌名所俗名所附墓所	一五一
陵の部 附廟石碑	一六三
城の部 附古城古戰場	一七二
卷第十	一八二
歴世都地古宮の部 歌名所俗名所附行宮離宮	一八二

古地舊屋の部	一八七
卷第十一	二〇四
神社の部 附鎮守兼祠	二〇四
卷第十二	二二九
寺院上一	二二九
卷第十三	二七八
寺院上二	二七八
卷第十四	二四九
寺院下一	二四九
卷第十五	三三五
寺院下二	三三五
卷第十六	三四〇
名物土産の部	三四〇
卷第十七	三五四
雜類 雜分部名木或は名石等の類拾之	三五四

總目録終

攝陽群談引書

日本書紀	風土記	舊事紀
古事記	延喜式	續日本後紀
聖德太子傳	文德實錄	三代實錄
姓氏錄	和名類聚	江家次第
帝王正統錄		
萬葉集	古今集	後撰集
拾遺集	後拾遺集	金葉集
詞花集	千載集	新古今集
新勅撰集	續後撰集	續古今集
續拾遺集	新後撰集	玉葉集
續千載集	新拾遺集	新後拾遺集
新續古今集		
大和物語	伊勢物語	菅家御集
紀六帖	土佐日記	和泉式部抄
能因歌枕	堀川百首	西行撰集抄
寶治百首	徒然草	夫木集
歌林良材集	歌枕大名寄	
元亨釋書	羅山文集	
草山集	伽藍開基記	扶桑隱逸傳

東鑑 源平盛衰記 太平記 將軍家譜

攝陽群談卷第一

後志 編集

○攝津國緒歷附郡村里國俗

浪速國 今謂難波也

【日本書紀】卷第三云、神武天皇戊午春、二月丁酉朔丁未、皇帥遂東、舳艫相接、方到難波之碕、會有奔潮太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波訛云云、

【萬葉集】卷第三、大伴宿禰作短歌、上略

待けん人は大君の、尊かしこみ、押照や、難波の國に下、

【夫木】上略

おし照や難波の國に夏のきて、蘆の茂みは行船もなし

攝津國 故老俗傳云、天探女神、天磐船イハフネに乗て、此國に攝たる高津の號を取て、攝津國と稱す。亦【漢書】云、攝然而天下安云、【字彙】云、攝靜謐也云云、兩義相共に、要津の連續に取て大上國とす。或寺記云、諸佛諸神雍護の土地、苦海

藤原伊嗣朝臣

攝陽群談卷第一 攝津國緒歷

の衆生を攝化するの要津たるを以て、攝津國と號と書り。

其證不詳。世俗の所謂然り。【日本書紀】卷第廿五云、孝德天皇二年、畷、凡畿内、東自名懸橫河以來、南自紀伊兄山以來、西自赤石櫛淵以來、北自近江狹々波合坂山ナミヅカ以來、爲畿内國云云、同卷第廿九云、天武天皇六年、冬十月庚寅朔癸卯、内小錦上河邊臣百枝爲民部卿、内大錦下丹比公麻呂爲攝津職大夫、云云、

【舊事本紀】云、【國造本紀】云、據准法命謂攝津職、初爲京師、柏原帝代改職爲國、云云、

【延喜式】卷第十五云、諸國年料供進、畿内國營田春米六百五十四斛七斗三升二合、攝津國二百九斛七斗九合、云云、

同卷第二十四云、攝津國 行程云云、

同卷第二十六云、攝津國正稅公廩各十八萬五千束、國分寺料一萬五千束、大日寺料五千束、修理池溝料三萬束、救急料六萬束、云云、【和名類聚】卷第五云、攝津國 延暦十三年停職爲國云云

【萬】廿 津の國の海の渚に船よそひ、たしても時にあもかめもかも

【新後撰】九 後京極攝政 物おもふ心ありてそ津の國の、難波あたりはみる

へかりける

【續後撰】^{二十}

わすれはやさのみはいか、津の國の、なからへてし
も戀渡るへき

少將内侍

津守國 今住吉の一郡に屬す。

【夫木】^{二十}

家 隆

名もしるし年もつものりの國を経て、猶もやそちの
さかそこゆへき

郡

【日本書紀】卷第廿五云、孝德天皇二年凡郡以四十里爲
大郡、三十里以下四里以上爲中郡、三里爲小郡、云、

凡田長三十步、廣十二步爲段、十段爲町、段租稻二束二把、
町租稻二十二束、云、

【延喜式】卷第廿二云、攝津國上 管十三

住吉・百濟・東生・西成・島下・豐島・川邊・武庫・島上・八
部・能勢・夷原・有馬、

同卷云、凡郡不得過千戶、若餘五十戶以上者、分隸比郡、
地勢不宜分者、隨狀立別郡、其不滿百戶者、隸入他郡、若
不得已而應分者、別錄申官、云、凡諸國部内郡・里等名、
竝用二字必取嘉名、云、同卷第廿三云、凡諸國地子帳、造
三通、一通送主稅寮、一通主計寮、一通官厨、具錄田上・
中・下及損益、附正稅帳使申送、若不愼去年勘出物者、拘

留稅帳返抄、神稅帳造二通、一通送神祇官、一通送省、云、
【和名類聚】卷第五云、攝津國 管十三田萬二千廿五町七百十
八步、正公各十八萬五千束、本稻四十八萬束、雜稻十一萬
束、

住吉郡 須無知、大羅於保與、机全久末多餘戶、榎津以奈豆
百濟郡 久太良、東部・西部・南部、

東生郡 比奈我、古市不智、郡家・酒人・味原・餘戶、
西成郡 志奈里、長源・安良・伏見布之美、根本柳木乃、郡家・宅美、

讚楊・雄惟・三野・津守・驛家・餘戶、
島上郡 志末乃、濃味・兒屋・眞上未加美、服部波止利・高上、

島下郡 志末乃、新屋爾比夜宿久・安威、阿井、穗積保都美、
豐島郡 志末乃、秦上・秦下・驛家・豐島天之萬、餘戶・桑津久波津、

大明於保阿、
河邊郡 加波乃、雄家、乎倍、山本也萬毛、爲奈、郡家、楊津也奈以、餘
戶、大神於保無、雄上、

武庫郡 無古、加美・兒屋古也、武庫無古、石井以之井、曾根・津門
郡止、廣田比呂多、雄田乎多、

有馬郡 阿利萬、春木波留木、幡多、多在、羽束波豆加、大神、忍壁
於之加倍
在上下

夷原郡 宇波良、加美・葦原・布敷・津守・天城・覺美・佐才・住
吉

吉

(郡關生東)

八田部部

生田以久多・宇治・神戸・八部也多倍、長田奈加多、
能勢郡乃世 能勢・雄村乎無良・根根木子

以上管十三、七十八箇村、【和名類聚】に所載也。

百濟郡 此郡名今闕名せり。【續日本後紀】卷第一云、以攝
津國百濟郡荒廢田二十七町野、賜源朝臣勝、云、故老俗

傳云、百濟郡東部・西部・南部の郡里、相共に、仁德帝の御
字、海潮逆上て西海に流入といへとも、源順【和名】に所

載あり。後世百濟の郡里を闕て、東生の大郡に結ぶ。因て
中古の人、東生關郡と書り。近歲關の字も除て、百濟の郡

里斷絶せり。

關古名村 机全・餘戶・古市・郡家・酒人・餘戶・長源・安良・
伏見・槻本・宅美・讚楊・雄惟・三野・驛家・餘戶・濃味・高

上・新屋・驛家・餘戶・大明・楊津・餘戶・大神・雄上・加美・
石井・曾根・雄田・春木・忍壁・加美・天城・覺美・佐才・雄

村・布敷・葦原、
以上三十九箇所、此内同名は、別郡に有を以て重出す所
也。

割國分他邦村 住道【和名類聚】に所載。今河内國丹北郡に
あり。丹北も、始丹比郡也。後世分毫の誤を以て、丹北郡

と成り。亦二分て丹南郡生れり。

轉所稱古名村

古名轉文字村

秦上 今東秦と成て

津門 今矢野郡に有

宇治 今矢野郡に有て、

爲奈 今川邊郡に有て、

以上七箇村は、文字易つて古名を持つ所也。

歷世不易村 眞上・服部・宿久・安威・山本・武庫・廣田・住
吉・長田、

以上十箇村は【和名類聚】に所載。今に其郡ごととにあり。
所載軍記闕名之村 眞井・島屋・安富・安垣。【東鑑】云、文治

三年二月朔日癸酉、二品以没官領内二箇所、可被遊于建
禮門院之由、有其沙汰、是攝津國眞井・島屋兩庄也、元者

八條前内府知行也、云、文治六年四月十九日壬寅、内宮

役夫大工作料未濟、成敗所々事、攝津國平野・安垣、下知景時處、返事如此、相副之、同國安富、相尋早河太郎遠平處、件所一切不知行之由、申之、然者可被尋之也、云云、今十二郡中に四箇の名を闕り、平野の號は、今住吉郡川邊郡兩所にあり。

古名轉變村 來狹狹村本野日、今能勢郡宿野村に神社あり、所傳艸々宮と稱し、宿野土器を名物とす、【延喜式神名帳】云、攝津國能勢郡久佐々神社一座、云云。

【日本書紀】云、攝津國來狹狹村私民部、名曰贄土師部、云云、是を以て來狹狹村、今宿野村に轉するの證とす。委くは神社門に論之。因て于是略之。

鹽生野村 此所土俗惡唱、近歲上の一字を除て生野村に改む。有馬郡にあり。其證所傳に因れり。

荒符 川邊郡荒符に轉す。荒符二字、相共に艸字の似たるを以て誤る歟。荒符池の名所其部に比して詳に論之。石風呂在村 島上郡太田村に轉す。其證所傳に因る耳。此外古名交易の村里、雖可多、未考、或は所傳未詳、因て略之。

○今謂管十二

東は城攝の境地山崎の西、西は播攝の境川を限り、

東西凡十八里。南は攝泉の境、界大小路を限り、北は播丹攝の境地三國峠を限て南北凡十五里。公料、私領、寺社領相共に凡三十八萬千八百石餘。

住吉郡 【攝津國風土記】云、眞住吉國、云云、【日本書紀】延喜式【和名類聚】に所載、神社門に詳也。因て略之。【伊勢物語】に云、住吉の郡、住よしの里、住よしの濱と云云。

東生郡 一名大郡、攝津一州の國府也。

【日本書紀】卷第十九云、欽明天皇二十二年、是歲復遣奴氏大舍、獻前調賦、於是於難波大郡、次序、諸蕃掌客額田部連、葛城直等使列百濟之下、而引導大舍、云云。

【續日本後紀】卷第十四云、仁明天皇承和十一年二月戊子、攝津國言、依去天長二年正月廿一日、承和二年十一月廿五日兩度勅旨、定河邊郡爲奈野、可遷建國府、而今國弊民疲不堪發役、望請、停遷彼曠野、便以鴻臚館爲國府、且加修理者、勅聽之、云云、鴻臚館は大郡にあり。其證猶舊屋の部に論之。

西成郡 一名小郡、出于日本紀

【續日本後紀】云、承和元年八月丙戌、賜攝津國西成郡閑地一百町於諱、云云。

【三代實錄】云、攝津國西成郡人、陰陽允阿刀宿禰貞節、貫

附左京職、云云、

島上郡 世俗志末加美と稱す。

【續日本後紀】卷第四云、承和二年四月癸卯、攝津國島上郡荒廢田三町、賜左大臣正二位藤原緒嗣、云云、島下郡 世俗志末多と稱す。

【三代實錄】卷第六云、貞觀四年三月十四日、攝津國島下郡、住吉郡古荒田三十五町九段、奉充中宮職、云云、

【和泉式部抄】吹風ののと氣かるらんあのみゆる、島のしもより船登る也

豐島郡 【續日本後紀】云、攝津國豐島郡人、散位從七位下出雲連、云云、【姓氏錄】云、攝津國皇別豐島連、云云、

能勢郡 出于【延喜式】【和名類聚】

有間郡 今有馬に作る。【日本書紀】卷第廿三云、舒明天皇三年、秋九月丁巳朔乙亥、幸于攝津國有間、溫湯、云云、河邊郡 世俗加和奈部と稱す。

【古事記】云、仁德天皇、爲太后之弟、田井中比賣御名代、定河部、云云、【日本書紀】云、欽明天皇廿三年、略、河邊臣、云云、

武庫郡 出于【延喜式】【和名類聚】或務古、

【元亨釋書】卷第十八云、昔神功皇后、征新羅而還、埋如意寶珠及甲冑・弓箭・寶劍・衣服等、故曰武庫、云云、

兔原郡 出于【延喜式】【和名類聚】。世俗以波羅郡と稱す。

【大和物語】に云、むかし、津の國に住女ありけり。それをよはふ男ふたりなんありける。ひとりはその國にすむおのこ、姓はむはらになん有けると云云。

八部郡 今矢田部の三字に作る。

【古事記】云、爲八田若郎女之御名代、定八田部、云云、【續日本後紀】云、承和二年、攝津國人、散位矢田部造聰耳弟、從八位貞成等、賜姓興津宿禰、云云、【三代實錄】卷第五十云、仁和三年二月、矢田部造利人爲長門介、云云、

凡郡里の名は、二字を用るの事、【延喜式】に所記、始に引書して示是、略之。

大坂 攝津一州の府、諸國海陸道路の要津、廣大の地也。士・農・工・商の民家翬を並ぶ。市店に立て、萬物求るに不足と云ふことなし。故老俗傳云、難波の都・津・泊等は、古歌に寄て所求あり。大坂の市中に郡を分つこと、古語俗傳にも證不詳。大概論之。今の東横堀より、東を東生とし、西を西成とす。或は又鹽町口・瓦焼場・三軒屋・下難波等を、兔原郡に屬するの説ありと云ども、其證所取なし。又谷町筋を限り、南は生玉・天王寺に至を東生とし、西を西成郡に屬す、大略准之歟。古書、本文・和歌・大郡・小郡等の古名に因て考見るに、雖不中不遠、以是大坂の津は、郡外

に比して村里の始に記せり。亦大坂と號始の故縁不詳。
【日本書紀】仁德天皇廿二年紀云、天皇又歌曰、阿佐豆磨能、避介能鳥瑳介鳥介多那耆耳、彌致喻區茂能茂多愚譬豆序豫根、云云、卜部兼永釋云、阿佐豆磨朝妻也、在難波、避介能所名、鳥瑳介小坂也云云、故老曰、小坂、今東生郡天王寺村相坂の名とするもの歟。後世民家四方に薄り、村民繁榮して竈の烟賑あへり。因て以て時の人小坂を轉じ、大坂とするや。明應年中大坂の號あり。關白秀吉公築城墾之後、專ら要津と成て、如も今の廣大なる事仁德治世の帝都に超たり。

○住吉郡

住吉村 【日本書紀】卷第十二云、履中天皇六年、略、鷲住王爲人強力輕捷、由是獨馳越八尋屋、而遊行既經多日、不得面言、故歎耳、天皇悅其強力以喚之、不參來、亦重使而召、猶不參來、恒居於住吉邑、云云、住吉の庄内に在り。
遠里小野村 世俗宇里字野村と稱す。歌名所、遠里小野也。證歌其部に然り。
島村 一說東生郡に屬すと云へり。
七道濱町村 一說七堂とす。所傳不詳。

堺町 此所北旅籠町より、南は大小路に至の間、市店の南北に、攝津・和泉の兩國を分つ。因て堺の號あり。天正年中専ら繁榮の地、舊屋等今に所殘あり。皆分部記之、淺香村 或は淺香山村と稱す。

【太子傳曆】云、推古天皇三年乙卯春三月、土佐南海夜有大光、亦有聲如雷、經三十箇日矣、夏四月着淡路島南岸、島人不知沉木、以交薪燒於竈、太子遣使令獻、其大一圍長八尺、其香異薰、太子觀而大悅奏曰、是爲沉水香者也、此木名稱檀香木、生南天竺國南海岸、夏月諸蛇相繞、此木冷故也、人以矢射、冬月蛇蟄、即斫而採之、其實鷄舌、其花丁子、其脂薰陸、沉水久者爲沉水香、不久者爲淺香、云云、故老俗傳云、此香木を是に寄て、淺香の號ありと云り。其證不詳と云ども、所傳と古書と附合するの所也。

大豆塚村 一本東生郡に屬するの說あり。
○船堂村 本郷號
○北村
庭井村 ○菊田村 ○杉木村 ○山内村
吾孫子村 【日本書紀】卷第九、神功皇后九年、略、即得神教而拜禮之、因以依羅吾彥男垂見、爲祭神、云云、吾彥今我孫子に作る。孫の子を彥とするに因れり。○寺岡村
前掘村 ○掘村 在出在家
中喜連村 ○東喜連村 ○西喜連村
○平野庄 在皮田今在家新
○湯屋島村 中野今村等邑

○砂子村
腹見村 在村
○大友村
○南田邊村

北田邊村 始在東西今南北に轉じ松原新田山新田あり 【三代實錄】卷第六云、貞觀四年十一月十一日乙亥、攝津國、正六位上田邊東神・田邊西神、並、授從五位下、云云、○桑津村 和名新桑、豐島郡中に小 【日本書紀】卷十一云、仁德天皇十四年冬十一月、爲橋於猪甘津、云云、鷹合村 一本東生郡とす。鷹甘邑是也。

【日本書紀】卷第十一、仁德天皇四十三年秋九月庚子朔、依網屯倉阿弭古捕異鳥、獻於天皇曰、臣每張網捕鳥、未曾得是鳥之類、故奇而獻之、天皇召酒君示鳥曰、是何鳥矣、酒君對言、此鳥類多在百濟、得剛而能從人、亦捷飛之掠諸鳥、百濟俗號此鳥曰俱知、是今時乃授酒君令養馴、未幾時而得馴、酒君則以韋縉著其足、以小鈴著其尾、居腕上獻于天皇、是月幸百舌鳥野而遊獵、時嶋雉多起、乃放鷹令捕、忽獲數十雉、是月甫定鷹甘部、故時人號其養鷹之處、曰鷹甘邑也云云

【堀後百首】

紫の御狩はゆ、しましろなる、俱知の羽かひに雪
ちりほひて

【夫木】

顯 仲

御狩野のくち野の尾花なひくまで、羽風はけしき
ましろふの鷹
【同】
おしかはのあしをの俱知を引すへて、百舌鳥野の御狩始とそきく
今の俗鷹を甘者を鷹匠と云。其是縁也。鷹を以て鳥を捕しむるを合と云。是を以て今の俗鷹合村と書て多加比と稱す。

○東生郡

中野村 ○萍上江村 世俗萍を澤に誤り、善源寺村 世俗世牟介寺と稱す。
友淵村 ○内代村 世俗宇知牟代と稱す。
野江村 ○關目村 ○毛馬村 ○赤川村
薙生村 ○中村 ○江野村 ○南島村
森小路村 ○今市村 ○千林村
貝脇村 ○上辻村 ○馬場村 ○般若寺村 郷中に小
村 ○下辻村
放出村 世俗放天と稱す。【夫木】以來歌の名所とす。證歌池の部にあり。○今福村

蒲生村 ○野田村 ○玉造村在家大坂の市中にあり【日本書紀】卷第十
五云、顯宗天皇六年、略、問曰、何以知乎、答曰難波玉造部
御女、云云、

森村 【日本書紀】卷第廿二云、推古天皇六年夏四月、難
波吉士磐金、至自新羅而獻鵲二候、乃俾養於難波森、因以
巢枝而產之、云云、此森の舊地、今民家と成るの所傳也。
中道村 ○本庄村 ○中濱村 世俗奈加末村と稱す ○
鳴野村 ○左專道村

永田村 ○東今里村 ○西今里村
大今里村 ○深江村 ○模江村 世俗片江に作る。【太子
傳曆】模江、或は傍江、云云、

榎並村 ○中川村 ○岡村 ○木村 今の俗木之村或は
木野に作る

小橋村 今の俗、乎波勢と稱す。【日本書紀】卷第十一云、仁
德天皇十四年冬十一月、爲橋於猪甘津、即號其處曰小橋
也、云云、

東高津村 今の高津、東・西に分て、西を西成郡に比せり。
土俗瓜生津、或は郡津を本字とするの説あり。【攝津國風
土記】云、以天磐船泊故號高津、云云、猶津の部に詳也。

北平野町村 ○南平野町村 以上南・北の二箇邑は、俗上
鹽町と稱する所也。

天王寺村 【日本書紀】卷第廿一云、崇峻天皇二年、略、必當奉
爲護世四王起立寺塔、云云、因て四天王寺の號あり。猶寺
記に詳也。

國分村 此所に於て、國分禪寺あるを以て、國分村と稱す。
亦西成郡國分寺村に、國分寺あり。聖武天皇御宇天平年
中、國分二寺を營建し給ふの一寺也と云へり。寺は所傳
の如し。地名は、東生郡に論ずるの國府とするもの歟。寺
院は其部に詳也、

舍利寺村 此所、聖德太子令納佛舍利之所傳あり。寺院は
其部にあり。 ○田島村

林寺村郷中に新田あり ○阿部野村 此所【太平記】に出たり。猶野
の部に詳也。

○西成郡

今在家村 ○中在家村 ○勝間村 今俗木妻に作る、
○今宮村郷中に新家あり

木津村 此所【源平盛衰記】に出たり。一本、東生郡に屬す
るの一説あり。

下難波村 當領内の田圃、元祿戊寅年、新地町家と成て、大
坂の市中に成れり。

上難波村大坂町の號に同名あり ○西高津村 所傳東高津に同じ。大坂
市中の數に入れり。

九條島村 世俗、下略して終に九條村と成れり、或は衢壇に
作る。貞享年中、此地の衢を切て、淀川の流を直す。號て
今安治川と稱す。西に残る地を西九條とし、宮前・宮東等、
三箇の小邑あり。○四貫島村 所傳不詳。大略島の部に
あり。○福島村 此所上・中・下と分ち、三邑とす。壽永年
中、源平軍記に所載の渡部の福島也と所傳せり。

野田村 世俗吉野の櫻に對して、野田の藤と云の諺あり。
至于今藤の古木を殘し、所傳せり。猶藤の記詳にして雜
類に比す。

本庄村 ○國分寺村 所傳東生郡國分村に同じ。○北長柄
村 長柄或は長柯に作る。【日本書紀】卷第廿五云、孝德
天皇大化元年、冬十二月乙未朔癸卯、天皇遷都難波長柄
豐崎、云云、猶古宮の部に詳也。

【夫木】十三 藤原正家
はる／＼と年もはるかにみゆるかな、なからの村
のなかひこのいね

南長柄村 右に同じ。元一名を南・北二箇邑に分てり。【夫
木集】近江・丹波、云云、【名寄】攝津に比す。因て證歌是に
取れり、亦紀伊とするもの歟。○新田村 ○三番村南中島の同名あり
平田村 ○橋寺村天王寺庄と號せり ○大道村小邑五箇所あり、所謂下辻 ○
江口村 此所上古の川口也。【日本書紀】卷第廿二云、推古
天皇十六年、夏六月壬寅朔丙辰、客等泊于難波津、是日以
飭船三十艘、迎客等于江口、安置新館、云云、同卷第廿三云、
舒明天皇四年、冬十月辛亥朔甲寅、唐國使人高表等、到于
難波津、則遣大伴連馬養、迎於江口、船三十二艘、及鼓吹
旗幟皆具整飭、云云、

海老江村 ○塚本村 所傳塚の部に論之。
成小路村郷中に十三村の小名あり ○浦江村
大仁村 或は大爾牟と稱す。○川崎村 此所大坂の市中に
續く。天滿の地にあり。町の東にして、川の頭を以て川崎
と號す。

堂島村 此所貞享戊辰年、新地町家と成て、天滿の市中に
交れり。○北野村 所傳神社天神の社記に詳なり。因て
于是略す。

曾根崎村 ○新田村號川口新田邑 ○三番村南中島の中にあり ○光立寺村
濱村 ○庄村外島皮多

川尻の江口にたちてあし田鶴の、鳴なる聲をわれ
にきかせよ

新城村 ○淡路庄村 ○卑江村

菅 家

藥師堂村 ○濱村郡中に同 ○増島村名あり

高畑村 ○國島村 本字柴島を略して、今國島と改作る。

【日本書紀】卷第八云、仲哀天皇八年春正月、略、柴島爲御
藏云、

北方村 ○南方村 ○川口村 ○木寺村

南宮原村 ○新田村宮原の中 ○北宮原村郷中に鎌田あり ○佛性院村高須、油井、砂村あり

十八條村 ○新在家村 ○掘上村

野中村 ○小島村新田あり ○掘村

今里村 ○三津屋村 此所は、始に三社と書り。當郷三社の氏神あるに因れり。

加島村 ○田井中村 ○竹島村

御幣島村 世俗、島の字を除て御幣と稱し、或は御手村と云へり。【延喜式神名帳】島下郡幣久良神社、云、今其神社

は島下郡耳原村にあり。神社門に論之。○野里村 此所

【太平記】に出たり。○稗島村 世俗倍志末と稱す。○傳

法村南北にあり、因て南傳法、北傳法と分り ○申村 ○福村中新家あり ○大野村申村、福村、大野の地名なり

○大和田村 此所、上古和田の泊の所傳あり。矢田部郡兵庫の津に、輪田の名あり。【土佐日記】の證を

以て、泊の部、及び雜類門水咫衝石等に論之。【土佐日記】に云、和田の泊あかれの所と、云。

(泊の田和)

佃村 此所、古へ田蓑島とするの俗説あり、島の部に論之。

攝陽群談卷第一終

攝陽群談卷第二

後志 編集

○島上郡

山崎町 山城國山崎民家の西に、城攝の境あり。因て山崎

の號是に出す。古橋の部に論之。○廣瀬村善法寺村、東大寺村、水無瀬井内邑等の名あり

高濱村 所傳濱の部にあり。○櫻井村 所傳井の部にあり。

○尺代村

大澤村 ○川窪村 ○上牧村 ○神内村

梶原村風皮田邑等の名あり 此所世俗、上古唐船是に入津して、梶折

帆を失ふ。是を以て神内・梶原の二名を、帆無梶折邑と稱す。元は神南也。

中村 ○井尻村 ○鷺殿村道西村あり。

萩庄村 ○前島村小邑一箇 此所世俗略して末志滿と云。○野

田村 ○安滿村 所傳金龍寺記に詳也小邑新町あり ○下村

成合村櫻邑、龍寺の地名あり 世俗奈利和井と稱す。

別所村 ○東天川村 ○西天川村小高木、皮田邑等あり ○冠村小邑五箇所あり

所傳冠柳の名に因れり。柳の記雜類に然り。○磯島村

所傳云、此所は淀川の流を向に隔て、河州の地にあり。上

古川の西南に流、曲て西に落、攝津國川端の磯島、河内國

渚邑、南・北に相向り。後世磯島の後を切て、渚の前を埋

み、川の流を直す。因て渚は道の東と成れり。磯島は向の

岸に附りと云ども、元は攝津國の地名たるを以て、今も

猶然り。世俗誤て味會志末と稱す。○大塚村小邑六箇所あり

高槻村城下町あり ○古曾部村 此所、始は社戸に作る。【日本書紀】

【後拾】三津の國古曾部といふ所にて讀る。

能因法師

我宿の梢の夏になる時は、伊駒の山そみへす成け

る。上田邊村小邑一箇 ○下田邊村 ○庄村 此所始は庄所の二

字に作る。○芥川村 所傳神社門及川の部に論之。此所、

元は阿久刀也。小邑二箇 ○眞上村 此所、出于【和名類聚】

奥徳村眞上 ○服部村 此所、世俗波津止利と稱す。浦堂大藏寺、西川原等の三箇邑あり【日本書紀】卷第十三云、允恭天皇、略、任織部司、惣領

諸國織部、因號服部連、云云。

【姓氏錄】云、攝津國神別服部連、云云。

原村 【姓氏錄】云、攝津國諸蕃、百濟原首、云云。

萩谷村 此所、世俗誤て波加多爾と稱す。今竹牛尾、最初等の三箇邑あり。

以て、時の人不死王村と稱す。因て寺院再建ありと云へり。後世今の文字と成れり。寺記其部に詳也。

東山村 所傳寺院の部、東禪庵の記に詳也。

吉田村 ○中川原村 ○古江村

木部村 所傳云、吳服穴織二女神、絹を張、布を曝の所なれば、絹舒里と號たるを、後世中略して、木部と成と云へり。或は柵戸に作る。

池田村野田・植松・宇保等名あり 【夫木】攝津又遠江國、云云、

【夫木】三 參議爲相

そのかみの里は河瀬と成にけり、爰も池田の同し名なれと

才田村傳録村此中にあり 所傳云、釋尊所持の鐵鉢を、當所の塚穴に得たり。因て才田の名は隱て、尊鉢の號世に顯る、所也。塚穴其部に然り。○井口堂村 ○瀬川村 ○半町村

此所世俗半所と稱す。○野村 ○中島村

東市場村 ○西市場村 ○神田村南北二箇村並に川原・島・須貝・中島・宮原・上島・船場等の邑あり

【夫木集】攝津に比す。

【夫】三 雜十

千早振神田の村の稻なれば、月日とともに久しかるべし

匡 房

今在家村 ○轟村 ○宮前村 ○産所村

部連、伊香我乎命之後也、云云、【東鑑】云、建保七年閏二月九日、調申示右京兆、是攝津國長江・倉橋兩庄地頭職、可被改補事、已上院宣條々也、云云、長江は今の長島に轉ぜる歟。○島江村

島村 ○庄本村

○能勢郡

木代村 ○切畑村大丸・平居・西尾 ○餘野村野間口・皮田邑此中にあり ○川尻村

○吉川村保谷村あり、或は連谷に作る

野間村伊奈地村・澤・出野・西山・大原・立石等の邑あり 【延喜式神名帳】攝津國能勢郡野

間、云云、○地黃村小邑一箇所此中にあり ○吉野村 ○倉垣村東西にあり、長尾・岡崎・加

小堂・和田等の小邑あり。【姓氏錄】云、神別攝津國掠垣朝臣・津島朝臣、大

中臣同祖、津速魂命三世孫、天兒屋根命之後也、云云、○山

内村口山田邑あり ○田尻村上下にあり、藤本・北脇

下田皮田村 ○平通村 ○柏原村

大里村小邑一箇所あり ○宿野村 此所、元は來狹狹村也。古名轉

變の村始に論之。猶神社門に詳也。上・中・下の三邑あり ○片山村

○栗柄村

森上村 ○平野村 ○上杉村 ○伊那地村或は稻地に作る。

○今西村 此所根根神社あり。世俗杵宮村と稱

石橋村 ○玉坂村 所傳山の部にあり。刀禰山村 此所、世俗殿山と稱す。或は刀根に作る。○芝原村新田邑是中にあり ○内田村新田邑此中にあり ○野畠村 同上 ○小路村 同上 ○麻田村山所村此中にあり ○新免村 此所、世俗志牟免井と稱す。○熊野田村 此所、世俗久未牟多井と稱す。○箕輪村 此所、世俗美乃多和と稱す。○勝部村 ○走井村

櫻塚村岡野新家此中にあり ○原田村南・中倉・梨井・昌邑等の名あり 所傳原田帶刀、在城の舊地に因れり。

會根村 ○福井村 ○長興寺村新田邑此中にあり

岡山村 ○石蓮寺村 ○榎坂村馬村・藏人邑あり

小會根村 ○垂水村上下にあり 【延喜式神名帳】攝津國豐島郡垂水云云、○濱村

服部村 【和名類聚】波止利、云云、○北條村 此所、喜多條と稱する者あり。○穗積村 此所、【和名類聚】に出たり。

【萬葉】六+

わらはへも草はなかりそやほたての、穗積のあそ

かわき草をかれ

利倉村 ○今在家村 ○四萬堂村 此所、世俗島堂に作る。

○野田村 ○三津屋村

牛立村 ○蔭江村 ○上津島村掠垣村此中にあり

東長島村 ○洲倒止村以上三邑並に此中にあり 【姓氏錄】云、攝津國掠垣

(庄橋) 橋

す。○山邊村【姓氏錄】云、攝津國皇別山邊公、和氣朝臣同祖、大鐸和居命之後也、云云、○山田村

垂水村 此所、出于【延喜式】始に記之。

神山村 此所、土俗加不也末と稱す。六所權現守護の地を

以て、神山の號ありと所傳す。猶寺院門青山寺記に詳也。

○長谷村 所傳云、當山雉子に毛冠なし。和州泊瀬の觀

世大悲靈場、長谷寺山内の雉子に同じ。因て長谷と號す。

○天王村

○有馬郡

生瀬村 ○名鹽村牛子村此中にあり ○船坂村 所傳云、有馬湯山の

湯槽を是に作る。因て以て槽坂の號ありと云り。

○湯山村 此所、溫泉入浴の旅客を留るの所也。町數十

有九町の市店あり。世に有馬村と稱す。

【夫木】

神まつる花の時にや成ぬらん、有馬の村にかゝる

白幣

此歌【夫木集】に出て、攝津亦紀伊、云云、花の時祭神、紀

伊に屬する歟。一説に因て記之。

唐櫃村邊坂・東谷・種池あり 所傳云、此所は昔神功皇后甲冑・弓箭等

(村馬有)

光 俊

を、石櫃に入て、埋しめ給ふを以て、唐櫃村の號ありと云へり。猶武庫山の記に詳也。○下司村小邑五箇所【東鑑】云、寛元四年三月八日丁酉、渡部海賊、同類柴江刑部丞源綱、法師本職、攝津國板上庄南方下司名田事、自領家方收公之由、源綱入道依申之、今日有其沙汰、云云、今南方の號は西成郡にあり。名田は今此郡内に於て、小名田村とするもの歟。○山口村上下

中村 ○奈來村 出于【續日本後紀】
平田村小邑一箇 ○生野村 此所、始は鹽生野と號す。古名轉變の村、始に論之。

鹽田村 ○山田村 ○桑原村【姓氏錄】云、攝津國諸蕃、高麗桑原史、桑原村主祖萬德王之後也、云云、○田中村 ○道場川原村

寺村 ○二良村一良村、柳 ○草下部村 此所、日下部或は草壁に作る。【日本書紀】卷第廿九、天武天皇十三年、草壁連、云云、【姓氏錄】云、攝津國神別日下部、阿多御手犬養同祖、火闕降命之後也、云云、同卷云、攝津國皇別日下部宿禰、出自開化天皇皇子彥坐命也、云云、○中村戎谷 ○小名田村上下 此所、下司村に論之。

付物村小邑 ○柳谷村小邑 ○屏風村 ○岡場村
深谷村西細、鴨川、瀧野、林、神等あり ○大澤村上下あり、堀の名あり

西末村 ○小野村上下にあり ○乙原村上下にあり
小柿村見通、北寄、東、上 ○青野村上下二箇邑

母子村 所傳云、當山永澤寺開祖通幻、俗姓は永澤家光、因州磯崎の人也。母懷胎の時、死して土中に産子也。成長の後、専ら佛乘に志し、終に薙髮、母の菩提を問て、諸國の靈佛を巡拜して是所に至り、寺院を營建し、氏を以て永澤寺と稱し、村里を母子村と號たる所也。亦故老俗傳云、三月三日蓬糕を以て、歳事とする事、是に始ると云へり。上古の所傳、其詳なる事を失りと云へとも、此の所、母子草を以て糕を作り、歳事とする事、今猶然り。因て母子の號ありと云へり。世俗蓬を以て作之、號て草の糕と稱す。【文德實錄】云、辛巳、嵯峨太皇太后崩、壬午葬太皇太后于深谷山、遺令薄葬、不營山陵、先是民間訛言云、今茲三日不可造糕、以無母子也、識者聞而惡之、至于三月宮車晏駕、是月亦有太后山陵之事、其無母子、遂如訛言、此間田野有草、俗名母子草、二月始生、莖葉白脆、每屬三月三日、婦女採之、蒸搗以爲糕、傳爲歳事云、母子草を以て所傳する事、是縁を取て俗語する歟。○湏磨田村

大音所村 所傳、神社門駒字佐八幡の社記に詳也。
○幡尻村野倉庄 ○岩倉村
並田村 ○曲村 ○本庄村 ○日出坂村新町あり、攝州・丹波の境界此所にあり

日西原村 ○籬村 ○市原村 ○岩屋村
津上村上下にあり、小 ○宅原村上下にあり、上に小邑三箇 ○三田村あり、井村 此所、城下にして、町家・市店あり。○高須村 ○三輪村 此所【和名類聚】に出る大神也。○有野村 志手原村 ○香下村 此所、一には鹿舌に作る【和名類聚】有馬郡羽束也。山の部に詳也。【姓氏錄】云、攝津國羽束首、天足彦國押人命男、彥姥津命之後也、云云、○川除村 深田村 ○大原村 ○福島村 ○貴志村 此所、島下郡吉志部に同じ。【東鑑】云、文治二年正月十日己丑、攝津國貴志輩事、所被加御家人也、云云、○東野上村 西野上村 ○尼寺村 所傳云、花山皇后菩提尼寺を以て、地名と成れり。寺記に詳也。世俗誤て仁地に作る。○加茂村 川邊郡同名の別れたる所也。加茂或は鴨に作る。【姓氏錄】云、攝津國皇別鴨君、日下部宿禰同祖、云云、○井澤村新町あり ○廣野村 内神村上下二箇邑 ○澤谷村 ○大川瀬村 相野村上下にあり ○四辻村 ○井野菊村 東山村 ○藍本庄村野倉・西櫻・日中 土俗本庄の二字を除ひて常に藍村と稱す。大臣命之後也、云云、○東末村

○矢田部郡

谷上村上下二箇邑、丹生 ○原野村丹生山田庄也、尻 ○福地村
○中村有堀の小 ○坂本村
下村東西二箇邑也、東に ○小川村 ○藍那村
○小部村東西二箇邑也、西 ○車村【姓氏錄】云、攝津國皇別車持公、豐城入彦命之後也、云云、○妙法寺村 ○多井畑村 此所、一には田井、或は對に作る。○湏磨村東西二箇邑 此所、海・浦・泊等の歌名所、證歌各其部にあり。村と讀る歌未考。湏磨或は湏摩に作る。正字取瑣とするもの歟。【東鑑】云、元曆二年七月廿四日甲戌、下河邊庄司行平、依今度勳功、欲充行一國守護職、何國哉可請、者行平申云、播磨國有取瑣・明石等之勝地、有如書寫山之靈場、尤所望、云云、早可有御計之由、被諾仰、云云、湏磨は攝津と云ども、湏磨・明石と續く名所を以て、播磨國取瑣・明石の勝地ありと書り。

大手村 所傳云、壽永年中の戰場、源氏の追手口を以て、今板宿村新田の小 ○野田村 ○駒林村 歌名所證歌林の部に

あり。○西代村 所傳、古の西代宿と云へり。○池田村 長田村 所傳、神社門長田社に比す。新田あり

【夫木】三雜十

藤原義方

靜なる長田の村に住人の、かりつむいねのはかりなきかな

西尻池村

○夙村武庫郡に同名あり

○東尻池村新田邑の

○兵庫津 此所は、西國海陸の泊也。福原庄と號す。町家並に和田礮等の名あり。【日本書紀】卷第廿五云、孝德天皇大化元年、於閑曠之所、起造兵庫、收聚國郡刀甲弓矢、云云、西成郡長柄豐崎宮御世、兵庫を造の所也。因て兵庫の號ありと云へり。【東鑑】云、兵庫三箇庄、攝津、以上八箇、院御領、右庄園十陸箇所注文如此、任本所之沙汰、彼家如元、爲有知行勅狀如件、壽永三年四月六日、云云、○夢野村 所傳、野の部鬮野の舊記に詳なり。

(庄原編)

(庫兵)

【新勅】【名寄】

つけの村に大山守か納たる、氷室は今も絶せざりけり

右鬮野村は、夢野村の始の名也。氷室の古記は、舊屋の部に分之。○烏原村

石井村 ○坂本村【姓氏錄】云、攝津國皇別坂本臣、紀朝臣同祖、彦太忍信命孫、武内宿禰之後也、云云、○奥平野村

御影村新田小 所傳、山の部御影山記に詳也。

住吉村 所傳、神社門にあり。世俗禿原住吉と稱す。山田あり

○野寄村 世俗、乃伊利と稱す。

岡本村小邑あり ○横屋村 ○魚崎村 世俗、與佐喜と稱す。所傳、崎の部五百崎に論之。

青木村東、西二箇 ○田中村住吉邑より以來、此所まで七箇邑を山路庄内と號す ○田邊村田井の

り ○北畑村

(庄路山)

小路村 ○中村 ○森村 ○津知村或は此

三條村新田小 ○深江村新田小名あり、田邊邑より以來此 ○林村【姓氏

錄】云、攝津國諸蕃林史、林連同祖、百濟國人木貴之後也、云云、

葦屋村【姓氏錄】云、攝津國諸蕃葦屋漢人、石占忌寸同祖

阿智王之後也、云云、里を讀る歌其部にあり新田小 ○打出

村 所傳、濱の部に詳也。因て于是略之、○篠原村山田あり

○武庫郡

西宮村新田、座口、出在家、夙邑等の 【舊事紀】云、神武天皇大歲、發

自西宮、船師東征、云云、

【夫木】神

性 阿

名にしおへは頼そかゝる西の宮、そなたに我を道

○中宮村

宇治野村 此所【和名類聚】に出る宇治村也。

花熊村 ○走水村 ○二茶屋村

上邊村 所傳云、昔神功皇后、三韓退治歸朝の期に及で、是に至玉ひ、異敵の首實見あり。因て頭村と稱す。後世今の二字に作ると云へり。【和名類聚】に出る神戸村是也。新田あり

北野村 ○生田宮村新田 所傳、神社門に詳也。

(戸神)

○兔原郡

○中宮村

生田村 所傳、生田宮村に同じ。【日本書紀】卷第廿九云、天武天皇九年春正月丙申、攝津國活田村桃李實也、云云、○熊内村 此所、世俗久毛知と稱す。新田小 ○瀧寺村 此所、布引瀧の水上、寺院あるに因れり。

中尾村聖邑あり ○筒井村津田下箇井等の ○中村

脇濱村 ○岩屋村號都賀 ○原田村

上野村 ○畑原村 ○五毛村 ○鍛冶屋村

稗田村 ○味泥村 ○河原村河原町、小村、皮多等あり

森村 ○大石村東、西二箇 世俗於以之と稱す。

皮田村 ○八幡村 ○徳井村 ○遠目村

高羽村小坂田 ○石屋村 ○部下村 ○口平野村

引やとて

越水村 ○中村 ○廣田村 所傳、神社門に詳なり。○門

戸村 ○神尾村 所傳、寺院の部神咒寺記にあり。○鹿

鬮村 所傳云、毎歲正月鹿の鬮を、西宮夷神に獻す。是所に於て、鹽に浸す。因て鹿鹽の號あり。社記其部にあり。是に略之。○小林村

伊刀志村 此所、始伊蘇志に作る。或は磯志に作る。【三代

實錄】卷第三云、貞觀元年、從四位上行攝津守滋野朝臣貞

雄卒、貞雄者右京人也、父從五位上家譯、延曆十七年改伊

蘇志臣、賜滋野宿禰、云云、○川面村

見佐村新田邑の ○段上村 ○上大市村

下大市村上下ともに ○藏人村新田邑の 【姓氏錄】云、攝津國諸

蕃藏人、石占忌寸同祖、阿智王之後也、云云、○高木村 ○

芝村皮田邑 ○津戸村小邑一箇 此所、始は津門に作る。【姓氏

錄】云、攝津國皇別津門首、櫛井臣同祖、米餅搗大使命之後

也、云云、

今津村新田邑の ○下瓦林村新田、出在家 此所、或は河 林に作

る。○御代村

上瓦林村下瓦林 ○鳴尾村南北に分てり、八松、 或は成尾と書り。

松の名所とするの證歌、其部に然り。○小松村 此所崎

の名所、證歌其部にあり。【東鑑】云、建久三年十二月八日、

是平家没官領内、攝津國福原庄、武庫御厨小松庄、云云、已上廿箇所、先日被奉讓黃門室家、將軍家、云云、小曾根村 此所、【和名類聚】に、曾根と出所也。

西新田村新家・出在家 ○東新田村新田・新家 東大島村 ○西大島村新田 ○今北村小島上 守部村 ○西武庫村 ○今津村

武庫村 此所、無古或は務古、亦牟古に作る。湊・泊・海・浦等に證あり。【姓氏錄】云、攝津國諸蕃、牟古首、出自百濟國人片禮吉志也、云云、

常吉村 所傳、土俗の諱に因れりや、不詳。常松村新田の小 ○西小屋村 ○時友村 友行村 以上二箇村、所傳不詳。常吉に同じ。

武庫庄村 右三箇の武庫、皆同之。【東鑑】云、攝津國武庫庄、何國、以上九箇所以消息、別觸申右兵衛督畢、云云、武庫に屬するの證歌、分部記之。○西留松村 ○濱田村

○川邊郡

尼崎津依爲城下 此所、能因法師歌枕、攝津國尼崎として、歌の名所に比す。證歌未考。市中の名所、古跡、寺社、各分部記之。

額田部宿禰、云云、 ○善法寺村 ○田中村

富田村 土俗登宇田と稱す。 ○穴直村 穴直、或は穴太に作る。 ○榎堂村

小中島村 ○坂部村上・下二箇 此所、始坂合部に作る所也。

【日本書紀】卷第十三云、允恭天皇造立國境標、因賜姓坂合部連、云云、【姓氏錄】云、攝津國皇別坂合部、大彥命之後也、云云、○久々知村【姓氏錄】云、久々智高橋臣、阿部臣同祖、大彥命之後也、云云、

岡院村 ○曼茶羅寺村 ○若王寺村

瓦宮村 ○下食滿村上・中食滿の ○清水村

東留松村 ○塚口村 所傳、塚の部に然り。

野間村 所傳、神社門にあり。 ○山田村

東寺本村昆陽庄 ○中寺本村 ○西寺本村

池尻村 ○昆陽宿村中町・大工町・東町・市場町・辻町・佐藤町・北井の内堀・池邑等の小名あり 此所、世俗小屋に作る。

【未木】多 隆 房

つの國の兒屋は何にかかふるらん、くきのみたてる霜かれの蘆

南野村新田 ○御願塚村 所傳、塚の部に比す。

猪名寺村 此所、【和名類聚】に出る爲奈、今猪名寺と成れり。始に記之。【日本書紀】卷第十四云、雄略天皇十二年秋

別所村 ○大物村 所傳、橋の部にあり。新田邑の小 ○帆瀬村 ○梶崎村 此所、梶ヶ島とも云へり。 ○今福村 ○常光寺村

東長洲村 證歌洲の部にあり。 ○中長洲村 錦樂寺村 所傳云、吉備公は元正天皇の時の人也。博學才智世に超たり。養老年中に、帝勅、吉備遣唐使と成る。在唐の時、野馬臺の詩を讀しむ。文義曉し難し。蜘蛛糸を引て終に不得求、彼地の埴土を取て錦の袋に入れ歸朝す。其土を設て是に置り。因て錦樂の號ありと云へり。猶亦一品天神社記に比す。○西長洲村在皮田

西難波村 所傳、古宮の部難波宮に論之。新田邑一箇所あり ○竹屋新田村 ○東難波村同西

七松村 ○水堂村小濱・皮田等の ○三反田村 大西村 ○栗山村以上三箇 ○尾濱村 ○上島村號生 ○濱村新田小 ○次屋村 ○潮江村新家 此所、源融公潮汲給ふを以て、潮江と稱するの所傳あり。江の部に詳なり。

西川村新田 ○神崎村新田・皮田等の 此所、歌の名所とするの證、崎の部に然り。 ○皮田村

戸内村 ○高田村新田 ○額田村【日本書紀】卷第廿二云、天武天皇十三年、略額田部連、云云、【姓氏錄】云、攝津國神別

九月、木工猪名部眞根、以石爲質、揮斧斷材、云云、出在家の小名あり 田能村 ○酒井村 ○岩屋村 ○森本村小島二箇 ○東桑津村 此所、【和名類聚】に出て、豐島郡にあり。又住吉郡に同名あり。【日本書紀】卷第十云、應神天皇十三年春三月、天皇遣專使、以微髮長媛、秋九月中髮長媛至日向、便安置於桑津邑、云云、

小坂田村 ○中村 ○下河原村 ○北河原村天津邑 ○伊丹村新田・下市・野田・植松等の小名此中にあり 此所、西北の驛、繁榮の地、町家・市店あり

千僧村號毘 所傳云、聖武天皇御宇、行基僧正、四十九院を營建の願既に滿て、一千の僧を供養するの所也と云へり。 ○大鹿村

北村 ○久代村新田小 ○加茂村下加茂 【姓氏錄】云、鴨祝部、加茂朝臣同祖、大國主神之後也、云云、 ○荻野村 此所、世俗扇野村と稱す。 ○鴻池村 所傳不詳。土俗鴻の集を池の名に取て、村號とすと云へり。

【續日本後紀】卷第十四云、仁明天皇承和十一年二月戊子、攝津國言、依去天長二年正月廿一日、承和二年十一月廿五日、兩度勅旨、定河邊郡爲奈野可遷建國府、而今國弊民疲不堪發役、望請停遷彼曠野、便以鴻臚館爲國府、云云、故老俗、此本文を寄て既に國府と成るの地、終に鴻臚館に遷

る。因て國府 京を改轉じて、鴻加字に作る。後亦、池に屬して鴻池と云へり。爲奈野に續の所也。○中野村新田、東邑

荒蒔村新田、西邑等あり 此所、本は荒符也。鴻池に續く所、國府荒廢の地を以て、荒府の名ある歟、荒府の池、歌名所證歌、其部にあり。古名轉變の邑、始に論之。因て于是略す。

安倉村池島、鳥島、出在家等、以上七箇邑を安倉の庄とす 所傳云、聖德太子、仲山寺艸創し給ふ時、驪の蹄を止、安鞍義に因て、安鞍と號す、今安倉と成と云。【日本書紀】卷第廿五云、孝德天皇白雉元年、是歲漢山口直、大口奉詔刻千佛像、遣倭漢直縣白髮部連鎧・難波吉士胡床於安藝國、使造百濟船二隻、云、安倉、胡床より出たる歟とも云へり。○米谷村瀨野、西米谷、皮田、邑等の小名あり

小濱村西北の驛町、家市店あり 此所、元は今の米谷村の地にあり。明應年中、是に遷の所傳、舊屋の部に詳也。○安場村 ○中山村 所傳中山寺記に比す。○中筋村小池邑の、小名あり 山本村 此所、【和名類聚】に出る所也。平井村 所傳云、源賴光公の一族、平井保昌出生の地なり。因て保昌氏の地名ありと云へり。猶石牌の部、和泉式部塔の記に論之。

寺畑村 ○小花村 或は尾花とも書り。榮根村 世俗坂根に作る。此所榮根寺あり。

紫合村 ○民田村千軒邑、銀山等あり ○下阿古谷村

上阿古谷村 ○北田原村大井邑あり、世俗於保江村と稱す 萬善村 ○槻並村 此所、世俗津具奈美と稱す。並又波に作る。○木津村

木間生村 ○栢原村 ○林田村 ○篠尾村 清水村 ○仁頂寺村 此所、世俗爾世宇路と稱す。所傳寺院に因れり。○栢原村

鎌倉村 所傳、最明寺時頼公寓居の地を以て、鎌倉の名ありと云へり。○杉生村

島村 【姓氏錄】云、攝津國島首、正哉吾勝々速日押穗耳尊之後也、云、○西畑村

佐會利村上、下二箇邑あり ○波豆川村 ○大原野村千本邑、銀山等の小邑六箇あり ○長谷村 所傳云、當村普光寺の尊像は、和州泊瀬の觀世音同作なり。長谷の號を稱する事、此本尊の靈威に因れり。寺記に詳也。○南畑村鳥脇邑あり

北畑村 ○玉瀨村 ○境野村 ○波豆村 木津器村 ○槻瀨村下槻瀨、中邑、小瀨等の小邑あり 皮田村 ○十倉村 此所、或は利倉に作る。下村 ○酒井村 ○田中村

川原村 【姓氏錄】云、攝津國皇別川原公、爲奈真人祖、火焰親王之後也、天智天皇御世、依居賜川原公姓、云云。

小部村 此所、世俗小戸或は尾邊に作る。【延喜式】小戸、【和名類聚】雄家乎倍と出る。

萩原村 ○火打村皮田邑あり ○出在家村 瀧山村 ○矢間村 此所、滿仲公白羽の矢を以て、山神を鎮祭り給ふ。其矢の鳴落を以て、地名とするの所傳なり。土俗矢的、或は矢向と書て、皆矢間と稱す。

東多田村 ○平野村上津村あり 所傳、平野神社に因れり。○新田村 所傳云、此所に於て、源滿仲公城郭を築の所也。因て新田の號あり。古城其部にあり。【姓氏錄】新田部、云、多田院村 所傳、神社門寺院の部に詳也。

西多田村瀧山あり ○滿願寺村 所傳寺記にあり。○若宮村 ○芋生村 ○柳谷村 赤松村 所傳、赤松入道圓心暫く此地にあり。因て赤松の號あると云へり。○肝川村上、下二箇邑にあり ○井淵村 ○廣根村廣芝、銀山の村家あり

指組村 ○虫生村 ○石道村 ○西畝野村 東畝野村 ○見野村 【姓氏錄】云、攝津國諸蕃、三野、造、出自百濟國人、布須麻乃意彌、云、三野今の見野なり。○篠部村山下町家、銀山吹屋町等あり ○山原村 ○一庫村 ○横路村

國崎村瀧山あり ○黒川村 ○内馬場村 ○上原村 下原村 ○栢梨田村 ○上野村 ○南田原村

布木村

以上十二郡也。凡村附は、山川・郷河・道路の隔て、如も遠近有て、隣里を數量る事巡ならず。西の國境に計て、亦東に走る。南北も亦同じ。假へば山頭より猥に礫を抛て、如拾之。是故に村里の次第、不能詳。

○國俗

難波人

【萬葉】十 讀人不知

難波人 昔火たくやのす、たれと己か妻こそ床めつらしき

【續千】十 爲 氏

さそとたにほのめかさはや難波人、折たくこやのあしのしのひに

難波男

【萬】四 高安王

わかきぬを人になきせそ網引する、難波男の手にはふるとも

難波女

【後撰】二十 道 風

難波女にみつとはなしに昔の根の、よのみしかく
て明る詫しき

難波海人

【日本書紀】卷第十一云、仁德天皇元年、略、皇位空之既經三歲、時有海人嘗鮮魚之苞苴、獻于菟道宮也、太子令海人曰、我非天皇乃返之令進難波、大鷦鷯尊亦返以令獻菟道、於是海人苞苴鱒於往還更返之取化、鮮魚而獻焉、讓如前日、鮮魚亦鱒、海人苦於屢還乃棄鮮魚而哭、故諺曰、有海人耶因己物以泣、其是之緣也、云、

名吳海人

【萬】_{七十}

なこの海人の釣する船は今こそは、ふなたてうち
てあへてこきても

西宮人

【夫木】

俊 頼

柴小船まほにかけなせゆふして、西の宮人風ま
つりしつ

須磨人

【萬】_{七十}

須磨人の海邊つねさらすやく鹽の、からき戀をも
あれはするかも

須磨海人

【萬】_五

赤 人

須磨の海人の鹽やくきぬのなれなはか、ひとにも
君を忘れて思はん

【古今】_{三十}

讀人不知

須磨の海士の鹽やく烟風をいたみ、をものはぬ方に
たな引にけり

攝陽群談卷第二 終

攝陽群談卷第三

後志 編集

○山の部 歌名所

水無瀬山 島上郡廣瀬村にあり

【續千】_四

後久我太政大臣

水無瀬山夕影くさの下露や、秋なく鹿の泪なるら
む

【歌枕】

後鳥羽院御製

みなせ山木の葉まはらになるま、に、尾上の鐘の
聲そ近つく

【夫木】_四

後鳥羽院二條

水無瀬山昔の花の色なから、我身そ今は春のよそ
なる

【同】_四

中務卿の御子

みなせ山むかしの跡の子規、忍ふに絶ぬ音をやな
くらん

【同】_二

後九條内大臣

川上に里あれ残る水無瀬山、みしものとは月そ
澄らん

原山 同郡原村にあり。【藻鹽】攝津と。云云。

【名寄】

爲 家

原山のさ、やの床のかりふしに、鳥の音聞へ明ね
此夜は

【姓氏錄】云、攝津國諸蕃、原首、眞神宿禰同祖、福王之後
也、云云、

邂逅山 同郡成合村の東にあり。

【家集】むかしかたらひし人の、年比ありて、津の國たま
さかと云所にありけるを、聞つけて、まかりあひて、夕暮
にす、むし鳴ければ、讀る、

忠 見

邂逅にけふあひみれとす、虫は、昔なからの聲そ
聞ゆる

【夫木】_二

藤原忠隆

子規幾よなく、かまたせつ、たまさか山に鳴わ
たるらん

【同】_二

法橋顯昭

かたらひしわか戀妻や郭公、たまさか山に聲の聞
ゆる

高瀬山 同郡鳥飼村の東に、高瀬の里と稱する地名あり。世俗是に屬す。

【夫木】^五秋

從三位爲實

たかせ山すそ野のまし葉かたよりに、鹿の音越る
峯の松風

【同】^六秋

爲 相

よそに見てやすくは過し高瀬山、紅葉のかたの道
はなくとも

島熊山

不詳。

【萬葉】^七

玉かつま島熊山の夕暮に、獨か君か山路こゆら
む

待兼山 同郡玉坂村の東にあり。

【詞】^春

太皇太后宮彦

來ぬ人を待かね山の呼子鳥、同じ心に哀れとそき
く

【新古】^三

周防内侍

夜をかさねまち兼山の子規、雲井のよそに一聲そ
きく

【新後】^{三十}

藤原顯綱

明るまで待兼山のほと、きす、けふもきかてや暮
んとすらん

【六帖】^二

讀人不知

津の國のまぢかね山のよふこ鳥、なけといまくと
云人もなし

【夫木】^三秋

俊 頼

よもすから待兼山に鳴鹿は、おほろけにやは聲を
立らん

寐山

同郡に屬す。此山豊島・川邊の二郡に續て、行程三里
に及べり。土俗千里山と稱して、九十九谷あり。今一谷を
闕て、不足百。足なは、虎臥す野邊と成など、樵夫の所謂
なり。攝津國熊野田千里山と、【草山集】に書けり。因て豊
島郡に屬す。縦は、四郡臥る佐夜中山に准へ、寐山とする
もの歟、今此山の姿、以爲平均也。【夫木集】攝津國、云、

(山里千)

【夫木】^二雜

行 家

つれて行寐山もしらぬ白鳥の、さきのよもうき身
の契り哉

五月山 同郡池田村にあり、彌生山・五月山は、春夏の山の
氣色を讀る耳と云とも、【夫木集】攝津國に屬して歌の名
所に比す。

【夫木】^夏

人 磨

五月山卯の花月夜子規、きけともあかすまたなか
んかも

【同】

同

さつき山花橘に郭公、かくろふ時にあへる君か
も

箕面山 同郡平尾村にあり。箕面寺境内也。

【夫木】^二雜

鴨 長 明

みのを山雲影つくる峯の庵は、松のひ、きも手枕
の下

【名寄】

津守國助

わすれては雨かとおもふ瀧の音に、みのをの山
の名をやからまし

佐伯山 川邊郡猪名寺村にあり。

【日本書紀】卷第十一云、仁德天皇三十八年、猪名縣佐伯
部獻苞直、云、【同】卷第十五、仁賢天皇五年、春二月丁亥
朔辛卯、普求國郡散亡佐伯部、以佐伯部仲子之後、爲佐伯
部造、云、【同】卷第廿一、崇峻天皇二年、略、佐伯連丹經手、
云、【同】卷第廿六、齊明天皇二年、略、佐伯部連栲繩、云、

【萬葉】^七

さへき山うの花もうし哀れわか、子をしとりては

花ちりぬかも

讀人不知

さへき山うの花もうし哀れわか、子をしとりては
花ちりぬかも

有馬山 有馬郡湯山村の山内、凡て歌の名所として、有馬
山の號あり。亦有間と書り。

【後拾】^{二十}

大貳三位

有馬山いな笹原風ふけは、出そよ人を忘れやは
する

【新古】^十

讀人不知

しなか鳥いな野を行は有馬山、夕霧立ぬ宿はなく
とも

【玉】^八

院 御 製

とまるへきかたやいつこに有馬山、宿なき野邊の
夕暮の雨

【新千】

基 氏

津の國の武庫の奥なる有馬山、ありとも見へす雲
そたな引

【夫木】^五秋

順德院御製

有馬やま峰の松風音さへて、猪那の笹原うつら鳴
也

大場山 同郡同所にあり。【夫木集】紀州或は攝津に比す。

【名寄】攝津、云、

【名寄】

讀人不知

猪名の山道の笹原理れて、大場かうへに嵐をそふ

く
猪名山 同郡有馬山の一名、或は猪名端山・猪名柴山・猪名中山と讀り。

【萬】^{一十}
しなか鳥いな山ひ、き行水の、なをのみよせしかくれつまはも

【夫木】^四
ともしもしなか鳥をやますらをか、猪名の端山をわけ忍ふらん

【同】^秋
鴈鳴てはたれ霜ふる此夕、いな端山は紅葉しにけり

【同】^冬
こやの池あしまの氷結ふらし、嵐あれ行いな柴やま

【同】^雜
冬寒みいな中山越くれは、ならの枯葉に霰ふる也

羽束山 同郡香下村にあり。一説能勢郡に屬すと云とも。證不詳。此所、敏達天皇聖代より、羽束山香下寺の號あり。【和名類聚】に所載、有馬郡羽束之、云云、

【新古】^{六十}
秋はつるはつかの山の淋しきに、有明の月を誰とみるらん

【新勅】^{五十}
海士小船はつかの月の山の端に、いさよふまでもみへぬ君哉

【續千】^{六十}
ほと、きすはつかの月の山の端を、出て夜更き空に鳴なり

【玉】^六
時雨ふる羽束の山の雲間より、餘りて出る有明の月

【姓氏錄】云、攝津國皇別羽束首、云云、

三國山 同郡香下村にあり。一説西成郡野中村より、豊島郡に渡を、三國渡と云り。于是屬すと云とも、今山林に遠し。亦有馬郡日出坂村に、三國山の名あり。攝津・丹波・播磨三州の境地を以て名あり。論之證、不詳。

【日本書紀】卷第廿五云、孝德天皇大化五年、春三月乙巳朔辛酉、皇太子信之、天皇使大伴狛連・三國麻呂公・穗積嚙臣、云云、

【同】卷第廿九云、天武天皇十四年、略、三國真人友足、云云、

か白玉 慈 圓

【名寄】
住よしの敷津の浦の夕なきに、鹿の音渡すむこの山風

名次山 同郡神尾村に屬す。【延喜式神名帳】に、所載之名次の神社は、今郡内西宮の攝社にあり。【文德實錄】卷第八、門部連名繼等、云云、名次に同じ。

【萬】^三
わきも子にいな野はみせつ名次山、角の松原いつかしまさん

沙山 毛原郡熊内村にあり。後九條内大臣

【夫木】^{二雜}
生田山 矢田部郡生田宮村にあり。衣笠内大臣

【新勅】^{十二}
湊山 同郡兵庫にあり。後徳大寺左大臣

みなと山とことには吹鹽風に、えしまの松は波やかくらん

【萬】^七
坂上郎女

三國やま木末にすまふむさ、ひの、鳥待かことわれまちやせし

艸香山 有馬郡艸下部村にあり。川邊・能勢の兩郡に、艸香と稱するの地名あり。【夫木集】、攝津或は河内と云云。【姓氏錄】云、攝津國神別日下部、云云、日下亦艸壁と書り。

【續古】^十
おし照や難波を過て打なひく、草香の山をけふみつる哉

武庫山 武庫郡武庫村に屬す。凡て武庫の郡内を指り。公 朝

【夫木】^{四春}
播磨路やこき出てみれば雲かゝる、むこ山櫻今盛也

【同】^{六秋}
芦の葉に夕霧たちぬ難波かた、むこの山邊も色つきぬらん

【同】^{一冬}
この葉ふく武庫の山風立ぬらし、あやしや軒に海士の釣船

【同】^{一雜}
秋の夜の武古の高根に雪ふりて、津守の浦によす 殷富門院大輔

服櫛山 方角未考、【夫木集】大和・攝津、云云、【名寄】攝津にあり。

【萬】^{二十} 讀人不知
から衣きならの山に鳴鳥の、まなく時なしわかこ
ふらくは

【夫木】^二 家 隆
鳴鳥の聲も、うらめし戀衣、きならの山の歸るさの
空

大領巾山 方角、證歌、未考、【名寄】攝津に比す、【日本書紀】

卷第十二云、履中天皇詣于難波、伺仲皇子之消息、仲皇子
思太子已逃亡、而無備、時有近習集人曰刺領巾、云云、

下樋山 方角未考、【攝津國風土記】曰、昔有大神、云天津鰐、
化爲鷲而下止此山、十人往者五人去、五人留有久波乎者、
來此山、伏下樋而居於神許、從此樋内通而禱祭、由是曰下
樋山、云云、【萬葉集】思娘子作短歌、

上略
ますか、み、た、目に見すは下樋山、下水の下略

磐瀨山 方角、證歌、未考、能因法師歌枕、攝津國にあり、
歸山 右に同じ。

直越山 方角未考、大概武庫の山道に因歟、【萬葉集】の和
歌を取て、後世の名所集、攝津國に比せり、其證不詳、唯

行基山 同郡佐井寺村山田寺境内にあり、行基僧正眺望の
所也、因て山號と成れり。

鹽滿山 豊島郡池田村にあり、所傳云、昔此山頭に池あり、
潮水満ちあつて、猶青海の如し、因て鹽滿山と號す、今略
して鹽見山と稱す、池田城主山頭を開て、菩提寺を草創
するの時、池水を埋み、其舊地を惜て鹽増山と號て、今大
廣禪寺の山號に取れり。

茶白山 同郡同所にあり、所傳不詳、山の形容に因れり、

愛宕山 同郡同所にあり、此山、歌名所に出る五月山也と
云へり、其部に論之、山頭に愛宕權現の社あり、毎年七月
廿四日夜、種々の燈籠に火を焚て、愛宕火と號祭る、大坂
北の町終より見る、人星光を疑ふ。

寺尾山 同郡伏尾村の邊にあり、所傳云、昔此所依爲伽藍
地、寺尾山と稱す、僧坊・民屋都て千戸に及びり、是を以
て、今の俗、寺尾千軒と云傳り。

八幡山 同郡同所久安寺山内にあり、往昔、應神帝影向の
山頭を以て、八幡尾と稱す。

正覺山 同郡同所にあり、菅神影向の地、山内に社あつて、
其部に分つ、一名基原山とも云り。

待難山 同郡玉坂村の東、歌名所待兼山の續にあり、所傳
云、昔は無名の山也、永和の頃、或人世を遁て、此山に入

山を直に越る耳歟、世俗、山より里に起るを何越と云云、
【萬】^六 直越の此道にして押照や、難波の海と名付けらし
も 忌寸老麻呂

○俗名所附峯・峠・嶽・窟・洞

茶白山 東生郡四天王寺村にあり、荒陵山也、慶長・元和年
中の古戰場、其部に記せり、山相重るの形容を以て、茶磨
山と云り。

岡山 同郡岡村にあり、慶長・元和の古戰場、靜謐の地を祝
して、世に御勝山と稱す、岡山の名は地名に因れり、茶白
山も御勝山也。

波除山 西成郡九條村の西、安治川の末にあり、貞享年中、
依公命、令掘安治川、淀川の流を直にす、其塊を以て築之、
西海の波濤を凌しむ、因て波除山の名あり、世俗瑞賢山
と稱す、

帶仕山 島上郡郡家村にあり、山の半腹に題するの形容な
り、因て帶仕と號す。

阿威山 島下郡阿威村にあり、大織冠鎌足公の古墳也、土
俗將軍山と稱す、所傳、引書等、塚の部に記せり。

れり、其形容世に勝て、在五中將にひとし、或日玉坂の郷
に下る、此里の何某、獨の娘あり、戀慕して程なく睦しき
中となる、夜毎に山より郷に通ふ、或夜待宵の時移り、明
方近く音信ければ、彼女答もなく、「待暮て現に見へし面
影の、夢も難面山風の音」と讀る歌に、猶も互の思深く、
人目の關も不耻成行て、世の人の論と成ぬ、二人とも世
を恨て、終に麓の川に身を沈て、名のみ山川に残せり。

佛念山 同郡熊野田村にあり、所傳不詳。

曼茶羅峰 同郡萱野村にあり、【大宮寺記】云、開基聖寶尊
師、當山に登て眺望するに、東西の山嶺異雲あつて、曼茶
羅華の如し、其兩峯の街を開て、寺院を草創せり、因て以
て曼茶羅峰と稱す。

寂勝峰 同郡勝尾寺山内にあり、【元亨釋書】所載、寺記に
比して于是略す。

除業障山 川邊郡仲山寺境内にあり、寺記云、此山頭に登
は、業障を除滅する故に、山の號とす、寺院其部に然り。

卒都婆山 同所院内にあり、聖德太子佛舍利を納、卒都婆
供養あつて、障魔降伏の祈あり、守屋連等の徒、皆生天せ
り、末世に至て、山の姿自ら卒都婆の如し、因て所號也。

猶中山寺記に詳なり。

舍羅林山 同郡東多田村にあり、所傳云、昔この所大伽藍

の靈區にて、土卒内院を表す。因て舍羅林の號あり。
鷹尾山 同郡多田院にあり。寺院山號に取れり。寺記其部にあり。

籬指山 同郡同所にあり。源滿仲公、御籬を靡すの所也と、所傳せり。

駒塚山 同郡波豆川村にあり。源滿仲公、龍女より所與之駒、斃て于是埋て、駒塚山と號す。文明年中每夜山頭に放光。村民懼之不得出戸。普明寺の僧、塚を掘て駒の頸を設て、金堂に鎮祭る、猶寺記に詳也。

三艸山 能勢郡神山村にあり。所傳云、推古天皇の御宇、日羅此山頭に登て、老翁三艸を與るに遇り。因て山號と成れり。猶清山寺略記に詳也。

鷹岡山 同郡木代村にあり。一名龍王寺山とも云り。昔山頭に寺院あるに因れり哉。毎年七月廿四日、愛宕火と稱して、此山上に火燃す。雨を祈る松樹あり。雜類に比す。

天台山 同郡川尻村にあり。山頭に弘法大師加持の名石あり。雜類に比せり。麓の清水、井水の部に記之。當山の景色、亦無比。西海目前にあり。

鷹取山 同郡山邊村古城の地名にあり。鷹の巢造を以て名とする歟。所傳不詳。古城其部にあり。

月峰 同郡大里村にあり。此山頭に寺院あり。直に月峰寺

落葉山、或は投木山・童子山と云。亦山頭に城塚の古跡あり。因て以て一名城山とも云り。

功地山 同郡同所杉谷の續にあり。所傳云、孝徳天皇三年十月、于是行幸行宮を造る。當山に入て木を伐採、終に宮造して、于是在す、其功其徳、甚深き山なればとて、功地山と勅號あり。或は久牟知山とも稱すと云。【攝津國風土記】云、有馬郡又有鹽之原山、此邊在鹽湯、此邊因以爲名、

久牟知川、右因山爲名、山本名功地山、昔難波長樂豐碕宮御宇天皇世、爲車駕幸溫泉、作行宮於溫泉之、于時採材木於久牟知山、其材木美麗、於是勅云、此山有功之山也、因號功地山、俗人彌誤曰久牟知山、又曰、始得見鹽湯等、云云、土人云、不知時世之號名、但知鳥大臣時耳、云云、久牟知川其部に記す。證歌未考。

塞山 同郡同所湯槽谷の邊にあり。俗傳云、天文年中、於于是亦溫泉涌出す。郡内三田邑の土人、浴室を造て新に病者を留んとす。湯山の村民挑之爭ふ。當山を圍て往來を防禦。地頭聞其訴宥之。溫泉も亦渴す。其塞の字訓を以て曾古山と稱す。塞塞を云へり。

愛宕山 同郡同所溫泉寺の後にあり。此山愛宕神を祭る。社前に茅屋一字あり。溫泉入浴の旅客、設席求景色。青天雲晴ては、山城國愛宕山を遙拜するの所也。

同郡同所溫泉寺の後にあり。此山愛宕神を祭る。社前に茅屋一字あり。溫泉入浴の旅客、設席求景色。青天雲晴ては、山城國愛宕山を遙拜するの所也。

と稱す。聖徳太子、百濟國の僧日羅、艸創の所也、山上に槻の靈木あり。因て槻峰と稱し、亦其木光明あるに因れり。

妙見山 同郡野間・地黃の兩村にあり。

香下山 有馬郡香下村にあり。此山、歌名所羽束山の字也。香下地名に因れり。或は鹿舌に作る。山頭に觀音靈場あり。羽束山香下寺と稱す。寺記猶詳なり。【羅山文集】有間山溫泉記、云、

鹿舌山眺望

此處峰圍又谷回 登高猶嘉眼新開
就中一眺得奇絶 兩箇神山翠作堆

有馬富士山 同郡尼寺村にあり。山の姿富士に同じ。有馬郡を以て有馬富士と稱す。湯山、溫泉寺より遙に見て、入浴の旅客題歌詩、春秋の景色猶勝たり。霞霧山の腰を帶て、田子の海麓にあり。

落葉山 同郡有馬湯山浴室の西にあり。所傳云、承徳元年丁丑、天作淫雨、洪水山を崩し、溫泉退轉に及り。九十五年の後、和州吉野僧仁西上人、熊野權現の靈夢に因て、溫泉浴室再建の時、其涌出の地、無所指、亡然として山頭に立り。老翁忽然と出現して、手に一葉を携へ、東方に投たり。其所至溫泉涌出の地なりと告て、終に其翁の不知所歸去。正に權現の教也と、其所を穿見に、然り。自是以來

同所にあり。花の盛、紅白色を交え、山を埋り。因て花の名を山號に取れり。

弓場山 同所にあり前領主、弓射的場を以て、弓場の名あり。

水晶山 同所の西、唐櫃村の地にあり。【元亨釋書】に所載、六甲山の一名也。

蜂尾山 同郡湯山の地にあり。近歲當所の十二景に比す。三笠山 同所に有て右に同じ。

鐵炮山 同所にあり。三好宗二的場たるに依て、山の名と成の所傳たり。

辻堂山 同所にあり。往昔、於于是旅人休息の一字あり。因て四會堂山と成れり。

登尾山 同所にあり。紅葉小場・穴虫・名字尾・背子瀬・齒菜尾・釜瀬・弓絃鼻・北坂・砂子・丸山・栗栖・天下等の山谷、同所にありと云とも、所傳不詳。或は其民家の地名を取

り、田畑の字等に准ふ耳。因て略之。餘も又同之。

六甲山 武庫郡歌名所、武庫の續より有馬郡唐櫃村に至て、皆武庫六甲の山内也。當山は、仲哀天皇先后、大仲姫之皇子、麿坂・忍熊王、天皇崩し給て後、神功皇后を惡て兵を發し、三韓歸朝を待。于時皇后知之給て、武内宿禰を遣して、軍慮を以て麿坂及び五人の族臣を誅して、山頭に

(越甲六)

埋む。其甲首六頭を以て、六甲山と稱す。忍熊王の骸は、宇治川に沈む。難波に流寄て葬る。今白鳥の窟にあり。山頭より有馬湯本に越道あつて、六甲越と號す樵夫如きの者、乃津甲越と云へり。兔原郡森村へ出る所也。

甲山 同郡同山續、高嶺の半腹にあり。俗傳云、武庫六甲の半腹に離れ、其體甲の如し。四方同面にして、面向不背の山也。或は亦行基僧正毘陽寺に居て、毘陽の大池を造しめ給ふ。其塊を以て築たるに因て、御池山とも云り。六甲山・甲山惣て歌名所、武庫の山中也。武庫の名、郡の引書に見たり。

金津山 兔原郡打出村に向ふ北の岡山也。所傳云、阿保親王此岡山に於て、金瓦一萬、黄金一千枚を埋せ。此里飢餓に及ふ時、是を掘拵て飢を養へしと也。因て金津の號あり。土俗三十一字を以て、傳之云、朝日さす入日輝この下に、金千枚瓦萬枚云。

御影山 同郡御影村にあり。所傳云、聖德太子母后、三寶を敬ひ、常に彌陀を念し、生身の尊容を拜し奉ん事を誓、難波の岸に登つて、西方淨土を遙拜し給ふ。誓願滿に及て、當山の嶺光明を放ち、紫雲近里に藹き、異香四方に盈て、彌陀尊容嚴然たり。因て號て御影山と稱す。今所畫之山超彌陀は、則此緣也と云り。此山歌名所とするの説、證歌

延喜山 同郡兵庫和田の邊にあり。所傳云、醍醐天皇于是

行幸、勅曰、此所王城の地勢ありと也。于時、一山生て形容築地の如し。今猶横一町長三町の平山其體にあり。醍醐帝の延喜年中を以て、山の名と成れり。

因幡山 同郡須磨村にあり。民家の後を以て、一名後の山と稱す。行平卿の配所に准へ、世俗松風の謠に寄て號之。

或は、月出る後の山なんと、須磨の菴に結び、讀る歌を取て、歌の名所とす。其證不詳。凡て山の前に居ては、直に山の後とするもの歟。

鉢伏峰 同郡同村の後、三の谷の上にあり。所傳云、昔神功皇后、三韓征討して歸朝の時、先武庫の湊に至り、此山頭に登り給ひ、士卒を集む。各群參して甲を襪、地に伏せ、暫く軍功を語り。因て以て、時の人鉢伏峰と稱す。冑の窟を伏たるに因れり。

鐵拐峰 同郡西須磨村にあり。俗傳云、鐵拐仙は、吐氣現我相、仙境を出て暫く此峰に遊歴す。因て鐵拐の名あり。或は勇壯剛力の樵夫、鐵拐を以て山に入、數駄の薪を荷ふ。時の人彼を號て、鐵拐と稱す。源平の戰場其部にあり。

新鞍馬山 同郡原野村にあり。所傳云、治承四年庚子、平相國清盛公、兵庫福原の新京に有て、山城國鞍馬山の景色

未考、森を讀る歌、攝津に比して其部にあり。山は山城國に讀り。

瀧山 同郡熊内村にあり。此所布引の瀧の上を以て、瀧山也。或は瀧生山と云へり。又歌名所に出る沙山の字とす。山上に城塚の古蹟あり。其部に比す。

再度山 矢田部郡宇治野村の北にあり。所傳云、摩尼山大龍寺は、觀音薩埵の靈場、景雲二年於于是神創、延暦年中弘法大師入唐の時、登山大悲尊に祈る。諸願正に満足して、大同年中歸朝、再度登山し、尊像を拜す。以是再度山と稱す。摩尼の山號は、世に不知之。再度世俗略山と云り。寺記に詳也。

(山取置)

摩耶山 同郡五毛村の北にあり。山頭に佛母摩耶山切利天上寺あり。夫人稱號に因れり。寺記詳にして其部にあり。神撫山 同郡板宿村の後にあり。一名鷹取山と號す。俗傳云、昔神功皇后、三韓より歸朝し給て、是に至り、石座有て巖の上を撫玉ふに、忽高山と成る。因て以て神撫の名あり。近歲月庵和尚、登山して暫くありと云とも、秋の霧深く、冬の雪は春に不消して難凌、終に麓の禪昌寺に入り。寺記其部に分つ。又此山鷹の巢作を以て、鷹を飼者設之。因て鷹取山と一名せり。

二丈峰 同郡上部村にあり。所傳不詳。

を當山に移て、毘沙門堂を造しめ、新鞍馬と稱す。

帝釋山 同郡同所にあり。山頭より西海を見下し、景色無比の高山なり。所傳不詳。

樺立峠 島上郡大澤村の後にあり。自是丹波國田野村へ出る峠也。所傳云、源義經公、一の谷の戰場に赴の時、於于是軍慮評定を決す。諸勢旗を靡を以て、其名あり。亦赤松入道圓心とも云り。此峠旗立石と號るものあり。今猶存之。其石雜類門に分てり。

明王嶽 同郡右同所にあり。金剛・夜叉・明王出現に因て、明王嶽と稱す。根本山神峰仙寺略記に詳なり。

鳥居峠 島下郡下音羽村の後にあり。自是丹波國九折村に出る峠也。所傳山神の衝門に因れり。

牧野峠 同郡上村の後にあり。自是丹波國牧野村に出る峠なり。他國の地名を予是借る所也。

脚木摺峠 能勢郡天王村の後にあり。所傳云、此所道曲り。石高く、木の根顯て足の踏所を痛む。因て脚木摺と云り。自是丹波國粗井村に出る峠也。脚木摺塚、其部にあり。

關明神峠 同郡切畑村の後にあり。所傳郡内吉野村の神社に因れり。自是丹波國栢野村に出る所也。神社其部にあり。

酌子峠 同郡杉生村の後にあり。所傳道の曲るに因れり。

或は酌子岩と云名石によれり。自是上鹽村に出る所也。柏原峠 同郡柏原村の後にあり。所傳地名にあり。自是丹波國中鹽村に出る所也。

天王峠 同郡母子村の後にあり。所傳地名に因れり。自是丹波國小枕村に出る所也。

龍王嶽 同郡長谷村にあり。所傳云、昔此所より八大龍王出現の所也。因て龍王嶽と號す。一名八大山と云へり。

梨木峠 豊島郡伏尾村久安寺の後にあり。丹波龜山道路也。此峠に至の間、十餘町の左右、梨木多く、花の頃雪の深山の如し終に峠の名と成れり。

玄武嶽 同郡同所山内にあり。所傳寺記に見へたり。院の北方を以て、玄武と稱す。

天上嶽 同郡平尾村箕面寺山内にあり。開祖役小角、所修密行也。

尊鉢窟 同郡才田村にあり。所傳云、此窟は昔釋迦如來轉法輪所也。濁世末代の愚者、疑なからしめんため、鐵鉢一器を残し給ふ。後世掘得之。是則釋尊所持の鐵鉢なり。因て尊鉢の窟と稱す。今才田村の地名として、世に多所知也。窟廣大にして、入る者不知所出。常に入口を閉て、無縁の者を不入。

讓葉嶽 川邊郡小林村の後にあり。所傳云、此山嶽杜葉多

行者窟 同郡民田村にあり。地名千軒の號あり。所傳不詳。

役行者、修密行之所也と云り。窟の前に、駒の伏たる形容巖にあり。

山本窟 同郡山本村にあり。所傳云、昔此所は、天に火降時、人民其難を遁るの所也。惣て是等の類、毎郡所々に多し。皆石を疊て居所とするの形也。所傳も亦一致にして同之。此山本の神社の山内にも數あり。土俗稱之塚穴と云。一説、諸侯・大夫・所司以上の輩、石棺を納藏の所也とも云り。其證不詳。

堂峠 有馬郡湯山より。郡内三田に至る所也。往昔山頭に寺院あつて、村民峠堂と云。

火打峠 同郡同所にあり。此峠の石を取て、火を打こと宜とす。因て峠の名に取れり。

風越峠 同郡唐櫃村の境地にあり。矢田部郡兵庫に出る峠也。所傳、山高して風雲を拂ふ。因て風越の號あり。

青原峠 同郡母子村にあり。所傳永澤寺山號に因れり。自是、丹波國小枕村の西に出る所なり。寺記其部にあり。

日出坂峠 同郡日出坂村の後にあり。所傳地名に因れり。自是丹波國油井村に出所也。

三國山峠 同郡同所の西にあり。所傳に云、攝津・播磨・丹波三國の道路を以て、三國の名あり。自是丹波國小津村へ

(沃石千)

く有て、元朝の飾り、市中に出して商之。淫雨洪水山を崩し、草木悉く土中に埋み、荒廢の嶽と成て、名のみ残り、今村民千石沃と稱す。沃は山のつえたるなり。其崩たる塊を量て、千石沃と云り。

愛子嶽 同郡中山寺の北にあり。所傳云く、源滿仲公の愛子、美女麻呂の學寮、當山にあり。其舊地を以て、土俗愛兒の嶽と云り。

讓葉窟 同郡伊刀志村にあり。所傳不詳。於是讓葉瀧あり。其部に比す。

白鳥窟 同郡中山寺院中にあり。寺記に云、仲哀天皇第二皇子、忍熊王の遺骸を石棺に藏て、窟を造り納之。兄應神天皇、是を歎給て、神靈に崇祭へしと、勅使を爰に下し、石棺を開く。于時遺骸化して白鳥と成り、後の山嶺に飛去玉ふ。因て以て、時の人白鳥窟、或は宮神座と稱す。石棺今猶窟にあり。寺記其部に詳也。亦廟の部に論之。

龍王洞 同郡赤松村にあり。八大龍王出現の洞也。土人祈雨、必感得ありと所傳せり。

金剛窟 同郡平井村最明寺瀧の邊にあり。所傳不詳。瀧の八景其一に比せり。

龍女洞 同所にあり。所傳赤松に同じ。

金懸嶽 同郡廣根村の西にあり。

出る所也。

駒丸峠 同郡三國の西に當り、大川瀬村の上にあり。所傳云、山の姿、駒の伏たるに似たり。因て以て號之。或は赤松入道圓心、駒の蹄を是に休るに因れり。自是丹波國立株村に出る所なり。

赤松峠 同郡同所の西にあり。俗傳圓心古戰場に因れり。自是播磨國毘沙門堂村へ出る所なり。

平松峠 同郡日出坂の西南にあり。所傳不詳。自是播磨國生蒲村に出る所也。

二本松峠 同郡平松の西にあり。播磨・攝津の兩國を分ち、松左右にあり。所傳是に因れり。其木矢田部郡に有て、一名境の松とも云。自是播磨國荒川村に出る所也。

三本松峠 同郡屏風村の後にあり。所傳云、此松、關白秀吉公、播州三木の城に發向の時、下枝を伐しむ。其跡贅と成を以て、一名贅松峠と云へり。亦三本相竝るを以て號之。

此木一本は、太三尋高十丈、二本は相同うして、太二尋餘高八丈也。

末窟 同郡東末村にあり。地を掘石を疊て、塚穴二三十箇所にあり。其大なるは、廊下二階等を造て、行程遙なる後に出る道路あり。所傳皆火難を通る所と云へり。因て餘に所有、悉く不載之。

弓弦羽嶽 兎原郡遠目村の北にあり。所傳云、源義經公西國下向の時、此浦に於て難風に遇り、辨慶是を祈り泥る事は船辨慶の謠に載て、武庫山下風讓葉嶽と云は、此の所也と云り、其讓葉は淡路國の山嶽にあり。武庫と相向るを以て、對之。又云、昔神功皇后三韓を征し玉ふ時、先弓箭を試玉ふ所也。是故に弓弦羽と稱す。今讓葉とすること、後世の轉變也と云へり。

丹生峠 矢田郡郡原野村にあり、都て丹生山の地名に因れり。自是播州片野村に出る所なり。

多井畑峠 同郡多井畑村の西にあり。所傳地名に因れり。自是播州下畑村に出る所也。

坂本峠 同郡坂本村の北にあり。所傳、地名に因れり。自是播州下村に出る所也。

小河峠 同郡小河村の西にあり。所傳、地名に因れり。自是播州木津村に出る所也。

衛原峠 同郡衛原村の西にあり。所傳地名に因れり。自是播州三田村に出る所なり。

妙法寺峠 同郡妙法寺村の西北にあり。所傳、地名に因れり。自是播州布施畑村に出る所なり。

火峠 同郡須磨村の後にあり。壽永年中の軍、源氏の諸勢、此峠に於て、相圖の篝火を燃す因て火の峠と云の所傳た

流る、間廿三丈餘、海邊より見る者、布を曝し、地に挫たるが如し。因て布引の名あり。

【續古】^十 京極攝政 山人の衣なるらし白妙の、月にさらせる布引の瀧

【千載】^{六十} 六條右大臣 水の色のため、白雲とみゆる哉、誰さらしけん布引の瀧

【新古今】^雜 有家 久方の天津乙女の夏衣、雲井にさらす布ひきの瀧

【詞】^五 隆 季 雲井よりつらぬきかくる白玉を、たれ布引の瀧といひけん

【夫木】^八 定 家 布引の瀧の白糸夏くれは、絶すそ人の山路たつぬる

水無瀬瀧 島上郡廣瀬村にあり。

【閩】^二 家 隆 みなせ山せきいれし瀧の秋の月、おもひ出るも泪也けり

鴨越峠 同郡同所にあり。鐵拐峰の半腹、北より南に開き出る所也。人輒く超る事を不得。道狹て大鳥の羽を慰こと難し。是故に鴨越の名あり。自是播州三木室山に至所なり。夢野・長田兩村の間に本道あり。【東鑑】云、九郎主相具三浦十郎義連已下勇士、自鴨越此山塔、鹿之、外不通、險阻也。被攻戰、云、猶古城古戦場の部に詳なり。

○瀧の部 歌名所、俗名所

箕面瀧 豊島郡平尾村箕面山にあり。高さ十六丈、瀧の頂に龍穴あり。村民祈雨、必洪水す。【元亨釋書】云、役小角、嘗在攝州箕面山、山有瀧、小角夢、入瀧口謁龍樹大士、覺後構伽藍、自此號箕面寺、爲龍樹淨刹云。

【夫木】^八 津守國助 わすれては雨かとおもふ瀧の音に、みのをの山の名をやからまし

【同】 ながれては思ふ心の深きにそ、何か箕面の瀧となるへき 瀧を満くる 讀人不知

布引瀧 兎原郡熊内村生田川の水上にあり。瀧二段にして、

千鳥瀧 方角未考【春雨抄】攝津國云、

【袖中抄】 深山かとおもひきぬればさはあらて、千鳥の瀧に鹽を満くる

○同俗名所

九頭瀧 島上郡大澤村、根本山神峰山寺境内にあり。所縁寺記にあり。

飛龍瀧 同郡同所山内にあり。所縁右同し。神峰山寺記に出たり。

石積瀧 豊島郡畑村にあり。所傳云、昔此所石積何某、瀧の邊に遊歴して、終に石積の瀧と成れり。又幼童の輩、於て是石を積て塔に組、瀧水を手向、地藏祭と號て、後終に石積の瀧と成とも云へり。【日本書紀】卷第廿九云、天武天皇十年春正月、授小錦下位、仍賜姓、曰難波連、辛巳勅境部連石積、封六十戸、云、同十一年、境部宿禰波多朝臣品治、云、石積何某、遊歴の所傳、今の畑村にあり。若因茲歟と云へり。

連理瀧 同郡伏尾村久安寺山内にあり。所傳云、此瀧の流二に分て、夫瀧・女瀧と稱す。末に落合を以て、連理の瀧の

名あり。

車瀧 同所山内にあり。所傳云、當山の地主、白山妙理大權現遊化の瀧なり。水の落る響、車の輻に同じ。旅人耳を驚く。因て以て車瀧の名あり。

最明寺瀧 川邊郡中山寺より、満願寺に至る間にあり。俗傳云、時頼入道、竊に鎌倉を出て、諸國遍行して、貪狼野鄙を禁め、國の政道を糺明し、所々に遊歴す。一日此瀧の邊に來り、美景に遊ひ給ふ所也。是を以て瀧の名と成れり。側に名石あり。雜類に比す。

鼓瀧 同郡東多田村の辰巳にあり。所傳云、瀧の落る音、鼓の鳴に似たり。因て號之。多田院草創の時、瀧口を切て巖を平均、筏を引て院前に至る。是より瀧の名はかりと成れり。風景今も常ならず。初夏の頃、鮎群て是に逆上る。近郷近里の漁者、手網を以て汲之。其量り數石に及べり。土俗、此瀧を以て歌の名所とす。「音に聞鼓か瀧を來て見れば、唯山河の鳴にそ有ける」所傳、此歌に因れり。唯山河の鳴る而已歟。名所とするの證未考。肥後國に同名あり。

龍瀧 同郡同所の水上、移瀨に近し。所傳云、昔於于是鯉魚天に登り、龍と化す。因て龍の瀧と稱す。水底龍宮城に至るを以て、又云。

傳て終に探盡り。

○岡の部

歌名所、俗名所

住吉岡 住吉郡住吉にあり。

【拾遺】七

物名

住よしの岡の松かささしつれて、雨はふるともいなみ野はきし

祐 見

名越岡 同郡同所に屬す。或は名胡之岡と讀り。【夫木集】

攝津國と、云云。

【家集】

住吉のなこへの岡の玉つくり、數ならぬ身は秋そ悲しき

好 忠

【夫木】

白露のなこしの岡の玉造り、數ならぬ身は秋そ悲しき

同 人

並岡 所指右に同じ。【夫木】奈良之、攝津亦は大和、云云。【大名寄】並岡、攝津にあり。【藻鹽】攝津國並濱・並岡濱の部に論之。

【萬】八

古郷のならしの岡の子規、とつけやりしいかに告

雲雀瀧 同郡寺畑村の北にあり。所傳不詳。歌の名所、千鳥瀧とするもの歟。

小松原瀧 同郡伊刀志村にあり。所傳不詳。當所の村民、姓名に因る歟。

讓葉瀧 同郡同所にあり。所傳不詳。此山嶽、杜多きに因れる哉。

溝瀧 有馬郡生野村にあり。始鹽生野と云所也。此瀧、郡内生瀨川の水上にあり。大巖兩方より指出、高さ十間ばかり、掘溝の如く、幅僅なり。因て溝瀧と稱す。鮎・鯉等多く、漁者はに網して市店に出す。

鼓瀧 同郡湯山温泉寺の南にあり。所傳、川邊郡多田の瀧に同じ。【羅山文集】温湯記に所載なり。

蜘蛛瀧 同郡右鼓瀧の奥にあり。所傳云、村民此瀧の上に於て、樵刈柴、力盡て瀧の滴に足を冷し、頻に眠る。蜘蛛水中より這上て、絲を引て樵夫の足を纏、また水に入れり。醒驚て其絲を取、大樹の切蕪に懸て退き、是を見れば水逆巻動き、樹の蕪揺出て、終に瀧に入れり。樵夫逃歸て語り傳ふ。因て蜘蛛瀧の名あり。今も猶土俗恐之。

白石瀧 同郡右蜘蛛瀧の奥にあり。此淵底皆石を敷り。因て瀧の名とす。其白石は降敷霞の如して、如も光有て、水晶輪の如。能知之者、設之盆山に置り。温泉入浴の旅客聞

きや

【拾遺】三十

我背子をならしの岡の呼子とり、君よひかへせ夜の更ぬ時

赤 人

【新勅】三

神なひのいはせの森のほと、きす、ならしの岡にいつかきなかん

田原天皇御製

【夫木】四

立よらむ事やはあちき春霞、ならしの岡の花ならすとも

實 方

猪飼野岡 東生郡猪飼野村に屬す。或は又大和に同名あり。

【萬】二

降雪はあはになふりそよなばりの、猪飼の岡のせきならまくに

穂積皇子

【未木】三

かるもかく猪飼の岡の寒き夜は、妹やすく寝す打衣哉

後九條内大臣

水岡 方角、證歌、未考、能因法師歌枕、攝津國に比せり。因て記之。

○同俗名所附坂・谷

有明岡 川邊郡猪名寺村にあり。此所は、昔孝徳天皇御宇、
法道仙人開基の法園寺本尊藥師の靈像、光明を放て此岡
を照せり。時の人有明岡と稱す。寺記其部にあり。

菅岡 有馬郡平田村にあり。所傳、和歌に讚る有馬菅の名
所とす。菅を讀る證歌、名物門に記せり、

相坂 東生郡四天王寺衛門筋、一心寺の下にあり。此坂の
下に清水あり。所傳、關の名に比て、逢坂と云へり。或は、
聖徳太子と守屋大連、互に信ずる所の法を、比合するの
旣を以て、合法四會と稱するの地、于爰近し。因て合坂の
地名とするの一説あり。又此坂登ること僅にして、小坂と
するの所傳あり。【日本書紀】に所載之邇介能鳥瑳介とす
るもの歟、大坂の地名に論之。

源聖寺坂 大坂西寺町にあり。世に下寺町と稱す。所傳寺
院に因れり。

蛇坂 同所稱名・西照兩寺の中間にあり。所傳不詳。道の曲
るに因れり。

安國寺坂 同所にあり。世俗安藝國安國寺第宅の舊地なり
と云へり。所傳不詳。

釣鐘谷 西成郡西高津村民家の裏にあり。中古村民、此地
を穿て鐘の龍頭に當れり。是を掘に隨て、土中に沈み、經
日未過龍頭。人皆群を成し、輻轡を以て雖令引之、不得揚、
終に止で地名に残るの所傳たり。其所有年曆不詳。

雲見坂 島下郡太田村の東にあり。所傳云、池山の城主、於
于是所考運氣也。因て雲見坂の名あり。古城其部に比す。

火打坂 豊島郡吉田村より、川邊郡東、多田村に至る横山
坂を云へり。此坂の石火を打こと宜し。村民設之。因て坂
の名とす。

安谷 同郡伏尾村久安寺山内にあり。所傳云、久安寺開山菩
薩僧行基、地主白山妙理大權現、當山に導玉ふ時、山水濤
々として涉べき便なし。神の教に隨順して、即得淺所の
威神力を得て、輒く岸の向に至る。因て以て易谷と稱す。

【日本書紀】神功皇后の記に所載、取得熊鷹、我心則安、故
號其處曰安、云云、于是雖非附合、上古もかゝる様あり。因
て于爰引書せり。寺記其部にあり。

細郷谷 同郡伏尾・東山・吉田・古江・木部・中河原等の六箇
邑の間、都て東西に山有て、細郷谷と稱す。所傳不詳。

杉谷 同郡池田村にあり。所傳不詳。

瀧谷 能勢郡余野村にあり。此谷より千手觀音立像 三反出
現の所なり。因て一名千手谷とも云り。寺記其部にあり。

龜倉谷 川邊郡伊刀志村にあり。所傳不詳。最明寺時頼公
遊歴の地、鎌倉谷と稱するを、龜倉とする歟と、云り。

高平谷 同郡槻瀬村にあり。此谷、涉り廣くして、田圃あり。
荳若を名物とす。其部に比す。

鹿尻坂 有馬郡生瀬村より、名鹽村に行道にあり。鹿を追
獵師、奥山より爰に追下す。此坂下、生瀬川の水上にして、
流早く、渦まく淵也。鹿能知之、横道に戻す所を、獵師圖
にして射之。因て鹿尻と稱す。

船坂 同郡船坂村の地名、此坂に因れり。和州吉野僧、仁西
上人、温泉再建の時、於于是湯槽を造しむ。因て船坂と稱
す。後世亦民家と成るの所傳、村の部にあり。

座頭谷 同郡生瀬・船坂の間にあり。所傳云、盲人病あつて、
温泉山に赴く。此溪に迷入て、不知所出。終に勞死す。樵
夫見之、則其地に埋て人の世語とす。

贅坂 同郡温泉山の道路にあり。所傳云、昔一人の病者あ
り。贅眼に懸て愁之。或時浴温泉、藥師佛に祈ると云とも、
其功なし。二七日を経て、歸路爰に至る。贅地に落て、喻
ること熟菓の蒂を離るが如し。時の人贅坂と稱す。亦道
細くして、長を以て、昆布坂とするの一説あり。

杉谷 同郡温泉山にあり。所傳云、孝徳天皇温泉に行幸、於
于是行宮を造る。多く杉の良材を伐採の所也。因て杉が

(坂布昆)

谷の名あり。山を功地と稱す。猶山の記に比す。
湯槽谷 同郡同所にあり。所傳云、行基僧正温泉を開の時、
湯槽を于是造る。所用良材も亦此溪にあり。因て湯槽谷
と稱す。

卯木谷 同郡同所にあり。此谷槍多く、花の頃は、紅白交條、
見る人歸期を失ふ。温泉の市店、造篋工人、求枝削釘用之、
多年伐盡て地名と成れり。

地獄谷 同郡同所にあり。所傳云、昔此谷に於て、罪人呵責
喚嘆の聲、山響地動こと時あり。因て地獄の名あり。又此
地の盆地の水、畜獸・蟲介等の生類、吞之惱死すること不
去池邊、毒水涌出の地多く斷生、是を以て地獄の號あり
とも云り。【羅山文集】温湯記に所載、於于是賦詩韻之所
なり。

琴彈坂 同郡尼寺村にあり。此所、花山皇后菩提尼寺あり。
法皇于是行幸、皇后及宮女於于爰彈琴、月を詠め玉ふ所
也。因て琴彈坂の名あり。寺記其部に詳なり。

鎌倉谷 同郡生野村にあり。所傳云、最明寺時頼公、諸國の
貪狼を糺明せんと、竊に鎌倉を出て、所々に遊歴し玉ふ。
此地も其一也。因て鎌倉の名あり。大巖側に有て、百丈石
と號す。其記雜類に然り。

蛇谷 矢田郡宇治野村大龍寺山内にあり。所傳云、弘法

大師入唐の時、既に船を浮む。障魔惡風を吹、波覆船之時、大龍出現して、守護之、障化不得進、終に入唐、歸朝の期に及て、海上又然り、此浦に於て、大龍飛て當山に去り、是則觀世大悲の冥助也と、登山し給ふ。大龍又此谷に現す。因て蛇谷の名あり。寺記其部にあり。

小野坂 同郡小野村にあり。所傳生田小野の名所に因れり。一谷 同郡西須磨村にあり。【東鑑】云、壽永三年二月四日癸亥、平家、日來相從西海・山陰兩道軍士數萬騎、構城郭於攝津與播磨之境一谷、群集、云、此谷長四町餘、横二十間、高十二間、法十七間、谷口より浪打際まで六十間餘、二の谷に至るの間、二町四十間餘を隔て、險阻の地、世に逆落しと稱す。猶古戰場の部に詳なり。

二谷 同郡同所に續けり、此谷長三町餘、横八間、高九間、谷口より浪打際まで四十間餘、三谷に至るの間、二町餘を隔たり。

三谷 同郡同所に續く、此谷長二町餘、横九間、高九間、谷口より浪打際まで五十間餘、都て四町餘の間にあり。東をひと定て、二・三と西に相並り。凡山谷の名を稱する事多といへとも、地名に因れり。或は山田の字を取、所傳不詳。村民・山人・樵夫等の異名する所也。拾之時は則不違枚舉因て略之。

○川の部 歌名所、俗名所、附川原

百濟川 東生郡に屬す。今謂小橋の東、平野川を指り。百濟の地名、始に論之。【八雲御抄】勅撰名所集【夫木集】、皆攝津國に比す。

【六帖】

くたら川かはせをはやみあか駒の、あしの浦まに濡にけるかも

【夫木】

世の中に沉とならば百濟川、なかれうせぬる我身共哉

玉造川 同郡百濟川の下、今謂玉造に屬す。【夫木集】播磨・近江に、同名ありと、云云。

【夫木】

ひとつして萬代照す月なれば、底もみへけり玉造

三津川 東生・西成の兩郡に屬す。都て難波の總名に准す。

【夫木】

花の咲梢に波のかけまくも、かしこき御代の三津の川かせ

掘江川 方角不詳。大略東生・西成の二郡に屬す。世俗、今の東横堀より南に續き、木津村の鮎川に至り、或は下寺町極樂橋と稱するの井路、亦は川邊郡尼崎庄下橋の溝川等を指て、掘江に論するの說ありと云とも、其證なし。【日本書紀】に所載、宮の北の郊原を掘て、南水を引て西海に流し入て、田宅を全し、其水を號て掘江と云と出たり。仁德帝の宮地、今の東西の高津より小橋村に至るの間とするの證、古宮の部に論之。以是見之、宮の北の郊は、玉造の岸にして、別に無所指、郊の原は村の外と云の義也。然らば、今謂平野川、古の百濟の川下、玉造川に南水を引て、淀川筋の大川に落し、西海に流入るの所、掘江の證とする事、雖不中不遠。【土佐日記】等にも、川尻の江口に入て、船漕登る、掘江淺くて坐行と書り。近歲大坂の津、長堀・道頓堀地を北に挾て、下難波領の田圃あり。元祿十一戊寅年、依公命、市店と成る。其中間を東・西に掘て、東流を引て西海に落し入て、掘江川と稱す。【日本書紀】卷第十一云、

仁德天皇十一年、夏四月戊寅朔甲午、詔群臣曰、今朕視是國者、郊澤曠遠而田圃少乏、且河水横逝、以流末不駛、聊逢霖雨、海潮逆上、而巷里乘船、道路亦溼、故羣臣共視之、決横源而通海、塞逆流以全田宅、冬十月掘宮北之郊原、引南水以入西海、因以號其水曰掘江、云云。

【萬】

船木ほふ掘江の川のみなきはに、きるつゝ、鳴は都鳥かも

【夫木】

都鳥聲もさむけし船木ほふ、掘江の川の氷る霜よ

河尻川 西成郡に屬す。今の川尻は、安治川波除山の西にあり。上古、遙に東の方江口の邊にありや。【土佐日記】に所載、二月六日、水尾衡石のもとより出て、難波の津を來て、河尻に入と書り、或は大川尻とも云へり。今の俗、淀川の流、凡て大川筋と稱す。

【東鑑】

云、元曆二年十一月五日甲申、今日豫州攝津國至河尻、翌六日於大物濱乘船、云云。

【家集】

泪のみおほ川尻のかたなれば、よもなからへはゆかしうそおもふ

【家集】

川尻の江口にたちて、蘆田鶴の、鳴なる聲をわれ

【家集】

にきかせよ

長柄川 同郡北長柄にあり。【夫木集】備中・近江の兩國に同名あり。【文德實錄】に所載、三國川に引書す。俗云中津

【家集】

にきかせよ

川筋なり。

【風雅】廿

汲人のよはひもさこそ長月や、なからの川の菊の
下水

【夫木】五

彦星の契りの末のなから川、あふせはいつの秋も
絶せし

水無瀬川

島上郡水無瀬山に同じ。川下淀川に落て、東は
山崎、西は高濱にあり。或は水無瀬川原とも讀り。

【萬葉】

うらふれて物はおもはしみなせ川、有ても水は行
てふ物を

【古】五

みなせ川ありて行水なくはこそ、終に我身を絶ぬ
とおもはめ

【後撰】七

皆人に文みせけりなみなせ川、その渡りこそまつ
は浅けれ

【夫木】二

淀のわたり夜深き空の子規、みなせ河原の雲路を
そ行

【同】二

猶頼めみなせ川原になく千鳥、有明の月に歸り往
けり

狐川 島上郡山崎邊に屬す。多は山城國にあり。攝津境地
より以上、都て狐川の名あるを以て、是に記せり。【夫木】

歌名所に屬す。

【夫木】五

とにかくに人の心のきつね川、影あらはれん時を
こそまて

芥川 同郡芥川村にあり。【延喜式神名帳】に所載、阿久刀
神社ある所なり。【後撰集】以後、歌名所と成れり。

【拾遺】五

人をとく芥川てふ津の國の、なにはたかはぬ物に
そ有ける

【金】八

津の國のまるやは人を芥川、君こそつらき瀬々は
みへしか

【夫】五

花もまた散ぬる果の芥川、かへらぬ波に春そ暮ぬ
る

【同】

伊勢

はつかにも君をみしまのあくた川、あくとや人の
音信もせぬ

玉川 同郡西面村にあり。

【千載】

玉川と音に聞しは卯の花を、露のかされる名にこ
そ有けれ

【風】四

時しらぬ里は玉川いつとてか、夏の垣ねをうつむ
白雪

高瀬川 同郡鳥飼村の東に高瀬の號あり。【夫木集】山城或
は河内・攝津・安房・上野に同名ありと云り。今山城國伏

見より、洛中に續を高瀬川と云。

【夫木】五

限りなく我君山の谷水を、たか瀬川にもよとむよ
あらん

三島川 同郡三島江村にあり。【夫木集】攝津國に比す。伊
豆國に同名あり。

【夫木】三

かりにても心をかへてみしま川、今は長閑になり
もしなまし

待兼川 豊島郡玉坂村の東、待兼山の麓也。

(川田池)

【夫木】二

夜もすからたまりて積る泪かな、こや待兼の山河
の水

箕面川 同郡瀬川村の西にあり。箕面瀧の流なり。證歌未
考。

猪名川 同郡池田村にあり。今の俗、池田川と稱す。或は河
原とも云へり。亦溝川と讀る歌、此猪名大川の西、川邊郡

加茂村の下に有て、水上最明寺瀧より落て、猪名野に續
く溝川あり。其是に因る歟。【夫木集】攝津國猪名川と、
云云。

【萬】六

かくのみに有ける物をいな川の、おくをふかめて
我思へける

【後堀】

年を経ぬさのみはまたししなか鳥、猪名の溝川澄
しとすらん

【六帖】三

千鳥鳴いな河原をみる時は、やまと戀しくおも
ほゆる哉

【夫木】二

有馬山みねの嵐に月さへて、いな河原に千鳥な

く也

【同】雜

後法性關白

五月雨にいな川の岸水こへて、小笹かはらやいつこ成らん

三國川 同郡神崎村の川上、今謂三國渡也。上古三國川の神崎後總て神崎と成り。證歌未考。【文德實錄】卷第五云、戊辰、攝津國奏言、長柄・三國兩河、頃年橋梁斷絶、人馬不通、請、准掘江川、置二雙船、以通濟渡、許之、久牟知川 有馬郡湯山功地山下、行水を云。【攝津國風土記】の詳なる事、山の部功地山の記に比して、于是略之證歌未考。

鹽田川 同郡鹽田村にあり。【夫木】未考國、云云、

【夫木】_五雜

中務卿御子

岩高き鹽田の川に船うけて、指登りたる月をみるかな

武庫川 武庫郡武庫庄内にあり。

【萬】_七

忠 岑

むこ川の水をはやみか赤駒の、あかくそ、きにぬれにけるかも

【夫木】

讀人不知

津の國にありといふなる武古川の、なかれてなに

たき

【六帖】_三

忠 岑

つの國の生たの川の幾たひか、君を戀しと我おもふらん

【夫木】_二多

爲 家

水上の山の瀧つせ氷るらし、生田の川は行水もなし

湊川 同郡兵庫にあり。

【千載】

道 因

水門川夜船こき出る追風に、鹿の聲さへせと渡る也

【同】

範 兼

みなと川うきねの床に聞ゆなり、生田の奥の小男鹿の聲

【新勅】_五秋

内 大臣

湊川秋行水の色そこき、残る山なく時雨降るらし

【風】_四

順徳院御製

みなと川夏の行とはしらねとも、流れて早き瀬々の夕して

【夫木】_二夏

爲 相

もいはれきし哉

【同】

家 長

むこ川に跡もと、めぬかほよ鳥、なく日もみへぬ五月のころ

御前川原 同郡廣田村にあり。武庫川の分なり。【攝津國風土記】云、神功皇后、到攝津國海濱北岸廣田郷、今號廣田明神是也、故號其海邊曰御前濱、曰御前澳、又埋其兵器處號曰武庫、云云、

【夫木】_五十

光 俊

手向へき神の贄そと事よせて、おまへの河原やな打にけり

布引川 兎原郡熊内村にあり。瀧の流也。

【夫木】_五雜

行 家

水上は瀧のみをにて早ければ、布引川の末そ氷れる

生田川 矢田部郡生田村にあり。

【千】_二十

通 經

戀わひぬ千沼のますらをならなくに、生田の川に身をやなけまし

【新續古今】

基 隆

津の國の生田の川の水は、今こそみつれ布引の

水門川うは波はやくかつきえて、鹽まで濁る五月雨の比

笠鷺川 方角未考。【名寄】未考國、云云、後世【名所集】に、所載攝津國とするの一説あり。今住吉郡住吉邑に於て、土俗鷺橋と稱して、溝川の渡あり、其證雖不詳、所傳拾之、

【名寄】

前内大臣基經

かさ、きの河風立ぬ七夕の、紅葉のとはり波やかくらん

天野川 方角、證歌、未考、能因法師歌枕、攝津國の名所とす。今河内國天野川の涉と成歟。又豊島郡上津島掠橋村、天竺川に轉せる歟。今攝津國磯島村の一邑、島上郡に有て、河内國に交る准之則は、攝津天野川、今河内の地名と成れり哉。其證雖不詳、後世轉變の例に因るの一説也。

○同俗名所 大坂市中の川、並に掘々は、橋

鯉江川 東生郡大坂市店の東にあり。南は片原東町、北は野田町と云、所傳、漁者是に網す、鯉魚多きに因れり。猫間川 同郡平野川の落合にあり。所傳不詳。歌名所玉造川に流を同せり。

平野川 同郡玉造の東にあり。上古玉造川の歌名所也。今

郡内平野庄に續を以て、後世改號せり。

梅川 西成郡西高津村にあり。難波高津の號に因て、世俗極樂川と稱す。今纒成井路也。

鮎川 同郡木津村にあり。俗傳云、昔聖德太子、荒陵の東に於て、四天王寺を壞移し給ふ時、所用之良材、土佐國の南海より、勝間の浦に引て、荒陵の西の岸に至らしむ。或日、潮水濁して筏此河に不入。于時、多くの鮎群り集つて、水中に入、網を引て岸に着り。因て鮎川と稱すと云へり。

上人川 同郡同所にあり。所傳不詳。耕作の村民、船を通を以て、俗小便水尾と稱す。

傳法川 西成郡傳法村にあり。東西に流れ、東は長柄川より淀川に續き、西は海に入。是より島傳ひして、尼崎の津に至る。聖德太子、傳法所傳ありと云とも、不詳。

逆川 同所にあり。流水島を巡り、東に流れ、亦西に曲落るを以て、世俗逆流川と稱す。

十三川 同郡成小路村の渡を云へり。東は長柄川、西は傳法川に落。世に十三と稱す。

野里川 同郡野里村の渡を云へり。十三の川下也。同じ川の流、其所の名を取て、川の名とするの類多し、此川筋總

を以て、世俗逆流川と稱す。

神崎川 川邊郡神崎村にあり。東は淀川に續き、西は佃村より、尼崎に落て西海に入。其川岸の地名を取て、川の名とす。此川上に、吹田村有て、其渡を吹田川と稱す。

蓬川 同郡東新田村にあり。尼崎の西、水上、濱田・七松等に有て、末西海にあり。蓬の名を取こと、所傳不詳。蓬草を浸に因れり。

加茂川 同郡加茂村にあり。所傳、地名に因れり。歌名所、猪名の溝川とするもの歟、水上最明寺瀧より出たり。

勅使川 同郡中山寺の麓にあり。寺記云、昔應神天皇兄、忍熊皇子、神功皇后を悪んで兵を發し、三韓歸朝の期を待玉ひ、既に討向ふ。皇后知之玉ひて、武内宿禰を以て、令討之、忍熊遺骸を宇治川に沈む。經日體不壞、難波に漂流して不去。因て八祖連に仰て、當山に祭らしむ。是則今の白鳥の窟也。應神帝の治世、勅使を于是下し給ふ。勅使、此川水に解除す。時の人勅使川と稱す。

足洗川 同所にあり。所傳、聖德太子、中山寺草創の時、此川水に驪の蹄を濯ぎ玉ふより、足洗川の名あり。

天王寺川 同郡同所にあり。聖德太子、四天王寺開基の後、所殘之良材、中山の麓に運送して、此川を引登せり因て天王寺川の名ありと所傳す。

多田川 同郡多田の院前にあり。此川下鼓瀧に出。水上、移

て、中津川也。

宿川原 島下郡宿久庄村にあり。此所は昔、暮露集りて、九品念佛を修するの地と云り。川邊・武庫・矢田部等の郡中に、所論之あり。其證不詳。【和名類聚】【延喜式】に、島下郡宿久の名あり。【つれく草】に云、宿河原といふ所に、梵論く、おほくあつまりて、九品念佛を申けるに、外より入來るほろ／＼の、もし此の中に、いろおし坊と申梵論やおはしますと、尋ねければ、其なかより、いろおし爰に候、かくの給ふは、たそと答ければ、しら梵字と申者也。云。一説、郡内郡山邑の驛を指て、宿河原とす。

池田川 同郡池田村にあり。歌名所猪名川に同じ、漁者手網を以て鮎を取り、池田大坂の市店に出し商之。

逆川 同郡伏尻村久安寺院前にあり。山水濤々として、巖に塞る、水、東に流て亦西に落。因て逆川の名あり。

小蟹川 同郡にあり。所傳、小蟹多きに因れり。

井口堂川 同郡井口堂村にあり。所傳、地名に因れる耳。

天竺川 同郡上津島掠橋村にあり。此川常に水なくして、平沙涉り狭く、行程數百歩に續く。因て天河に喩之。雨降水流れては、神崎の大川に落る所也。

瀨と稱す。此間殺生禁斷也。

金瀬川 同郡東多田村にあり。多田川の流なり。多田銀山より出て、沙于是留るを以て、金瀬と稱するの所傳たり。

波豆川 同郡波豆川村にあり。此水上攝、丹の境界より落て、二流に分れ、東に落て池田川にあり。西に流るを波豆川と稱す。

生瀬川 有馬郡生瀬村にあり。水上、丹波・播磨等の境地より出て、三田車瀬川に落合、武庫の川に入、武庫郡鳴尾崎に落て、西海に流入の大河也。霖雨續て洪水すれば、涉なし。此所丹波・播磨等の往還、有馬温泉山に行所にして、常に船渡あり。水甚早して、大綱を以て兩岸に張、是を手操渡す所也。

小多々川 同郡生瀬村より、船坂村の間にあり。水上武庫の山中より出て、生瀬川に落。此川温泉山の往還也。淫雨洪水しては、通路留り、常に渡る時、流水岩に塞れ、道に曲て足を冷す事、四十八箇所を以て、世俗四十八川と稱す。小多々の所傳不詳。

車瀬川 同郡三田の市中にあり。水上生瀬川に同じ。水甚早く落て、渦巻くと車輪の如し。因て車瀬の名あり。

道場川原 同郡道場川原村にあり。所傳地名に因れり。常に平沙にして、雨洪水を成は、涉なき大河也。

(川田吹)

(川八十四)

逆瀬川 武庫郡武庫山の半腹にあり。山谷を曲り、東流水を以て、逆瀬の名あり。水上生瀬川より落て、武庫川・枝川も同じ流也。

枝川 同郡武庫川の分れたるを以て、枝川の名あり。川下鳴尾の海に落る所也。

夙川 同郡夙村にあり。西の宮の間也。所傳、梵論の九品念佛を修する所と云へり。前に論之。

蘆屋川 兎原郡蘆屋村にあり。所傳、地名に因れり。武庫の山中より出て、海に入所也。

住吉川 同郡住吉村にあり。所傳、蘆屋に同じ。

御影川 同郡御影村の西にあり。所傳、御影山に同じ。彌陀の尊容、流水に移るを以て、御影の名あり。亦山の麓の地名に因れる耳。此水皆山中より流落て、海に入所なり。

都賀川 同郡岩屋村都賀の庄にあり。所傳地名に因れり。水の上・下、御影に同じ。

原田川 同郡原田村にあり。所傳、地名に因れり。

石屋川 同郡大石村にあり。水の上・下、都賀に同じ。此川平沙にして、石佛・牌石等を造る所也。世に御影石と稱す。因て石屋川の名あり。

宇治川 矢田郡宇治野村にあり。所傳地名に因れり。山の滴り落て、海に入の所也。

通盛川 同郡須磨村にあり。水の上・下、宇治野に同じ。此所、壽永年中の戰場たるを以て、越前三位通盛の名あり。土俗上略して血盛川と稱す。
荻藻川 同郡兵庫の西にあり。水の上・下、通盛川に同じ。此所壽永年中の戰場、重衡卿を生虜の所也。荻藻の名ある事、所傳不詳。此外山河・枝川等の落合、所々に別名ある事、不遑枚舉。因て略之。

攝陽群談卷第三 終

攝陽群談卷第四

篋志 編集

○池の部 歌名所、俗名所、附淵瀨

住江池 住吉郡住吉社前にあり。

【夫木】五雜 慈 鎮
あつさをは松の嵐に納め置て、秋をうかへる住のえの池

【同】 同 人
くれの秋住のえとの、池にきて、波間の月に心澄しつ

長居池 同郡同所に屬す。

【堀後百首】 常 陸
皇の長井の池に水澄て、のとかに千代の影そみへける

依網池 同郡庭井村にあり。土俗、此舊池を崇敬して、御依網池と云へり。世俗三字を音に唱て、御依網と稱す。後世猶誤て、味右衛門池と云へり。因つて亦俗語を加へ、味右

衛門と云し者、此池に身を沈て後、池水に望者、必水底に引沈。時の人恐怖して、水神に祭を以て、止めと云へり。依網或は依羅に作る。【日本書紀】卷第五云、崇神天皇六十二年、秋七月乙卯朔丙辰、詔曰、農天下之大本也、民所恃以生也、今河内狹山埴田水少、是以其國百姓怠農事、其多開池溝、以寬民業、冬十月造依網池、云云。【同】卷第廿二、推古天皇十五年紀云、且河内國作戸、荻池、依網池、亦每國置屯倉、云云。是故を以て、依網吾彦を、今住吉郡吾孫子とする事、郡の部始に論之。猶亦、神社門依羅社記考合すべし。今庭井村とする事、後世の轉變歟。證歌未考。

放池 東生郡放出村に屬す。
【夫木】五雜 讀人不知
かも鳥のはなちの池に木葉ちれば、うとき心をわれおもはななくに

大寺池 同郡四天王寺院内の蓮池なり。
【夫木】三 慈 鎮
大寺の池の蓮の花盛、はこふ心に手向とそなる

荒陵池 同郡同所金堂の中にあり。
【太子傳曆】云、敬田院、斯地内有池、號荒陵池、其底深、青龍恒居處也、以丁未歲始建玉造岸上、改點此地、鎮祭青龍、癸丑歲壞移荒陵東下、云云。證歌未考。敬田院は、四天王寺

の院名也。寺記其部に詳也。

蘆間池 同郡四天王寺の北、南平野町村の東にあり。世俗
毘沙門池と稱す。一説、小橋村に論ずるの池あり。方角其
證未詳。毘沙門池の所傳、俗名所に比す。

【夫木】_二

水くらしあしまの池の夕暮に、夜をしる虫のかけ

【同】_五

浦ちかきあしまの池の水の色は、淺みとりにそ春

【同】

何とわれ芦間の池のみくり繩、人くるしめに世に

【同】

ましりけん 中務御子

原池 島上郡原村に屬す。

【後拾】_六

むは玉の夜をへて氷る原の池は、春とともにや波

【六帖】_三

はらの池におふる玉ものかりそめに、君をわか思

【夫木】_一

ふ物ならなくに 信 實

むへしこそ氷とちけれ霜かれの、冬野につく原
の池水

【同】_二

しるや君つゝらひまなき原の池に、かはらぬおし

【堀後】

冬寒み鳩鳥すたく原の池も、よにむすほる、氷也

【同】

暹迤池 同郡成合村金龍寺に屬す。能因法師歌枕、攝津國

【玉葉】

春風に今は氷も玉坂の、池のおもてはさ、波そう

【夫木】_五

うき世には有へんこともたまさかの、いけらんと

【續拾】_八

毘陽の池あしまの水に風寒て、氷をそふる冬の夜

【千】_多 おし鳥のうきねの床やあれぬらん、つらゝるにけ

【新拾】

川上やあらふの池のうき薄、うきことありやくる

【名寄】

白波のあらふの池のうきぬなは、引根によきて玉

【名寄】

おもへとも人めをつゝむ泪こそ、おまへの池とな

【名寄】

りぬへらなれ 眞野池 矢田邊郡東尻池村にあり。

を害し、寺を去、此池に血刀を浸ぐ。後亦其訛を知て、池

水を手向、靈魂を弔ふ。因て景清泪池と稱するの所傳也。
其證不詳。歌名所、泪池に俗語を加る歟。【夫木集】攝津國
に比す。

【夫木】_五

よしさらは泪の池に身をなして、心のまゝに月や

【同】

袖はひち泪の池に目はなりて、影いまほしきねを

【詞花】_二

こやの池におふるあやめのなかきねは、ひく白糸

【後拾】_六

鷗こそよかれにけらしいなる、こやの池水う

昆陽池 川邊郡昆陽村にあり。土俗昆陽の御池、或は大池
と稱す。此深底、一目の金魚ある事、有馬郡温泉寺記に詳
也。

【夫木】_五

は氷せり 僧都長算

【金葉】_四

しなか鳥いなふしはら風寒て、こやの池水氷し

【同】

しなか鳥いなふしはら風寒て、こやの池水氷し

【同】

しなか鳥いなふしはら風寒て、こやの池水氷し

【同】

しなか鳥いなふしはら風寒て、こやの池水氷し

【同】

しなか鳥いなふしはら風寒て、こやの池水氷し

【同】

しなか鳥いなふしはら風寒て、こやの池水氷し

【同】

しなか鳥いなふしはら風寒て、こやの池水氷し

【同】

しなか鳥いなふしはら風寒て、こやの池水氷し

【同】

しなか鳥いなふしはら風寒て、こやの池水氷し

【同】

しなか鳥いなふしはら風寒て、こやの池水氷し

【同】

しなか鳥いなふしはら風寒て、こやの池水氷し

【萬】^十 人の 磨
まの、池の小菅を笠にぬはすして、人の遠名をたつへきものか

【夫木】^多 實 清
今朝みればうきねのおしのおくかれて、氷そひたるまの、池水

【同】 後九條内大臣
まの、池の島つたひ行雁かねや、春はあしまの橋とみゆらん

【同】^五 仲 實
蛙なくまの、池邊をみ渡せば、岸の山吹花咲にけり

【同】^三 三條入道内大臣
夕されは眞野の池水こほりして、よかれかちなるあちの村鳥

生田池 同郡生田村にあり。
【拾】^{十四} 讀人不知
津の國の生田の池のいくたひか、つらき心を我そみすらん

【夫木】^二 爲 家
哀也生田の池のあやめ草、いかなる人のねかかよ

ひけん 俊 成
【同】^五 問かきな生たの池に月影も、森の秋かせ吹につけつ、

【同】 範 宗
尋ねつ、いく田の池に玉もかる、袖より秋の露も置けり

【同】 康 光
月やとる活田の池の芦の葉に、しも吹かぬる秋の風かな

三原池 方角未考。【夫木集】攝津國、云、
【夫木】 紫 式 部
いひたへはさこそは絶め何かその、みはらの池のつ、みかとせん

【同】 俊 頼
今朝よりはみはらの池に氷るて、あちの村鳥ひまもとむらん

○同俗名所 附淵・瀬住吉郡堺車町、法王寺院内、妙堂池寺記に比す。
上池 東生郡四天王寺院内、蓮池の東に有。此池、伽藍火災

用水のために、令掘之池也。東を以て上池とす。池中に石碑あり。世に俗説を加と云とも、其證不詳。歴代の書籍傳記、本願緣起の外、何か證とする事有んや。

放生池 同所聖靈院の後にあり。放生塔は其部に比す。歌名所放生池とするもの歟。

駒池 同所寶藏の北にあり。世俗、此池を指て、聖德太子驥の蹄を濯ぎ給ふを以て、駒池の名を稱すと云へり。

星池 同郡南平野町村の東にあり。此池、毘沙門影向を以て、其名を稱するの所傳なり。歌名所蘆間池に論之。

今宮蛭子神に祈祭る。是則惡星の成る所也と、神防之玉ひて、一曜鳴降て、池中に入れり。因て民家の愁止ぬ。時の人、星池と稱す、或は聖德太子の御時、惡星化人降地、使人是を見せしめ給ふに、此池に入るを以て、號けたりとも云へり。敏達天皇九年夏六月、熒惑星の降こと、【太子傳曆】に見たりと云とも、此池に屬する事、其證不詳。

【夫木】^一 讀人不知
あまのはら南にめくるひなつ星、なにの草ともとよさとにとへ

此歌は、聖德太子傳に云、敏達天皇九年、太子御年九歳、

夏六月、人有て奏して曰、はしの連八島と云もの有、歌をうとふ事世にすぐれたり。而よなく、人有て、來りて相和して、争うたふ聲あり。常の人の音にあらざるかゆへ、八島是をあやしみて、追て尋れば、住吉の濱に至りて、曉海中に入物有て、火のごとくにして光を放つ。太子、天皇の床のもとに侍りて奏して曰、是は熒惑星なり、天皇驚て是をとふ。太子奏して曰、天に五星あり。主五行象五色なり。歳星は色青、主東木也。熒惑は色赤く、主南火也。此星下りて化して人と成て、童子の中に交て、好て作謠歌、未來の事をうたふ。蓋是星歟。天皇大きに悦玉ひ、其御製に云く、我宿のいらかになる聲はたそ、たしかになのれなにくたとも。と、有ける御歌に、星の返歌と云云。

脛池 同郡南田邊村にあり。所傳云、昔此池に大蛇有て、人民の愁あり。于時聖德太子、使人池に入しむ。淵底深と云とも、漸々脛に及て、易く退治して愁を止しむ。因て號之。

池田池 同郡北田邊村にあり。所傳不詳。
白龍池 同郡玉造稻荷社地にあり。觀世音影向池と云へり。其記、寺院の部觀音堂の緣起に比す。因て于是略之。

阿彌陀池 西成郡大坂長堀、白髮町市店の南、元祿戊寅年、開地町家と成て、御池通と號にあり。近歲池中を浚、芝を以て岸に伏て、池水を清す。

(謬寺光善)

所傳池記云、昔本田善光と云者、厚く佛乘に志、常に西方淨土を念じ、佛名を誦すること毎日數千遍也。或時難波に來て、沼中に遊、於于是、無人して善光を呼り。其音聲如も微妙にして、怪こと暫あり。沼中光明赫奕として、金色の彌陀佛像顯然たり。善光圍遶渴仰、感歎恭敬せり。于時佛告曰、往昔守屋連等徒、寺塔佛像を燒拂て、所殘佛像難波掘江に棄、是今此所也。汝を待事久し。急可奉守。實なる哉。信濃國川中島郷は、佛場の至る所也と、佛告に應し、尊像を負奉り、終に信州に來り、寺院を草創して善光寺と成れり。是縁を以て、阿彌陀池と稱す。元祿七戌年、本尊信州より出まし、四天王寺に於て、諸人結縁のため、御帳を開拜せしむ。自是以來、善光寺講と號けて、此池の邊にて、念佛執行の室を構へ、常夜燈を置り。是則善光寺本堂、佛前の夜燈を移す所也。元祿己卯年、蒙公命、草室終に蓮地山知善院和光寺と成れり。善光寺本尊は、善光守り奉の尊容に、四十七軀の佛像を加て、彌陀四十八の誓願に表して、以上四十八體とす。其第七の佛像、和光寺成て安置し、善光寺末院に屬す。寺院は其部に比す。

【日本書紀】卷第十九、欽明天皇十三年冬十月、百濟聖明王聖明遣西部姬氏達率怒喇斯致契等、獻釋迦佛金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷、別表讚流通禮拜功德云、是法

於諸法中、最爲殊勝、難解難入、周公・孔子尙不能知、此法能生無量無邊福德果報、乃至成辨無上菩提、譬如人懷隨意寶、逐所須用盡依情、此妙法寶亦復然、祈願依情無所乏、且夫遠自天竺、爰洎三韓、依教奉持、無不尊敬、由是百濟王臣明、謹遣陪臣怒喇斯致、奉傳帝國、流通畿內、果佛所記我法東流、是日天皇聞已、歡喜踊躍、詔使者云、朕從昔來、未曾得聞、如是微妙之法、然朕不自決、乃歷問群臣曰、西蕃獻佛相貌端嚴、全未曾看、可禮以不、蘇我大臣稻目宿禰奏曰、西蕃諸國一皆禮之、豐秋日本豈獨肯也、物部大連尾輿・中臣連鎌子同奏曰、我國家之王天下者、恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬、祭拜爲事、方今改拜蕃神、恐致國神之怒、天皇曰、宜附情願人稻目宿禰、誠令禮拜、大臣跪受而忻悅、安置小墾田家、勲修出世業爲因、淨捨向原家、爲寺、於後國行疫氣、民致天殘、久而愈多、不能治療、物部大連尾輿・中臣連鎌子同奏曰、昔日不須臣計致斯病死、今不遠而復、必當有慶、宜早投棄勲求後福、天皇曰、依奏、有司乃以佛像、流棄難波掘江、云云。

(田法絶)

基記云、信濃州伊那郡宇招村有士民、名本多善光、有子曰善佐、家貧無資產、性慈心而在志于佛乘、時從大守至京師、推古帝九年、事滿廻本州、偶遊難波掘江、有水中央、忽飛至善光之肩上、驚怖視之如來金像也、其長一尺五寸、像告曰、勿生恐怖、我爲汝所特已三世矣、汝在天竺名長者月蓋、又爲百濟國王號聖明、今此生日域曰善光、三世緣至於此、疾還本州、我與汝到東方利益衆生、善光大喜而奉如來歸信州、殿宇營無力、便安舍中供養香華、勤修精進、自此後四十一年、皇極帝三十元年、像告曰、本州水内郡芋井郷可移我、善光乃就水内郡創小宇、安金像、名曰本善堂、靈應日新矣、天皇有冥府感、勅建大伽藍、移金像、榜曰善光寺、莊飾極人功、崇廣嚴麗、上暎雲漢、寶鈴應山川、皇帝大悅慶讚、紫雲下覆、天樂遙鳴、帝詔任善光父子、爲甲斐・信濃兩州太守、自此是寺日益繁榮也、云云、一説、本多善光と云は難波に居しむ、百濟王善光王とするもの歟と云とも、其王は【日本書紀】天智帝の記に見たり。又聖德太子、善光寺の如來に書簡を通し給こと、推古帝の御宇にして、四天王寺西重門の記に書り。然は善光王とするの一説、前後あり。右【伽藍開基記】の傳、信州善光寺記の如し。本多或は本田とす。

傳來し給ひて、人民愁あるの邪を、守屋大連か徒、奏し勸て、佛像・僧尼等を斷絶す。是時此池に三尼を沈む。因て尼淵と云。池邊の田圃を絶法田と字すと云へり【太子傳曆】云、喚出三尼奪法服、就海石榴市之亭、並加苦辱、云云。【日本書紀】卷第廿云、敏達天皇十三年、高麗惠便大臣、乃以爲師、令度司馬達等、女島曰善信尼一歲、又度善信尼弟子二人、其一漢人夜苦之女豐、名曰禪藏尼、其二錦織壺之女石、名曰惠禪尼、云云、所謂三尼は是也、海石榴市は、大和國にあり。今此尼淵の三尼、田圃の絶法似たりと云とも、其證不詳。

夫婦池 同郡天滿天神橋筋の北町邊にあり。所傳云、昔郡中に於て、榮秀の土民あり。子なき事を愁て、佛神に祈るといへとも、更に感得なし。猶是を悲て、諸國の神社佛閣を行脚して、年月を重ね、終に歸來さりけり。女獨り嬾て、案し煩ふ氣色、彼長安の遊子、歸期を誤の歎にも増るへしなんと、人はを勞と云とも、猶思止て、終に家を出、此池に沈む。日ありて、男歸來て斯と聞しより、なき妻の跡を追て、同じ藻と成ぬ。因て時の人、夫婦池と號く。後世池中に道を造て、池を東西に分つ。其二の池を以て號たるのみ。深き謂なしとも云へり。

(池寺願大)

光明池 同郡佛性院村にあり。所傳に云く、天正年中、池中に光明在て、如も不時に龍燈の光を見す。村民怪之、淵底を採る。佛像一軀を得たり。夫より以來、光明の號あり。猶大願寺記に詳也。一名大願寺池とも云へり。

磨池 同郡柴島村にあり。所傳不詳。此池の邊に於て、磨を願す者、必怪ありと云へり。

幣池 島下郡耳原村にあり。所傳不詳。歌名所、幣の森の中を以て、池の名とする歟。

磐手池 島上郡安満村にあり。所傳、歌名所とすると云とも、證不詳。因て俗名所に比す。

金龍池 同郡古會部村金龍寺院内にあり。池の記、寺院に詳也。因て是に略す。

袈裟洗池 同郡眞上村にあり。所傳に云、黃牛山靈松禪寺は、行基菩薩開基の靈區也。自ら地藏尊を彫刻して、始て地藏院と號す。中興妙應禪師、松樹の梢に靈光を見て、大悲の像を得て、靈松寺と改む。行基開闢の時、此池自然と涌出して、如も灑水なり。自ら袈裟を洗給ふ。中興祖題之。寺記其部に詳なり。

朱雀池 豊島郡伏尾村久安寺境内にあり。此池、弘法大師加持の水、當山牛玉寶印を押して、辨財天、富の札を書するの硯水に用の。因て一名富の池とも云へり。亦院前を以

(池洗首)

て朱雀池と云。

唐船淵 同郡池田村にあり。所傳に云、往昔應神天皇三年、吳國より吳織・穴織二女神、來朝し、始て此水門に着す。其頃西海に續て、湖水の如し。今漸く池田川より、神崎川に出で、諸船の通なく、餘は田圃・荅里と成と云とも、此神來岸の所のみ淵と成て、未世に残り留ること、神徳に因れり。神社其部にあり。亦醫王山壽命寺、本尊藥師佛、此淵底より出現の記、寺院門に詳なり。

沙彌淵 同郡伏尾村久安寺門前にあり。上古於于是龍魚の栖あり。政所沙彌、禁殺生。因て時の人、淵の號に取れり。

明星池 川邊郡津門村にあり。所傳に云、藤原仲光、愛子幸壽丸は、主君美女御前の命に替て、我子の首を斬、多田よりはに來て、池水に濯て、津門村に埋藏す。忠義を重んずる事、天是を感じ、池水に星光降を以て、明星池と云、或は首洗池とも云り。幸壽君命に替こと、寺院の部、多田院に詳也。塚亦其部に然り。

澤池 同郡榮根村の西にあり。所傳不詳。

菰池 同郡安倉村池之島にあり。所傳云、往昔此池に蔭を蒞て、每歲五月五日、四天王寺に運送して、端午の粽を作て、太子尊前に備之。其例年曆不知其始。終に停止して以來、一百歳に過たりと云へり。

移瀨 同郡同所多田院前にあり。所傳云、昔此所、八幡大菩薩影向の地、神像水に移り、沙黄金の光あるを以て、移瀨と號と云り。院前より此所に至て、殺生を禁斷せり。

餓飢瀨 同郡尼崎の浦邊にあり。所傳に云、源義經公、西國下向の時、大物浦に於て、纜を解と云とも、風波順ならず。數日空く送る。從類飢餓す。武藏坊村之、借狀を以て民家に近付、糧米を求て各養飢。因て號て餓飢瀨と云へり。

【東鑑】云、元曆二年十月六日乙酉、行家・義經、於大物濱乗船之尅、疾風俄起而、逆浪覆船之間、慮外止渡海之儀、伴類分散、相從豫州之輩纒四人、所謂伊豆右衛門尉・堀彌太郎・武藏坊辨慶、并妾女字一人也、云、猶舊屋の部、濱の部等に重出こと詳也。

吉凶池 有馬郡三輪村にあり。所傳云、三輪大神、氏地の村民、吉事災難の神託ある時、此池の水、巡り動こと車輪の如し。巡の左右を見て、善惡を知事、甚妙也と云へり。

車瀨 同郡三田村の市中にあり。所傳云、此所、生瀨川の水上にて、山の雷より落下て、尖こと矢を飛が如し。流水此瀨に當て、巡こと車輪の如し。因て車瀨と號と云へり。

龍池 同郡母子村にあり。所傳云、當山永澤寺開山通幻和尚は、徳逸の僧也。或夜室外に人あり。和尚何者ぞと問、答曰、浮み難き女人也。哀願は法を示給へと云。和尚不詳

鵝池 同郡安倉村にあり。所傳不詳、或人云、昔此池に、鵝多集ること數日あり。因て音を以て號る歟と云へり。

笠池 同郡昆陽庄内にあり。所傳不詳。村民昆陽の舊跡に題して、讀歌賦詩。

鳩淵 同郡伊刀志村瀧の部に出る。小松原瀧の下にあり。所傳不詳。

唐櫃淵 同郡東多田村の西にあり。所傳云、昔盜賊山寺に入て、法服金銀等を奪ひ、櫃に入て負出る。村民怪之、跡を追、盜賊知之、其櫃を、此淵底に沈藏て遁去。日を経て、亦于爰來り、雖求之、終に不得探。是を以て、淵の號に残ると云へり。

鎌淵 同郡西多田村にあり。所傳云、昔此淵底に惡魚在て、人民道路の煩と成。勇壯者鎌を携、水中に入、是を採得て割捨る。浮んとするに鎌なし。終に不知所有。時の人、號て鎌淵と云と云へり。

鏹淵 同郡同所にあり。所傳不詳。樵夫、鏹を落し沈と云へる耳。

鐘淵 同郡同所にあり。所傳云、昔盜賊寺に入て、鐘樓に登り、鐘を奪ふ。衆僧追之。其罪を遁んと、此淵底に投入、山谷に隠去。此鐘終に不得揚。水中に入者、今も龍頭を見る事ありと云へり。

入室内。勤行讀誦の御法を耳に觸て、三惡道の苦を遁べしと也。夫より夜々、糝園伽の水を運ぶ。一七日を経て、和尚問曰、汝誠の女人に非ず。山内の池中にありや。答て曰、然り。于時一句の偈を授と否、忽龍と化して、鱗を放ち殘して、空中に飛で、光明地を照せりと云へり。因て龍の池と號す。寺記其部に詳なり。

嫁淵 同郡井澤村にあり。所傳云、昔此所の土民、妻を迎り、夫婦睦き事、魚の水に澄が如し。姑是を妬で、偽を以て此池に落沈む。號て嫁淵と云と云へり。

酒瓶池 同郡藍村酒滴神社山内にあり。所傳云、昔此池の後なる大巖の半腹より、酒の涌出ること流水の如し。其滴、此池に落て、酒の香あり。癩病を患る者、酒を酌て後、大岩の滴、終に止めといへとも、此池の水、今も酒の匂有て、味常ならず、因て酒瓶池と云と云へり。神社其部にあり。

赤淵 能勢郡栗柄村の奥にあり。所傳云、中頃前川又七郎景安と云者、在任して武勇の譽あり。且暮殺生を好む。或日獵に出て遠く遊ぶ。日既に西に没す。淵の側に勞臥。于時水中より、蛇這登て景安が足の大指を呑。驚覺て雁股を挟む。蛇二に割て水朱に成れり、今も猶清からず。因て赤淵の號あり。

凡、社境内の蓮池、或は村里・田野・山谷の溜池等多と云とも、田圃農業の用水たるを以て略之。

○沼の部 歌名所

淺澤沼 住吉郡住吉村に屬す。

【千載】 五月雨に淺澤沼の花かつみ、かつみるま、にかくれ行かな 顯 仲

【夫木】 杜若あさ澤小野の沼水に、かけをならへて咲わたるめり 師 賴

【同】 住吉の淺澤沼の杜若、あらぬ色さへけふもとまりぬ 師 時

玉川沼 島上郡西面村に屬す。證歌未考。
三島沼 同郡三島江村に屬す。證歌未考。一名を玉江沼と云。越中國に同名あり。

【千載】 みこもりの苜のわか葉やもえぬらん、玉江の沼をあさる春駒 清 輔

蓮池 矢田部郡西代村にあり。歌名所蓮池は、越中國にあり。此所俗名所にして、池中廣二町四方、池の堤は西國街道也。所傳云、天平年中、故僧正行基、令掘池也。是則、人民農業早魃の愁莫しめむため也。因て蓮の一種を池中に抛入、八功德水と稱し、蓮池と號給と云へり。亦源平の戰場と成時、小松内府家人、蓮池權守家綱戰死を以て、池の號と成とも云へり。其證不詳。此池の東に於て、本三位重衡卿を生虜こと、古戰場の部に論之。

七池 同郡同村の東にあり。所傳云、光源氏君、駒の踵を浸所と云へり。亦源氏七騎の勇士、相並て馬蹄を冷す。七の池と成て、如も七曜の如し。因て七池と號す。

鏡池 同郡田井畑村にあり。所傳云、昔行平中納言、須磨に配流の時、假初に戯て、憂夕暮の徒然を尋ね通たる、松風・村雨の女、住居たる所也。行平卿都に登り給て後、姿容の哀なるも、戀しき宮古の事など、思侘て、斯と云あひて、互に此水に憂面影を移たる池なればとて、鏡池と云ふと云へり、猶舊屋の部に詳なり。

明星池 西成郡天満東寺町大鏡寺門前にあり。此池菅神の靈廟に近し。昔鎮座の始、一夜に松生じて、其梢星光降り、池水に移耀くを以て、明星池の名在と云の所傳也。神社其部にあり。

【夫木】 敷島や玉江の沼のあやめ草、つらぬく千代の數とこそみれ 相 模

板田沼 川邊郡七松村にあり。一名小墾田沼とも云へり。亦板田橋等の名所、其部にあり。【夫木集】、大和・河内兩國に比す。【名寄】攝津、云云、

【堀百】 桁落て苔むしにけり小墾田の、板田の沼に渡すたな橋 仲 實

長師沼 方角未考。長師濱は住吉郡にあり。准之敷。【夫木集】攝津國に比す。

【夫木】 ひくねさへはるかなる哉君か代の、なかしの沼に生るあやめは 公 房

○澤の部 歌名所、俗名所、附岸堤

淺澤 住吉郡住吉村に屬す。

【金】 人心あさ澤水の根芹こそ、こる斗にもつま、ほしけれ 中宮越後

【夫木】^{八雜} 雅 經

いかてなほしはしも人に住よしの、淺澤水のすへはたゆとも

住吉岸 同郡同所にあり。

【萬】^五 車持朝臣

白波の千重にきよする住よしの、岸のはにふににほひてゆかな

【後撰】^九 讀人不知

住よしの岸の白波よるくは、あまのよそめにみるそかなしき

【拾遺】^二 兼 盛

すみ吉の岸の藤浪わかやとの、まつの梢に色は増らし

【同】^十 讀人不知

住吉のきしもせさらん物ゆへに、ねたくや人にまつといはれん

玉手岸 東生郡四天王寺村に屬す。白石玉手水の流る、岸とする歟。

【新拾】 國 平

君かため玉手のきしにやはらくる、光のすへは千代も曇らし

大江岸 西成郡に屬す。一名渡部岸と云へり、今の俗、大坂市中の八軒屋を指り。【菅家御集】【土佐日記】等、川尻の江口とあり。今の江口村は、遙東に隔る。八軒屋、昔は未海邊にして、洲中なるべし。其證、天王寺の西門より船に乗て、西の國へ下ると云へる。【新古今集】の詞書あれば也。然らば惣て、難波津の浪打際、廣々たるを以て、大江岸と云て、定る所、其證不詳。亦梶原平三景時、逆櫓の論所たるに依て、論の岸と、一名するの俗語あり。今按するに、黒牢瀉、【夫木集】紀州・攝津に比す。上略して牢の岸となる。後亦論の岸と成りや。黒牢瀉の證歌、其部にあり。

(屋軒八)

【後拾】^九 良暹法師

わたのへや大江の岸にやとりして、雲井にみゆる

伊駒山哉

(濁牢黒)

【堀百】 隆源法師

さみたれば日數ふれともわたのへの、大江の岸はひたらさりけり

【夫木】 長 俊

船よはふ聲もおよはす成にけり、大江の岸のさみたれの比

【東鑑】云、元暦二年三月八日辛卯、源廷尉 義經 飛脚、自西國參著申云、去月十七日、僅率百五十騎凌暴風、自渡部解

○海の部 ^{歌名所}

攝津國海 一州に屬す。西南にあり。

【萬】^廿 足 人

津の國の海の汀に船よそひ、出しても時にあもかめもかも

難波海 西成郡に屬す。惣て此類の名所、大江岸の論に准す。【延喜式】卷第三云、東宮八十島祭、御巫、生島巫、竝吏一人、御琴彈一人、神部二人、及内侍一人、内藏屬一人、舍人二人、赴難波湖、祭之、云云。

【三代實錄】卷第三十九云、元慶五年、來二月十二日、首途自大和國、經山城河陽宮、到攝津國難波海、解除、云云。

【萬】^五 老 磨

た、こえの此道にして押照や、難波の海となつけけらしも

【夫木】^六 家 隆

難波の海雲井になして詠れば、遠くもみへす彌陀の御國は

【同】 慈 鎮

世を救ふ誓の海の入日こそ、難波の水のてらす也

(堤田梅)

俗名所堤とするもの、道法數町を経て、行程果しなく、嫁惣堤と云、布を挫曝を以て、晒堤と稱し、田圃の字を取て、梅田堤と號す。是皆田家村里の水除、要害に築之耳にして深き所縁なく、名所として題するに不足。因て不載之。

濱松堤 岸に同じ。證歌未考。【歌枕】【名寄】攝津國に比す。因て題之。

住吉の松の千とせの君か代を、嬉くのみそみしま江の岸

【同】^八 信 定

衣笠内大臣 三島江の岸にひまなき深みとり、君か御幸をまつにそ有ける

【夫木】^五 三島江岸 島上郡三島江村に屬す。

松のきし 俊 成

【大名寄】 けふとにいく年なみを過ぬらん、津守のうらの濱

【同】^十 國 平

君かため玉手のきしにやはらくる、光のすへは千代も曇らし

高津海 同郡西高津村に向へり。

【萬葉】 名にたかき高津の海の沖つなみ、ちへにかくれぬやまと島ねは 讀人不知

名吳海 住吉郡住吉村に向へり。越中國にも名吳の號あり。今此名吳は、雄略天皇御宇、漢織、吳織、吳國より渡海し。始て住吉津に泊し給ふを以て、名吳海とする歟。吳織、住吉津に至の證、出于【日本書紀】津の部に比す。

【萬葉】 名吳の海を今朝こきくれば海中に、鹿を鳴なる哀れ其水手 能 因

【同】 奈吳の海のおきつ白波しくくくにおもほへんかもたちわかれなは 宗尊親王 讀人不知

【玉葉】^五 那この海に妻よひかはし鳴田鶴の、聲うらかなし小夜や更ぬる 公 朝

【夫木】 なこの海の鹽干の方はとをけれど、目に近からし淡路島山 同

右【萬葉集】哀其水手の歌、【日本書紀】應神天皇十三年に、淡路島に御幸、西の方を見そなはずに、數十の大鹿、海に浮て來り、則播磨國鹿兒水門に入ぬ。天皇のたまはく、彼如何なる鹿ぞ。大海にうかひて多にまうくる。左右共見てあやしむ。使を遣して見せしむ。使至りて見るに、皆人也。たゞ角つける鹿の皮をきものとせり、云云。水主を鹿子と云事、此時より起り。然らば名吳の浦に、鹿子を讀る歌、越中に屬し難し。鹿子、今の俗加子に作る。朴津海 同郡同所に屬す。

【夫木】^五 あし引の山のかねに登りてそ、朴津の海は近く見へける 能 因

網子海 同郡同所に屬す。一説、長門國の名所とす。【萬葉集】攝津國歌廿一首の中に比す。

【萬】^七 ときつ風ふかまくしらす阿胡の海の、あさけの鹽に玉藻かりてな 讀人不知

【同】^三 網子の海のあら磯のうへにさ、ら波、わか戀らくはやむ時もなし 同

わきも子に戀つ、くれはあこの海の、あら磯のうへにはまな摘あまこ女らか 猪名海 豊島郡池田村猪名川邊に屬す。此所、昔西海に續の事、俗名所唐船淵に論之。

【夫木】^五 湊風いたくな吹そしなか鳥、猪名野の海にふねとむるとも 鎌倉右大臣

【同】 しなか鳥いな、海に船とめて、小笹か原の風をまちみん 隆 房

武庫海 武庫郡武庫庄内に屬す。【日本書紀】卷第三十云、持統天皇三年丙申、禁斷漁獵於攝津國武庫海一千歩内、云云、【元亨釋書】云、持統天皇三年秋八月、置放生所三攝州武庫海一千歩、紀州耆野・加州身野、各二萬頃、順佛化也、云云。

【萬】^三 むこの海の船にはならしいさりする、あまのつり船いさりするのみ 人 丸

【同】^五 武庫の海の子はよくあらしいさりする、あまの釣舟いさりするのみ 讀人不知

【夫木】^五 牟古の海にあまの呼聲きこゆ也、霧のあなたに網引すらしも 長 方

蘆屋海 兎原郡蘆屋村に屬す。證歌未考。浦沖等をよめる歌、其部にあり。

眞野海 矢田郡東尻池村にあり。【夫木】^五 置まよふ霜ふかき夜のうら風に、月もこふれる眞野の入海 衣笠内大臣

須磨海 同郡西須磨村に屬す。【末木】^五 須磨の海釣せし人もけふよりや、千とせを松の元にわたるらん 惠慶法師

生田海 同郡生田村に屬す。【玉葉】^九 おくれては生田の海のかひもなし、沈むみくつと共に成なん 辨 乳 母

和田海 同郡兵庫和田に屬す。或は輪田に作る。近江國に同名あり。

【夫木】^三 和田の海にふる白雪はきへなから、波の心に寒さ 讀人不知

をそそむ

【同】^五 秋風も絶てな吹そ和田の海の、沖なる玉藻わかかつく迄に

茅渟海 方角不詳。世俗西成郡に屬し、千沼と稱するの名所ありと云とも、其證不分明。血沼と稱するの名は、伊波禮毗古命の時、軍ありて洗其御手の血、故謂血沼海也と【古事記】に見たり。攝津國に屬する時は、住吉郡にある歟。【仙覺抄】攝津國、云云、【元亨釋書】卷第廿云、欽明天皇十四年夏五月、泉郡茅渟海、有奇聲光、云云、今、泉州助松村の海を、茅渟浦と云へり。【大和物語】にも、和泉國人、姓は茅渟となん云けると書り。然らば猶、和泉國也と云とも、世俗攝津國にありと云、【仙覺抄】等にも然り。今按ずるに、【大和物語】に所載茅渟塚、當國兎原郡に在て、求塚と號て、如も海に近し。因て其海原に、茅渟の名を取て、此國の名所とする歟。

【萬】^十

ちぬの海の濱邊の小松根ふかめて、わか戀わたる人の子ゆへに

【夫木】^五

茅渟の海の濱邊の小松鹽こして、波の音にそ秋風

そふく

○浦の部 歌名所、俗名所

難波浦 西成郡に屬すと云とも、所指定難し。一説、川邊郡難波村を指せり。難波の號ある事、攝津國緒歴にして、始に論之。

【古今】

われを君難波のうらにありしかは、うきめをみつ

【後撰】^三

あさりする時を詫しき人しれず、なにはのうらに

【拾遺】^五

君なくてあしかりけりとおもふにも、いと、難波の浦を住うき

【同】

あしからんよからんとてそわかれけん、なにか難波のうらは住うき

【後拾】^五

おもひやる哀れ難波の浦さひて、あしのうきねは

さそなかれけん

難波江浦 方角右に同し。

【夫木】^七

千鳥なくふけ井の方をみわたせば、月かけさひし難波江のうら

【同】

露のほる芦のわか葉に月さへて、秋をあらそふなには江のうら

住吉浦 住吉郡住吉村に屬す。

【後拾】^七

住よしのうらの玉藻を結びあけて、渚の松のかけをこそみれ

【同】^{十八}

住吉の浦風いたく吹ぬらし、峯うつ波の聲しきりなり

【新勅】^九

すみよしの浦に吹上る白波を、鹽みつ時の花を咲ける

津守浦 同郡に屬す。

【千】^廿

神代より津守のうらに宮るして、經ぬらん年の限

しらすも

【新勅】^三

頼めつ、こぬ夜つものうらみても、まつより外の慰そなき

【萬】^二

大船の津守のうらに告んとは、まさしに知てわかふたりねし

長井浦 同郡に屬す。或は長居に作る。

【新千】

君か代の千とせくらへをせさせはや、長居のうらの松と鶴とに

【堀後】

秋の夜のなか井の浦によする波の、かへるくそねためられける

【千五百番】

君か代を長井のうらにるる田鶴も、萬代までと聲聞ゆなり

名吳浦 同郡に屬す。

【萬葉】

波たては奈吳のうらまによるかひの、まなき戀にそ年は經にける

【六帖】 讀人不知
きてみればなこのうらまによる貝の、拾ひもあへ
す人そ戀しき

【夫木】^五 俊 賴
なこのうら波たに今朝ははけしきに、いかに鳴門
の沖さはくらん

浅香浦 同郡に屬す。浅香の號ある事、村の部に論之。

【萬葉】 弓削皇子御歌
夕されは鹽みちきなん住吉の、浅香のうらに玉も
かりてな

【新後撰】 行 能
住よしの浅香の浦のみほつくし、さてのみ下に朽
やはてなん

【新千】 爲 明
玉藻かる方やいつこそ霞たつ、浅香のうらの春の
あけほの

敷津浦 同郡に屬す。津守・長井・名吳・浅香より、此所まで、
皆住吉浦の一名とす。

【萬】^二 讀人不知
住吉の敷津のうらのなのりその、なは告てしをあ
はぬもあやし

【家集】 俊 賴
住よしのしきつの浦に旅ねして、松の葉風に目を
覺しつる

【夫木】^七 家 隆
松風や敷津のうらにゐるたつの、千とせをゆつる
聲かはす也

勝間浦 西成郡勝間村の浦を云へり、今の俗、勝間と稱し、
或は木妻、亦古妻に作る。

【名寄】 讀人不知
おもひ出よ千代の子の日のけふことに、かつまの
うらの峯の姫松

御津浦 同郡に屬す。難波に同し。

【後撰】^七 業 平
難波江やけふこそみつの浦ことに、是や此よをう
み渡るふね

【夫木】^七 衣笠内大臣
みつのうらに玉藻かりおく海士人も、わか心から
袖はねれつ、

【同】 定 家
春の色はけふこそみつのうら我身、あしの若葉を
あらふ白波

蘆浦 同郡に屬す。名所とするに不足。唯蘆の生たるを云

歟。【夫木集】、攝津國の名所に比す。【八雲御抄】、攝津國
難波浦を云と。云云。

【後撰】^八 讀人不知
あしのうらいときたなくもみゆる哉、波はよりに
もあらはさりけり

【續古】^八 延喜御製
人ことのたのみかたさは難波なる、あしのうらは
のうらみつるかな

大江浦 同郡に屬す。岸に同じ。

【夫木】 讀人不知
玉藻かる大江のうらの浦風に、つゝしの花は散ぬ
へら也

長柄浦 同郡北長柄村に屬す。【夫木集】、攝津・近江兩
國に比す。

【新後撰】^十 爲 氏
さ、波や神代の松のそのまゝに、昔なからのうら
風そふく

【夫木】^七 元 輔
玉藻かるいはほのもとに成にけり、なからの浦の
濱の眞砂は

【同】 能 因
あし火たくなからのうらをかきわけて、幾千とせ
といふに都みつらん

大和田浦 同郡大和田村に屬す。亦兵庫和田岬に屬するの
説あり。

【萬】^六 讀人不知
濱きよくうらなつかしき神代より、ちふねのたま
る大輪田のうら

【夫木】^七 具 氏
大和田のうらわに今宵船とめて、清き濱への月を
いさみん

三島江浦 島上郡三島江村に屬す。【夫木集】、攝津に比す。
亦伊豫・肥後兩國に、三島浦とばかり讀る歌あり。

【夫木】^七 西 行
風吹は花咲なみのおるたひに、櫻かひよる三島江
のうら

【同】^十 小 辨
住吉の松もみゆきはありけりと、こはめつらしく
みしま江の浦

猪名浦 豊島郡池田村に屬す。海に同し。
【萬】^七 讀人不知

しなか鳥いなのうらはをこきくれば、夕霧たちぬ宿はなくして

昆陽浦 川邊郡昆陽村に屬す。上古西海に續こと、猪名海に同し。

【夫木】七 範 光

津の國のこやのうら風音つれて、芦の枯葉に秋はきにけり

武庫浦 武庫郡武庫村に向へり。

【萬】二 赤 人

むこのうらを漕まふ小船粟島を、そかひにみつ、ともしき小船

【風】六 從三位行平

こき出てむこのうらより見渡せば、波間にうかふ住よしの松

【堀百】 公 實

風早の奥津鹽さる高くとき、いたてにはしれ武庫のうらまで

有間浦 同郡鳴尾村の浦を云へり。有馬郡有馬山より、山水流落て、生瀬川に下り、鳴尾の海に入て、鳴尾崎と稱す。有馬温湯は清して鹽あり。南海より潮を引こと、紀伊國熊野權現の冥助を以て也。大山郡里を隔と云とも、當浦

に横流の潮筋あり。世に有馬潮と號す。因て武庫郡に有馬浦あるの俗語あり。【夫木集】攝津に比す。

【夫木】七 廉 主

心あるありまのうらの浦風は、うきてこの葉を殘すなりけり

鳴尾浦 同所。

【續千】五 大江貞重

秋寒るなるをの浦のあま人は、波かけ衣うたぬ夜もなし

異浦 同郡東新田村にあり。此所融大臣、山城國六條河原院に於て、鹽竈浦を摸するの時、於于爰潮を汲しむ。引と云の縁を取て、琴浦と稱するの俗語あり。亦此浦の景色、他に勝て、異浦と云の義に用るの説、尤深しと云とも、引音なんと讀る歌ある時は、琴浦とするもの歟。

【續千】三 讀人不知

初音をはわか方になけ子規、ことうらにまつ人はありとも

【風】三 後光明照院

ことうらに朽て捨たる海士小船、わか方に引波も有けり

【風】三 後光明照院

有けり

【風】三 後光明照院

蘆屋浦 兎原郡蘆屋村海に同し。

【續古】九 爲 家

明わたるあし屋のうらの波間より、ほのかにめくる紀路の遠山

【夫木】七 俊 成

はるかなるあしやのうらのうきねにも、夢路は近き都也けり

【同】 後鳥羽院御

螢飛あし屋のうらに海士のたく、ひとよもはれぬさみたれの空

見宿女浦 同郡岩屋村脇濱村に向へり。【夫木集】攝津國に比す。二天女或は敏馬に作る。

【萬】六 福 磨

眞十鏡みぬめのうらは百船の、過て行へき濱ならなくに

【續千】十 師 光

よそにたに敏馬のうらのあま人や、た、いたつらに袖ぬらすらん

【玉】九 忠 成 女

憂人を三犬女の浦のあた波は、さのみかけても何おもふらん

灘浦 同郡青木・御影・蘆屋村等の濱、凡て灘と云へり、餘國

灘浦 同郡青木・御影・蘆屋村等の濱、凡て灘と云へり、餘國

の灘、當國の灘、皆其所を冠名して、何々の灘と云へり。此所の土人は、惣て灘目者と呼で、當浦の俗と知れり。【夫木集】名所に比して未考國、云云。

【夫木】五 讀人不知

灘のうら鹽になつそふ海松を、汀の波そとしはこえける

【後撰】九 同

生田浦 矢田郡生田村に向へり。

【六帖】三 同

幾たひか活田のうらに立かへり、波にわかみをうちぬらすらん

【夫木】七 加茂重保

ひとかたにおもひなひけはいかてかは、活田のうらに身をもなくへき

【續古】十 行 平

旅人はたもと涼しく成にけり、關吹こゆる須磨のうら風

【千】旅 家 隆

【千】旅 家 隆

旅ねする須磨の浦路の小夜千鳥、聲こそ袖の波は
かけ、れ

【詞】夏

通 俊

もしほやく須磨のうら人打はへて、いとひやすら
ん五月雨の空

眞野浦 同郡東尻池村に向へり。【夫木集】近江國と、云云。
入江と結び讀る歌、攝津國に比す。

【續古】冬

眞昭法師

夜半にふく濱風寒み眞野のうらの、入江の千鳥今
そ鳴なる

【續千】冬

宗 行

冬枯の尾花をしなみ降雪に、入江も氷るまの、う
らかせ

【夫木】冬

雅 經

あしかものうきねよいかに波まくら、たのむ入江
の眞野の浦風

繩浦 方角未考。【夫木集】攝津・紀伊の兩國に比す。【藻鹽】
攝津國、云云。一説、難波を中略して、那波とするもの歟。

【萬】二

日置少老

繩のうら鹽焼けふり夕されは、行過かねて山にた
な引

【同】

赤 人

なはのうらをそかひにみゆる奥の島、うきまよふ
船は釣をすらしも

【夫木】冬

琳賢法師

獨出てなはのうらはを漕舟を、ともに千鳥を鳴わ
たるなる

名立浦 方角未考。【夫木集】攝津・紀伊兩國、或は遠江國に
比す。【藻鹽】攝津國、云云。

【夫木】冬

后宮攝津

かつきする名立のうらの海士人は、波の濡衣幾代
きぬらん

鮑浦 方角未考。【大名寄】攝津國鮑濱あり。

【萬】七

讀人不知

網引するあまとや恨む鮑のうらの、清きあら磯を
見にこし我を

安胡浦 方角網子海に同じ。

【萬】十

同

あこのうらにふなのりすらん乙女らか、あか物よ
そに鹽みつらんか

葦浦 方角葦の濟に同じ。

【夫木】冬

隆 季

忍ひやるふみ見まくきのうらにこそ、波の心も行
て歸らめ

志賀浦 方角未考。【夫木集】攝津・近江の兩國に比す。

【夫木】冬

讀人不知

しかのうら入江の氷とちてけり、汀に遠きあまの
釣舟

石花女浦 方角未考。【夫木集】未考國、云云。【名寄】石花女
關、攝津國に比す。

【夫木】冬

定 家

おのつからみるめのうらも立烟、風をしるへの道
もはかなし

鮑津浦 方角未考。【夫木集】攝津國にあり。

【同】

讀人不知

藻かり船鮑津のうらに棹さして、おもふ妻とちさ
しつ、そ行

三穂浦 方角未考。【藻鹽】攝津或は駿河・隱岐國に同名あり

【夫木】冬

好 忠

すくもたくみほのうら人ふななれて、いくその夏
をこかれきぬらん

【同】

後鳥羽御製

三穂のうらを月と共にや出つらん、沖のとまやに
告る雁かね

けるみの浦 方角未考。文字不分明。能因法師歌枕、攝津國
にあり。

みかみの浦 右に同じ。方角、證歌、文字、未考。

○同俗名所

大悲浦 西成郡今宮村の西を云へり。亦在栖山清水寺大悲
の淨利に向ふを以て、大悲海と云の俗語あり。【神社考】

云、實忠良辨徒也、嘗神遊都卒內宮、見四十九重摩尼殿、
有一所、榜曰常念觀音院、見其修法儀、心甚信慕、便乞聖衆、
而得軌、覺後欲修法、而無尊像、常持念所求、一日遊歷攝

州難波津、忽見闍伽器浮海來、近視則十一面大悲像駕于
器也、忠嘉而取之、銅像也。是今南都東大寺、云云、俗語本之歟、

大物浦 川邊郡尼崎にあり。大物の號【東鑑】に出。舊屋の
部に詳也。

阿彌陀浦 同郡同所に屬す。郡内千僧村願成就寺は聖武天
皇の勅願所、行基僧正の開基たり。然るに、此道場に安置
せしむる本尊は、當浦の潮に漂流して、得之彌陀尊也。因
て佛名を取れり。願成就寺記、其部に詳也。

後鳥羽御製

後鳥羽御製

後鳥羽御製

後鳥羽御製

後鳥羽御製

後鳥羽御製

後鳥羽御製

後鳥羽御製

後鳥羽御製

後鳥羽御製

蛭子浦 武庫郡西宮の浦邊を云へり。蛭兒尊三歳になるまで、足猶不立。天磐椽樟船に乗て放棄。其流寄たる所に、祀祭て、沖荒夷社とす。因て以て世に蛭子浦と稱す。神社、其部に詳なり。

木津浦 西成郡木津村に向へり。

勝間浦 同郡勝間村に向へり。歌名所、勝間の浦也。今俗木妻とす。此外、傳法浦・七道浦等の如は、皆木津・木妻浦に同うして、村里地名に因る耳。謂なきを以て、餘は略之。

攝陽群談卷第五

後志 編集

○濱の部

歌名所附磯

御津濱 西成郡に屬す。難波浦に同じ。

【文德實錄】卷第九云、承和三年、從大使參議正四位下藤原朝臣常嗣、乘第一船、船上雜事大使委任、夏四月更於難波三津濱、追叙從五位下、云、

【萬】一 身人部王

大伴のみつの濱にある忘れ貝、いへにあるいもをわすれて思へや

【新古】十 憶 良

いさ子共はや日の本へ大伴の、みつの濱松まつこひぬらん

【玉】七 隆 信

老の波猶しつかなれ君か代を、このそちまてみつの濱かせ

長柄濱 同郡北長柄村に屬す。

攝陽群談卷第四 終

【新古】七

春の日のなからの濱に船とめて、いつれか橋といへとこたへぬ 惠慶法師

【夫木】七 爲 家

跡もなきなからの濱の波間より、霞て薄き淡路島山 爲 家

【同】二 家 隆

君か代に猶あらはしてとも千鳥、なからの濱に聲聞ゆ也

大和田濱 同郡大和田村に向へり。【夫木集】攝津國に比す。

【萬】六 福 磨

濱きよみ浦なつかしき神代より、千船のとまる大和の濱

【夫木】七 後九條内大臣

大和田の濱の松吹うら風に、しかのてこらか袖かへる見ゆ

住吉濱 住吉郡住吉社前を云へり。

【萬】三 坂上郎女

いとまあらは拾ひに行む住吉の、濱によるてふ戀わすれ貝

【新古】七 伊 勢

住吉の濱の眞砂のふむたつは、ひさしき跡をとむる也けり

【同】十九 通 經

住よしの濱松か枝に風ふけは、波のしらゆふかけぬまそなき

名吳濱 同郡同所に屬す。【夫木集】攝津に比す。

【萬】七 人 磨

住吉の名兒の濱邊に馬たて、玉拾ひしくつね忘れす

【歌枕】 後嵯峨製

かつらきの嶺の霞を出る日に、なこの濱邊の水とくらし

【夫木】七 顯 家

拾ふてふ玉ひかる也住吉の、なこの濱への秋の夜の月

長居濱 右に同じ。

【夫木】三 常盤井入道

君か代はなか井の濱のうら千鳥、昔の跡にけふやあひみん

【同】七 顯 綱

きみか代は長井の濱のさ、れ石の、いはねの山と

なりはつるまで

【同】

讀人不知

君か代はなかるの濱にいたつたつ、あまたの千代もあかすそ有ける

粉濱 右に同じ。或は粉濱と稱す。

【萬】五

同

住吉のこはまの蜆あけもみす、忍ひてのみや戀わたりなん

【夫木】三

同

住よしのこすの床なつさくも見す、かくれてのみや戀わたるらん

【家集】

定 家

住よしやこすの床なつそれなから、岸の、草の花も忘れす

出見濱 右に同じ。【八雲御抄】攝津國に比す。

【萬】七

人 磨

住よしの、出見の濱のしはなかり、そねをとめらかあかものすその、ぬれてゆかむ見ゆ

【名寄】

内 大臣

夏は又出見の濱を住吉と、眞柴折しき誰か涼むらん

か心かな

猪名濱 豊島郡池田村猪名川面に屬す。唐船淵猪名海に論之。【夫木集】攝津に比す。

【夫木】七

覺圓法師

千鳥なくいな濱の明かたに、とももる月の影そ淋しき

長洲濱 川邊郡長洲村に屬す。

【拾】十五

讀人不知

戀わひぬかなしきこともなくさめん、いつれ長洲の濱邊成るん

【夫木】二

兼 輔

磯千鳥あやなくねは何ゆへに、なかすの濱のなかは待けん

【同】七

相 模

萬代をわれに譲るや聲たへす、長洲の濱になき渡るらん

御前濱 武庫郡廣田村に屬す。漁父於是網て捕得たる鱗世に前魚と稱す。

【攝津國風土記】云、今號廣田明神是也、故號其海邊、曰御前濱、曰御前沖、云云。

【夫木】三

後京極攝政

(沖前御)

【閏二】

家 隆

秋の夜は月の光も住よしの、出見の濱の有明のそら

名越濱 右に同じ。

【夫木】七

讀人不知

ふねつけは梶ふりたて、いほりする、名越の濱へ過かてぬかも

【同】

爲 家

立かへり猶過かてにみつる哉、なこえの濱によする白波

高濱 島下郡吹田村にあり。【夫木集】攝津國或は越後國に比す。一説、島上郡高濱村を云とも云へり。今此吹田村に屬する事。高濱山觀音寺縁起の傳に因れり。

【夫木】四

爲 家

幾とせの雪とかいはん白妙に、名も高濱の秋の夜の月

【同】五

隆 季

榮へ行つかさ位は高濱の、千とせの春をまつとしらん

【同】七

光 俊

高濱の眞砂にたてる松の根も、そこへもいらぬわ

かな

【同】一

俊 成

いさきよき光にまかふちりなれや、おまへの濱につもる白雪

廣田濱 右に同じ。

【名寄】

讀人不知

しら濱の砂の数にはあらねとも、めくみ廣田の名をや頼まん

【夫木】七

廣 言

人はいさわれとはふまし神垣や、廣田の濱にふれる白雪

【同】十六

定 家

あはれみをひろ田の濱にいのりても、今はかひなき身の思かな

須磨濱 矢田郡須磨村に屬す。

【夫木】七

惠慶法師

待とをに都の人やおもふらん、須磨の濱邊は住よかりけり

並濱 方角未考。難波に屬する歟。【藻鹽】攝津國に比す。

【日本書紀】云、仁徳天皇廿二年、天皇又歌曰、於辭豆屢那

耳破能瑳者能那羅耳破瑳、那羅倍務苦虛層層能古破阿利
鷄梅、云、卜部兼永釋云那羅耳破瑳、並名云、所と
網子濱 方角、海・浦と同する歟。

【夫】七 俊 頼
しゅち引網子の濱屋に年ふりて、いかみにまはし
しめられにけり

高師濱 方角未考。一説攝・泉の境、大小路の濱を指り。【夫
木集】和泉・伊賀兩國に比す。【大名寄】攝津國とす。【日
本書紀】卷第三十云、持統天皇三年、河内國大鳥郡高脚海
云、今大鳥郡は、和泉國にあり。是を以て、泉州に屬して
其名あり。亦武庫郡小松村の濱邊に、高師の號あり。後世
國を割て、郡里轉變の例あり。混合して其證分ち難し。
【萬】一 太上天皇

大伴のたかしの濱の松かねの、まつらねぬとかい
へし、のはゆ

【古今】七 貫 之
沖津波高師の濱の濱まつ、名にこそ君を待わた
りつれ

【續古】十 定 家
あた波のたかしの濱のそなれ松、なれすはかけて
わか戀めやも

鮑濱 方角、證歌、未考、歌枕、攝津に比す。【夫木集】鮑津
浦あり。【萬葉集】鮑浦と讀る歌、其部に然り。
美乃宇濱 方角、文字、未考。【夫木集】未考國、云、上古豊
島郡内西海に續て、猪名水門・海浦等の名所あり。今此濱
も豊島郡箕面山の麓、平尾村に屬する歟の一説あり。美乃豊に作歟
【夫木】七 讀人不知
みのう濱難波のなみのよるをまつ、ひるこそかひ
の色もみへけれ

船瀬濱 方角未考。【夫木集】攝津・播磨の兩國に比す。一
説、今播磨街道有馬郡生瀬村に轉せる歟と云へり。

【夫木】七 笠 金村
行かへりみれともあかんやなきすみ、ふなせの
濱によする白波

生田磯 矢田郡生田宮村・兎原郡生田村兩所に屬す。

【夫木】七 爲 家
波しらむ沖のはやてやつよからし、生田の磯によ
するとも船

利島磯 方角未考。【夫木集】攝津國に比せり。【日本書紀】
卷第八云、仲哀天皇八年春正月、限利島・阿閉島爲御宮割
云、猶島部に詳也。

【續千】八 前右大臣
船とむるとしまか磯のうら人も、うきて世渡るな
らひをそしる
【夫木】八 良 清
舟とむるとしまか磯の山おろし、散る紅葉はや笞
のうはふき

○同俗名所

北濱 西成郡大坂の町家にあり。前に淀川の流を置て、市店
北に向を以て、北濱の名あり。此所皆米穀を商の所也。此
外東横堀を東濱と云ひ、西横堀と云ふを西濱とするも、
大坂の市中也。(濱西・東)

大物濱 川邊郡尼崎にあり。【東鑑】云、文治元年十二月十
五日、豫州妾出來、相尋之處、豫州出都赴西海之曉、被相
伴、至大物濱、云、

討出濱 兎原郡討出村にあり。所傳云、往昔神功皇后、三韓
征討し給て筑紫に歸玉ひ、皇子生。是則第三御子應神天皇號八幡大菩薩
也。于時第一皇子麿坂、第二忍熊皇子、是を惡玉ひ、軍士
を此濱に集て船を待。皇后知之、南海に巡て歸洛し玉と
也。皇子軍士討出るを以て、討出濱の號ありと云へり。歌

名所、打出濱は、近江國にあり。【日本書紀】卷第九云、神
功皇后十年春二月、皇后領群卿及百寮、移于穴門豊浦宮、
即收天皇之喪、從海路以向京、時麿坂王・忍熊王、聞天皇崩
亦皇后西征、并皇子新生、而密謀之曰、今皇后有子、群臣
皆從焉、必共議之立幼主、吾等何以兄從弟乎、乃伴爲天皇
作陵、詣播磨興山陵於赤石、仍編船緇于淡路島、運其島石
而造之、則每人令取兵而待皇后、於是犬上君祖倉見別、與
吉師祖五十狹茅宿禰、共隸于麿坂王、因以爲將軍、令與東
國兵、時麿坂王・忍熊王、共出菟原野、而祈狩之曰、祈狩、此云千氣比、此云千
若有成事、必獲良獸也、二王各居假殿、赤猪忽出之登假
殿、咋麿坂王而殺焉、軍士悉慄也、忍熊王謂倉見別曰、是事
大恠也、於此不可待敵、則引軍更返屯於住吉、時皇后聞忍
熊王起師以待之、命武内宿禰、懷皇子、橫出南海、泊于紀伊
水門、皇后船直指難波、于時皇后之船、廻於海中以不能進、
更還務古水門、云、

遠矢濱 矢田郡兵庫津、和田小松原にあり。所傳に云、建
武年中、本間孫四郎重氏、遠矢射たる所を以て、濱の號と
成れりと云へり。俗語【太平記】に出るに同じ。此外濱の
名ある事、民家・村里の地名により、始に記す、北濱の説
に准、因て俗名所とするに不足して、皆略之。

○瀉の部 歌名所、附崎、俗名所

難波瀉 西成郡に屬す。方角海・浦に同じ。

【萬】四

難波かた鹽干のなこりあくまで、人のみることをわれしともしも

【續千】六

なには瀉夕波たかく風立て、うらははの千鳥跡もさためす

【風】八

なには瀉入江に寒き夕日影、残るも淋しあしのむらたち

黒牢瀉 同郡に屬す。方角、大江岸に論之。【夫木集】、紀伊

國、云、【大名寄】、攝津國に比す。

【夫木】五

くろう瀉こき出る海士のとも船は、鱸釣にや波もわくらん

難波崎 同郡に屬す。【日本書紀】卷第三云、神武天皇戊午、

春二月丁酉朔丁未、皇帥遂東、舳艫相接、方到難波之崎、云、

【萬】三

おしてるや難波の崎に引登る、あけのそほふねそ

御津崎 同郡に屬す。【日本書紀】卷第二云、天照大神、復遣

武甕槌神及經津主神、先行驅除、時二神降到出雲國、便問

大己貴神曰、汝將此國、奉天神耶以不、對曰、吾兒事代主神、射鳥遊遊在三津崎、今當問以報之、云、

【萬】八

田鶴のつまよふ難波瀉、三津の崎より大船に上略

長居瀉 住吉郡住吉に屬す。

【夫木】二

住よしの岸もせしとや小夜千鳥、長井の瀉へうらつたひ行

【萬】四

浅香瀉しほひのゆたに思へらは、うけらか花の色に出めやも

【夫木】七

あさか瀉うけらか花のいと、また、色こそみへなけふしくれつ、

【同】

後一條關白

山こしに煙そみゆる浅かかた、からき戀する海士のしはさか

住吉崎 同郡同所、證歌未考。

楯崎 同郡同所に屬す。【藻鹽】、攝津國に比す。

【名寄】

うつ波にみちくる鹽のた、かふを、たてか崎とは云にそ有ける

神崎 川邊郡神崎村に屬す。

【萬】七

神崎のあら磯もみへす波たちぬ、いつこより行むよき道はなし

長渚崎 同郡長洲村に屬す。證歌未考。【日本書紀】卷第十

二云、履中天皇五年、略、負惡解除、善解除、而出於長渚崎、

令祓禊、云、

蘆屋瀉 兔原郡、方角浦に同じ。

【續後】五

あしや瀉月すむ方のうら風に、海士のたく火の煙たになし

三犬女崎 同郡敏馬浦に同じ。

【萬】一

鳴つたひみぬめの崎をこきためは、やまと戀しく

魚 磨

田鶴澤に鳴

【同】

妹こし敏馬の崎を歸るたに、獨してみれば泪くましも

【夫木】八

波かくるみぬめの崎の友千鳥、たつかとすれば又きなく也

武庫崎 武庫郡武庫村に屬す。

【夫木】

むこの崎うらよりおちに漕行は、きしかたははや霞けらしな

鳴尾崎 同郡鳴尾村にあり。水上、有馬郡生瀬川より、此崎

に落る所也。證歌未考、海・浦・沖を讀る歌、其部にあり。

小松崎 同郡小松村に屬す。【夫木集】、近江・攝津兩國に比

す。一説、矢田部郡兵庫和田崎の一名也と云へども、證未詳。

【夫木】八

なには瀉うら風寒み鹽みては、小松か崎に千鳥な

【同】

子の日して小松か崎をけふみれば、はるかに千代

俊 成

の影そうかへる
和田碕 矢田部郡兵庫にあり。【夫木集】攝津國に比す。和田或は輪田に作れり。

【玉】_五

入前太政大臣

夕附日わたの御崎をこく船の、かた帆に引やむこのうら風

【歌大】

讀人不知

めぐりきぬわたの御崎の車船、くるしき旅の日數也けり

【夫木】_八

觀 意

みなと川こき出てきけは子規、わたの御崎の松になくなり

高彦崎

方角未考。一説、味耜高彦根神、降臨の所に因つて、高彦崎と稱すと云へり。然は、西成郡高津に屬すと云ども、其證不詳。

【夫木】

鎌倉右大臣

天地のひらけし代より神さひて、はるかになりぬ高彦の崎

利島碕

方角未考。【夫木集】攝津國に比す。引書、利島碕にあり。

【玉】_八

赤 人

島つたひとしまか崎を漕行は、やまと戀しく鶴澤になく

【夫木】_九

行 定

むれてゐる利島か崎の白鷺を、たち花は雪の消るとやみん

石間崎

方角、證歌、未考、歌枕、攝津國に比す。莖崎 方角未考。【夫木集】攝津國亦駿河にあり。

【夫木】_八

中宮かつさ

波の花くきか崎よりちりめぐり、梢もみへす風のはやきに

【同】

讀人不知

人のわく心もうしとそむけとも、にくきか崎に松もたつかな

奴島崎

方角未考。【夫木集】攝津・淡路の兩國、或は越中國に比す。【大名寄】、攝津にあり。

【夫木】_四

師 光

玉藻かる奴島か崎に霧こめて、夕波千鳥こえのみそする

【同】_五

家 隆

風ふけは波にや床のあれぬらん、のしまか崎にうつら鳴也

【同】_二

藻壁門院小宰相

霜かれの尾花なみよる風にさへ、のしまか崎をたつ千鳥かな

白洲碕

方角未考。【大名寄】、攝津に比す。

西 行

難波かたしほひはむれて出た、ん、白洲の崎の小貝拾ひに

五百崎

方角未考。一説、禊原郡魚崎村に轉すと云へり。今按ずるに、此所、武庫水門に近し。然らば、應神天皇御宇、諸國に仰て、五百艘の船を造しめ給ふ。其船悉く于是集るを以つて、五百崎の號ありや。今俗、魚崎を以て與佐喜と唱ふ。【日本書紀】卷第十云、應神天皇三十一年、伊豆國所貢之船也、是朽之不堪用、中略、取其船材、爲薪而燒鹽、於是得五百籠鹽、則施之周賜諸國、因令造船、是以諸國一時貢上五百船、悉集於武庫水門、當此時、新羅調使共宿武庫、云云。

川崎

方角、歌名所とする事、未考。一説、西成郡天満川崎に屬す。其證各不詳。【大名寄】、未考國、云、歌名所、川島の東を以て、川崎の號ありや。然らば西成郡とするもの歟。

【千首】

救へた、蓮の糸に引結び、よし川崎のそこひなりとも

○同俗名所

曾根崎 西成郡曾根崎村、田圃の字にあり。所傳地名に因れり。

柳崎 川邊郡尼崎にあり。所傳、川柳生茂りたるに因れり。

小野崎 禊原郡生田村にあり。所傳、生田の小野に因れり。

鳥崎 矢田部郡西須磨村の西にあり。【所緣不詳】餘も皆准之。因て于是略す。

○島の部

阿門島 東生郡阿倍野村に屬す。【新古今集】歌の詞書云、天王寺の西門より、船に乗て西の國へ下と書り。然らば、今の阿倍野の岸とする歟。【夫木集】、大和國に比す。【大名寄】、攝津國にあり。

【萬】_三

赤 人

阿部の島うのすむ石による波の、まなく此ころやまとしおもほゆ

【風】九

読人不知
たまかつまあへ島山の夕露に、旅ねしかねつな
き此夜を

【夫木】二

鑠 倉
あへ島の岩うつ波のよるさへて、住ともきかぬ千
鳥なくなり

利島 方角未考、【夫木集】攝津國に比す。

【夫木】五

法印定圓
のしまにや鹽みちぬらし玉藻かる、としまも過す
たつの鳴らん

柴島 西成郡柴島村に屬す。證歌未考。

【日本書紀】云、仲哀天皇八年、春正月、限没利島・阿閉島、
爲御莒割、柴島爲御願、御願、此云

田蓑島 同郡に屬す。方角所指不詳。一説、佃村にありと云
へり。因て村民、田蓑島と稱するの島、今にあり。田蓑神
社・座摩攝社あり。

【古今】七

貫 之
雨によりたみの、島をけふ行は、なにはかくれぬ
物にそ有ける

【新後撰】廿

經 國
あめの下のとけかるへし難波かた、田みの、島に

みそきしつれば

【堀百】 家 隆

霜うつむたみの、島にすむ民の、名にはかくれぬ
袖やさゆらん

【風】五

重 茂
ほさてけふいくかに成ぬあま衣、田みの、島の五
月雨のころ

【夫木】三

寂 連
夕されは田みの、島に鷹鳴て、あしのまろやに衣
うつなり

【夫木】三

川島 同郡に屬す。今の俗南中島と稱す。長柄・淀川の中間
也と云の一説あり。

【日本書紀】卷第十云、應神天皇廿二年、秋九月、分川島縣、
封長子稻速別、是下道臣之始祖也、云、

【續後拾】四

西 音
絶しとは契りし物を川島の、水の流のなと氷るら
ん

【夫木】三

爲 家
よそなから哀とおもふ河島の、草のはつかにみ
ゆるなてしこ

【同】多

信 實

みなといる興津鹽かせ寒き夜は、川島かくれ千島
なく也

御幣島 同郡御幣島村に屬す。御幣久良神社、島下郡耳原
村にあり。

【夫木】五

俊 頼
ゆふかけてみてくら島を過行は、その河上に手向
てそさす

富島 同郡に屬す。方角所指不詳。一説、今の福島村に轉ず
と云へり。亦長柄の濟の西にあつて、富島と稱す。元祿戊
寅年、依公命、安治川・九條村の中間を築き、市店と成て、
大坂の町數に加り、富島町と號す。始は此島に於て、南都
大佛殿、建立大願の沙門龍生院勸進所たり。因つて世に
大佛島と稱す、猶俗名所に詳也。【名寄】攝津の國富島と
あり。

【名寄】

讀人不知
てしまなるなを玉さかのたまさかに、思ひ出ても
哀といはなん

三島 島上郡三島江村に屬す。【夫木集】攝津に比す、筑前、
伊豆に同名あり。

【拾】十五

讀人不知

【佛大】
豐島 豐島郡に屬す。【和名類聚】にあり。

【名寄】

讀人不知

三島 島上郡三島江村に屬す。【夫木集】攝津に比す、筑前、
伊豆に同名あり。

【拾】十五

讀人不知

(島中南)

ほのかにもわれをみしまのあくた火の、あくとか
人の音信もせぬ

【堀百】

河 内
よそにのみみしまの蘆の根をたへて、かりにたに
やは今は問こぬ

【夫木】五

紫 式 部
夕霧にみしまかくれしおしの子の、跡をみるく
まとはる、かな

【後撰】十

戒仙法師
あな戀し行てやみましつこの國の、今もありてふう
らの初島

【新千】

國 冬
行てこそみるへかりけれ昔かゝる、興津波まのう
らのほつしま

【夫木】二

範 定
小夜千鳥うらの初島行かへり、有明の月の空に鳴
なり

【夫木】二

姫島 同郡に屬す。方角所指不詳。【夫木集】攝津・豊後兩國
に比す。【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【夫木集】攝津・豊後兩國

【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【夫木集】攝津・豊後兩國

【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【夫木集】攝津・豊後兩國

【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【夫木集】攝津・豊後兩國

【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【夫木集】攝津・豊後兩國

【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【夫木集】攝津・豊後兩國

【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【夫木集】攝津・豊後兩國

【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【夫木集】攝津・豊後兩國

【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【夫木集】攝津・豊後兩國

【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【夫木集】攝津・豊後兩國

【古事記】云、仁徳天皇、爲將豊樂而、幸行日女島

【夫木集】攝津・豊後兩國

之時、於其島、鴈生卵、爾召建内宿禰命、以歌問鴈生卵之狀、云、【日本書紀】卷第廿云、敏達天皇十二年、遣使於葦北、悉召日羅眷屬、賜德爾等、任情決罪、是時葦北君等、受而皆殺、投彌賣島、彌賣島也、云、【攝津國風土記】云、比賣島松原者、昔輕島豐阿伎羅宮神、御宇天皇之世、新羅國有女神、遁去其夫、來暫住筑紫國伊岐比賣島、乃曰、此島者、猶不是達、若居此島、男神尋來、乃更遷來停此島、故取本所住之地名、以爲島號、云、【萬葉集】和銅四年、河邊宮人、姫島松原見娘子屍、悲歎作歌、

【萬】二

宮 人

妹か名は千代になかさむ姫島の、小松かうへに昔おほるまで

【夫木】五

鎌倉右大臣

ひめ島の小松かうへにいるたつは、千とせふれとも年老すけり

武庫島 武庫郡に屬す。方角所指不詳。豊島郡猪名川より、上古西海に續の説、唐船淵に論之。是を以て、武庫川岸とする歟。

【夫木】五

信 實

霧晴る、猪名のを行は武庫の島、月をそみつる宿はなくして

大隅島 方角、證歌、未考、【日本書紀】卷第十八云、安閑天皇二年、秋九月甲辰朔丙午、勅大連云、宜放牛於難波大隅島與媛、島松原、冀垂名於後、云、【名寄】攝津國に比す。奴島 方角未考、【夫木集】、攝津・淡路兩國に比す。

【萬】三

人 磨

みつの崎なみをかしこみ隠江の、船こく君かゆくかのしまに

【夫木】五

家 隆

あさみとりのしまをかけて行鴈の、春は泪の色そつれなき

興津島 方角未考、【夫木集】、攝津・近江兩國に比す。

【萬】二

赤 人

なはのうらそかひにみゆる興津島、こきたむ船は釣をすらしも

【拾遺】八

肥 前

おきつ島雲井のきしを行かへり、ふみかよはさんまほろしもかな

【夫木】四

光 俊

波間より見へしも波の外ならて、花咲か、る興津島山

假島 方角、證歌、未考、【大名寄】、攝津國に比す。一説、川

邊郡尼崎にあり。俗名所、松島に論之。

○同俗名所

將棊島 東生郡大坂町の東、京橋の北西にあり。此所、淀・大和の兩河落合。流水帆なり。近歳島の頭に、石を疊、水の流を除。其形體將棊の駒頭の如し。因て號之。亦此島の東に、町家市店に續き、片原町と稱するの驛あり。世に馬指と云。是を以て、將棊島の號在とも云へり。時の人稱するの諺也。

堂島 西成郡天満の西にあり。此島淀大川の西、流水二に分れ、北は蜆川、南は大川筋の中間也。東は天満の市店に續き、西は福島邑の中途を限れり。昔聖德太子、四天王寺を、玉造の岸上に基たまふ時、佛敵惡風、波を動し、洪水岸を崩し、諸材悉く漂流して、此島に留る。因て堂島の號あるの俗語、又、南北に流在て、其の中間なればとて、時人洞島と號るの一説あり。各其證不詳。貞享戊辰年、依公命市店と成て、天満の地に附り。今按するに、五花堂と稱するの亭、此島にあり。因て堂島と號する歟。【羅山文集】に所載之記、舊屋の部に詳也。

大佛島 同郡安治川にあり。始新堀と稱す。元祿戊寅年、依

公命、市店と成て、富島と改號あり。此島、貞享の始、南都大佛殿建立大勸進、沙門龍生院公慶上人、此島に於て小室を結び從僧無宿を置いて、西國方より入津の諸船、及京・大坂・堺近郷里を勸む。檀越之輩、毎月于是會合して、其功、其力を盡て、法施を集む。時人號て大佛島と稱す。市店と成るの後、東生郡上鹽町の側に壤移す誠に故縁の所不廢なり。

【三代實錄】云、貞觀三年冬十一月廿一日、是日宣詔、山城・河内・和泉・攝津、及七道諸國司、近來奉修理東大寺大毘盧遮那佛、工夫既成、云、

江之子島 同郡にあり。大坂の市中にして、江之子島町と稱す。所傳不詳。一説、難波江の兒島を以て、上略したる歟と云へり。

惠比須島 同郡にあり。戎島町と稱す。所傳神地に因れり。今天満天神の旅所と成て、毎年六月神輿を渡の所也。

寺島 同郡にあり。所傳寺地に因れり。寺島町と稱するの市店也。

難波島 同郡下難波村にあり。所傳地名に因れり。民家前垂島に續り。

前垂島 同郡道頓堀の川下にあり。下女・端女等の腰布を、世に前垂と云。此所、川尻にして海に近し。南北に横て、

潮水の溢を防。因て前垂布に譬之。
九條島 同郡九條村也。此所香西哲雲開發の處なり。所傳九條村の記に詳也。哲雲は將軍に仕て、兼て東武にあり、就于公料役、此津に遊歴するの序也。

四貫島 同郡傳法村の邊にあり。此島成て後人、價四貫文を以て得之。時人、四貫島と稱するの俗語なり。

出來島 同郡同所の西北にあり。田圃新開の地なり。因て出來島の號あり。

城島 同郡出來島に近し。田圃開作の地也。

中之島 同郡大坂市中にあり。淀川の末を、南北に挾て、島の頭東に在て、上中之島と稱し、西の限を湊橋町と號す。

此所、西國方國主・城主の第宅を並べ、市店間に交り、専ら繁榮の處なり。

馬島 島下郡鳥飼村にあり。歌名所、鳥飼の御牧とするの舊地也。牧の部に論之。

柳島 川邊郡尼崎にあり。所傳柳崎に同じ。

松島 同郡同所にあり。所傳云、昔日下左衛門と云者あり。家貧して、既に飢に及て、夫婦別れて、世の營、已々と成れり。女は京に登る。夫は此島の蘆を茹て、市に沽ことあり。

後世其舊跡を慕、月々十二度の市を成て、萬物を商ふ。近歲豊島郡池田の市に替れり。其蘆を茹たるを以て、一名

(島苺)

苺島の號ありと云へり。亦、夫婦分て後の、再會を待の義を取て、待島と號け、松に不可作之一説あり。歌名所、假島とするもの歟。亦浦初島の一名とも云へり。其蘆苺たる男の住家、所指不詳。

【大和物語】に云、津の國難波のわたりに、家して住人ありけり。あひしりて、年比ありけり。女もおとこも、いとけすにはあらさりけれと、年比わたらひなとも、いとわろくなりて、家もこほれ、つかふ人なとも、とく有ところにいきつ、た、住みわたるほとに、さすかにけすにもあらねは、人にやとはれつかはれもせず、いとわひしかりけるま、に、おもひわひて、ふたりいひけるやう、猶いとわひしうては得あらし。男はかくはかなくてのみいまたかめるを見捨ては、いつちもく得いくまし、女もおとこを、すて、はいつちかゆかんとのみいひわたりけるを、おとこ、おのれはとてかくてもへなん。女のわかきほとに、かくてあるなんいとくをしき。京のほりてみやつかひをもせよ。よろしきやうにもならは、われをもとふらへ。おのれも人のこともならは、かならずたつねとふらはんなど、なくくいひ契りて、たよりの人に云つきて、女は京にきにけり。さしはへいつこともなくてきたれば、このつきてこし人のもとにゐて、いとあは

れとおもひやりて、まへに荻薄いとおほかる所になん有ける。風など吹けるに、かの津の國を思ひやりて、いかてあらむなとかなくしてよみける。

ひとりしていかにせましとわひつれば、そよともまへの荻そこたふる

となん、ひとりこちける。さてとかう女さすらへて、ある人のやんことなき所に宮たてたり。さへみやつかひしありくほとに、さうぞくきよけにし、むつかしきとなとも、なくてありければ、いとよけにかほかたちもなりにけり。か、れと、津の國をかた時もわすれず、いと哀とおもひやりけり。たより人に、文をつけてやりたりければ、さいふ人もきこへすなんと、いとはかなくいひつきけり。わかむつましうしれる人もなかりければ、心とも得やらず、いとおほつかなく、いか、あらんとのみおもひやりけり。か、るほとに、此宮つかへする所の、北のかたうせ玉ひて、これかれ、ある人をめしつかひたまひなとする中に、此人を思ひ玉ひけり。おもひつきてめに成にけり。おもふ事もなく、めてたけにてるたるに、たゞ人しれす思ふ事ひとつなんありけり。いかにしてあらむ、あしうてやあらん、よくてやあらん、わかあり所も得しらすで、人をやりてたつねせんとすれと、うたて、わか

おとこき、うたてあるさまにもこそあれと、ねんしつ、ありわたるを、なをいとあはれに覺ゆれば、男にいひけるやう、津の國といふ所のいとおかしけなるに、いかて難波にはらへしかてらまからんといひければ、いとよき事、われももろともといひければ、そこにはものなし玉ひそ。おのれひとりまからんといひて、いてたちていにけり。難波にはらへして歸りなるとする時に、此わたりに見るへき事なるとて、いますこしとやれかくやれといひつ、このくるまをやらせつ、家のありしわたりをみるに、家もなし。人もなし。いつかたへいにけん、かなしう思ひけり。か、る心ばへにて、ふりはへきたれど、わかむつましきすさもなし。か、れはたつねさすへきかたもなし。いとあはれなれば、くるまをたて、なむるに、ともの人は日くれぬへしとて、御車うながしてんといふに、しはしといふ程に、蘆荷ひたるおとこの、かたひのやうなるすかたなる、此車のまへよりいきけり。是がかほをみるに、その人といふへくもあらず。いみしきさまなれと、わかおとこに似たり。これを見てよく見まほしさに、此芦もちたるおのこよはぜよ、芦かほんといはせける。さりければ、よくなきものかひ給ふとはおもひけれと、しうののたまふ事なれば、よびてかはす。車

のもちかく荷ひよせさせよ、見むなといひて、此男の顔をよくみるに、それなりけり。いと哀れに、かゝるものあきなひて、よにふる人いかならんといひてなきければ、とも人は、なほおほかたのよを哀がるとなんおもひける。かくて、このあしの男に物なとくはせよ、物いとおほく、あしのあたひにとらせよといひければ、すゝなるものに、なにか物多く給はんなど、ある人々いひければ、しるても得いひにくく、て、いかて物をとらせんとおもふ間に、したすだれのはさまのあきたるより、此男まもれば、我が女に似たり。あやしさに、心をさめて見るに、顔も聲もそれなりけりとおもふに、思ひあはせて、わかさまのいといらなくなりたるを、おもひはかるに、いとはしたなくて、あしもうちすてはしりにけにけり。しはしといはせけれど、人の家になにけり、かまのしりへにかままりおりける。この車より、猶このおと、たつねてることいひければ、ともの人手をあがちてもとめさはぎけり。人そこの家になん侍りけるといへは、此おとこに、かくおほせ事ありてめすなり。なにのうちひかせ玉ふへきにあらず。物をこそは給はせんとすれ。おさなきものなりといふ時に、硯をこひてふみかく。それに、君なくてあしかりけりとおもふにも、いと、難波

のうらそ住うき
と、かくて封して、これを御車にたてまつれといひければ、あやしとおもひて、もてきて奉る。あけてみるに、かなしき事物に似ず、よゝとそなきける。さて返しはいか、したりけん、しらす。くるまにきたりける衣ぬきて、つゝみてふみなどかきぐしてやりける。扱なんかへりける。のちには、いか、なりにけん。しらす。
あしからしとてこそ人のわかかれけめ、なにか難波のうらに住うき
經之島 矢田郡兵庫津にあり。世俗、兵庫の築島と云、此島は、平相國清盛公、始て令築之。大風波を動し、潮逆登て、再元の青海と成れり。重て阿波民部重能奉行して、往來三十人を擲捕、海底に沈て、島成就せんとす。松王兒童諫之、其捕人に命を替り、且は數石を以て、經文を書寫し、海中に抛築之、于時應保元年七月十三日、島既成れるの供養あり。因て經之島と稱す。猶經島山來迎寺記に詳也。

攝陽群談卷第五 終

攝陽群談卷第六

篋志 編集

○江の部 歌名所、俗名所

難波江 西成郡に屬す。難波の號、總て始に論之、所々に不詳。

【風】六十 寂 蓮
心ありてみるとしもなき難波江の、春のけしきは

おしくもある哉

【續千】六十 國 平
難波江のあしのうきねのなかき夜に、曉とをくなく千鳥哉

く千鳥哉

【同】二十 公 雄
なには江や同しあしまをこく船も、おもはぬ方や

猶さはらん

難波入江 同郡に屬す。右に同じ。

【續拾】六十 爲 綱
難波かたおなし入江のあしの根も、うき身の方や

沈みはてなん

【續後拾】五十 通 具
風はやみ夕鹽みては難波かた、入江のたつの聲も

おします

【同】六十 貞 時
なにはかた入江の波に風さへて、蘆の葉白きよは

の初しも

難波小江 同郡に屬す。右に同じ。

【萬】十六 短歌
おしてるや難波の小江にいほつくり、かたまりて

おるあし河に 下略

堀江 同郡に屬す。堀江川と題して、詳に川の部に論之。因て于是略す。

【日本書紀】卷第十一云、仁德天皇十一年冬十月、掘宮北

之郊原、引南水以入西海、因以號其水曰堀江、云云、同卷第

廿二云、推古天皇廿七年秋七月、攝津國有漁父、沈罾於堀

江、有物入罾、其形如兒、非魚、非人、不知所名、云云、或は難波堀江と稱す。

【萬】八十 橘 宿 禰
堀江には玉しかましを大君の、みふねこかむとか

ねてしりせは

【續後拾】^四

今ははや堀江の小船こきはなれ、おなし人も見へぬ中かな

【堀後】

定 文

君をおもふふかさくらへに津の國の、堀江見に行我にやはあらぬ

【萬】^十

讀人不知

おし照や難波堀江の蘆邊には、かりねたるかも霜のふらくに

【續後拾】^二

慈 鎮

わか戀はなにはほり江のあしの根の、みかくれてのみ年をふるとも

三津江 同郡に屬す。難波江に同じ。

【六帖】^三

貫 之

獨のみ三津の堀江に住鳩の、床は絶すも戀わたるかな

【夫木】^三

祐子内家紀伊

みつの江のまこも、今はおひぬれば、たなれの駒を放てそみる

【同】^二

安嘉四條

さのみなともめむれるるみつの江に、跡もなき

名の立さはくらん

津村江 同郡に屬す。【夫木集】攝津國に比す。今大坂の市中に、津村町と稱するの地あり。舊蹤とするもの歟。方角所指不詳。

蘆若江 同郡に屬す。方角所指不詳。難波江の一名たる歟。一説川邊郡尼崎にありと云へり。【夫木集】攝津國に比す。

【家集】

元 眞

難波かた漕行舟はあしわか、江さるほとこそひさしかりけれ

玉造江 東生郡玉造川に屬す。川部に論之。【夫木集】攝津・陸奥の兩國に比す。

【新勅】^一

小 町

みなと入たま作り江にこく船の、おとこそたてね君をこほれと

【夫木】^二

俊 成

月もすむ玉造り江は霞ふり、氷みかける名にこそ有けれ

【同】^五

知 家

あしの葉のしけみに露をぬきとめて、玉造江に村雨そふる

住之江 住吉郡住吉に屬す。神社の南、安立町の北口、東西

に流る、所を指と云へり。

【萬】^五

豊 繼

馬のあゆみおしてと、めよ住の江の、岸のはにふにほひてゆかん

【續後拾】^廿

國 道

守るなる神につけても住の江の、波には道を思ひやはせん

【續千】^九

俊 成

おもひ出よ神代もみきや天のはら、空もひとつの住の江の岸

住吉細江 同郡同所の一名也。

【詞】^雜

相 模

住吉の細江にさせるみを盡し、深きにまけぬ人はあらしな

【千五百番】

顯 昭

すみよしの細江のあしも霜かれて、よそにもしるきみほ盡し哉

【千首】

宗 吉

住吉の細江こき出るあま小船、あしまあらそふ夜半の月かけ

名吳入江 同郡名吳海に同じ。亦名吳江とも。

【萬】^七

家 持

淡かせ寒く吹らしなこの江に、妻よひかはしたつ澤に鳴

【夫木】^二

實 清

うら風にふけ行まゝに寒からん、なこの入江に千鳥つまよふ

【同】^五

基 良

なこの江に蘆の葉そよくみなと風、今宵も波に寒く吹らし

【同】^十

衣笠内大臣

徒に朽や果なんたつのなく、名吳江の小菅むすほふれつ、

三島江 島上郡三島江村を指り。

【萬】^一

みしま江の入江のこもをかりにこそ、われをは君はおもひたりけり

【後拾】^春

好 忠

見しま江につのくみ渡る蘆の根の、一よのほとに春めきにけり

【詞】^九

源 頼 家

春霞かすめる方や津の國の、ほのみしま江のわたり成るらん

【夫木】^三春

小侍從

三島江に眞菅のなへやもえぬらし、友よふ駒のけしきしるしも

玉江 同郡同所の一名也。越前に同名あり。

【後撰】^八十

讀人不知

玉江こくあしかり小船さしわけて、誰をたれとかわれは定めん

【金葉】^二夏

公 實

たま江にやけふのあやめを引つらん、みかける宿のつまとみゆるは

【玉】^三夏

爲 家

みかきなす玉江の波のますか、み、けふよりかけやうつしそめけん

【夫木】^五雜

後鳥羽卿

契りをや玉江の水に結ふらん、歸らぬ鷹の聲きこゆ也

昆陽入江 川邊郡昆陽村に屬す。豊島郡猪名川。往昔西海に續の所傳に因れり。【夫木集】攝津國に比す。

【夫木】^五雜

讀人不知

茂りあふこやの入江の蘆の葉に、かくれもやらて行螢かな

武庫入江 武庫郡武庫庄に屬す。

【萬】^五十

同

むこのうらの入江のすとり羽く、もる、君をはなれて戀にしぬへし

【夫木】^七雜

素性法師

夕されはむこのうら沙みちぬらし、入江の洲鳥聲さはくなり

【同】

顯 朝

鹽かせや寒く吹らし武庫の海の、入江の洲鳥立さはく也

眞野入江 矢田郡にあり、海・浦・池に同じ。

【續千】^五秋

爲 教

曇なき影もかはらす昔みし、眞野の入江の秋のよの月

【同】^八

親 長

かりねするまの、入江の秋の夜に、かたしく袖は尾花也けり

【夫木】^多

俊 成

ことはりやまの、入江になく千鳥、うら風寒き有

明のそら

和田入江 同郡兵庫にあり。

【夫木】^五雜

紫金臺寺二品御子

鹽風は鳴尾の松に音つれて、和田の入江に残る月影

湊江 同郡同所湊川に屬す。一説、兵庫津に入の水門を指り。

【續古】^七十

時 親

夕立のまた過やらぬみたと江の、あしの葉そよく風の涼しさ

須佐入江 同郡同所にあり。【萬葉集】須沙、未考國、云云、【夫木集】下總・尾張兩國に比せり。【大名寄】攝津國にあり。或は洲沙に作る。

【萬】^四十

顯 朝

あちのすむ須沙の入江のこもりぬの、あないきつかしみすひさにして

【續古】^多六

顯 朝

冬くれは須沙の入江のこもりぬも、風寒からしつらゝるにけり

【夫木】^九雜

家 隆

戀をのみすさの入江にすむ魚の、うきぬ沈ぬあち

【夫木】^九雜

家 隆

きななのや

佐比江 同郡同所、須佐入江の北にあり。

【後撰】^五十

忠 岑

としを経て濁りたにせぬさひ江には、玉とかへりて今を澄へき

須磨入江 同郡須磨村にあり。海・浦に同じ。

【續拾】^多六

公 猷

夜を寒み須磨の入江にたつ千鳥、空さへ氷る月に鳴なり

隠江 同郡同所の一名とする歟。

【萬葉】

讀人不知

こりすまの隠り江に生るうき葎、うき身に物をおもふ比哉

【六帖】

讀人不知

隠り江にひまなくうける萍の、きなくそ人はこひしかりける

草香江 方角未考、【夫木集】下總國に比せり。【大名寄】攝津國に比す。歌名所、草香山あり。山の部に論之。一説川邊郡に屬す。

【萬】^四

大 伴 卿

草か江の入江にあさる蘆田鶴の、あなたつくし

友なしにして

【新後撰】廿

法皇御製

くさか江の入江のたつも諸聲に、千代にや千世と空になく也

【夫木】五

公 朝

草香江の入江の蘆のしけ、れは、有とは見へてあさりするたつ

太刀作江 方角未考、一説、東生郡に屬すと云とも、所指不詳。

【堀百】

俊 頼

はつなへにうすの玉かす取そへて、いくし待らん太刀造り江に

【後拾】

前太政大臣

萬代を君か守りと祈りつ、たち造り江のしるしとそ見よ

濁江 方角未考、一説、西成郡に屬すと云とも、所指不詳。

亦非名所。江の濁たるを云へる耳歟とも云へり。【名寄】名所に比す。

【新後撰】十

平時 元

濁り江のあしにやとる月みれば、けにすみかたき世こそしらるれ

【續後拾】四

躬 恒

あひみての後そわひしき濁り江の、そこともしらぬありかとふ身は

【家集】

伊 勢

濁り江はかたふかくこそあれにけれ、みを運さへみれば生けり

島江 方角、證歌、未考。能因法師歌枕、攝津國島江宮あり

と、云。是を以て、島上郡三島江三島神社とする歟。

○同俗名所

潮江 川邊郡潮江村にあり。所傳云、河原左大臣源融公、鹽竈の浦を模するの時、此所に於て、潮を汲しめ給ふに因て、潮江の號ありと云へり。此外江と稱するは、皆地名村里の號に因れり。俗名所とするに不足。

○湊の部 歌名所、俗名所、附沖・洲

難波水門 西成郡に屬す。所指、海・浦に同じ。

【千載】

加茂 成保

霜かれの難波の蘆のほのくと、あくる湊に千鳥

鳴なり

御津水門 同郡に屬す。右に同じ。

【夫木】七

光 俊

あふ事は世をへたつなと玉かきの、みつの湊に手向をそする

【同】

行 家

行人の手向もみへす玉垣の、みつのみなどの五月雨のそら

【同】

好 忠

玉垣のみつの湊にはるなれば、行かふ人そ花を手向る

難波沖 同郡難波水門に同じ。

【千載】七

圓立 法師

難波瀧しほ路はるかに見渡せば、霞に浮ふ沖の釣船

【夫木】五

後 九 條

霞たつ難波の沖の朝朝、かたこそはみめ春のけしきを

【同】五

俊 成

あしわけのほとこそあらめ難波ふね、沖に出てもこそあはしとや

一之洲 同郡に比す。方角、雜類門、水咫ミヅツツ衝石に論之。今の

一之洲は、安治川・九條村の西、波除山の下にあり。【藻鹽】一洲、攝津に比す。

【家集】

俊 頼

入ぬるを悦ひ顔にのむましや、いちの洲酒を問事もなく

【新】六

行 家

風あらしきみなとの沖の一の洲に、ちかふ小船ははや入にけり

住吉水門 住吉郡住吉に屬す。

【夫木】七

讀人 不知

名残をは松にかけつ、住吉の、春のみなとにさける藤波

住吉沖 同郡右に同じ。

【後撰】五

元 輔

住吉の岸ともいはし沖津波、なをうちかけようらはなくとも

津守沖 同郡住吉に同じ。

【千】五

攝政前右大臣

はるくくと津守の沖をこき行は、岸の松風とをさかる也

【續千】^七

年をのみ思ひつもりの沖津なみ、かけても世をは恨やはする

水無瀬湊 島上郡廣瀬村に屬す。

【夫木】^七 爲 相

さしのほるみなせの川の夕鹽に、みなとの月のかけそ散つる

猪名水門 豊島郡にあり。方角海に同じ。

【萬】^七 藤原卿

大船にあらしな吹そしな鳥、いな湊に船はつるまで

【新後撰】^六 顯 仲

風寒み夜や更ぬらんしな鳥、いなのみなとに千鳥鳴也

【千載】 隆 信

うきねするいな湊にきこゆ也、鹿の音おろす岑の松風

猪名沖 同郡。右に同じ。證歌未考。【歌枕名寄】攝津國猪名沖と出たり。

いこま山よそに鳴尾の沖に出て、目にもかゝらぬ

御前沖 同郡廣田村に向り。引書、濱にあり。

【千】^七 頼 實

はるくとおまへの沖をみわたせば、雲井にまかふ海士のつり船

【夫】^五 隆 信

朝なきにおまへの沖をこき出て、雲井を海のものとしりぬる

【廣田社歌合】 讀人不知

神垣やおまへの沖の松かうれを、ふきにあらふ雪の白波

蘆屋沖 毛原郡蘆屋村に向り

【新勅】^八 俊 成

はるかなるあしやの沖のうきねにも、夢路は近き都也けり

【夫木】^五 公 通

朝朗あし屋の沖を行舟の、よそめは鴨のいるかとそみる

【同】^秋 爲 家

今宵われあしやの沖の月をみて、鹿の音さそふ嵐

長洲 川邊郡長洲村に屬す。

【拾】^{十一}

人しれす落る泪は津の國の、なかすと見えて袖を朽ぬる

【夫木】^五 爲 家

わか袖の海となるをは津の國の、なかす泪のつもりなりけり

武庫水門 武庫郡武庫村に屬す。一説、矢田部郡兵庫湊に屬す。證歌未考。

【日本書紀】卷第九云、神功皇后十年、皇后之船、直指難波、于時皇后之船、廻於海中、以不能進、更還、務古水門而卜之、云、

武庫沖 同郡同所の沖を指り。

【夫木】 内親王中納言

むこのうらの沖のうき繩ちかつけは、友さそふなり海士のよひ聲

鳴尾沖 同郡鳴尾村に屬す。海浦に同じ。

【千】^六 實 家

けふこそは都の方の山の端も、かへす鳴尾の沖に出けれ

【續古】^九 家 長

をそきく

【金葉】 實 家

夕されは蘆屋の沖に風過て、生田の小田もほなみ立けり

輪田沖 矢田部郡兵庫、和田崎に向へり。

【續日本後紀】云、承和三年、入唐使舶、寄宿攝津國輪田澳、云、沖を讀る歌、未考。

澳白洲 方角所指未考。海の千方、白濱と成る耳歟。【夫木集】名所に比す。崎の部に論之。

【夫木】^八 俊 惠

有明の月影寒み難波かた、沖の白洲に千鳥なくなり

【同】^九 西 行

なには瀉鹽干にむれて出た、ん、白洲の崎の小貝拾ひに

高師沖 方角不詳。濱の部に論之。

【夫木】^五 土御門院小宰相

はま中はいり鹽寒き山おろしに、たかしの沖もあれ増る也

玉江沖 方角不詳。島上郡三島江の玉江とする歟。江の部にあり。

【夫木】^五 秋ふかき玉江の沖のうき枕、人はいつくに月を見ららん

○同俗名所

鐵籬洲 川邊郡尼崎辰巳の濱にあり。所傳云、文治元年、源義經公西國下向の時、大物濱より纜を解て、既に此洲前に至る。于時難風俄に吹て、波船を覆が如く、洲中に洶上、空く數尅を移す。伴類白洲に鼎を置て、精事したる所なり、因て鐵籬洲の號ありと云へり。義經公大物濱に出ること、【東鑑】の本文、濱の部、及舊屋門に然り。流水三街を以て、號とも云へ
高洲 同郡同所にあり。風波、白砂を洶上たるを以て高洲の號ある耳なり。
小松沖 武庫郡小松村に向へり。所傳云、此所、壽永年中、小松三位重盛卿沉没の所なり。小松沖、歌名所とするの一説ありと云ども、證歌未考、崎を讀る歌、其部に然り。所傳に因て、俗名所に比す。小松の地名、壽永の前にあり。然らば、沖の號とするも、地名より出たる歟。
一之洲 矢田部郡兵庫水門にあり。惣て海濱の津、城下・泊

等の所にあり。海より、川に入の始を以て、一之洲と稱す。歌名所、一之洲は、西成郡にして、始に比す。

○津の部 歌名所、俗名所、附門・灘・泊

難波津 東生郡東高津・小橋等は、仁德帝都たるを以て、東生に屬す。猶古宮の部に論之。今の難波津は、惣て大坂の市中を云へり。【日本書紀】卷第十云、應神天皇廿二年、秋九月辛巳朔丙戌、天皇狩于淡路島、是島者、横海、在難波之西、云云、今東生郡より西に當て、淡路島山を所見なり。
【同】卷第十一云、仁德天皇六十二年夏四月、遠江國司表上言、有大樹、自大井河流之渟于河、曲其大、十圍、本一以末兩、時遣倭直吾子籠、令造船、而自南海運之、將來于難波津、以宛御船、云、【江家次第】云、八十島祭日、到難波津、宮主作壇、國司置祭物、女官・内藏寮官人等、以御衣案、立官主前、典侍車、并出車等列立、宮主座東、西面件座東立平張、可敷神祇官、并中宮・東宮・內藏等屬以下座歟、神祇官、彈御琴、女官披御衣篋、振之、云云。
【萬】^廿 難波津にみふねおろする屋をかぬき、今はこきぬといもにつけこそ

【古今】

なには津に咲やこの花冬こもり、今は春へとさく
やこの花

【拾七】

なにはつはくらめにのみそ船はつく、朝の風のさ
ためなければ

高津

東生郡東高津・西成郡西高津の兩邑に屬す。難波津の一名也。京中の南門より、直に河内國丹比邑に至る事、

【日本書紀】に見へて、橋の部、猪甘津橋に引書す。是を以て、方角考合すべし。【攝津國風土記】云、難波高津者、天彥天降之時、屬天雅彥而降神天探女、乘磐船而至于是、以天磐船泊、故號高津、云云。

【萬】^三

久方のあまの探女かいはふねの、はてし高津はあ
せにけるかも

御津 右に同じ。仁德帝都を祝して、御津と稱す。一説、難

波津・高津・敷津の三を以て、三津と號るの俗語あり。【日本書紀】卷第十五云、顯宗天皇六年、是秋、日鷹吉士、被遣後、有女人居于難波御津、云云、舊事紀、齋祠、住吉三前神、云云。

【萬】^三

しほかれの三津のあまめのく、つ持、玉藻からら

【古今】^廿 んいさ行てみん

おしてるや難波のみつにやく鹽の、からくもわれ

は老にけるかな

【續千】^八 夢をたにみつとはいはしなにはなる、蘆のしはや

のよはの秋風

【夫木】^六 恨けんなにはのみつの秋の空、梢もはやく紅葉し

にけり

御津泊 方角津に同じ、

【續千】^五 更行は松風寒し大伴の、みつの泊の秋の夜の月

【夫木】^七 たつ田山ゆふこえくれは大伴の、御津の泊に船や

まつらん

【同】 これもまたなれなはさそなうきねする、みつの泊

のよはの松風

難波泊 方角津に同じ。【日本書紀】卷第十三云、允恭天皇

四十二年、泊難波津、則皆素服、云云、泊を讀る歌未考。

【萬】^三 久方のあまの探女かいはふねの、はてし高津はあ

せにけるかも

御津 右に同じ。仁德帝都を祝して、御津と稱す。一説、難

波津・高津・敷津の三を以て、三津と號るの俗語あり。【日

本書紀】卷第十五云、顯宗天皇六年、是秋、日鷹吉士、被遣

後、有女人居于難波御津、云云、舊事紀、齋祠、住吉三前神、云云。

【萬】^三 しほかれの三津のあまめのく、つ持、玉藻からら

難波門 方角右に同じ。

【續後拾】^五

後 九條

なには門をこき出てみれば時雨ふる、いこまのたけは紅葉してけり

【夫木】^四

御子鎌倉

いこま山花咲ぬらし難波門を、こき出てみればかゝる白雲

和田泊 同郡大和田村に屬す。一説、矢田部郡兵庫津和田

碕を云へり。雜類、水呎衝石に論之。【土佐日記】に云、二

月九日、心もとなきにあげぬ。から船を引つ、登れども、

河の水なければ、いさりにのみそいさる。此間に、和田の

泊の、あかれの所といふところありと、云云。

敷津 住吉郡住吉に屬す。

【新古】^十

實 方

船ながら今宵計は旅ねせん、敷津の波に夢はさむとも

【夫木】^八

俊 成

都路はいくかもなきをもしほ草、敷津の波は袖にかけけり

【同】

範 季

住吉のうらに敷津のもしほ草、かさねてさゆるよ

はの衣手

朴津 方角右に同じ。

【萬】

高市黒人

住よしの得名津にたちてみわたせば、武古の泊を出る船人

住吉津 方角右に同じ。津を讀る歌、未考。

【日本書紀】卷第十四云、雄略天皇十四年、春正月丙寅朔

戊寅、身狹村主青等共、吳國使將、吳所獻手未才伎、漢織、

吳織、及衣縫兄媛、弟媛等、泊住吉津、云云。

難波洋 川邊郡武庫・禰原・矢田部等の郡中に續き、兵庫津

に至の間を指り。此間の村民を指て、世俗洋目の者と稱す。

【夫木】

行 家

春はなをななき日暮らし引網の、心ゆるへぬ灘のうらひと

【同】^五

國 信

つなて引難多の小船や入ぬらん、なにはの田鶴の浦わたりする

名吳門 方角住吉津に同じ。海・浦に證あり。

【夫木】^四

俊 成

吹はらふあなしの風に雲晴て、なこの門わたる有

明の月

武庫泊 武庫郡武庫村に屬す。一説、矢田部郡兵庫津を指り。

【萬】^{十五}

人 磨

むこのうら泊なるらしいさりける、海士の釣船波間より見ゆ

鳴尾泊 同郡鳴尾村に屬す。【夫木集】攝津、云云。

【夫木】^二

隆 西法師

うらさむく哀れなるをの泊かな、松風さへて千鳥なく也

御前洋 同郡廣田村に屬す。海・浦・濱に同じ。

【夫木】^八

俊 惠法師

しまきするおまへのなは過ねとも、けさの沖こそ思ひやらるれ

蘆屋洋 禰原郡蘆屋村に屬す。

【新古今】^雜

業 平

あしの屋のなたの鹽やきいとまなみ、つけのおくしのさ、すきにけり

【續古】^{春一}

順 徳御製

蘆のやのなたのしほやきあまのとを、おし明方を春は淋しき

【同】^三

後鳥羽御製

あしの屋のなたの鹽波あま人も、しほる小袖のいとまなきまで

須磨泊 矢田部郡須磨村に屬す。【大名寄】攝津國に比す。泊を讀る歌、未考。

四八津 方角未考。【藻鹽】攝津國に比す。

【萬】^六

道上守部王

こぬはより雨を降くるしわつの蛭、綱手なほせり沿てあはんかも

○同俗名所

大坂津 所傳始に論之。

堺之津 住吉郡に屬す。大坂より行程凡三里を隔てたり。

此津、天武天皇御宇、白鳳十二年、諸國の堺を定るの所、

攝・泉の堺、今も市中にあり。世俗、京・大坂・堺を指て、三

箇の津と稱す。堺町、村の部に載之。

兵庫津 矢田部郡にあり。西海の諸船、于是集て、風波の平安を窺、大坂に渡海するの要津也。一説、歌名所、武庫泊

とす。此外、尼崎・三田・高槻等の城下、津の中に准ずると云とも、各村の部に載之。因て以て略し畢ぬ。泊・洋・門

等の俗名所は不足題之。

攝陽群談卷第七

篋志 編集

○橋の部 歌名所、俗名所

猪甘津橋 東生郡猫飼野村にあり。此所平野川筋にして、小橋村の南、木村の上の堤より東に涉り、猪飼野村に至る所也。

【日本書紀】卷第十一云、仁德天皇十四年、冬十一月、爲橋於猪甘津、卽號其處曰小橋、是年作大道置京中、自南門直指之至丹比邑、云云、丹比は、今河内國丹南郡に在て、多治井の三字に作る。亦丹比郡、今丹北郡と成る事、割國分他邦村の中に論之。猪甘津橋と讀る歌、未考。

難波一橋 西成郡に屬す。方角所指不詳。今大坂北濱の市中より、天満の地に涉をば、難波橋と云。又此橋の下より北に曲り、蜷川の落合に涉を、難波小橋と稱し、近歳作之、各俗名所に比すと云ども、古名の似たるにより、後人方角混合して、所指以難考之故、于是論之、
【六帖】二、 讀人不知

攝陽群談卷第六 終

つの國の難波のうらのひとつ橋、君をおもへばあかるめもせず

【元亨釋書】云、聖武帝甚敬重之、天平十七年、爲行基大僧正、基時在攝州、造難波橋、遙見光來而微笑、光伏地作禮、梅謝、說夢事、云云、

掘江橋 同郡に屬す。方角所指不詳、一説、今川邊郡尼崎庄下橋に轉すと云ども、其證未考。貞享年中、天満の西に續て、堂島新地の市店成て、中之島より北に涉を、掘江橋と稱す。又元祿戊寅年、大坂長掘川の南に、掘江川成れり。

【橋江玉】 此川の頭、南北に涉を掘江橋と稱するに因て、前名は、玉江橋と成れり。各俗名所に比す。猶川の部、掘江川に論之詳也。

【夫木】三 法性寺關白
なにはかた掘江にわたすまろ木橋、ふみそめしとや人はおもはん

大江橋 同郡に屬す。方角所指不詳【夫木集】攝津・山城兩國に比す。今謂大江橋は、俗名所に比して、玉江橋の東にあり。一説、川邊郡上坂部村にありと云ども、證未考。

【家集】 俊 成
哀なりなからは跡も朽にしを、大江の橋の絶せざるらん

【夫木】三 同 人
はるかなる大江のはしは造りけん、人のこゝろぞ見へ渡りける

渡部橋 同郡に屬す。方角所指不詳。邊部や大江岸と續を以て、大江橋の一名とする歟、今謂渡部橋は、俗名所に比して、玉江橋の東にあり。岸の部にも論之。

【夫木】三 公 朝
わたのへや橋のうはてをはしめにて、おほかるきしのつまやしろ哉

長柯橋 同郡に屬す。今北長柄村より、豊島郡垂水庄に至の間を指て、長柄の橋跡と云へり。又長柄川、今の船渡の邊に於て、橋の古株朽残りて水底にありと云傳たり。猶橋本寺の舊記、寺院の部に載之。

【續後拾】五 讀人不知
けふいくか日數もふりぬつの國の、なからの橋の五月雨の比

【同】七 僧正慈慶
朽てた、うき身なからはし柱、世をわたるへき たつなたになし

【同】 龜山御製
扱もけになからの橋のなからへて、世をわたる身

そ苦しかりける

【玉】十五

順徳御製

いにしへにあらすなからの橋柱、ふりにし跡を忍はすもなし

【同】

定 家

さもあらはあれ名のみ長柄の橋柱、朽すは今の人もしのはし

名吳繼橋 住吉郡住吉名吳江に屬す。【八雲御抄】越後國に比す。【夫木集】越中。【大名寄】攝津國にあり。猶海の部に論之。

【夫木】六

顯 朝

杜若咲てや花をへたつらん、とたへかくる、名吳の繼はし

往合橋 同郡住吉社に屬す。往合間に因れりや。其證未考。

【明玉】

明 教

晴る夜はいかはかりかは寒わたる、霜と月との往合のはし

鵲之橋 同郡住吉邑にあり。【夫木集】周防・土佐兩國に比す。一説當國とする事、證不詳と云ども、土俗於是號け傳るの橋に因れる歟。

【夫木】三

讀人不知

彦星の雲の衣もたなひかぬ、雨のしたなる鵲の橋

山碕橋 島上郡廣瀬の上、山碕の下に屬す。此橋向の岸は、山城國橋本泊にあり。橋本の號を稱する事、古橋の舊跡に因れり。山城國より攝津國に涉す。今橋本に相向る處、當國にあり。因て是に比す。

【延喜式】卷第五十云、山碕橋、攝津・伊賀等國各六枚、播磨・安藝・阿波等國各十枚、長各二丈四尺、弘一竝以正稅充料、毎年採送山城國、國取返抄、備所司勘會、云云。

【續日本後紀】卷第十云、承和八年九月戊辰朔、有洪水漂流百姓廬舍、京中橋梁及山碕橋盡斷絕焉、云云、同九年、散位從五位上、朝野宿禰貞吉守山碕橋、云云。

【文德實錄】云、丁酉、進參議左衛門督正四位下藤原朝臣長良、階從三位、先是七日、大水山碕橋斷、云云、【三代實錄】卷第十八云、貞觀十二年五月壬子十四日乙丑、以散位正六位上巨勢朝臣四甫、爲造山碕橋使、云云。

玉川橋 同郡西面村に屬す。【大名寄】攝津國に比す。證歌未考、川を讀る歌、其部にあり。

板田橋 川邊郡上坂部村にあり。【夫木集】尾張國に比す。

【大名寄】攝津國に然り。一説同郡七松村を證と云へり。亦尼崎の城下、東町溝川の涉り、繼なる板橋を指て、古橋の跡と所傳して、私に修理せず、各其證不詳と云ども、今

上坂部村に、小墾田宮と稱するの叢祠あり。神社門に論之。

【夫木】五

君かあたりおはた、川のなくも哉、桁よりゆかむ橋もあやふし

此歌、判者清輔朝臣云、おはた、川こそおほつかなければ、おはた、の板田の橋とよめる歌は、【萬葉集】には、一首侍る。何の里ともみへす。また川ありともしらす。おはた、川といふ事、何にみへて侍る。そか川にこそ橋はわたしたためとおもへと、さらぬ橋もあり。まさしくみへたる事のなれば、うけ給はらまほしきや。と云云。

【續後拾】三

人 磨

おはた、の板田の橋もこほれなは、桁よりゆかむこふなわかせし

【同】五

基 久

五月雨にいた田の橋も水こえて、けたより行む道たにもなし

【玉】五

善信法師

おはた、の板田の橋のと絶して、ふみなをしてやわたる君かな

【同】五

二條院讀岐

朽ぬへき板田のはしの橋作り、思ふまゝにもわたしつる哉

【千】十九

法橋泰覺

朽はて、あやふく見へしおはた、の、板田の橋も今わたす也

淀繼橋 矢田部郡駒林村にあり。

【萬】四

吹黄刀自

眞野のうらよとの繼はしこゝろゆも、おもへやいもか夢にしみゆる

【續古】

經 朝

まの、浦の淀のつき橋つきもせず、つらしと人を聞わたるかな

【金】七

長實卿母

しるらめや淀の繼橋よとともに、つれなき人を戀わたるとは

【夫木】三

隆 祐

絶ねた、みるめもしらぬまの、浦に、わたすかひなき淀の繼橋

此名所、【夫木集】山城或は近江に比す。【大名寄】攝津國にあり。眞野浦は、同郡東尻池村にして、眞野繼橋と云の名所あり。今此駒林の村民、淀繼橋と稱するの所傳あり。

眞野の浦の、淀の繼橋と讀る歌によりて見れば駒林の浦邊までも、眞野の名所とする歟。浦は其部に然り。

眞野繼橋 同郡東尻池村にあり。

【後拾】^戀 相 模

ふみ見ても物おもふ身と成にけり、眞の、繼橋とたへのみして

【續後拾】^十

爲 子

扱も猶かよはてこそはたのまれめ、絶しといひしまの、つき橋

【續後撰】^夏

長 明

蘆の葉にまかふ螢のほのくと、獨そわたるまの、つきはし

【夫木】^三

肥 後

あふことをと絶かちにも成行は、ふみたにかよへ眞の、つき橋

○同俗名所

鶴橋 東生郡東小橋村、平野川筋にあり。所傳云、昔此橋の邊に、鶴多集る事あり。夫より以來、橋の號と成と云へり。一説、猪甘津橋の古跡とも云へり。【日本書紀】に所載、小

橋の號あるに因れりや。始に論之。

多羅利登宇橋 同郡四天王寺南門の外、東の藪中にあり。所縁何を以て云の證、未考。此所、萬代池の邊を以て、式

三番の音曲に准へて、俗語するもの歟。

極樂橋 西成郡西高津の南、西寺町俗云、下の北にある石橋寺町也を云へり。從是寺町四天王寺の通路なるが故、世俗極樂橋と稱す。

大物橋 川邊郡尼崎城下にあり。大物浦、濱の名所に同じ。其部に比す。

別之橋 同郡同所管絃町にあり。所傳云、文治年中、源義經公、西國下向の時、妻女靜を是に残し、渡海の義を決す。

因て、別の橋と稱するの所傳也。【東鑑】云、元曆二年十一月六日乙酉、行家・義經、於大物濱乘船之尅、疾風俄起、而逆浪覆船之間、慮外止渡海之儀、伴類分散、相從豫州之輩纒四人、所謂伊豆右衛門尉・堀彌太郎・武藏坊辨慶、并妻女字靜一人也、云云、大物橋の一名とする歟。

庄下橋 同郡同所にあり。此橋、庄の下にあるを以て號之。一説、聖德太子佛法を敬たまふ。守屋大連等之徒、妨之、所々障擬して災を成せり。郡の中に於て、仲山寺營建し給ふ時、天怪爰にあり。因て障化の號あると云ども、證とする事なし。又掘江橋の古跡とも云へり、歌名所に論之。

卒都婆橋 同郡南野村にあり。所傳云、此橋、天平勝寶年中、

行基菩薩令造之橋と云へり。

拋渡橋 同郡同所の東、昆陽庄内にあり。此橋、昆陽舊跡に

比すと云ども、所縁不詳。

箕子橋 同郡同所にあり。所傳、拋渡橋に同じ。

伊駒橋 同郡尾濱村にあり。所傳不詳。一説、伊駒何某所造

と云へり。

洵上橋 同郡神崎村にあり。一名由來橋と稱す。所傳云、圓

光大師讚州下向の時、神崎の遊女、此川に身を沈たる屍

此所を流れ不去、水上に洵上、橋株に繫留を以て、洵上橋

と云、此因縁あるを以て、由來橋と稱すと云り。故縁の詳

なる事、塚の部、傾城塚の傳に比す。今は橋跡ばかり也。

大士橋 同郡平井村にあり。所傳不詳。最明寺瀧の八景、其

一に比す。

千代橋 豊島郡伏尾村、久安寺院前にあり。當寺久安の二

字に因て、千代の號ありと云へり。寺記云、聖武帝勅して

號千代橋、云云。

櫻橋 同郡池田村にあり。所傳不詳。

車瀬橋 有馬郡三田城下にあり。此川山水濤々として、瀬

に當て渦卷こと、車輪の如なるを以て、橋の號と成れり。

月見橋 同郡鹽田村の西にあり。所傳云、矢田郡郡多井畑

邑は、松風・村雨二女の舊栖也。行平卿歸京の後、戀しき都の方は何地ならんと、此橋に出て、月より外は友もなしなんと、戯たるの處也。因て月見橋の號ありと云へり。今も猶、秋の夜の興ある處也。

高橋 同郡湯山にあり。此所丹波・播磨に出る街道、川岸高く、涉遙に卑し。因て高橋の號ある耳。深き所傳なし。

極樂橋 同郡生瀬村にあり。今船涉にて、名のみ云傳たり。

所傳、委くは寺院門、淨橋寺縁起に然り。

角之橋 武庫郡西宮村、市中の北口にあり。此橋、涉一間、

幅一尺の石三枚を以て造之、裏に經文を書寫す。所傳不詳。同郡津門村、歌名所、角之松原に近を以て、爲號之歟。

荊藻川橋 矢田郡郡西代村、蓮之池の東にあり。所傳、川の

號に因れり。此邊に於て、重衡卿を生虜こと、古戦場の部に比す。

湊川橋 同郡兵庫津東の口にあり。所傳、川の號に因れり。

兵庫・尼崎等の津に、細江・小川の橋ありと云へとも、地名に因れる耳。名所とするに不足。因て略之。

此難波津の橋の數、六十餘國に勝れたり。俗名所とする

にたらずといへとも、四方の國、海陸の旅客、ゆき、ひ

まなき要津なれば、舊里をはなれて、永く此津にと、ま

り、其朋をして其友をたつね、あるは文書のかよひなん

と、わつかなる便にもならんかかと、橋の名を題して、其所くをしらしむ。かつは後世にとまり、狂歌・狂詩の即興を催すたねとならんや。

岡村橋 東生郡岡村、平野川筋東西に懸る。東は猪甘野村の内、小路に渉る處也。

中道橋 同郡同川筋にあり。東は中道村の堤に渉る處也。

野口石橋 同郡猫間川筋にあり。西は玉造平野口町、東は中道村の堤に渉り、大和・河内の兩國へ出る道路也。

玉造大和橋 同郡玉造大和橋町にあり。東は中道村の堤に渉り、大和・河内の道路也。大和橋の號、今一箇所あり、因て、玉造と上に不置時は、尋るに途を失ふ。右同川筋也。

鳴野橋 同郡猫間川筋・平野川筋の落合にあり。東は鳴野村に出、西は京橋に出處也。

野田橋 鯉江川筋にあり。南は京橋・片原東町、北は野田町に出、京街道の道路也。

井路橋 同所北の井路にあり。北は野田町の田圃に渉る處也。

備前島橋 鯉江川筋にあり。南は片原西町、北は備前島町に渉る所也。

町に渉る處なり。世俗、筑前殿橋と稱す。

常安橋 同じ次にあり。南は土佐堀壹町目、北は常安町の涉也。世俗、田邊屋橋と稱す。

越中橋 同じ次にあり。南は、土佐堀一町目と二町目の街に渉り。北右に同じ。世俗越中殿橋と稱す。

湊橋 同じ次にあり。南は土佐堀二町目、北は鹽屋六左衛門町と、湊橋町の街に渉る。此處、中之島の西廻にして、六左衛門町を限り。貞享年中、依公命、島崎を築き、町家市店と成て、新に湊橋町・湊橋成れり。

大江橋 同所の裏川筋、堂島新地壹町目にあり。南は、上中之島町に渉る處也。貞享年中、新地成るの時、此橋を造て、歌名所の號を取れり

渡部橋 同じ次にあり、新地三町目より、南は久保島町に渉る處也。貞享年中の新橋・大江橋に同じ。

田養橋 同じ次にあり。新地四町目より、南は宗是町・本五分一町の街に渉る處也。貞享年中の新橋、右に同じ。

玉江橋 同じ次にあり。新地五町目にあり。南は常安裏町に渉る處也。此橋、貞享年中の新橋、始は堀江橋と稱す。元祿戊寅年、依公命、長堀市店の南に於て、新地成て、堀江橋を造、因て玉江橋と改轉す。歌名所とする玉江の號は、島上郡三島江邸の名所也。

京橋 大和川筋玉造川にあり。南は金城の下、北は片原西町に渉る京道なり。

天満橋 同川筋・淀大川筋の落合にあり。南は京橋二町目、北は天満二町目に渉り、京海道の脇道也。此橋、高欄疑寶珠あつて、涉廣し。従是西に曲り、長柄村へ出る道あり。

天神橋 同川筋次第にあり。南は京橋六町目、北は天満拾一町目に渉り、西成郡南長柄に出る處也。

難波橋 同川筋、南は北濱二町目、北は天満樋上町にあり。梅檀木橋 同川筋にあり。此所、難波橋の下より、流水二に別て、中之島の南北にあり。南を表川と云、北を裏川と稱す。其表川筋を指て、土佐堀川筋と云の處也。南は北濱二町目と、過書町世俗會所町と號せりの中間にあり。北は、上中之島町の頭に渉る道路也。

淀屋橋 同じ次にあり。南は大川町元は十三入北は、上中之島町と號すに渉る處也。此橋の下より、流水北に落て、裏川に横流す。因て東は上中之島町、西は肥後島町に爲橋、號て比丘尼橋と稱す。貞享年中、依公命、壞取て横流を埋、町家市店と成て、肥後島の地に附り。是故に比丘尼橋斷絶せり。

肥後橋 同じ次にあり。南は七郎右衛門町に渉り、北は肥後島町・築島町の道路也。世に肥後殿橋と稱す。

筑前橋 同じ次にあり。南は玉水町元は五分一北は、白子島町と號すに渉る處也。

船津橋 同じ次にあり。貞享年中の新地、湊橋町の裏濱にあり。北は西成郡下福島村に渉り、安治川元は新町の道路也。貞享年中の新橋也。

難波小橋 蜷川の頭にあり。此所は、淀大川筋難波橋下、大江橋の上手より、北に曲り、西に下る處也。東西共に、堂島新地壹町目の涉にあり。

堂島橋 同じ次にあり。南は堂島裏壹町目、北は、西成郡會根崎村に渉る處なり。世俗蜷橋と稱す。川の號に因れり。

櫻橋 同下。彌左衛門町・永來町の街にあり。北は、右同村の堤に渉る處也。

梅田橋 同下。堂島新地裏町にあり。北は西成郡上福島村に渉る處也。此所、茶店南北の岸にあり。初夏より秋に至るまで、諸人群を成て、都の涼を移す。

汐津橋 同下。堂島新地五町目の内にあり。北は、右同村に渉る處なり。蜷川元は福田川と云へり筋の橋は、各貞享年中の新橋也。櫻橋は元祿八年に造之。

小便橋 西成郡福島村にあり。此橋東西に涉て、汐津橋より、安治川町に至る道路地續にして、川に非ず。一段卑き處也。橋の北に、野田村に通井路あり、大川表より、此橋の下に船を引揚て、井路に越し、田圃農業の養を運しむ。時の人、小便橋と稱す。川にこそ、橋は渡たらめと思へと、

攝陽群談卷第七 橋の部

一一三

さらぬ橋もありと、歌名所、板田橋に書り。是等の類など云も、亦笑へし。

蘆分橋 安治川町の東西に涉れり、此所、大川筋の横流にして、傳法川に落る處也。

安治川橋 同川上大川筋にあり。北は安治川町、南は富島元は大佛島と云へり町の新地に涉る處也。元祿戊寅年始て造之。

國津橋 同所の下、富島町の内にあり。南は西成郡九條村、西は安治川町、南側波除山に涉る道路也。始て所造、右同じ。

古川橋 同所の南、大川の分、古川筋にあり。北は、富島町、安治川橋筋、南は古川町の涉也。

中橋 同所下にあり。南北同じ涉也。

東境橋 同所南の井路川にあり。北は古川町、南は、西成郡九條村に涉る處也。

西境橋 同所次にあり。南北右に同じ。始て所造、皆安治川橋に同じ。

太平橋 天満堀川の頭にあり。東は菅原町、西は樋上町に涉る處也。此所、大川筋天神橋の下、難波橋の上より、北に入て、終は堀留にして、田圃及市店の通路と成れり。

樋上橋 同所次にあり。東西共に右に同じ。

榊屋橋 同所次にあり。東は東榊屋町西は西榊屋町の涉な

り。天神小橋 同所次にあり。東は天神筋町、西は源藏町の涉也。世俗天神筋橋と稱す。

堀川橋 同所次にあり。東西共に、堀川町と稱するの涉り也。

寺町橋 同所次にあり。東は有馬町、西は伊勢町の内、北野村領に涉り、東西の寺町道路たるを以て、寺町橋と稱す。

今橋 東横堀川筋大川より、南に横流するの頭、東は京橋六町目、西は今橋壹町目に涉る處なり。

高麗橋 同所次にあり。東は内兩替町、西は高麗橋壹町目に涉る處なり。高麗・疑寶珠あり

平野橋 同所次にあり。東は内平野町、西は平野町壹町目の涉り也。

思案橋 同所次にあり。淡路町壹町目、瓦町壹町目の間より、東は内平野町に涉る處也。

本町橋 同所次にあり。東は内本町橋詰町、西は本町壹町目に涉る處なり。高麗・疑寶珠あり

農人橋 同所次にあり。東は農人橋詰町に在て、西は北久太郎町壹町目に涉る處也。高麗・疑寶珠あり。

久寶寺橋 同所次にあり。南久寶寺町壹町目より、東は住吉屋町と、農人材木町の間に涉る處なり。

安堂寺橋 同所次にあり。安堂寺町一町目より、東は具足屋町・丹波屋町に涉る處也。

末吉橋 同所次にあり。西は橋本町、東は松屋表町に涉る處也。

丸之助橋 同所次にあり。西は小西町、東は瓦屋町に涉る處也。

瓦屋橋 同所次にあり。南瓦屋町より、西は南問屋町に涉る處、元祿年中始て造之。

西國橋 西横堀川筋にあり。大川筋より南に横流するの頭也。東横堀の西を以て、西横堀と稱す。橋の東は、七郎右衛門壹町目、西は玉水町に涉る處也。此橋は、大川土佐堀筋、肥後橋と筑前橋の間、東西にあり。

船町橋 同所次にあり。東は右に同じ。西は船町に涉る處也。

齋藤橋 同所次にあり。東は右に同じ。西は齋藤町に涉る處也。

筋違橋 同所次にあり。江戸堀一町目南頼より、大豆葉町の東に涉る處、高麗橋筋也。

吳服橋 同所次にあり。玉澤町の濱より、七郎右衛門町貳町目に涉り、東は吳服世俗伏見町と云へり町に出る處也。道修橋、此次にありと云とも、寛文中、大風洪水の爲に漂流して、

終に斷絶せり。

京町橋 同所次にあり。東は七郎右衛門町二町目、西は京町堀北頼壹町目に涉る處也。淡路町橋、此次にありと云へども、承應年中破壊して、終に斷絶す。

瓦町橋 同所次にあり。瀬戸物町より、東は濱町に涉る處なり。

相生橋 同所次にあり。西右に同じ。東は、濱町と長濱町の間に涉る處也。此橋の東備後町筋を以て、世俗備後橋と稱す。

安土橋 同所次にあり。瀬戸物町と、信濃町の間より、東は長濱町の涉なり。

信濃橋 同所次にあり。西は信濃町、東は右に同じ。此橋始は飛田橋と稱す。

奈良屋橋 同所次にあり。奈良屋町より、東は長濱町の行當に涉る處也。

江達橋 同所次にあり。權右衛門町より、東は榎町に涉る處也。

篠橋 同所次にあり。東西ともに右に同じ。

助右衛門橋 同所次にあり。助右衛門町より、東は西篠町に涉る處也。

新町橋 同所次にあり。藤右衛門町と、孫左衛門町の間よ

り、東は五幸町に渉る處、順慶町筋なり。西は傾城町筋、瓢箪町に至る所也。瓢箪町を指て、世に新町と稱す。
上繫橋 同所次にあり。東西平右衛門町の渉り、長堀北頰の道路也。

下繫橋 同所次にあり。東西右に同じ。長堀南頰の道路也。

此處は、東西の流に、南北横流するの陋なり。此上、兩の橋に長堀川の吉野屋橋・炭屋橋を加て、世に四橋と稱す。河水四隅に滞り、船は二流に漕違ひ、道行人は四方に渉り、賑あへる野分、亦類なし。一橋一名より、四橋の一名、其名高し。

此橋の次に、雪踏橋あり。寛文中破壊す。

御池橋 同所の次元祿辛巳年、始めて造之、新地御池通に繋れり。

木綿橋 同所次にあり。吉野屋町より、東は炭屋町に渉る處也。

金屋橋 同所次にあり。新難波東町より、東は久左衛門町に渉る處也。此橋、西横堀川筋南の限り、道頓堀川の北頰なり。

撞木橋 江戸堀川筋東の端、西横堀川の落合にあり。南北共に、江戸堀川北側、壹町目の渉り、南詰より東に渉る。西横堀川の筋違橋あり。因て撞木の號あり。江戸堀二町目橋、此下にありと云へども、寛文中、破壊して終に斷絶せ

り。
犬齋橋 同所次にあり。南北ともに、江戸堀二丁目の渉り也。

阿波橋 同所次にあり。南北ともに、江戸堀三町目の渉なり。世俗阿波橋と稱するは、立賣堀にあり。此所を阿波殿橋と云へり。

大目橋 同所次にあり。南北ともに、江戸堀四町目の渉り也。

西北橋 同所次にあり。南北ともに、江戸堀五町目の渉り也。此所、江戸堀川筋西の限、是より南に曲り、雜喉堀川、西は大川表也。

江子島上橋 雜喉堀川筋にあり。雜喉堀川より西に渉り江子島東町に行處也。

江子島下橋 同所次にあり。東西右に同じ。

東上橋 京町堀川筋東の端、西横堀川の落合、南北にあり。兩側ともに、京町堀壹町目の渉り也。此川筋を指て世に伏見橋と稱す。橋も亦樋上に作る者あり。

新中橋 同所次にあり。南北ともに、京町堀川二町目に渉る處也。此橋、始は京町堀壹町目橋と稱す。

京町堀二町目橋 同所次にあり。南北ともに、京町堀三町目の渉なり。世俗、羽子坂橋と稱す。

同四町目橋 同所次にあり。南北ともに、京町堀四町目の渉なり。世俗、紀伊國橋と稱す。

同六町目橋 同所次にあり。南北ともに、京町堀四町目、五町目の間に渉る處也。世俗、難波橋と稱す。

千秋橋 同所次にあり。京町堀五町目より、南は南濱町に渉る處なり。世俗、丸屋橋と稱す。

兩國橋 同所次にあり。兩國町より、南は劔先町に渉る處なり。

茂左衛門橋 同所西にあり。雜喉堀町より、南は敷屋町に渉る處也。此橋、京町堀・海部堀の兩河の川尻を超て、海部堀の南側、敷屋町の地に附り。

門樋橋 海部堀川の頭にあり。東西ともに、信濃町の渉り、阿波座堀の北頰也。此處は、阿波座堀川より北に分れ、亦西に曲りて、海部堀川と成れり。水の通縫にして、渉り漸壹間餘にして、堀の中廣し。因て門樋の號あり。北東の方は、新天満町・靱町の西の限にして、堀留なり。

永代橋 同所次にあり。海部堀川町より、東は新靱町の渉なり。

上海部橋 同所、西の曲の南北にあり。兩側ともに、海部堀川の渉なり。

中海部橋 同所次にあり。南北も同じ渉也。世俗、饅頭屋橋

と稱す。

下海部橋 同所次にあり。南北右に同じ。

劔先橋 同所次にあり。劔先町より、南は敷屋町に渉る處、海部堀川の西の限なり。

幸橋 阿波座堀川東の頭にあり。信濃町より、南は奈良屋町の渉なり。此處は、西横堀川の分、西に流る、落合也。

新橋 同所次にあり。南北右に同じ渉なり。此橋、始は上奈良屋橋と云へり。

下奈良屋橋 同所次にあり。南北右に同じ。

太郎助橋 同所次にあり。南は奈良屋町と、阿波町の街に渉り、北は海部町・海部堀川町の道路なり。

岡崎橋 同所次にあり。岡崎町より、南は阿波町に渉る處なり。

豊橋 同所次にあり。敷屋町より、南は薩摩阿波堀町に渉る處なり。此橋、阿波座堀川筋の西の限なり。

鳴門橋 薩摩堀川北の頭にあり。此處は、阿波座堀川より南に分れ、西に曲り、薩摩堀川と成る。世俗願教寺堀と云

橋も亦鍋屋橋と稱す。西は阿波堀町、東は阿波町に渉る處なり。

薩摩堀上之橋 同所次にあり。中筋町より、東は、薩摩堀東町に渉る處也。此橋、始は願教寺橋と云へり。従是南は堀

留也。
 中筋橋 同所、堀留より西に曲る處、南北二あり。兩側ともに、中筋町の涉也。
 薩摩橋 同所次にあり。南北ともに右に同じ。此所、薩摩堀川西の限なり。
 新一橋 立賣堀川筋、東の頭により。立賣堀川北側壹町目より、南は助右衛門町に渉る處なり。此川筋を、世に鮎堀と稱す。西横堀より、西に分る、流なり。
 立賣橋 同所次にあり。南北ともに、新一橋に同じ涉なり。
 阿波橋 同所次にあり。立賣堀北側三町目、の間より、南は助右衛門町に渉る處なり。江戸堀川筋に同名あり。
 中橋 同所次にあり。立賣堀北側三町目より、南は立賣堀南側、中之町に渉る處也。
 完喰屋橋 同所次にあり。立賣堀北側三町目、の間より、同南側西之町と、中之町の街に渉る處なり。
 西二橋 同所次にあり。立賣堀北側四町目より、南は同西之町に渉る處なり。
 立賣堀高橋 同所次にあり。南北ともに右に同じ。此處、立賣堀川筋西の限なり。
 安綿橋 長堀川筋東の頭により。此處、東横堀川より西に分、西横堀川に落合、四橋より西に流る、處なり。南は茂

左衛門町、北は橋本町の涉なり。貞享年中始て造之。
 新橋 同所次にあり。南北ともに右同じ涉也。
 長堀橋 同所次にあり。南北右に同じ。高欄疑寶珠あつて、涉り廣し。南は紀州街道長町、北は大坂堺筋なり。
 中橋 同所次にあり。南北ともに、次郎兵衛町の涉り也。兩側の地名、中之島の内に同號あり。因て此處を尋るに、長堀次郎兵衛町と稱す。不知之、必ず途を失ふ。
 三休橋 同所次にあり。北側右に同じ。南は次郎兵衛町と、心齋町の間に渉る處なり。
 心齋橋 同所次にあり。南北ともに、長堀拾町目・心齋町の間に渉る處なり。
 佐野屋橋 同所次にあり。南北ともに。長堀拾町目の涉なり。
 炭屋橋 同所次にあり。南北ともに、平右衛門町の涉なり。
 吉野屋橋 同所次にあり。南北ともに、右同じ涉なり。炭屋・吉野屋の兩橋は、四橋の別名にして、西横堀川筋の上繋橋・下繋橋に相加つて、一名を稱する事、始に圖す。
 宇和島橋 同所次にあり。南北ともに、宇和島町の涉り也。
 富田屋橋 同所次にあり。南北ともに、富田屋町の涉り也。
 問屋橋 同所次にあり。南北ともに、富田屋町と白髮町の間に渉る處なり。此橋、始は上白髮橋と稱す。

下白髮橋 同所次にあり。南北ともに、白髮町の涉り也。
 經座橋 同所次にあり。南北とも、右同じ涉也。
 新玉造橋 同所次にあり。清兵衛町より、南は高橋町の涉なり。
 長堀高橋 同所次にあり。南北、右同じ涉也。高橋の號は、立賣堀川筋の末にもあり。此橋は長堀川西の限なり。
 堀江橋 堀江川筋にあり。此處、元祿戊寅年開發の、堀江町と稱する地の、東の頭にあつて、南は新難波東町、北は吉野屋町に涉る處、西横堀川の西側也。
 隆平橋 同所次にあり。南北ともに、堀江町壹町目・二町目の涉也。北は、長堀川筋宇和島橋に出る處也。右同年造之新橋也。
 高臺橋 同所次にあり。南北ともに、堀江町三丁目・四町目の間に涉り、北は長堀川問屋橋筋なり。右同年造之。
 瓶橋 同所次にあり。南北ともに、堀江町四町目・五町目の間に涉り、北は長堀川經座橋筋なり。右同年造之。
 鐵橋 同所次にあり。南北ともに、堀江町五丁目の涉り也。右同年造之。
 水分橋 同所次にあり。南北ともに、堀江五町目の涉り、北は西濱町に出る處なり。右同年始て造之。此所堀江川の西の限也。

上之大和橋 道頓堀川筋の東。堀詰の西の方。東横堀川の落合にあり。南は高津五右衛門町、北は大和町の涉り也。
 大和橋 同所次にあり。南北右に同じ。玉造猫間川筋に同名あり。
 日本橋 同所次にあり。南は立慶町、北は惣右衛門町の涉り、泉州・紀州街道、堺筋より長町に出る處なり。此橋、高欄疑寶珠あり。
 相合橋 同所次にあり。南北右同じ涉り也。此橋、貞享年中始て造之。
 太左衛門橋 同所次にあり。南は立慶町と、吉左衛門町の間に、北は右に同じ。
 戎橋 同所次にあり。南は吉左衛門町と、九郎右衛門町の間に、北は惣右衛門町と、久左衛門町の涉り也。此橋、始は操橋と稱す。川の南側、操狂言・歌舞妓等の芝居地を以て、今に操橋の名を云ふ者あり。
 大黒橋 同所次にあり。南北ともに、惣右衛門町と、久左衛門町の間に涉り。難波村の通路、世難波橋と云。
 住吉橋 同所次にあり。南は元祿戊寅の newly 幸町壹町目、北は古地にして、新難波中之町の涉り也。橋も亦、右同年始て造之。
 幸橋 同所次にあり。南は幸町二町目、北は古地徳壽町の

涉也。右同年始て造之。
汐見橋 同所次にあり。南は幸町四町目、北は古地戎町の
涉也。右同年始て造之。
日吉橋 同所次にあり。南は幸町五町目、北は古地大黒町
に涉り、葎屋町に出る處也。此橋、道頓堀川筋西の限な
り。

龜井橋 江戸堀・京町堀・阿波堀川の西、大川筋より南に流
れ、橋は東西にあり。元祿年中始て造之。東は江之子島西
之町、西は戎島町の涉り也。以上大坂の市中にあり。
北之橋 住吉郡堺の津、堀川にあり。南は北半町、北は松原
也。此處大坂街道、北の入口を以て、北之橋の號あり。
千日橋 同郡同所にあり。南は山伏町、北は大坂の脇道な
り。
稻荷橋 同郡同所にあり。南は北山口町と、六間町の間よ
り、同郡遠里小野に出る處也。橋の邊に、稻荷社あるを以
て號之。
極樂橋 同郡同所にあり。東は北庄村、西は神明農人町に
涉る處なり。
大和橋 同郡同所にあり。東は大和街道、西は北庄村・中筋
村兩所の境に涉る處なり。
戎新橋 同郡同所にあり。東は櫛屋町濱より、西は新橋町

に涉る處なり。
戎本橋 同郡同所にあり。東は戎町濱、西は萬屋町に涉る
處なり。
大小路橋 同郡同所、攝・泉の境地、南向井領、町より東は、中
北向井領筋村に涉る處なり。南之橋・蘆原橋・目口橋等は、泉州の
地、堺津にあり。

○濟の部 歌名所、俗名所

難波濟 西成郡に屬す。【日本書紀】卷第十一云、仁德天皇
三十年、秋九月乙卯朔乙丑、皇后遊行紀國、到熊野岬、即
取其處之御綱葉、葉此云、
簡始葉天皇伺皇后不在、而娶八田皇女納
於宮中、時皇后到難波濟、聞天皇合八田皇女、而大恨之、
則其所探御綱葉、投於海、而不著岸、故時人號散葉之海、
曰葉濟也、云云。
【後拾】春一 能因法師
心あらん人にみせはや津の國の、難波渡りの春の
けしきを
【風雅】夏四 後 京 極
きのふまてかすみしものをつの國の、なには渡り
の夏のあけほの

【夫木】春五 俊 成
賤かせく苗代水のなかれまで、難波わたりはこ、
ろありけり

御津濟 同郡に屬す。【古事記】云、御綱柏者悉投棄於海、故
號其地謂御津前也、云云。

【夫木】八雜 伊 平
紅葉のうつろふみつの渡し守、風はゆき、にいと
ふのみかは

【同】 家 隆
春の夜の夢のうき草根を絶る、うきよをさそふみ
つの渡りに

長柄濟 同郡北長柄村にあり。此濟、至于今船を通ふ處也。

【夫木】三雜 和泉式部
ありけると橋はみれともかひそなき、船なからに
て渡ると思へは

(渡首三)
三國濟 同郡野中村にあり。北は、豊島郡長島村に出る船
渡なり、渡守の所語、本名三首の渡と云。其故は、建武年
中の軍に討死したる骸、水底に留り、其甲首三頭を以て
の所縁也と云り。可笑々々。此濟に船を通こと、【文徳實
錄】に見たり。川の部、三國・長柄兩河の記に引書す。濟を

讀る歌、未考。
國府濟 東生郡國分村より、平野川の濟に屬す。【續日本後
紀】に所載之、郡村の部に比して、始に論之。

【夫木】八雜 法性寺關白
都人ありやと問は、津の國の、こふのわたりにわ
ふとこたへよ

【同】 公 任
たつねつる心もしらて津の國の、こふとも人の告
る也けり

名吳濟 住吉郡住吉浦に屬す。【大名寄】攝津國に比す。濟
を讀る歌、未考。

水無瀬濟 島上郡水無瀬里廣瀬村にあり。【夫木集】攝津
國に比す。

【夫木】八雜 憲 盛
君をわれ交野の里に頼置て、いくよみなせの渡り
しつらん

右交野里は、河内國交野郡也。水無瀬里に相向り。山・川・
里等其部に然り。
三島江濟 同郡三島江村に屬す。濟を讀る歌、未考。島・入江
等其部にあり。
猪名濟 豊島郡池田村猪名川に屬す。證歌未考。海・浦・川

等は其部に然り。

昆陽濟 川邊郡昆陽村に屬す。

【後拾】^九

あしの屋のこやの渡りに日は暮ぬ、いつち行らん
駒に任せて

【夫木】^三

津の國のこやのわたりの詠めには、あそふ京さへ

ひまなかりけり

武庫濟 武庫郡武庫川に屬す。

【萬】^七

たまはやすむこのわたりにあまつたひ、日のくれ行は
家をしそ思ふ

樵須磨濟 矢田郡須磨村に屬す。濟を讀る歌、未考。【名
寄】攝津國名所に比す。

和田濟 同郡兵庫津、和田崎に屬す。一説、西成郡大和田濱
にあり。【夫木集】未考國、云、

【夫木】^八

夜をこめて和田の渡りをこきくれば、淡路の島に
月そか、れる

莖濟 方角未考。【藻鹽】

【堀百】

顯 季

平 明

讀人不知

葉かへせし蘆もまはらに成はて、莖のわたりは
淋しかりけり。

天野濟 方角、證歌、未考。天野川の涉りは、今河内國にあ
り。一説、海士濟に作る。能因法師歌枕、攝津國に比す。

○同俗名所

川崎濟 西成郡天満市店の東、川崎より向は、片町驛に涉
り、京街道に出る處也。

源八濟 同所水上にあり。天満源八町より、東生郡中野村
に涉る處なり。

毛馬濟 同郡北長柄村より、東生郡毛馬村に涉る處なり。
右三の濟は、淀川の下、大坂市中、大川面の上にあり。

本庄濟 同郡本庄村より、向は堤に涉り、川口村に出る處、
歌名所、長柄濟の次にあり。此所、淀川の分れ、世に長柄
川、或は中津川と稱するの水上也。一名川口濟とも云へ
り。

十三濟 同郡新田村より、堀村に涉る處也。本庄濟の下
小成の涉とも云へり。

野里濟 同所次にあり。西成郡浦江村より、海老江新家に
出て、野里村尼崎道の濟也。

傳法濟 同所下にあり。同郡野田村新家より、北傳法村に
涉り、亦南傳法へ越る處也。

鵜殿濟 島上郡鵜殿村より、河内國交野郡樋上に涉り、京街
道に出る處なり。此濟淀川流、攝津國東の津頭、山崎の下、

歌名所、水無瀬濟の次にあり。

磯島濟 同郡大塚村より、磯島村に涉る處也。此磯島は、河
内國の地に附て、交野郡渚邑、次田郡牧方の中間にあつ

て、攝津國とする事、村の部に詳也。世俗味會島の渡と云、
從是京街道に出る。

三島江濟 同所次にあり。同郡三島江村より、河内國茨田
郡伊加賀村に涉る處なり。

鳥飼濟 同所次にあり。島下郡鳥飼村より、河内國茨田郡
仁和寺村に涉る處なり。因て仁和寺濟とも云へり。

一屋濟 同所次にあり。同郡一屋村より、河内國茨田郡五
番村の堤に涉り、京街道に出る處なり。

江口濟 同所下にあり。西成郡江口村より、河内國茨田郡
七番村の堤に涉る處也。

平田濟 同所下にあり。西成郡平田村より、河内國茨田郡
十番村の堤に涉り、街道に出る。此處、大坂津より、山城國

伏見に登る川船を改る處、世に平田番所の渡と云へり。

今市濟 同所下にあり。西成郡三番村より、東生郡今市村

の堤に涉る處なり。一名三番村濟とも云へり。

善源寺濟 同所下にあり。東生郡善源寺村より、西成郡南
長柄村に渡る處也。歌名所、長柄濟は、是より西に流、北

長柄村の濟也。

廣芝濟 淀川下神崎川筋にあり。島下郡一屋村より北に涉
り、同郡夙村に出る處也。因て一名宿久濟と稱す。

吹田濟 同所下にあり。西成郡新城村より、島下郡吹田村
に涉る處なり。

小會根濟 同所下にあり。西成郡佛性院村より、豊島郡小
會根に渡る處なり。

榎木濟 同所下にあり。西成郡新在家村より、豊島郡蔭江
村に涉る處也。歌名所として、始に出る三國濟は、小會根、

榎木の中間にあり。此濟の一名、蔭江渡とも云へり。

河虎濟 同所下にあり。西成郡三津屋村の後より、豊島郡島
村に渡す處なり。往昔、此水底に住で、幼童を捕掠る者あ

り、其形容少童如し。世に河太郎河虎、本脚額目に見へたり。と稱す。或人捕
之殺す。後亦、其勢是に怨を成せり。因て川岸に祀祭り、其

叢祠を號けて、河虎宮と云。是故に濟の名とすと云へり。

神崎濟 同所下にあり。西成郡加島村より、川邊郡神崎村
の渡なり。池田・伊丹・尼崎・有馬、竝に丹波・播磨等の街
道也。

(渡の島會味)

佃濟 同所下にあり。西成郡御幣島村より、同郡佃村に渡る處也。大坂よりの尼崎道。

大和田濟 同所下にあり。西成郡藤島村より、同郡大和田村の渡なり。世俗倍志末の渡と云へり。歌名所、大和田濱とする處なり。

遷迺濟 豊島郡池田村池田川の濟を云へり。所傳云、往昔此處は、西海に續き、海近して、濟廣く、船の通ひ希なるを以て、號之云へり。

木本濟 有馬郡生瀬川の水上にあり。丹波・播磨等の街道なり。

生瀬濟 同郡同所下にあり。川邊郡安場村の北より、生瀬邑に涉り、丹波・播磨の街道、有馬湯山道也。此川上、山嶺より、流下て、末は武庫山中に廻り、鳴尾崎に出て海に入、流水嘸にして、直に船を渡し得ず。兩方の岸に綱を引て、纒濟す。霖雨洪水すれば、通路を止る處なり。

攝陽群談卷第八

篋志 編集

○野の部 歌名所附牧

住吉岸野 住吉郡住吉村の北東に屬す。

【家集】 定 家

住吉のうすの常夏それながら、岸の、草の花も忘れす

【夫木】 右大臣

夕されは錦とみゆる住よしの、きし野の萩のあらふ白波

淺澤小野 同郡住吉村に屬す。

【萬】七

住吉の淺澤小野の杜若、きぬにすりつけきん日知らすも

【續千】一 爲 家

下もえやまついそくらん白雪の、淺澤をのに若菜つむ也

攝陽群談卷第七 終

【風】春一

俊 成

いさや子らわかなつみてん根芹生る、淺澤小野は里遠くとも

遠里小野 同郡遠里小野村にあり。

【萬】六

住吉のとをさと小野の小萩もて、すれる衣のさかり過行

【續拾】五 秋

津守 國平

衣うつ音そ夜ふかく聞ゆなる、遠里をの、かせの便に

【新勅】春一

覺 延法師

住よしの松の嵐にかすむ也、遠里小野の春のあけほの

【夫木】三 春

爲 家

尋てや蕨折らん住よしの、とを里小野の春の里人百濟野 東生郡小橋村より、天王寺に至の間に屬す。今百濟の號を失こと、郡の部、並川の部に論之。【八雲御抄】勅撰名所集【夫木集】、各攝津國に比す。

【萬】八

くたら野の萩のふるえに春まつと、住し鶯なきにけんかも

(鳥馬)

鳥飼御牧 島下郡鳥飼村にあり。今の俗、馬島と云處なり。

【延喜式】卷第四十八云、凡諸節及行幸、應用國飼御馬者、勘量須數奏聞、乃下官符令進、唯牧放飼馬者、寮移當國、國即令牧子牽送、但攝津國鳥飼牧、豐島牧、不移當國、寮直放繫 凡國飼御馬者、攝津國

十疋、右寮
同式云、攝津國鳥飼牧、左寮云、
【土佐日記】に云、二月八日、猶川のほりになつみて、鳥養の御牧といふほとりにと、まると。云云。
豊島牧 豊島郡牧村に屬す。

【延喜式】卷第四十八云、攝津國豊島牧、右寮、右諸國所貢馬牛、各放件牧、隨事繫用、云云、【續日本後紀】卷第十云、承和八年十二月丙寅朔丁卯、攝津國地三百町、爲後院牧、云云、右何も牧と讀る歌、未考。

昆陽野 川邊郡昆陽村にあり。

【夫木】_{五秋}

家 隆

立かへり道ある御代にあはんとや、おなしこや野の松蟲の聲

猪名野 同郡猪名寺村に屬す。有馬郡有馬街道にあり。【三代實錄】卷第三云、詔賜左大臣從一位源朝臣信、攝津國河邊郡爲奈野、爲遊獵之地、云云、同卷第廿四云、貞觀十五年八月癸巳朔、勅賜攝津國河邊郡爲奈野於二品行中務卿兼上野大守_{光孝}親王、以爲遊獵之地、勿禁百姓樵蘇、云云、同卷四十七云、仁和元年正月三日己巳、勅以攝津國爲奈野、爲太政大臣狩鳥野、樵蘇放牧、依舊勿制、云云、
【萬】_七

しなか鳥いな野をくれは有馬山、夕霧たちぬ宿は
なくして

【續拾】_九

資 季

しなか鳥いなさ、やのかり枕、みしかき夜半の
ふし憂かりけり

【風】_七

彈正尹邦有親王

つの國のいなさ、霧の絶くくに、あらはれやらぬ
こやの松はら

【夫木】_{二夏}

行 能

夜をかさねいなさ、小笹ふしのまも、なくや五月
の山郭公

生田小野 兎原郡生田村にあり。

【堀百】

師 輔

旅人の道妨に摘ものは、生田の小野の若菜也けり

【夫木】_一

經 平

問ねともたかためとてか津の國の、生田の小野に
わかな摘らん

【同】_秋

定 家

まくすはふ生田の小野の秋風に、やかて色つく袖
のうへかな
闘鷄野 矢田郡夢野村にあり。一名菟餓野、或刀我後亦夢野に作る

と成れり。

【日本書紀】卷第九云、神功皇后十年、爲將軍、令與東國兵、時麩坂王・忍熊王、共出菟餓野、而祈狩之曰、祈狩、此云于若氣比爾利。
有成事必獲良獸也、云云、【同】卷第十一云、仁德天皇三十八年、春正月癸酉朔戊寅、立八田皇女爲皇后、秋七月天皇與皇后居高臺而避暑、每夜自免餓野有聞鹿鳴、其聲寥亮而悲之、共起可憐之情、及月盡、以鹿鳴不聆、爰天皇語皇后曰、當是夕而鹿不鳴、其何由焉、明日猪名縣佐伯部獻菟苴、天皇令膳夫以問曰、其菟苴何物也、對言牡鹿也、問之何鹿也、曰兔餓野、時天皇以爲、是菟苴者必其鳴鹿也、因謂皇后曰、朕比有懷抱聞鹿聲、而慰之、今推佐伯部獲鹿之、日夜及山野、即當鳴鹿、其人雖不知、朕之愛以適逢彌獲、猶不得已而有恨、故佐伯部不欲近於皇后、乃令有司移卿于安藝淳田、此今淳田佐伯部之祖也、俗曰、昔有一人、往兔餓宿于野中、時二鹿臥傍、將又鷄鳴、牡鹿謂牝鹿曰、吾今夜夢之、白霜多降之覆吾身、是何祥焉、牝鹿答曰、汝之出行、必爲人射而死、即以白鹽塗其身、如霜素之應也、時宿人心裏異之、未及味爽、有獵人以射牡鹿而殺、是以時人諺曰、鳴牡鹿矣隨相夢也、云云、同六十二年、額田大中彥皇、獵于闘鷄、云云、【攝津國風土記】云、雄伴郡有夢野、父老相傳云、昔者刀我野有牡鹿、其嫡牝鹿居此野、其妾牝鹿居淡

路國野島、彼牝鹿屢往野島、與妾相愛無比、既而牡鹿來宿嫡所、明且牡鹿語其嫡云、今夜夢、吾背_{爾雪零}見支、又_{日都須草生}多利見支、此夢何祥、其嫡惡夫復向妾可往、乃詐_{久紀}相之曰、背上生艸者、矢射背上之祥、又雪零者、白鹽塗完之祥、汝渡淡路野島者、必遇船人、射死海中、謹勿復往、其牡鹿不勝感戀、復渡野島、海中遇逢行船、終爲射死、故名此野曰夢野、云云、此野に於て、大山守之納たる氷室の舊跡とする事、舊屋の部に詳也。

【夫木】_{三秋}
おしてるやみつの堀江に船とめて、つけの、鹿の聲をきく哉
浄忍法師

【同】
みたと川うきねの床に今宵こそ、秋をつけの、鹿もなくなれ
左近中將公衡

【同】
月かけををく霜かと思ふらん、闘鷄野の鹿の聲そ恨る
源 師 光

【同】
夜をのこす寢覺にきくそ哀なる、夢野の鹿もかくや鳴らん
西行上人

【同】_{三雜}
鴨 長 明

あはせてやいむとわふらんぬは玉の、夢野の鹿の
もろ聲になく

須磨上野 同郡須磨村にあり。

【夫木】^三

法橋顯昭

鈴舟のよする音にやさはく覽、須磨の上野に雉子
なく也

安計小野

方角未考。【夫木集】攝津國に比す。

【夫木】

仲 實

あけ小野の揪ましりの淺ちふも、今はすかるのふ
しと也けり

上小竹葉野

方角未考。【藻鹽】攝津國に比す。

【堀百】

網引するみつの濱邊にさはかれて、あけさ、葉野
へ田鶴歸るなり

○同俗名所附嘍

安倍野

東生郡安倍今阿部野村より、住吉郡住吉に至る間を

云へり。歌名所、阿倍野と讀るは、相模・駿河の兩國にあ

り。此所は、安閑島の轉したる處也。鳥を讀る歌、其部に
あり。往來人家遠して道冷し。世俗貪狼の輩を指て、阿部

野街道と異名す。

車嘍 西成郡新城村にあり。所傳云、昔此處は、小栗判官、
紀州熊野山本宮溫泉に赴の車道なり。因て車嘍の號あり
と云へり。

雉子嘍 同郡垂水村にあり。所傳云、昔此所の長者、岩氏と

云者あり。西成郡長柄橋を造る。人柱なくて成就し難き

に依て、岩氏其人を撰に、繼したる袴着たらん者を捕て、

沉むべしとの約を成て改之。岩氏が着たる袴然之。其誓約

を許す。終に捕と成て、水底に入ぬ。因て橋成就す。岩氏

一人の娘あり。美容世に勝て、紅顏朝日を嘲ばかり也。是

故に號て光照前と稱す。然るに、成長までに不言して、啞

の如し。母の悲歎限りなく、深く藏之。于爰、河内國交野

郡禁野里の何某、是を戀て、垂水の家に告て迎之。辭し難

して、終に禁野の家に遣す。猶言さること久し。夫怪んで

亦送り歸す。此嘍に至る時、雉子の鳴聲を、夫尋よりて射

之。於于是、光照歌云、物言に□□、長柄の橋柱、鳴すは雉

子も射られさらまし」と、繰返し吟之。夫驚き、母の許にも

行て禁野に歸り悦びあへり。時人、雉子嘍と號く。今の世

までも、袴に繼する事を忘る諺は、其是縁也と云り。光照

も父の後世を問ため、終に薙髮自言尼と法號して、裁

松寺に入れり。後に又、山城國山崎の邊に、不言尼寺を草

創す。當國大願。裁松兩寺の略記に然り。

扇野 川邊郡萩野村の郊原にあり。野末の廣を以て、扇子

野と稱するや。亦萩野の地名を誤る歟。

鱈嘍 同郡東多田村にあり。所傳、道細して曲るに因れり。

土俗、鱈野手と云へり。

襟野 有馬郡香下村にあり。同郡尼寺村、有馬富士の美景

を移て、襟野の號ありや。此所、歌名所、羽束山の景色に

因れる歟。

末野 同郡東末村にあり。所傳、地名に因れり。此處塚穴多

あり。

春日野 兎原郡上野村にあり。所傳不詳。一説、治承四年庚

子、平相國清盛公、福原京より野遊の興を催の處也。美景

に因て、題之。此外、野・嘍等の號、所々の郊原にありと云

ども、地名村里の名に因れる耳。所傳不詳。因て略之。原・

松原等、野邊に准ふと云ども、部に分て次に記す。

○原の部

歌名所、附森林・松原

依羅原 住吉郡庭井村にあり。

【萬】^七

あをみつらよさみのはらの人にあへるかも、いし

人 麻 呂

はしる淡海のかたのものかたりせむ

霰松原 同郡住吉村にあり。

【萬】

あられふる霰まつはら住吉の、おとひをとめとみ

れとあらぬかも

長皇子御歌

【夫木】^四

小夜更て霰松原住よしの、うら吹風に千鳥なくな

り

知 家

【同】

うら風のあられ松原ふきまとひ、玉よせかぬる住

の江の波

定 忠

【同】^十

冬もいまだ日數つもりりのうらさえて、雪にも成ぬあ

られ松原

僧正行意

岸松原 同郡同所にあり。

【夫木】^七

住吉の岸の松原そのかみに、わか大君のみゆきし

ところ

角 麻 呂

名越森 同郡同所にあり。【夫木集】攝津國に比す。神社の

森の一名也。

資 隆

六月のなごしの森の子規、聲の限りは是にや有らん

【同】季能

六月のなごしの森の夕涼み、御祓もまたぬ秋の下かせ

依羅森 同郡庭井村にあり。

【夫】^{四雜} 定家

君か代はよさむの森のことはに、松と杉とや千たひさかえむ

味經原 東生郡に屬す。方角所指不詳。【和名類聚】東生郡

味原とす。【日本書紀】卷第二十五云、孝徳天皇白雉二年

冬十二月晦、於味經宮、請二千一百餘僧尼、使讀一切經、

云云、

【萬】^{五傳} 笠金村

上略長柄の宮に、眞木はしらふとたかして、おしくにおさめ給へる奥津鳥、味經のはらにもの、

ふの 下略

御津松原 東生郡、方角、津の部に論之。

【萬】^五

大伴のみつの松はらかきはきて、われたちまたんはやかへりませ

【同】七

朝なきに眞樞こき出てみつ、こし、みつのまつはら波こしにみゆ

難波森 同郡森村に屬す。森を讀る歌、未考。【日本書紀】卷

第廿二云、推古天皇六年夏四月、難波吉士磐金、至自新羅、

而獻鵲二候、乃俾養於難波杜、因以巢枝而産之、云云、

長柄森 西成郡長柄村に屬す。杜を讀る歌、未考、卜部兼永

【釋日本紀】秘訓云、奈加江乃杜と、云云、【大名寄】攝津國

に比す。

神南森 島上郡神内村にあり。

山崎より神南の森まで、送りに人々まかりて、かへりかてに、別れをしみけるに、

【古今】

源實 人やりの道ならなくに大かたは、いきうしといひていさ歸りなん

【後撰】^八

神無月時雨と共に神なひの、杜の木の葉はふりにこそふれ

宇治關白、有馬の湯見にまかりける道にて、秋の暮を、をしむ歌よみ侍りけるに、

【新勅】^八

長家

神南の杜のあたりに宿はかれ、暮行秋もさそとま

るらん

磐手森 同郡安滿村にあり。

【續千】^十

思ひかね心ひとつに苦しきは、人にいはての森のしめなは

【續古】

馬内侍 君にしも秋をしらせぬ津の國の、いはての森の我身ともかな

【夫木】^六

源頼綱 しばしともいはての森の紅葉は、色に出てこそ人をとめけれ

幣森 島下郡耳原村にあり。

【八雲御抄】

月夜には手くらの杜もくらからず、ましてしらの

の濱いかならん

右【延喜式神名帳】攝津の國島下郡、幣久良神社の森也。

垂水森 豊島郡垂水村にあり。【藻鹽】攝津國の名所に比

す。【夫木集】同之。

【夫木】

俊成 つらゝるしたるみの杜の早蕨の、折にたにやは人

のこさらん

猪名原 川邊郡猪名寺村に續く處也。一名猪名笹原、或は

猪名臥原・猪名笠原とも云へり。

【續古】^十

隆祐 かるもかく井なの、原のかり枕、扱もねられぬ月をみるかな

【拾遺】

讀人不知 しなか鳥猪名のふしから飛わたる、鳴の羽音のおもしろき哉

【續後拾】^九

旅衣つま吹風の寒き夜に、宿こそなけれいななさばら

【家集】

慈圓 冬かれの音高砂の尾上より、あられふる也いな

笹はら

【夫木】^{四雜} 法性寺入道關白

あやしくもしくれにかへる袂哉、るなのかさはら

さして行とも

昆陽松原 同郡昆陽庄内にあり。

【新後拾遺】

等持院 難波かたあし火の煙そのまゝに、やかてそ霞むこ

やの松はら

【家集】

家 隆

繪に書いていさ唐士の人にみせん、かすみわたれる
こやのまつ原

【夫木】^十

仲 業

押照や難はのうらに見わたせは、夕日かくる、こ
やの松原

山下森 同郡篠部村山下に屬す。【名寄】攝津國に比す。【和

名類聚】河邊郡山本とするや。

【名寄】

信 實

降行は松もみとりも色付て、梢さひたる山下の森
姫島松原 同郡に屬す。方角所指不詳。

【日本書紀】卷第十八云、安閑天皇二年、秋九月甲辰朔丙

午、勅大連云、宜放牛於難波大隅島、與媛島松原、冀垂名
於後、云、

【續古】

中務卿親王

みわたせは鹽風あらしひめ鳥や、小松かうへにか
かる白波

羽束森 有馬郡香下村にあり。一説山城國とす。【和名類聚】

有間郡羽束、^{波豆云、加之云、}

【拾玉】

慈 鎮

霜雪をいたく年に成ぬれば、人をみるたにはつ
かしの杜

【後撰】

讀人不知

わすられて思ふ歎のしけるをや、身をはつかしの
杜と云らん

角松原 武庫郡津門村にあり。【古事記】角宿禰、或は都努

臣と出たり。【藻鹽】攝津國武庫郡角松原とあり。

【萬】^七

あま乙女いさりたく火のおほ、しく、都努の松は
らおもほゆるかも

【六帖】^二

武内黑人

わきも子にいな野はみせつ名澤山、つ、松原い
つしか行む

生田森 兔原郡生田村にあり。

【詞花】^三

僧都清胤

君すまは問まし物をつの國の、生田の森の秋の初
風

【夫木】^二

俊 成

き、置しく田の杜の秋風も、萩の葉よりや身に
はしみけん

御影森 同郡御影村にあり。山城國に同名あり。此所松を

讀る歌、雜類門に比す。【名寄】攝津國とす。土俗日影森
とも云へり。

駒之林 矢田部郡駒林村にあり。

【名寄】

康 頼

いにしへの駒か林の松みれば、うへし古葉もかは
らざりけり

往合森 方角未考。一説住吉郡住吉森の一名とす。【名寄】

【歌枕】攝津國の名所に比す。

【名寄】

中 務

風かよふかたへに露やこほらん、夏と秋との往
合の森

涓森 方角未考。【夫木集】攝津國に比す。

【夫木】^四

衣笠内大

夕立のしつくの杜の下草は、秋よりけなる露や置
らん

磐瀬森 方角、證歌、未考。能因法師歌枕、攝津國名所に比

す。

雪森 方角、證歌、未考。右に同じ。

藤杜 方角、證歌、未考。右に同じ。

勢比惠原 方角、證歌、未考。右に同じ。

○同俗名所

岡山森 東生郡岡村にあり。所傳山の部にあり。岡山の松
林也。

安居森 同郡天王寺村にあり。此所社あつて、世に安居天
神と稱す。因て森の號とす。

勝曼森 同所の北にあり。勝曼院の邊を以て呼之。此森の
中に、毘沙門堂あり。因て毘沙門の森とも云へり。

今宮森 西成郡今宮村にあり。此所に蛭兒神社あつて、今
宮と稱するに因れり。

天神松原 同郡天満にあり。往昔此所より、北西に續て、天
満山と稱するの松原なり。今漸く天神の社地に残り、世
に天神森と云へり。社記其部にあり。

本庄松原 同郡本庄村にあり。所傳地名に因れり。

麻茅原 島上郡成合村金龍寺の麓にあり。所傳云、能因法
師、此原に於て、美女の屍を見て、淺茅原まるとふ黒髪昨日

まで、誰か手枕の上に置らんと、詠吟し給へば、屍動出、
艸中より枕を上、感得の心一度して、亦もとの如し。終に

爰に埋、印の石を置て、弔ひ給ふ處なりと。件の和歌を板
に記し、是に建置こと、今猶然り。因て歌の五文字を取、

原の名所と成して、世に令知之。云云。
高濱松原 島下郡吹田村、高濱の地にあり。所傳濱の部に論之。

譽田鞍森 川邊郡安鞍村にあり。所傳に云、往昔聖德太子、仲山寺艸創の時、驪の蹄を休たまふ處、安鞍の地名と成れり。因つて、此森の號も出たりや。文字來歴等不詳。
終森 同郡同所にあり。此森、終多を以つて、號けたるばかり也。

雀松原 兎原郡御影村、南濱邊にあり。所傳不詳。一説、涼松原を證とすと云へり。

和田小松原 矢田部郡兵庫にあり。建武年中、本間孫四郎遠矢射たる處、濱の部に然り。俗名所、森・林・原・松原等は、大概村里の地名に因り、或は神社佛閣等の圍にして、俗因縁の詳なる事なし。因て皆略之。多は亦、其中より松の名木を捨て、雜類門に比す。

○田の部 歌名所、俗名所、附井水

住吉御田 住吉郡住吉社前にあり。一名小田、或は濱田と號す。世俗御田と云へり。

【萬葉】七旋 顯歌

人 麻呂

住よしの小田からする子いやしかもなし、やつ子あれといもかみ爲にしのひ田をかる、

【夫木】一夏

家 隆

早苗とる御田のうへ女もいろくの、袖をつらねていはふ今日哉

【同】四雜

爲 家

住吉の濱田の早苗おひぬとて、けふを五月といそきたる也

住吉岸田 同郡住吉邑に屬す。一名岸上田・岸荒田とも云へり。

【萬】十

人 麻呂

住よしの岸を田にはり蒔しいねの、しかもかるまてあはぬ君かも

【風雅】五十

宗 長

松かけの水をせきいれて住吉の、きしの上田に早苗とる也

【夫木】四雜

爲 家

住よしの岸田の春の若草に、たなれの物は立もはなれす

【同】

同 人

すみよしの淺澤水のたえくくに、岸のあら田は種

蒔にけり

忘水 住吉郡住吉、淺澤小野にあり。忘井は伊勢國の名所也。

【風】十四 雜

頼 政

人もみな結ふなれとも忘れ水、我のみあかぬ心こそすれ

【續千】四十

定 顯

夏蟲の影見し澤の忘れ水、思ひ出ても身はこかれつ、

【續千】九 神

經 國

さらぬたに淺澤小野のわすれ水、忘れ果てもいくかへぬらん

便宜水 同郡住吉社に屬す。【夫木集】雜八云、

嘉應二年十月、住吉の社、歌合社頭の月、

清輔朝臣

月かけはさえにけらしな神垣や、よるへの水につらゝるるまで

此歌、判者俊成卿の云、左歌、よるへの水につらゝるるまでなといへる文字つ、きよろしくはみゆるを、

おほつかなき事ともそ侍める。まつ便宜の水と云事は、源氏の物語にも、加茂の祭の日の歌に、さもこそ

(水井龜)

白石玉出水 東生郡四天王寺院中にあり。一名龜井水と稱す。水鉢石を以て、龜の形を造り。【聖德太子傳曆】云、此地敷七寶、故青龍恒守護、麗水東流、號曰白石玉出水、以慈悲心飲之、爲法藥矣、云云、此水上、金堂の下にあり。

濁りなき龜井の水を結びあけて、心の塵をす、きつる哉

【新古】廿 雜

上東門院

【續後撰】釋十

白石の玉出の水を手に汲て、結ふ契りの末は濁らし

【夫木】八雜

萬代も御法の流絶しとや、龜井の水の清くすむらん

垂水 島上郡垂水村に屬す。一説能勢郡木代村、長承寺境内にあり。

【萬】八

岩そく垂水のうへの早蕨の、もえ出る春に成にけるかも

【夫木】三夏

結ふ手の涼しきのみか岩そく、たるみの音も夏は知られず

櫻井 同郡櫻井村に屬す。能因法師歌枕、攝津國に比す。一説、豊島郡野島村にあり。

【夫木】八雜

花ちりて春はくれにし櫻井の、名にたにありて結ふ比哉

【同】

こえくれはたらちなりけりさくら井と、名のみそ

高き所也ける

○同俗名所

相坂清水 東生郡四天王寺、西重門の西にあり。一説小坂水とも云へり。地名大坂の號に論之。此水荒陵の池水、西に漏る瀧水なり。極暑數日の早魃にも、涸ことなし。數奇者必此水を求む。

落合水 同所四天王寺東門にあり。四方の水、是に浸を以て、落合の號ありや。所傳不詳。

在柄清水 同所四天王寺村にあり。水の清こと、相坂の水に同じ。此所、在柄山清水寺觀音淨刹あり。皆是瀧水あるに因れり。

難波清水 大坂津、南瓦屋町の市店にあり。此水上難波藥師にあり。

愛宕水 同内久寶寺町の市店にあり。始此清水の側に就て、愛宕大權現の叢祠在て、毎年正・五・九月、及七月廿四日、諸人群參す。因て清水の號に残れり。叢祠は、終に山城國愛宕山より、押留て破壊す。神像將軍地藏一體、竝に來由一軸は、伊木本道堅家傳して、今猶然り。

難波井 西成郡難波村にあり。民家悉難求之、水濁する事

なき瀧水なり。

山下水 島上郡別所村にあり。所傳云、能因法師金龍寺より出て、此清水に影を移し、足曳の山下水に影見れば、眉白妙に我老にけり」と、讀たまへる歌により、水の名と成ると云り。何の水も、山の下行水は、下水と云ふへしや。歌名所とするの證、未考。

佐井水 島下郡佐井寺村にあり。寺記に云、行基菩薩、當山に登り、此井に向ひ、香水を汲玉ひ、自ら佐井水と號と云へり。

辨慶鏡水 豊島郡瀬川村にあり。所傳云、壽永年中、源義經公に従て、西國進發の時、武藏坊武具を堅て、形容を此水に移し見たるを以て、號たりと云り。

明神水 同郡下院村勝尾山境内にあり。寺記云、諏訪明神當山に化現して、此水を汲しめ、諸經を書寫し給ふ。是を以て、明神水と號け祭る。是則、天竺國の白鷺池の水を設たる處也。至于今、山内僧佛經を書寫すれば、必此水を設る也。【元亨釋書】に所載、寺記詳にして其部に比す。

染殿井 同郡池田村にあり。吳織・穴織二神社家記云、應神天皇御宇、吳國より二女神來臨し給ひて、始て此井に絹を染たまふ處なり。土俗此水を穢は、必神罰ありと云へり。猶神社門に詳なり。

水槽清水 同郡伏尾村久安寺山内、城山の原にあり。是則古城の用水也と云へり。數月雨なうして水不乾。亦淫雨洪水すると云へども、濁ざるの名水也。

幣木井 能勢郡余野村にあり。所傳云、當郷氏神、客神を得玉ひ、此井に米を洗しめ、餐應あるの日は、水必濁て白なる事、毎歲時日定らずして、然りと云へり。

石清水 同郡川尻村天台山の麓にあり。所傳云、弘法大師、関伽水に汲玉ふ瀧水なり。石の間より涌出するを以て、大師稱號し給ふと云へり。至于今早魃せず。

梅水 川邊郡尼崎、天野氏第宅の地にあり。亦同郡難波村に、同じ名水、竝に名木あり。所傳云、仁德天皇御宇、難波梅、清水の側に在て、落花浮て水薫く、味輕く、如も渴する事なし。時人梅水と稱す。或人云、落花水に浮て、鶯井邊を不去、因て以て、鶯宿水の名ありと云へり。世に難波梅と題すること、咲耶木花の製歌に因れり。雜類門に比して、詳に論之。

金岡清水 同郡伊丹村市店の西にあり。所傳云、畫工金岡一條院時人、姓巨勢、官至大納言、好畫常に此水を汲しめ、筆を洒て畫之。至于今涸ことなし。因て以て金岡清水と號す。

行基水 同郡昆陽寺にあり。此水、行基菩薩當山開基の時、藥師佛の寶前に於て、自ら封するの瀧水也。瘡瘡を患る

者、求之呑しめ、或は煎湯に用て法藥と成し、與之。
大悲水 同郡仲山寺にあり。寺記云、仲哀帝先后、大仲姫の遺骸を、當山に納む。應神帝、勅使を于是遣しめ給ふ。皇后の遺體化して巖と成り、白鳥山頭に飛り。清水其跡より涌出す。其由を奏して于是行幸、勅して龍水と號、祭旨趣を石に刻しめ、泉底に埋給ふ。後亦聖德太子敬禮して、大悲水と改號し玉ふの名水也。

筒井清水 有馬郡上津畑村にあり。所傳云、昔、筒井氏山莊の舊地を以て、號之云へり。

高塚清水 同郡湯山にあり所傳筒井同じ。

(水三馬有)

獨鈷水 同郡名鹽村にあり。所傳云、弘法大師於于是大巖道に曲り、旅人の煩を救んため、獨鈷を以て傍に劍落して、往來を安からしむ。其獨鈷の當る處、瀝水涌出す。因て號之。一名戸窪清水とも云へり。以上三の清水を指て、有馬三水と稱す。

梅雨井 矢田郡丹生山田庄原野村、栗花落理左衛門第宅にあり。水の涌出る間、長四尺餘、渡三尺、深一尺、常に無水而如平沙。梅雨に入て、必涌出す、其水口の數を以て、入梅の日を定む。因て以て地主の姓と成、世に栗花落左衛門と稱す。五月栗の花の落る頃、必ず梅雨の時節成が故、三字に作。家記云、始祖山田左衛門尉眞勝眞勝名號は、人皇四

の戰場、梶原平三景時、此井水を結て、武運を生田神に祈る。因て梶原井と號と云へり。

○湯の部

歌名所、俗名所

有間出湯 有馬郡湯山にあり。浴室二字にして、湯槽深三尺餘、堅横二丈程の中間に、板壁を隔て南を一とし、北を

二とす。湯を守る民家、廿軒を廿坊として、南北相分れり。昔は、當山藥師佛の十二神將を表して、十二坊あり。後世

温泉次第に繁榮して、八坊を加て、今の廿坊と成れり。是より以下の民家、旅客を留るを以て、小宿と云。廿坊舎ごと

(宿小)

とに、二婢あり。一人は大湯女と稱し、惣て嫁家と呼り。一人は小湯女と號、其家々の名を定て、代々に傳之。二婢

相共に入浴の旅客に、湯の廻りを告知しは、諸國混合すると云とも、終に其巡を不違。幕湯・幕間・挾嫌・追込等を

分つ。其幕湯と云は、世に留湯と稱して、一人の爲に幕を曳しめ、他の人を止む。又幕間と云は、其留湯に浴する人

揚出るの後、其儘入浴するを云へり。亦挾嫌と云は、幕を取て未人集之時也。追込は貴賤男女を分たず、湯槽に亂

入を云へり。室内には、晝夜燈を置こと、藥師堂の側、報恩寺より、役仕の僧を出して、入浴の旅客に廻り、湯の内

十七代廢帝天皇御宇、朝に奉仕す。于時、横萩右大臣豐成卿息女、白瀧姫を戀て斯と云やりぬ。白瀧一首の和歌を送る。雲たにも懸ぬ嶺の白瀧を、さのみな戀そ山田男よと、讀て及なきなど云て、難面かりければ、猶あこがれぬ。是に返事申ば、得さすべしと有ければ、眞勝やがて、水無月の稻葉の末のこがるゝに、山田に落よ白瀧の水と、書て送りければ、豐成卿、彼が心さしの淺からぬ事を感し、終に帝に奏して、白瀧を眞勝が家に送る。叡慮不淺、眞勝に天國御劍長二尺六寸五分也を賜ぬ。當家重寶の第一也。白瀧世を早す。于時仲夏に當り、遺骸を、第宅の東境に葬るべしと也。終に納藏て、叢祠と成し、辨財天と祀祭る。其地に就て、此水涌出し、至于今梅雨を知しむ。白瀧女は、和州當麻寺の開祖、中將法女の妹也と云へり。【元亨釋書】云、天平寶字中、僕射藤拱佩有女性、無世染、不納聘禮、專志安養、七年六月入寺薙髮、云云、是則世に云中將法女也。勝寶寶字の間、廢帝に當れり。是を廢帝天皇御宇とし、又藤拱佩を、横萩右大臣豐成卿とする歟。

自然居士井 同郡兵庫津福嚴寺境内にあり。寺記云、居士暫當寺に居て、此井を掘しむ。水清して渴する事なし。居士舊跡は、舊屋の部に載之。

梶原井 同郡生田宮村神社境内にあり。俗傳云、壽永年中

(錢問)

の燈明錢と號勸て集之。亦温泉及町中掃除の役仕、問錢と號け、旅宿の間數に應じて、令出之。是則温泉中興開祖、仁西上人、大和國高原寺より連來るの末弟也。開山行基菩薩、中興仁西上人の木像、毎年正月二日、温泉の入浴初と號て、兩像兩輿を巡し、二十坊を始として、地下の諸人供奉す。別當僧祭之。所謂廿坊、竝に小湯女に定傳るの名、一之湯より記之。

御所坊	横女	奥之坊	夏女
伊勢屋	竹女	中之坊	常女
尼崎坊	移女	彌宜屋	杉女
大門	初女	角之坊	蘿女
上大坊	栗女	若狹屋	市女
二之湯			
池之坊	松女	下大坊	鍋女
休所	武女	川崎屋	彌女
萱之坊	紀以女	川野屋	滿女
大黒屋	竿女	素麵屋	藤女
兵衛	小夜女	水船	辻女

以上廿坊舎也。諺曰、温泉入浴の旅客、葦毛馬を引、或は重藤弓・白羽矢を持せ、鷹を居る者、當山に入ば、青天俄に曇り、風山を動し、雨洪水を成し、雷電地を響かすこと。

甚奇也。不知之旅客に告て、件の忌物を村の外に置しめ、山内に入る事を許す。昔當領主爰に狩す。温泉守護山神、假に美女と現じて麓に遊ぶ。領主怪之、弓を以て山中に追。半腹にして眼忽闇み、馬より落ぬ。恐て狩する事を禁む。其乗たる馬韋毛、其弓滋藤、其矢白羽なるの縁なり。鎮守湯谷權現、竝に寺院、舊跡、名物等に至まで、皆分部拾之。亦温泉入浴中、養生記家々に在て、湯文と稱し、久しく、傳之。其文云、

(又湯)

凡湯に入へき次第、まつまくら湯にてうかひして、心經一卷、藥師の名號、觀音の法號を唱へ、其後湯に入へし、若急く事あらは、藥師の名號八遍となふへし。
一出湯諸國にありといへとも、あるひは水湯成は、いろいろの味ひの湯也。然るに此有馬は、鹽湯なれば、ちからはけし。是によりて、すくなく浴すれば、寒をあたまむ。風をさりて、血脈をたし、氣力をなをし、はれ痛む所を治する事、此湯の徳に越たるはなし。かゝる藥なればとて、分際を知らず、欲に入て、汗つよくはしりて、血脈をたかひ、胸せき心くらましく、ちから盡て、たちまちにあやまちあり。たとへは、酒はもろくの藥なればとて、過るによりて毒となり、鹽は味ひのあるしなれとも、過れば味を失ふかことし。

一大かた養生事、人は一日に二度ばかりも、苦しからず。但、老たるや若きや、氣力のつよきとよはきとは、大きに替へし。われは當病にあらすとて、生得甲斐なき人、氣力つよきまねすへからず。
一船にしけく、入事然るへからず。
一湯はぬるきを本とす。あつければ熱をこる也。身熱すれば風を引、却つて寒のもとひ也。たとへは柿をあはするに、湯あつければにがくなり、ぬるければ甘きかことし。
一食後に、すなはち湯に入へからず。殊さら髪などあらひ給はんこと、其時に至りては、しんしやくあるへし。
一湯治の間は、酒など停止あるへし。たとへは、まいり候とも、あたゝめては苦しからず、ことに、入さま揚りさまに吞へからず。
一やまひにつかれ、氣力おとろへたるは、わかきによらす、老たるは申すに及はず、さやうの人は、一日に一度もし二度も、いかにもぬるくして、かゝるへし。やまひによりて、三ひしやく、五ひしやくかゝるへし。船に入事努くあるへからず。如斯ありて、日數をつみて養生有へし。是にて煎し物など受用するに、紫蘇風情のもの然るへし。瘡毒ある人は、蔭苺桑など、中風の人は、

菊を煎して用へし。又湯過れば、痲結する也。是によりて、瀉藥をつかふ也。
一是にての行跡は、宿所のことく成へし。但平生不養生の人にはあらず。尋常の人のことし。
一湯治の間晝寢すへからず。殊さら、湯あかりにいね候へは、あせはしり、血の道たかひあやまちある也。惣別あせをたらす事わろし、殊に秋・冬の湯に、汗の出る事大きに惡し。
一是にて、姪の犯す事第一のいましめ也。男女和合の事、不養生、當所に堅き制禁也。湯より出ても、二七日・三七日しんしやく有へし。湯治の間灸治すへからず。あかりても頼てすへからず。
一ぬれたるかたひら、やかてぬき替へし。
一是にて肉食せずといへとも、養生の人は苦しからず。一とりわき、痛かなはぬ所あらは、うち湯といふ事あり。近比は好む人なし。是もかたみに湯を過さすといふ事也。然るに、やまひにつかれ、身心くたひれたる人は、手足なと叶はぬ事、槽につかりてあひ過さは、角をなをして牛を殺すか如し。よく々慎むへし。
一食事にも、藥にも、熱氣の物はわろし。かやうにいへはとて、ひへ物などは叶ふまし。こわく堅きものも惡し。

一湯揚の日、雨風はけしからん時は、然るへからず。いかにも天氣よく、くはんに日に出来るへき也。と云。
【日本書紀】卷第廿三云、舒明天皇三年、秋九月丁巳朔乙亥、幸于攝津國有馬溫湯、冬十二月丙戌朔戊戌、天皇至自溫湯。
同十年冬十月、幸有間溫湯宮、是歲新羅・百濟・任那、竝朝貢、云、同十一年、春正月乙巳朔壬子、車駕還自溫湯、乙卯新嘗、蓋因幸有間、以闕新嘗、云、同卷第二十五云、孝德天皇大化三年、冬十月甲寅朔甲子、天皇幸有間溫湯、左右大臣、羣卿大夫從焉、十二月晦、天皇還自溫湯、而停武庫行宮、武庫地名也云、【羅山文集】溫湯記云、本邦攝州有間郡山口莊之溫泉、未詳其始也、舒明天皇三年秋九月、行幸于此、十年冬行幸于此、孝德天皇三年十月朔、行幸于此、十二月晦、出溫泉宮、還于務古行宮、務古後曰武庫、今之兵庫也然則、此溫泉之所從來已久矣、舊記曰、聖武帝時、行基法師、自武庫郡昆陽寺、來溫湯、見一人病臥山中、問曰、汝何疾病而若是哉、病者答曰、欲赴湯救疾、而力疲不得進、且絶食已數日、願上人扶我、行基哀之與飲食、病者曰、吾欲食鮮魚、今食無魚、行基乃至長洲濱、得魚以歸、自割其半、病者曰、能割烹之備於我、基又自熟而供之、病者曰、上人先試嘗之、基即食、味甚美、於是勸之、病者臥食之、且告曰、我有黑瘍

患之、將洗以湯、上人若舐瘡瘍痛楚可少忍乎、其體膚焦爛、甚臭穢不可近也、甚忍舐吮焉、忽見其形變作金身、即藥師佛之貌也、基大驚拜、佛告曰、我在溫泉山、爲試上人、現病軀言已不見、基感歎不止、即寫如法經、埋于泉底、又刻等身藥師石像、置于泉涌出處、就建一字、安藥師像、今藥師堂是也、以其所割之殘魚、放昆陽寺池、化爲一目金魚云、此山有三神、一曰、湯山權現者藥師、一曰三輪大神者毘盧舍那、一曰、鹿舌明神者千手大悲也、爾來浴者、其病多愈蓋依佛神加彼力乎、承德元年丁丑、天作淫雨、洪水崩山溺家、九十五年後、和州吉野僧仁西、詣熊野神、一夕夢、神告曰、攝州有間山中有湯、近歲荒廢甚矣、汝可往從事、西曰、以何爲證、神曰、庭樹葉在蜘蛛、宜隨其絲所牽以赴焉、翌日覺而見、果然、既而至中野村二本松下、失蜘蛛、西迷道而立、俄有一翁、導西登山、投木葉曰、葉落處必是靈地、忽不見翁所之、遂就其攸、開舊跡、浚湯源、建寺及十二坊舍、置守湯人、時建久二年辛亥二月也、享祿元年及天正四年、再罹爵攸之災、堂舍人屋皆爲烏有、十三年乙酉、羽柴秀吉公之夫人、鼎建寺院、納封田、今巍然者是也、云、

溫泉沸鬪沸石盤 病可除兮垢可刪
這裏提醒長水子 本然清淨忽生山

【千】_{神二} 資 賢

めつらしき御幸を三輪の神ならん、しるし有馬の出湯成へし

【堀後】 忠 房
なけきのみ有間の山に出る湯の、からくて世にもふる我身かな

【同】 兼 昌
わたつみははるけき物をいかにして、有馬の山に鹽湯わくらん

【夫木】_{八雜} 俊 成
有馬山雲間もみえぬ五月雨に、出湯の末も水増りけり

【同】_懸 讀人不知
あひ思ふ人をおもはぬやまひをは、何か有間の湯へも行へき

山路湯 矢田郡中宮村、山路古城邊に屬す。亦禿原郡住吉・野寄・岡本・横屋・魚崎・青木・田中、以上七箇邑を山路庄と號するに因て、此庄内と云の一説ありと云ども、古跡と成て、所指不詳。或は此邊海に近くして、潮の汲湯とする歟、猶歌名所とするの證、雖未考、【詞花集】歌の詞書に出たるを以て、是に比す。

播磨守に侍りける時、三月はかりに、船よりのほり侍

りけるに、津の國山路といふ所に、參議爲道朝臣、鹽湯あみて侍ると聞く、つかはしける、

【詞】_九

平 忠 盛

なかるすな都の花も咲ぬらん、我も何ゆるいそく船出そ

○同俗名所

妬湯 有馬郡湯山谷之町にあり。所傳云、昔或人妻、妬て妾を殺し、相共に此泉底に沈て、終に湯も潰て纔に残れり。今も此盆地の邊に立て、訥戀は、水涌反ると云の諺なり。

【羅山文集】云、妬湯治瘡湯泉之傍、數十歩在一小湯、形如盆地、其沸少計、俗名曰妬湯、夫愚溪之愚、貪泉之貪、淫泉之淫之類、中華既在之、豈可枚舉哉、吳隱之酌貪泉曰、試使夷齊飲、終不換此心、由是觀之、若文王在上、任姒在內、使天下無曠夫無葬婦、則此妬湯、縱至於瀾漫、何得使人爲娼妬乎、奈其不然、何哉、彼長門宮未聞、有妬湯也、而陳皇后頗妬忌、方今闔國、適妾亂而、貴賤婦姑郭礪而、闔門、聚塵、或豈此妬湯云哉、崇替去來之甚者、其寵滅乎、掌上有蓮、眼裏有棘、以新間舊、故以邑而事人者也、衰而愛施髮感之害也、豈翅男女之欲而已哉、君子小人亦然、

故書曰、人之在技、娼疾以惡之、不能保子孫黎民、亦曰、殆哉、嗚呼不可不懼而戒矣、

坊部紅顏嘆琵琶

上湯白髮向窓紗

長門華泣萬行泣

流作溫湯波浪華

目洗湯 右同所にあり。【羅山文集】云、目洗湯善治眼疾湯在溫湯谷之側、其形如妬湯、昔伊特諾神、行築紫橋之小戸、以潮滌眼、夫潮水由地中行故、闕地而何處不在水哉、然則以洗目湯謂之、橋小戸之支流亦何害焉、夫眼有數眼焉、有肉眼、有凡眼、有法眼、有道眼、有天眼、有仙眼、有佛眼、夫見而不見、不見而見者佛眼也、仙眼也、見三千刹界、如見掌上菴摩果者、天眼也、道眼也、觀心見性者法眼也、視而不知者、凡眼也、一醫作障者、肉眼也、今此湯洗何眼目耶、一洗了、淨螺々、又洗兮、明歷々、金篦刮膜、要開汝眼、試豁開看奈何、若有我儒、言之眼、仰視俯察者必義之眼也、達四目者、有虞氏之眼也、不見、是圖者、夏后氏之眼也、望道而未見者、文王之眼也、視觀察者孔子之眼也、非禮而不視者顏子之眼也、十目所視者曾子之眼也、視其隣子者孟子之眼也、聖賢之眼目洗之以何哉、不以湯也、況外藥乎、然則如何哉、唯還吾宜以讀書一隻眼、

誰道三年會患眼 瘳由洗滌涌湯功
袖流不擇一涓滴 明月清風眼海中

上之湯 同所清涼院の門前にあり。
俗傳に云、天正十七年、羽柴秀吉公温泉に遊玉ひ、於是杖を以て地を敲き、此處にも温湯涌出あらは、我爰に浴せんと戯を作玉へり。足下に於て温泉と成れり。仍て上之湯、或は願の湯とも云。秀吉公薨御の後、名のみ残ると云へり。

平野湯 川邊郡平野村祭神平野の社、衛門の下にあり。土俗の傳云、往昔の温泉山也。今纔に水涌出す。然りといへとも、病を治すること古に同じ。知る者設之沐浴す。宗安謂之依

洪水退轉せり。

鹽尾湯 武庫郡伊刀志村にあり。

土人の云、此湯山の半腹より鹽水涌出す。是を汲て温湯となし、浴する者病悉愈。麓に寺院有て、鹽尾寺と號す。救世の像を安置す。是偏に觀音の冥助也と云へり。亦此山川面村に續を以、川面の湯とも云へり。一説有馬温湯流れくたる餘水と云。寺院も此鹽水に仍て其號あり。亦鹽尾の號に仍て、鹽の尾の湯と云歟。

芦屋湯 兔原郡芦屋村にあり。

俗傳に云、往昔爰に於て鹽湯涌出す。今有馬の湯筋也と云いつの比か退轉して、今は古跡と成て名のみあり。
里之湯 東生郡四天王寺、茶臼山の南にあり。世俗に云、此

(湯の面川)

所昔温泉あり。故に湯屋の里と云、何の世にか退轉せり。中頃寺院有て、其古跡をとり、湯屋寺と云も、亦絶てなし。今念佛寺院内と成て、其舊泉を慕ひ、井を掘しめ、湯屋の井と號るの傳説也。

攝陽群談卷第八 終

攝陽群談卷第九

徯志 編集

○市の部

歌名所、附釋

住吉市 住吉郡住吉神拜にあり。每歲九月十三日祭之。證

(市寶)

歌未考。世に寶市と稱す。

草野驛 兔原郡に屬す。方角所指不詳。

葦屋驛 同郡葦屋村を指り。

須磨驛 矢田郡須磨村を指り、以上三の驛、證歌未考。【日本書紀】卷第二十五云、孝德天皇大化二年、初脩京師、置

畿内國司・郡司・關塞・斥候・防人・驛馬・傳馬及造鈴契、同

卷第廿八云、天武天皇辛亥、將軍吹負、既定倭地、便越大坂

往難波、以餘別將軍等、各自三道進至于山前、屯河南、將軍

吹負留難波小郡、而仰以西諸國司等、令進官鑰、鑰傳印

云、【延喜式】卷第廿八云、攝津國草野、須磨各十三、葦屋十二、云、凡諸國

驛家、令國郡司專當、其名每年附帳申上、其公私人停

宿致損者、公使錄名申上、自餘量事科決、若專當官司、及

驛長等、妄有許容、亦處重科、云云。

同卷云、驛馬直法、畿内國上馬二百五十束、中馬二百束、下馬一百五十束、云云。

○同俗名所

阿部野市 東生郡阿部野村の所傳にあり。此郊原に松虫塚

あり。因て以て松虫の謠に作り、酒賣市と云へり。塚の部

に詳也、歌の名所、阿部野市は、相模・駿河の兩國にあり。

牛治市 同郡四天王寺村にあり。每歲霜月所々の百姓、于

是牛を牽て商之。號て牛博勞と云へり。摠て牛を商に、買

得て互に米を嚙しむ。是則百姓の農業、五穀豐饒を祝す

る緣也と云へり。

住吉驛 住吉郡住吉にあり。從是泉州・河州・紀州に往來す

るの處なり。

堺之驛 同郡堺之津北旅籠町にあり。世俗北之端の馬宿と

云。泉州・紀州街道也。

大坂驛 大坂津片原町世目片・八軒屋・長町の三箇所にあり。

片原・八軒屋の馬宿は、京街道にあり。長町は堺道なり。

京橋市 同所京橋の北向にあり。此市江河・池沼の魚鳥の

類、漁者于是荷出て商之。秋より冬に至て、木綿の市あり。

聖靈市 同所町屋、東西南北所々の街にあり。中にも過書。

(市向手)

町・船町・土佐堀一町目の市に群集す。毎歲七月十二日の晩景より、明旦に至まで、明松燎を置いて、聖靈祭の供物を商ふ。諸人市店に立て求之。誹諧好士輩、手向市と稱す。天満市 西成郡天満市の町にあり。毎朝所々の商人于是集り、土地の名物、竝五畿内及紀州・丹波・播磨・近江等の隣國より出る、山林郷河の珍物、菜蔬・果臞・九穀等の類、或は器物品々萬物、求るに不足と云事なし。専ら繁榮の處、問屋を並ぶ。世俗市之輪と云へり。

雜喉場市 大坂津雜喉場町にあり。毎朝寅の尅より燎を置いて、魚肴の市を立。又午の尅・申尅の兩度を、晝市・晩市と號て、毎日商之。當國竝に・泉州・紀州・阿波・淡路・讃岐・伊豫・土佐・西國・九州の浦々、漁者・獵師の釣に繫、大網に入る鱗、海人の採得たる蟲介、及江河の雜喉等に至まで、問屋に送り登して、此市に沽、市店濱端に在て、納屋と稱す。因て商之。中買を指て、世俗納屋商人と云へり。干鯛市 同新靱町・新天満町（兩町云々）にあり。此市諸國浦々より出る干鯛（辨作鰯也。百姓求之）・鹽魚・乾肴等の市也。人集て商ふ聲、此市に立さる者、其言葉聞分難し。海部市 同所の西海部堀川町にあり。市店鯛の市に同じ。山崎驛 島上郡廣瀨村の東、城・攝の境、山崎町にあり。京より西國に下る陸路也。

高槻驛 同郡高槻城下にあり。西海・山陰兩道の馬宿也。郡山驛 島下郡郡山村にあり。陸路右に同じ。大和國に同名あり。

伊丹驛 川邊郡伊丹町にあり。陸路右に同じ。亦京・大坂より、有馬湯山に通ふ馬次なり。此所酒を造る家多く、専ら繁榮の地、日々數駄の酒を、神崎川に出し、船に積しむ。因て驛家多き處なり。

小濱驛 同郡小濱町家にあり。兩國・山陰道、及有馬湯山街道の馬宿なり。

尼崎驛 同郡尼崎城下陸路右に同じ。能勢・豐島の郡中より、市店に出す荷物運送の處、繁榮の驛家なり。

池田驛 豐島郡池田村にあり。伊丹驛に同じ。繁榮の處なり。

同市 同所市店にあり。此市、始は川邊郡尼崎に在て、其先日下左衛門より出たり。中頃當所に遷て、毎月二日・五日・七日・十二日・十五日・十七日・廿日・廿二日・廿五日・廿七日・晦日、以上十二度の市を立。近里・隣郷の土民・百姓竝に商家・樵夫等に至まで、市店に群て、米穀・飲食・果臞・衣服・器物・諸材・柴・薪・炭・鳥獸の類まで、賣買之。益繁榮の市也。

生瀨驛 有馬郡生瀨村にあり。西海・山陰兩道、及有馬湯山

街道の馬次なり。

有馬驛 同郡湯山にあつて。道路生瀨に同じ。

三田驛 同郡三田城下にあり。道路右に同じ。

西宮驛 武庫郡西宮町家にあり。西國街道の馬次なり。

兵庫驛 矢田郡郡兵庫津にあり。西宮より次の馬宿なり。

從是播磨國の驛に至處、海陸ともに于是泊す。

○里サトの部 歌名所、附道・關

難波里 西成郡に屬す。方角浦・海・岸・津・泊・門等に論之詳なり。

【風】十六 光明峯寺入道

津の國の難波の里のうらちかみ、まかきを出る海

士の釣船 信 實

【續古】三 津のくにのなにはのさとの夕涼み、あしのしのひ

に秋風そ吹

【夫木】四 漢壁門院少將

波かくる難波の里のあし枕、月みんとてや結び置

けん

難波道 方角右に同じ。

【萬】廿

難波路を行てくまでとわきも子か、つけのひもかをたえにけるかも

長柄道 同郡長柄村に屬す。證歌未考。

住吉里 住吉郡住吉村に屬す。

【萬】十

住吉の里を得しかは春花の、ま、めつらしく君にあへるかも

【拾】九

宮こにはすみ侘はて、津の國の、住よしときく里にこそゆけ 忠 見

【續古】三 草の名に忘れやしぬる時鳥、さつきも問ぬ住よしのさと 津守國平

長居里 同郡同所にあり。能因法師歌枕、攝津國の名所に比す。

【夫木】三 法印覺寛

なき捨ていそきな過そ郭公、長るの里の名をそ頼

まん

依羅里 同郡庭井村を指り。

【夫木】三 顯 仲

袖かはす人もなき身をいかにせん、よさむの里に
あらしふく也

【同】

仲 實

もろともになき明したるきりくす、よさむの里
の草の枕に

【同】

式乾門院御連

きくまゝに嵐ふきそふ秋とてや、依羅の里の衣、
つらん

玉川里 島上郡西面村にあり。

【後拾】_三

相 模

みわたせは波のしからみかけてけり、卯の花咲る
玉川の里

【續拾】_二

家 隆

白妙の衣ほすより子規なくや卯月の玉川のさ
と

【玉葉】_三

爲 教

卯の花の露に光をさしそへて、月にみかける玉川
の里

櫻井里 同郡櫻井村にあり。一説、豊島郡野島村を指り。井

【夫木】_三

西行上人

の部に論之。山城國に同名あり。【夫木集】攝津國に比す。

小芹つむ澤の氷のひまたえて、春めき初る櫻井の
さと

【同】

實 方

秋風の吹に散かふ紅葉はを、花鳥おもふさくらる
の里

【同】

爲 家

花をみし春のにしきの名残とて、木の葉色つく櫻
井の里

水無瀬里 同郡廣瀬村を指り。【夫木集】山城・攝津兩國に

比す。

【續拾】_八

隆 親

年をへてみしも昔に成にけり、里はみなせの秋の
よの月

【夫木】_一

讀人不知

おと立ぬせきりの波とみゆる哉、みな世の里に咲
る卯の花

【同】_十

後鳥羽院御製

引植し里はみなせの庭の松、ぬしなき色に春や經
ぬらん

葉室里 同郡土室村に屬す。山城國に同名あり。【夫木集】

山城とす。

【寶治百首】

光 俊

此山の麓にそみる吳竹の、はむろの里の代々の面
影

【新勅】_二

讀人不知

みぬ人にいか、語らん口なしの、いは手の里の山
吹のはな

高瀬里 同郡鳥飼村の東に高瀬の號あり。【夫木集】河内

國或は未考國。云。猶川の部高瀬川に論之。

【夫木】_三

衣笠内大臣

さし登る高せの里のいたつらに、かよふ人なき五
月雨の比

池田里 豊島郡池田村に屬す。遠江國に同名あり。歌枕、攝

津國とす。

【夫木】_三

兼 仲

いつくさのあひみたれたるたなつもの、池田の里
に雲をなしつ、

猪名中道 同郡に屬す。猪名野とするの名所は、川邊郡猪

名寺村にあり。

【夫木】_三

能因法師

おもふ人ありもこそすれ忘れ草、おひけりゆかし

いなの中みち

倉垣里 能勢郡倉垣村に屬す。

【夫木】_三

匡 房

くらかきの里に波よる秋の田は、としなかいこの
いねにそ有ける

小墾田里 川邊郡上坂部村を指り。橋の部に詳なり。大和

國に同名あり。

【夫木】_三

道因法師

得そ行ぬをはた、の里のいもかりは、板田の橋の
桁もとたえて

羽束里 有馬郡香下村を指り。山の部、杜の部等にも出た

り。

【和泉式部抄】

つの國のはつかの里に住人は、けふかあすかとよ
をも歎かん

【夫木】_三

後九條内大臣

まつ月ははつかのさとの宵のまを、たれあらまし
に衣うつらむ

鳴尾里 武庫郡鳴尾村を指り。鳴尾海に同じ。

【夫木】_三

爲 家

や、寒きなるをの里の秋風に、波かけ衣うたぬ日

はなし
葦屋里 兎原郡葦屋村を指り。

【續古】^四 家 隆
いへもかくさひしきものかつの國の、あしやの里の秋の夕ぐれ

【後拾】^三 衣笠内大臣
ぬれてほす隙こそなけれ夏かりの、あしやの里の五月雨の比

【續拾】^四 定 家
ほの／＼とわか住かたは霧こめて、あし屋の里に秋風そふく

須磨關 矢田郡須磨村にあり。

【玉葉】^六 家 隆
淡路島はるかにみつる浮雲も、須磨の關屋に時雨きにけり

【新古】^七 慈 圓
須磨の關夢をとをさぬ波の音を、思ひもよらて宿をかりけり

【新後】^九 定 家
旅寝する夢路は絶ぬ須磨の關、かよふ千鳥の曉の聲

眞野里 同郡東尻池村に屬す。海浦に同じ。

【夫木】^三 隆 信
君かため眞野の里人うちむれて、とる若苗や萬代の數

生田里 同郡生田宮村を指り。

【夫木】^三 俊 成
いなはふく風もことにそ身に寒き、生田の里の秋の夕暮

【同】^二 爲 家
秋風に問まし人の音信も、生田のさとは冬かれにけり

長田里 同郡長田村を指り。

【夫木】^三 兼 仲
雨露もめくみあまねき時にあひて、長田の里に早苗とる也

莖里 方角所指不詳。莖濟に同じ。

【夫木】^三 忠 兼
月影をあなしの波に夢さめて、あけぬとや思ふきの里人

着檜里 方角所指不詳。【名寄】攝津國に比す。

【夫木】^三 中務卿鎌倉

長者あり。萬寶家に充滿て、求るに不足と云事なしと云ども、終に亡失て、名のみ隠里と云へり。今も於于是、物を拾者必幸ありと云習せり。

北畠里 川邊郡尼崎にあり。所傳云、北畠中納言顯家卿の領知、其舊地たるを以て、北畠里と稱す。

隠里 兎原郡打出村にあり。所傳云、長者一の寶槌を以て、萬寶の第一とす。是則、世云打出小槌也。此槌を打て、隨所願。地名も亦因茲。今に此地に耳を伏て、響應賑敢るを聞と云の諺なり。打出の故縁は、濱部に論之。

湯谷里 東生郡四天王寺、茶臼山の南、念佛寺境内を指り。往昔、温湯あるの古跡たるを以て、湯屋里と稱するの所傳たり。湯の部に論之。此外、里は村に隨を以て略之。

○塚の部 歌名所、俗名所

處女塚 兎原郡味泥・徳井・住吉の三箇村に涉て、三の塚あり。一名求塚と稱す。【萬葉集】卷第九云、過葦屋處女墓時、作歌一首并短歌、古之益荒丁子各競、妻問爲祁牟葦屋乃、菟名日處女乃奧城矣、吾立見者永世乃、語爾爲乍後人、偲爾世牟等玉梓乃、道邊近磐構、作家矣天雲乃、退部乃限、此道矣、去人每行因、射立嘆日惑人者、啼爾毛

松ならぬ柳の枝も玉つけて、きならの里に春雨そふる

【同】^一 爲 家
から衣きならの里の形見とて、花橘の袖の香そする

阿古目關 方角、證歌、未考、能因法師歌枕、攝津國に比せり。

石花女關 方角所指不詳。【名寄】攝津に比す。

【夫木】^三 讀人不知
あふことは猶かた絲のわれはかり、みるめの關にゆるしやはせん

詠里 方角、證歌、未考。【名寄】攝津國に比す。

○同俗名所

吳織里 豊島郡池田村を指り。此所、應神帝の御宇、吳織神來臨の地を以て、其名を稱す。神社門社家記に詳なり。絹舒里 同郡木部村を指り。方角池田に近し。所傳云、吳織、穴織二女神、此里に於て、絹を舒曝し給ふ處なり。因て絹舒里と號す。一説、絹舒を略して、木部と成ると云へり。隠里 同郡同所の南、池田の北にあり。所傳云、往昔此地に

哭乍語嗣、俛繼來、處女等賀與城所、吾并見者悲裳、古思者、

反歌

いにしへのさ、田をこの妻問し、うなひをとめ
のをきつきそこれ

【萬五】

蟲 麻呂

墓のうへにこのえなひけりきくかこと、ちぬ男に
しよるへけらしも

【堀百】

俊 頼

もとめ塚おまへにかゝる柴船の、北氣になれやよ
る方もなし

【大和物語】に云、むかしつの國に住女あり。それをよは
ふ男ふたりなんありける。ひとり其國にすむ男、姓は
むはらになんありける。いまひとり、和泉の國の人に
なんありける。姓はちぬとなんいひける。かくて、其男と
もとしまはひ、かほかたち、人のほとた、おなしはかり
なんありける。心さしの増らんにこそは、あはめと思ふ
に、心さしのほと、た、おなしやうなり。くれはもろとも
に來あひぬ。ものをこすれば、た、おなしやうにをこす。
いつれまされりといふへくもあらず。女思ひわつらひぬ。
此人の心さしのおろかならずは、いつれにもあふましけ

れと、これもかれも、月日を経て家の門に立て、よろつに
心さしをみえければ、しわひぬ。是よりもかれよりも、お
なしやうにをこするものとも、とりもいれねと、いろく
にもちてたり、おやありて、かくみくるしく、とし月を
へて、人のなけきをいたつらにおふもいとをし。ひとり
くにあひなは、いまひとりかおもひはたえなんといふ
に、女、こゝにもさ思ふに、人の心さしのおなしやうなる
になん、おもひわつらひぬ。さらはいか、すへきとい
ふに、そのかみ生田川のつらに、ひらはりをうちてるに
けり。か、れは、そのよはひ人ともをよひにやりて、をや
のいふやう、たれもみ心さしの同じやうなれば、此をさ
なきものなん、おもひわつらひにて侍る、けふいかに、た
れこのことをさためてん。あるはとほき所よりいまする
人、あるはこゝなからそのいたつきかきりなし。これも
かれもいとをしきわさなりといふ時に、いとかしこくよ
ろこひあへり。申さんもおもひ給ふるやうは、此川にう
きてさふらふ水鳥を射たまへ、それを射あてたまふらん
人に奉らんといふ時に、いとよきことなりといひている
ほどに、ひとりは頭のかたを射つ。今ひとりは尾のかた
を射つ、そのかみいつれといふへくもあらずあらぬに、
女思ひわつらひて、

すみ陀ぬわか身なけてん津の國の、生田の川は名
のみなりけり

とよみて、此ひらばりは、川にのそきてしたりければ、す
ぶりとおちいりぬ。おやあはてさわきの、しるほとに、
このよはふ男ふたり、やかて同じ所におちいりぬ。ひと
りは足をとらへ今ひとり手をとらへてしにけり。そ
のかみおや、いみしくさわきて、とりあけてなきの、し
りてはふりす。男どもの親もきにけり。此女の塚のかた
はらに、又塚ともつくりて、ほりうつむ。時に津の國の男
の親いふやう、おなし國のおとこをこそ同じ所にはせめ。
こと國の人、いかて此國の土をはをかすへきといひて、
さまたくるに、和泉の方の親、いつみの國の土を船には
こひて、爰にもてきてなん終にうつみてける。されは女
の墓をは中にて、左右になんをとこの塚ともいまもあな
る。かゝる事ともむかし有けるを、繪にみなかきて、故
きさいの宮に人の奉りたりければ、これかうへを、みな
人々、この人にかはりてよみける伊勢の御息所、男の心
にて、

かけとのみ水のしたにてあひみれば、たまなきか
らはかひなかりけり
女になり給て、女一の御子、

限りなくふかくしつめるわかたまを、うきたる人
にみえむものかは
又宮、
いつこなるたまをもとめんわたつみの、こゝ、かし
こともおもほへなくに
兵衛の命婦、
つかのまももろともにこそ契りけれ、あふとは人
にみえぬものから
いと所の別當、
かちまけもなくてやはてん君により、思ひくらま
の山は越とも
いきたりしをり、女になりて、
あふ事の形見にこふるなよ竹の、たちわつらふと
きくそ悲しき
又ひと、
身をなけてあはんと人に契らねと、うき身は水に
影をならへつ
又いまひとりのおとこになりて、
おなし江にすむはうれしき中なれと、なとわれと
のみ契らさりけん
返し女、

うかりけるわかみなそこをおほかたは、かゝる契りのなからましかは
又ひとりの男になりて、
われとのみちきらすなから同じ江に、すむは嬉し

きみきはとそ思ふ

さて、此男はくれ竹のよふかきをりきりて、かりきぬ・は
かま・ゑほし・おひなとをいれて、ゆみ・やなくる・たちな
といれてそうつみける。今ひとり、おろかなるをやに
やありけん。さもせずそありける。旅人、此塚のもとにや
とりたりけるに、人のいさかひするおとのしければ、あ
やしとはおもはてみせけれど、さる事もなしと云けれ
は、あやしと思所へねたりけるに、血にまみれたる男ま
へにきて、ひさまつきて、我かたきにせめられて、わびに
て侍り、御はかしはしかし給へらん。ねたきもの、む
くひし侍らんといふに、おそろしと思へと、かしてけり。
さめて夢にやあらんとおもへと、たちはまことにとらせ
てやりてけり。とはかりきけは、いみしう、さきのごとい
さかふなり。しはしありてはしめの男きて、いみしうよ
ろこびて、御とくに年比ねたきものうちころし侍りぬ。い
まよりはななき御まもりとなり侍るへきとて、此事の
はしめより語る。いとむくつけしとおもへと、めつらし

き事なれば、とひてきく程に、夜もあけにければ、人もな
し。あしたにみれば、塚のもとに血なとなんなかれたり
ける。たちにも血つきてなんありける。いとうとましく
覺ゆる事なれと、人のいひけるま、也。

○同俗名所附墓所

日羅塚 西成郡に屬す。方角所指不詳。

【日本書紀】卷第廿云、敏達天皇十二年、^略日羅自桑市村
遷難波館、德爾等晝夜相計將欲殺、時日羅身光有如火焰、
由是德爾等恐而不殺、遂於十二月晦、候失光殺、日羅更蘇
生曰、此是我斷使奴等所爲、非新羅也、言畢而死、天皇詔費
子大連・糠手子連、令收葬於小郡西畔丘前、云云、小郡と云
は、今謂西成郡也。或人云、河邊郡安倉庄は、仲山寺の麓
にして、西成郡より行程遙なりと云ども、西北に當り。此
地に就て、七の塚在て、昔聖德太子令築之所傳たり。此塚
の一にありや。七塚ともに別名あつて、誰人の塚と云事
不詳。其塚末に記之。

鶯塚 同郡南長柄村にあり。所傳云、往昔此郷に於て、家富
名榮て近里に知る者あり。一人の子を持ち、寵愛甚深し。
常に鶯を愛、春を待て夏の至を悲む、歡樂の極て、其子幾

程なくて死す。鶯も亦餌を喰すして、終に落ぬ。父母いた
く歎て、其鳥とともに、田圃の側に埋て塚と成せり。因て
以て時人、鶯塚と號て世に傳之。一説、孝德天皇、長柄豊
碕に宮造し玉ふ時、皇后の遺骸を納たる塚とも云へり。
其證不詳。毎歲元朝、此塚の邊に來て聞者、鶯の初音あ
りと云傳り。

梅塚 同郡北野村にあり。此所は、菅神寓居の地、一木の梅
を愛し給ふ。其木枯て後、村民塚を築て、世に傳るの所傳
たり。

狐塚 同郡會根崎村の田圃にあり。此塚始は培塿田中少にして
高處也にして、野狐穴を掘て栖とす。近歲終に稻荷と稱して、叢祠を
置、竹木を植て林とし、狐塚と號す。用るに威を増、此地
を穢もの必罰あり。

松蟲塚 東生郡阿部野村にあり。所傳云、古或人二人伴て、
此野を過。折節秋も半にて、月の清なるに、松蟲の聲面白
き方を慕ふ。一人は跡に残りて、草の藎にそ臥ぬ。暫の間
も歸來ざりければ、又一人も跡を尋て、爰に來り見れば、
草に伏て死ぬ。泣々土中に埋みて、松蟲塚と號て、世に傳
之云り。松蟲の音に寄こと、【古今集】の序にたよりて、謠
に作たるに因れる歟。

小町塚 同郡同所にあり。此塚、小野小町の古墳と云の所

傳たり。因て一名小野塚とも云り。【江家次第】卷十四云、
在五中將、書和歌與二條后「大原也小鹽之山毛今日止已
會、神代之事緒思出良目、人疑、先是若有密事歟、或曰、在
五中將爲嫁件后、出家相構、其後爲生髮到陸奥國向八十
島、求小野小町戸、夜宿件島、終夜有聲曰、殊風之吹仁付天
毛阿那目阿那目、後朝求之、鬪體目中有野蕨、在五中將涕
泣曰、小野止波不成、薄生計里、即斂葬、云云、

經塚 同所にあり。俗傳云、聖德太子諸經を、一字一石に書
寫し玉ふを、于是築納て、經塚と成と云へり。

大名塚 同所にあり。所傳云、北畠中納言源顯家卿の古墳
也と云へり。【吉野拾遺】【建武軍記】等に所載之、陸奥國
司たり。

播磨塚 同所にあり。昔播磨守に侍りける人の、古墳也と
云ふの所傳たり。其證不詳。

土塔塚 同郡四天王寺南大門の下にあり。此塚の側に叢祠
在て、牛頭天王を祭神とし、世に土塔宮と稱す。神社門に
詳なり。

楯塚 同郡深江村所傳云、融通大念佛宗の中興、法明上人
遷化して遺骸を埋み、側に就て、宗派の道場を艸創せり。
其龜を納るを以て、楯塚と云、或は當所の田野に於て、
獵師鷹の雄を射取り、牝鳥是を悲み、共に地に落ぬ。獵師

怪て見之、矢に當る處なし。終に寺に入て、上人に語り、殺生の罪を謝し、薙髮弟子と成り。其雌雄を埋む處を以て、鴈塚と云ふの一説あり。

如來塚 西成郡塚本村にあり。所傳云、播州加古郡、念佛堂開山教信上人、傳來彌陀の畫像、世襲天東生郡深江法明上人授與し玉ひ、始て于是結縁あり。供養の塚を築しむ。因て世に如來塚と稱す。地名も亦此塚に因り。其後件の畫像、濱村源光寺に納之。寺記同之。其部に詳なり。

常陸帶塚 住吉郡船堂村にあり。世云、瀬門藤四郎は、入唐して唐土を設け、歸朝の後土器を作る。世俗常陸帶と題して翫之。好茶の家に於て、専ら重寶するの名人なり。既に末期に及ぶ時、其土を惜て、此地に埋藏を以て、常陸帶塚と云の所傳たり。

大塚 島上郡大塚村にあり。傳記不詳。【惠慶法師家集】冠大塚・冠柳などと、續けり。冠村・大塚村の地名も、于今相竝べり。

般若塚 同郡服部村にあり。【安岡寺記】云、開成皇子、一石一字の般若經、及釋迦像・十六善神石像を納む。因て般若塚と號す。

能因塚 同郡別所村にあり。能因法師庵室の古蹟、其部に比して傳記詳なり。

と挑み争ひ、終に遺骸を分てり。因て一名胴墓とも云へり。又改葬の地、再動を以て、動墓とも云へり。今亦土俗將軍塚と稱す。山は其部に比す。

【元亨釋書】曰、大織冠鎌足、和州高市郡人、其先天兒屋根命裔也。云、同卷云、釋定慧大織冠之長子也、初孝德帝有妃、孕已六月、大織冠寵遇厚、賜妃爲夫人、約曰、所生兒、若男爲卿子、女爲朕子、既而生慧、故名以鎌足之子、投沙門慧隱出家、白雉四年、隨遣唐使浮海、乃到長安城、高宗永徽四年也、師慧日寺神泰、習學殆十歲、調露元年、伴百濟使而至白鳳七年秋九月也、慧在唐、大織冠已薨、慧問弟丞相不比等曰、先墳何處、對曰、攝州阿威山、慧曰、先公昔潛語曰、和州談岑、日多靈勝之區、不下大唐五臺、我若墓彼、子孫益昌、我在臺山也、夢我身居談岑、先公告曰、吾已生天、汝於此地、營寺塔修佛乘、吾亦降此擁護後昆、時己巳歲十月十六夜二更也、丞相聞已涕泣曰、先君之薨、實某年月日也、師夢不徒、慧與徒屬上阿威山、取遺骸改葬談岑、云、【日本書紀】卷第廿七日、天智天皇八年庚申、天皇遣東宮大皇弟於藤原内大臣家、授大織冠與大臣位、仍賜姓爲藤原氏、自此以後、通曰藤原内大臣、辛酉、藤原内大臣薨、云、同卷第三十、持統天皇紀曰、藤原朝臣不比等、資人竝五十人、云、【延喜式】卷第廿一云、多武峰墓、贈太政大臣正一位、淡海公

【艸山集】云、能因法師者橘姓、俗名永愷、諸兄公十世之孫也、父肥之後州刺史元愷、因補文章生、襲刺肥州、人呼曰肥後進士、又爲長州刺史、後祝髮隱于攝之古會部、初名融、因後改能因、人又不名、稱古會部入道、云、

伊勢塚 同郡古會部村にあり。藤原繼蔭之女、伊勢大輔、此地に隱逸して、于是終るの古墳なり。委は寺院に比して于是略之。

二魂坊塚 島下郡吹田村にあり。雜類門、亡火の所傳に詳なり。

馬塚 同郡郡山村にあり。所傳云、關白秀吉公、朝鮮征討に赴き玉ふ時、暫く于是滯留あり。各渡海の義を決す。于時、秘藏の駿馬臥殞ぬ。因て即日恠異を謝し、塚を設て鎮祭り、馬塚と稱すと云へり。一説、明智日向守恠異とも云へり。

茶磨塚 同郡郡村にあり。所傳不詳。此塚の下に、茶磨ありと云習せる處なり。

糠塚 同郡耳原村の西にあり。天正年中、明智日向守此地を穿ち、糠・秣等を埋しめ、軍用とするの古蹟たり。是を以て、時人糠塚と云の所傳なり。

將軍塚 同郡安威村にあり。大織冠鎌足公の荒墓なり。從是和州多武峰に改葬す。所傳云、時人悲み惜で、棺を奪ん

藤原朝臣、在大和國十市郡、兆域、云、【三代實錄】卷第三十二云、元東西十二町、南北十二町、無守戸、慶元年十二月十三日己卯、勅定、毎年獻荷前幣五墓、贈太政大臣藤原氏墓、略【帝王正統錄】云、御食子大連子、大織冠鎌足、天智天皇時改中臣賜藤原、内大臣正二位藤原鎌足子不比等、右大臣從二位、贈太政大臣藤原淡海公也、云、

蜂塚 同郡味舌村にあり。土俗傳云、天平年中、賊徒就此地村民愁あり。官兵を向しめ、挑戰と云へとも、勝利なし。因て當所味舌寺に引退き、大悲尊像に祈れり。于時殿内より、數千の馬蜂群出て、賊徒に向ふ。雖防之毒蟲の所刺、忽腫痛て、死者多く、終に懼怖て失ぬと也。是則衆怨悉退散觀世大悲の冥助也と、其蜂の地に落たるを拾ひ集め、塚の下に納て供養し、蜂塚と稱し、寺を蜂前寺と改む。寺記其部に詳なり。

地藏塚 同郡佐井寺村に在り。所傳云、往昔此地に光明あり。穿見るに、地藏尊像一軀を得たり、時人地を不穢塚と成せり。尊容于今山田寺院内地藏堂に安置す。

自然居士塚 河邊郡伊丹村町の北にあり。所傳題する如し。猶舊屋の部に詳なり。鴨塚 同所町の南にあり。所傳不詳。一説西成郡鷲塚に似たり。

六塚 同郡加茂村にあり。塚の體同して、六相竝り、因て號之。所傳不詳。

犬塚 同所にあり。俗傳云、昔加茂より伊丹に通て、朝夕を養ふ犬あり。伊丹に行ば、寺畑村の月中を聞て加茂に歸る。亦伊丹村黎旦の鐘を聞ては、伊丹に行。毎日如斯。或日伊丹の鐘を不聞して、往もせず、歸もやらて爰に殞ぬ。土人馴得て、いとゞ哀がり、尸を埋み、終に犬塚と成し、世傳之云へり。

藤原塚 同郡山本村にあり。所傳、源滿仲公家臣、藤原仲光古墳也と云へり。依姓名號之。

經塚 同郡波豆川村普明寺院内にあり。上總允源滿正公、五大部經を書寫し、瘞之松樹を植しめ。經塚と號く。猶寺記に詳なり。

駒塚 同所院中にあり。當寺什物、多田滿仲公の駒頭、此處より出たり。因て駒塚の號あり、山は其部に比す。

鷄塚 同郡安倉庄内鳥島村にあり。一名經塚とも云へり。所傳云、往昔聖德太子、金銅を以て所造鷄を埋しめ玉ふ古塚也。因て地名鳥島と號すと云へり。猶金鷄山大蓮寺緣起に詳なり。于是略之。

七塚 同郡安倉庄内にあり。此七塚は、皆是、聖德太子築しめ玉ふと云の所傳たり。所謂、篠塚・平塚・經塚・高塚・白

塚・疑寶珠塚・口野塚の七也。別名の傳記、各不詳。

禮拜塚 同郡昆陽庄内にあり。土俗昆陽舊迹とす。所傳未考。

後道塚 同所にあり。所傳不詳。右に同じ。

御願成就塚 同郡御願塚村にあり。天平勝寶年中聖武天皇勅願に依て、行基菩薩四十九院を開て、熊野權現の神靈を勸請せり。于時天皇于是行幸、四十九所の中央たるを以て、此塚を築しめ、御願塚と稱名あるの所傳たり。亦中央とするの境界を、定たる水繩を納理とも云へり。

如來塚 同郡塚口村にあり。俗傳云、行基菩薩昆陽寺に居て、遙に光明を見る。怪み于是來り、佛像一軀を得玉ふ處也。地名同之。

上藤塚 同郡神崎村にあり。一名傾城塚とも云へり。所傳云、圓光大師讚岐に下向の時、山城國鳥羽より船に乗玉ひ、此川岸に纜を懸て、天王寺の別當律師に對面を請て、時を移す。其頃、此神崎津は、西國の通路、往來隙なき泊にして、人を止る遊女あり。斯て尊き聖人の、時待得たる法の船流れ、拙き浮身の程を懺悔して、暫が程も罪を助んと、傾城五人自ら小船に棹さし、大師の船に纜を繫て、罪障の難面を語る。大師いと哀に覺玉て、愚痴無智の女人も、唯一心念佛の利益に依て、如何なる罪業も消滅し

て、西方淨土に至ん事、何疑の有へしと、勸る法の聲高く、同音に念佛し、今そ心の罪なしと、五人諸共合掌し、導玉へ御僧と云も敢すして、水底にこそ飛入ぬ。猶哀に覺て、骸を尋求て、此川岸に埋しめ、即得往生の引導して、念佛執行し給の處也。大師讚岐に下向の事、御傳記に詳なり。

【元亨釋書】云、釋源空姓漆氏、作州稻岡人也。元久三年正月四日、彌陀・觀自在・大勢至三像現室中、五日三像又見。建永二年春二月竄讚州、居五年、空曰、吾不因謫爭布專修之道於海裔乎、亦我一化之幸也。建曆元年詔追赴都城、云、武文塚 同郡尼崎にあり。此塚海岸寺院中也。元弘年中、秦

武文之古墳と云へり。
天宮塚 同郡仲山寺境内にあり。俗傳云、昔聖德太子仲山建立の時、令築之古墳なり。法敵の輩、悉く討滅し玉て後、怨を謝ん爲、靈魂を弔ふ處なり。塚の頂圓塔の如し。

能勢塚 同郡民田村にあり。所傳云、此塚は鹽川伯耆守築之、能勢小重郎塚を築て、多田塚と稱す。多田家人憤之、再合戦して、伯州家人多討取て、此地に埋み、能勢塚と號て鬱憤を散すと云へり。能勢郡多田塚に詳也。

寶塚 同郡米谷村にあり。此塚の許に於て、物を拾ふ者、必幸あり。是を以て、寶塚と號るの所傳たり。

竹塚 同郡大鹿村にあり。所傳云、當所法華道場妙泉寺開

祖日蓮聖人、於于是携玉ふ竹杖を地に指て、妙法の榮を待と也。于時枝葉榮茂にして、今も猶盛なり。村民竹塚と稱して、不穢地、寺記其部に然り。

鹽塚 同郡仲山寺より、豊島郡勝尾寺に行願禮道にあり。俗傳云、昔池田川西海に續て、諸船入津の頃、是に於て潮を汲て、鹽を燒り、其鹽竈の跡を残し、鹽塚とすと云へり。鹿塚 豊島郡櫻塚原田庄原田社前にあり。所傳云、往昔當社は、南都春日攝社として、祭事南都より勤之。鹿も亦是に來る。或時此處に鹿殞ぬ。其尸を取つて、衝門の外に埋て鹿塚と稱す。猶神社門に詳なり。

多田塚 能勢郡稻地村にあり。俗傳云、同郡今西村、根根古城主能勢小重郎川邊郡多田古城主鹽川伯耆守、天文年中武威を爭、伯州舍弟修理・同主膳を兩將とし、士卒數百人を隨へ、是に押寄、能勢家人、森本左衛門・山田帶刀・大町右衛門・井内孫之進・水原右衛門尉・長谷一貞等、究竟の軍士等を始として、數人相戦ふ。修理兄弟討死、雜兵悉く討れて、其骸を埋しめ、多田塚と號と云へり。

寶塚 同郡山邊村にあり。所傳云、往昔此塚の下に、金鷄三頭を埋めり。毎年元朝に、今も時を告と云へり。何の世の誰人や、不詳。
御所塚 有馬郡東野上村に近き道の側に在て、三相竝り。所

傳云、往昔火の雨降て、身を隠べき處なし。時の天子、此洞に遷幸成し奉る攸、一木の松生て塚と成と云へり、后塚 同郡尼寺村にあり。所傳云、花山皇后、専ら安養に志し玉ひ、終に寺に入て薙髮、善尼と成れり。當所菩提寺の側に、草室を結、此處に終り玉ふ古墳也と云へり。皇后に仕官女十二人も、共に尼と成て、是に終るの處なり。猶寺院縁起に詳なり。

幣塚 同郡大音所村にあり。俗傳云、往昔筑紫宇佐八幡神、此地に降臨、神幣の留る處也。往來の諸人、其地を穢は必罰あり。因て塚と成て祭之。猶駒宇佐神社記に詳也。

錢塚 同郡山口村にあり。所傳不詳。

二人塚 武庫郡武庫村の西にあり。此塚は、井掘・淺掘と云二人の古墳也と、云の所傳たり。來由不詳。

經塚 同郡小林村平林寺にあり。此塚、經論を納藏の處也と云へり。

師直塚 同郡下大市村にあり。

師泰塚 同所にあり。師直塚より、一町程を隔たり。此二塚は、高師直・同師泰、建武年中戦死の古墳也と云の所傳たり。

【扶桑隱逸傳】云、兼好、每遊高師直之家、皆以和歌交、一日師直、託兼好作艶簡、兼好便書、其不拘也、云云、餘は【太

平知章塚 同郡同所にあり【東鑑】云、壽永三年二月七日、

武藏守知章、爲義經戦死、云云、

忠度塚 同郡駒林村の邊にあり。此塚、薩摩守忠度朝臣の古墳也。亦播州明石、人麿堂の邊に、忠度卿の塚あり。戦死の處、是にあり。猶古戦場の部に詳也。【東鑑】云、壽永三年二月七日、忠度朝臣、蒲冠者範頼手討取之、云云、一名薩摩塚とも云へり。

經俊塚 同郡兵庫佐比江堤にあり。此塚は、若狭守經俊の古塚也。戦死忠度に同じ。

重章塚 同郡兵庫の西にあり。木村源五重章の古塚也。戦死通盛卿に同じ。

經正塚 同郡西の邊にあり。所傳云、但馬守經正朝臣の古墳、常に携琵琶（琵琶）と共、築之處也。是を以て、一名琵琶塚とも云へり。

【神社考】曰、但馬守平經正、彈琵琶于竹生島、時白狐現于社壇上、鳴而走去、云云、

遊行塚 同郡兵庫津眞光寺境内にあり。寺記云、遊行上人（上人）世號一日本遍參執行して、當寺に於て遷化し玉ふ。因て此塚ありと云へり。寺院は其部にあり。

差方塚 同所福原の舊都にあり。治承年中、五條大納言國綱朝臣に命じて。此塚を中央に築しめ、從是、新都宮殿の

(塚墓長)

平記に見えたり。

鶴塚 兎原郡蘆屋、住吉兩河の間にあり。俗傳云、近衛院御宇仁平三年、源三位頼政公の矢に射落されし化鳥、鱸（鱸）に入て、西海に流す。此浦に流寄て、留る事暫あり。浦人取之、是に埋み、鶴塚と成し、側に就て祭祭の所傳たり。亦東生郡滓上江村に、鶴塚あり。蘆屋浦に鶴を取て埋之、其柯を捨て海に流す。潮逆上て滓上江に寄り。拾之以て鶴輪塚と成す歟と云の一説あり。蘆屋浦には、北岡に叢祠在て、鶴之社と號祭る。東西遙に隔て、同じ號あり。其證、所縁、不詳。

高直盛直塚 矢田郡生田宮村の西、上邊村の間にあり。此塚には河原太郎高直・同次郎盛直（東鑑、同次郎）兄弟二人の古塚也。【東鑑】云、壽永三年二月七日、爲蒲冠者範頼戦死、云云、

通盛塚 同郡東尻池村にあり。此塚、中宮亮平通盛朝臣（越前三位）の古塚也。【東鑑】云、壽永三年二月七日、爲蒲冠者範頼戦死、云云、

前司塚 同郡西代村西の山手にあり。此塚、越中前司盛俊の古塚也。【東鑑】云、越中前司盛俊、壽永三年二月七日、爲義經戦死、云云、

則綱塚 同郡同所にあり。猪俣小平六則綱、壽永年中戦死の古塚なり。

方角を定しむるの處を以て、差方塚と稱すと云へり。

皇上墓所 住吉郡堺の津、極樂橋の東にあり。天平勝寶年中、行基菩薩開闢の墓所、往昔、仁徳天皇の弟、菟道稚郎子命、兄の爲、民の煩なからしめんと、自五穀を斷たまひ、於是菟玉ふ處を以て、皇子飢と云の所傳あり。亦龜山法皇熊野御幸の時、九十九所に於て、皇子權現勸請の社、此邊に一座あり。是を以て號之、或は祖母懷の地名、側にあり因て祖父上の號ありと云へり。俗説混合して、其證不詳。

鳶田墓所 東生郡、今の鳶田地にあり。四天王寺、竝に近里の諸人、死を葬の處也。

高卒都婆墓所 同郡同所東にあり。有無縁一切、衆生供養の卒都婆に因て、題之云へり。

内院墓所 同所にあり。都率内院の、表して造るを以て、號之云へり。

小橋墓所 同郡小橋村の地にあり。世俗、此處を指て墓谷と稱す。

道頓堀墓所 西成郡道頓堀にあり。大坂の市中より、死を葬の處也。毎年七月朔日より、晦日まで、無縁堂に於て念佛を執す。

吉原墓所 同郡天満、池田町の北にあり。

濱墓所 同郡濱村源光寺の東にあり、行基菩薩開基の墓所、自ら地藏尊の石像を彫刻して、所築之舊墓也。

梅田墓所 同郡浦江村の東にあり。此墓、始は曾根崎村の田圃にあり。大坂市店に近く、火葬の餘煙、其穢を忌で、貞享年中、地を此處に引しむ。開基行基菩薩は、聖武帝勅して、南都東大寺毘盧舍那大佛開眼供養の時所造之、墓所守の僧聖、今俗號數箇所より集て役仕と成しむ。因茲近歲大佛再建の沙門龍生院公慶上人、開眼供養の時も、各集會する事古例の如し。七月會佛道、願に同じ。

竹屋墓所 川邊郡尼崎にあり。此墓竹屋の地名、神代に始の所傳たり。方角未考、其證如も不詳、因つて竹屋地名起り始の引書、全く附合するに非ずと云へとも、于是記之。

【古事記】皇孫本紀曰、神吾田鹿葦津姫、一夜有娠、遂生四兒、以竹刀截其兒臍、其所棄竹刀、終成竹林、故號其地曰竹屋、云云。

千僧墓所 同郡昆陽寺の邊、千僧村、竝に矢田郡部兵庫和田碕兩所にあり。此の塚は、聖武天皇勅願に依つて、行基菩薩の開闢、一千の僧を集て供養し玉ふ處なり。所傳二の墓所、相共に同じ。

一野邊墓所 同郡南野村にあり。行基菩薩昆陽寺建立の時、始て此の墓所を造しめて、自ら供養の處也。土俗墓所、第

一とするを以つて、三昧一野邊と稱す。此外村々郷々墓所多と云へとも、死を葬る耳、因つて略之。

【日本書紀】卷第廿五日、孝德天皇二年春二月、天也、酒者我民貧絶、專由營墓、爰陳其制、尊卑使別、夫王以上之墓者、其内長九尺、濶五尺、其外域、方九尋、高五尋、役一千人、七日使訖、其葬時帷帳等、用白布、有轎車、上臣之墓、其内長、濶、及高皆准於上、其外域、方七尋、高三尋、役五百人、五日使訖、其葬時帷帳等、用白布、擔而行之、蓋此以肩擔、下臣與而送之乎。之墓者、其内長、濶、及高皆准於上、其外域、方五尋、高二尋半、役二百五十人、三日使訖、其葬時帷帳等、用白布、亦准於上、大仁、小仁之墓者、其内長九尺、高、濶各四尺、不封使平、役一百人、一日使訖、大禮以下、小智以上之墓者、皆准大仁、役五十人、一日使訖、凡王以下、小智以上之墓者、宜用小石、其帷帳等、宜用白布、庶人亡時、收埋於地、其帷帳等、可用罽布、一日莫停、凡王以下、及至庶民、不得營殯、凡自畿内及諸國等、宜定一所、而使收埋、不得汗穢散埋處々、凡人死亡之時、若經自殉、或絞人殉、及強殉亡人之馬、或爲亡人藏寶於墓、或爲亡人斷髮、刺股而誅、如此舊俗、一皆悉斷、或本云、無鐵金銀銅鐵五錢又曰、凡自諸國及至于民、不得用金銀。縱有違詔犯所禁者、必罪其族、云云。

○陵の部 附廟・石碑・塔

(山磨茶)

荒陵 東生郡四天王寺の西、今謂茶磨山也。一名大塚と號す。傳云、仁德天皇詔命に依て、令築之、朕崩して後、此處に葬べきの遺勅也。于時虛空に聲在て、既に止り。時人荒陵大塚と云へり。帝崩して、直に泉州百舌鳥野陵に遷し奉る。【日本書紀】卷第十一曰、仁德天皇八十七年、春正月、戊子朔癸卯、天皇崩、冬十月癸未朔己丑、葬于百舌鳥野陵、云云。【太子傳曆】曰、推古天皇元年、是歲四天王寺、始壞移于難波荒陵東下、云云。【太子傳撰集抄】曰、昔仁德天皇崩御、爲彼御陵、被築大塚之處、空有聲云、此所是大權菩薩出世、而可興行伽藍之地也、以之不可爲陵所、云云、依之不成其功、被捨置畢、仍此地云荒陵、云云、今謂茶磨山は、地形相疊を以て號之。荒陵の名は、四天王寺の山號に在り。泉州百舌鳥野陵は、今の大仙陵也。一説、大なる陵を遷の義に因て、大遷陵とするもの歟と云へり。

桓武天皇廟 住吉郡平野村長寶寺境内にあり、守僧禁林寺勤修す。寺記云、桓武帝の皇妃は、坂上田村將軍之女也。終に王子不生。大同元年三月十七日、帝崩玉て後、雍染し、當寺に入て草創成り。因て、桓武帝の廟を遷の處な

り。所葬山城國柏原陵にあり。寺院は其部に然り。光仁天皇碑 島上郡大澤村神峯山寺境内にあり。寶龜元年冬十月即位、諱白壁王、天智帝の孫也。天應元年十二月廿三日に崩し玉ふ。陵は山城國廣宮にあり。開成皇子、勝尾山より當寺に入て、營建し玉ふ。十三層の石碎屠也。猶委は寺記に然り。開成は光仁帝の皇子、桓武天皇の兄也。繼體天皇陵 島下郡太田村にあり。所載于【延喜式】、島上郡にあり。于今三島・鮎川等の地名の似たる事は、島上郡にありと云とも、太田の地も、古の三島・藍野の地に續て、如も島上郡とするを、後世轉變して、島下郡太田と成れりや。割國分郡之例に准ふ。

【日本書紀】卷第十七曰、男大迹天皇、繼體帝、更名彦主人王子也、云云。譽田天皇五世同二十五年春二月、天皇病甚、丁未天皇崩于磐余玉穗宮、時年八十二、冬十二月丙申朔庚子、葬于藍野陵、云云。【延喜式】卷第廿一日、三島藍野陵、磐余玉穗宮御宇、繼體天皇在攝津國島上郡、兆域東西三町、南北三町、守戸五烟、凡每年十二月奉幣諸陵及墓、云云、凡諸陵墓者、毎年二月十日、差遣官人巡檢、仍當月朔日、錄名、申省、其兆域、垣溝、若有損壞者、令守戸修理、專當官人巡加檢校、云云、元祿己卯歲、依公命、新に令造牆也。

光明院碑 豊島郡勝尾寺山内にあり。後伏見院第四子、諱豊仁、建武三年八月十五日踐祚。十二月廿八日即位。康曆二年六月廿四日崩。因遺勅、塔を當山に所造也。元祿己卯歲、依公命、新に令造塔。寺記其部に然り。【帝王正統錄】云、人王九十六代帝、光嚴院御猶子、諱豊仁、光明院、康曆二年六月廿四日、崩於勝尾寺御草庵、歲、六十日來奉號光明院、不可及別諡之旨、遺勅也、云、

大仲姫廟 河邊郡仲山寺山内にあり。寺記云、仲哀天皇先、后、大仲姫の遺骸を、猪名山邊大柴谷に葬すとあり。今仲山寺院中也。仲哀帝の廟、攝津・播磨の境界、川より西、播州の地にあり。帝崩年五十三。神功皇后二年、河内國長野陵に葬す。當山白鳥窟は、仲哀帝第二皇子を所祭也。窟の記、前に然り。因て略之。【古事記】曰、大中比賣命者、香坂王・忍熊王之御祖也。此大帶日根天皇之御年、壹佰參拾漆歲、御陵在山邊之道上、云、寺記、猶其部に詳なり。

多田神君廟 同郡多田院にあり。人皇五十六代、清和天皇苗裔、源氏武將始祖、源滿仲公廟也。貞元二丁酉八月廿七日薨。法諱滿慶と號す。一條院御宇、長徳三丁酉八月廿七日薨。年八十六歲也。猶委くは、社記竝に寺院の部に然り。末期の御起文曰、我沒後、於此廟窟、留神、可守弓箭之家、加之、當院以鳴

崎屋四郎兵衛、備後町伏見屋彌兵衛、安堂寺町駿河屋治左衛門、御前町丸屋清右衛門、阿波堀松屋彌兵衛、道頓堀茨木屋小兵衛、平野町大黒屋清兵衛、瓦町宇治屋仁右衛門、下博勞鹽屋吉兵衛等之所建也。宿坊、中之院登順石工左内造之、碑文云、

聖靈院裏有池、爲潦水、被汚濁尙矣、然魚鼈蕃息、于今不絶也、古老相傳云、此往古放生池也、是歲春、衆議以復焉、盛放生之稱也、且建寶塔、或基因刻其所由傳于萬世、云、

復興靈沼 泉清且連 魚游水躍
龍護幡淵 雲向文圍 雨滋舜田
新銘寶塔 以壽磨鑄 國家萬福
於不計年

元祿十一次戊寅三月三日、云、

供養塔 同所西門外南側にあり。世俗、此塔を指て、千人截供養の石塔、被處罪科者の、命を斷こと千人に及て、罪を謝するの塔也と云へり。慶安三庚寅年十一月十四日、施主生國、九州肥後國益城郡中島住人、田代孫右衛門造立也。本多出雲守忠朝碑 同郡一心寺境内にあり。元和元年五月七日、天王寺表に於て戰死、法諱三光院殿岸譽良女居士と號す。

動、兼可四海之安危知見、云、
花山法皇廟 有馬郡尼寺村菩提寺にあり。寺記云、花山法皇御落鎧の後、當山に隱玉ふ。因て御廟あり。寺院門に詳なり。

神功皇后廟 武庫郡武庫山頂、兔原郡の境地にあり。皇后諱氣長足姫尊、開化天皇の曾孫、氣長宿禰王之女也。仲哀帝の皇后たり。新羅・百濟・高麗を討隨へ玉て歸朝の時、此山上に、自ら神石を殘し玉の所傳たり。土俗石寶殿と稱す。皇后治天下六十九年、夏四月崩。葬于盾列陵、云、

阿保親王廟 矢田郡郡打出村親王寺にあり。仁和三年、在原行平朝臣、須磨に配流の時、此廟を遷たるの所傳たり。寺記其部に然り。【三代實錄】曰、元慶四年五月廿八日辛巳、在原業平者、故四品阿保親王第五子、正三位行中納言行平弟也。阿保親王、娶 桓武天皇女伊豆内親王、生業平、天長三年、親王上表曰、無品高岳親王之男女、先停王號賜朝臣姓、云、行平配所亭は其部にあり。

田村將軍廟 住吉郡平野庄長寶寺にあり。守僧主樂寺と號す。寺記 桓武帝廟に同じ。
放生塔 東生郡四天王寺聖靈院の後にあり。此塔、放生池の中に建を以て號之。元祿戊寅年、大坂市店、山家屋町丸屋宗兵衛、石町鹽屋長兵衛、順慶町帶屋庄兵衛、高麗橋川

小野勘解由塔 同所に相竝べり。忠朝家臣、戰死右に同じ。法號峯譽殘雪信士とあり。

青山五左衛門塔 同所に相竝べり。忠朝家臣戰死右に同じ。法號道涼とあり。同名忠右衛門、相共に戰死加之。

加藤忠左衛門塔 同所に相竝べり。忠朝家臣、戰死右に同じ。法名眞清信士と號す。

大屋作左衛門塔 同所に相竝べり。忠朝家臣、戰死右に同じ。法名正光福心と號す。

山崎半右衛門塔 同所に相竝べり。忠朝家臣、戰死右に同じ。法名悅堂宗斤と號す。

中根權兵衛塔 同所に相竝べり。忠朝家臣、戰死右に同じ。法名貞月淨閑と號す。

石川半彌塔 同所に相竝べり。忠朝家臣、戰死右に同じ。法名榮林宗惟と號す。

白杵七兵衛塔 同所に相竝べり。忠朝家臣、戰死右に同じ。法名建叟善切と號す。

大原長五郎塔 同所に相竝べり。忠朝家臣、戰死右に同じ。法名月山信士と號す。

開山塔 同所にあり。圓光大師、當寺に於て、日想觀を修し玉ふ靈場たり。因て大師の開山塔を置り。寺記其部に詳なり。右戰死の輩、不斷念佛廻向、年回を弔の處なり。

一柳監物塔 同郡谷町筋寺町大仙寺にあり。
安藤次右衛門塔 住吉郡平野庄内樋尻口の地にあり。元和元年五月七日戦死。

三好豊前守之康塔 同郡堺津妙國寺にあり。河州高屋城主、永祿五年、泉州久米田合戦發向の時、篠原右京進長房に屬して岸和田城に籠り、終に高山高政のために戦死、高屋の本城に引取て、當寺に葬送せり。法諱龍音院殿以徹實休と號す。後亦改號して、妙國院殿光德實休居士と碑に記す。

西行法師塔 西成郡江口村普賢寺にあり。西行法師雨宿の古迹を以て、碑石あり。所載于【撰集抄】、舊屋の部に詳也。于是略之。

江口君塔 同所、西行法師の石塔に相並べり。所傳、右の引書に見たり。

三好筑前守義興塔 島上郡眞上村靈松寺院中にあり。當寺大檀那たるに依てなり。

土岐山城守定吉塔 同所にあり。義興塔に同じ。

伊勢大輔塔 同郡古曾部村伊勢寺院中にあり。當寺の開祖たるに依て也。郡内高槻城主、永井日向守大江直清、造立開基の由緒、寺記に詳也。

千觀内供塔 同郡成合村金龍寺院中にあり。當寺開山の塔

震法雷五趣、只此二句人聞知云、餘詳見本傳、

(塔石打火)

勝如上人塔 同郡同所院中にあり。土俗打火石塔と云。火葬の中に、印定の像嚴然たるを以て、世俗の傳語と成れりや。【扶桑隱逸傳】云勝如者世稱無言上人、一作證如、姓時原氏、攝州豊島人也、母藤氏、嘗愁無嗣、詣佛塔求子、經三歲未愈、果產一子、乃如也、如甫七歲母語夫曰、我兒長成、亦無慮焉、願許我爲尼、夫曰、我志亦爾、兒聞父母出家、悲泣甚切、父母慰誘未決、翌日有比丘、到家、夫婦說本志、比丘曰、二人皆壯齡而言出家、眞火中蓮也、兒聞亦索薙髮、夫婦并兒同日出家、眞火中蓮也、兒聞後、比丘失所在、兒年十五、父母中夜一時而逝、如乃投郡之彌勒寺、住山五十年、學巨顯密、性耐修練、一旬二飯、一月六餐、斷語二十歲、行常不輕行十六萬七千六百餘家、其所過之宅、必留異香、常閉室而坐、弟子猶不見面者數日、貞觀八年八月十五日、入室沐浴、乃入掩室、中夜金光耀煜、香氣普薰、天曉弟子等開戶、手結定印、端坐而寂、年八十七、云、彌勒寺は今云勝尾寺也。

圓光大師塔 同所にあり。大師住山し玉ふ事、寺記に然り。因て略之。

法華供養塔 同所にあり。寺記云、開山開成皇子、法華讀誦、其功畢て後、此塔を建て供養し玉へり。

なり。寺記其部に然り。

待宵小侍從塔 同郡櫻井村にあり。【羅山文集】云、待宵小侍從者、姓紀氏、武内宿禰苗裔、石清水別當光清娘也、仕近衛皇后多子、治承四年八月中旬、德大寺左大將藤原實定、自福原歸洛、一夕詣皇后見月、時小侍從陪侍翌朝歸福原、使藏人傳語、因示倭歌、小侍從酬之、多子者實定娘也、小侍從好倭歌、嘗有侍宵聞鐘之語、故稱曰待宵小侍從、其所詠歌多、載在歷代勅撰、可謂閨秀也、俗傳、攝州高槻城畔一里許、有其古跡、聊記之以爲證焉、云、

五衰殿塔 島下郡佐井寺村山田寺院中にあり。來由不詳。所傳題するが如し。

光明皇后塔 豊島郡下止々呂美村、豊樂寺院中にあり。寺記其部に然り。

開成皇子塔 同郡勝尾寺院中にあり。當寺開祖を以て、開山塔とも云へり。寺記其部に詳なり。

【扶桑隱逸傳】云、開成皇子者、光仁帝子、桓武兄也、幼敏穎而志在佛乘、帝甚鍾愛、天平神護元年正月一日、潛出宮入勝尾山、山有善仲・善算、時經行山中、適見皇子、驚曰、神彩麗觀又孔稚矣、深山孤聞何爲來此、皇子告素志、二人相顧嗟嘆延歸庵所、一日二人與皇子鼎坐、相語嗚咽涕泣、傍人聳聽、不知何事、良久二人避席揖皇子曰、證本有五智、

祖節火定塔 同所にあり。山の麓より、箕面山の道路左の側にあり。釋祖節入定の處なり。

教信上人塔 同所にあり。播州加古郡、念佛堂の沙彌教信、臨終に及ぶ時、我寂して火にも不可燒、土中に藏こと莫れ。水に不可没、野外に捨て鳥獸に喰しむべしと也。因て野外に捨之。于時鳥獸是に群り、軀ばかりを喰て、首は石上に殘せり。其首數日を經と云ども、猶眠るが如し。當山勝如聞之請之、弟子不許。勝如土垣を以て、其體を移し。同く石上に相並。其一を取て當山に葬り、塔を建り。今一は播州念佛堂に安置し、本尊と成れり。教信・勝如の記、【元亨釋書】所載之、寺記に然り。土俗の諺云、「我死は燒な埋な野に捨よ、瘦たる犬の腹を肥せよ」と云は、其是緣也と所傳せり。

安部丹波守光明塔 同所にあり。眞言修事塔也。

源賴朝公塔 同所山内にあり。

梶原平三景時塔 同所にあり。

熊谷次郎直實塔 同所山内西方松の許にあり。熊谷蓮生の法號、終に不出。圓光大師御傳に耳見たり。宇都宮彌三郎、遁俗して蓮生法師と成れり。寺院の部、有馬郡淨橋寺、並に彌三郎塔・教盛塔、古戦場の部等に、直實の記、具に論之。

【東鑑】云、建久六年八月壬戌、熊谷次郎直實法師、自京都參向、辭往日之武道、求來世之佛像以降、偏繫心於西利、終晦跡於東山、今度將軍家御在京之間、依有所存不參、追凌千程之嶮難、泣述五内蕃懷、仍召御前、先申厭離穢土欣求淨土旨趣、次奉談兵法用意、干戈故實等、身今雖法躰、心猶兼真俗、聞者莫不感歎、今日則下向武藏國、頻雖被令留之給、稱後日可參之由退出、云云、同承元二年九月三日庚子、熊谷小次郎直家上洛、是父入道、來十四日、於東山麓可執終之由、示下之間、爲見訪之、云云、進發之後、此事披露于御所中、珍事之由有其沙汰、而廣元朝臣云、兼知死期非權化者、雖似有疑、彼入道遁世塵之後、欣求淨土、所願堅固積念修行薰修、仰而可信歟、云云、同年熊谷次郎直實入道、以九月十四日未尅、可爲終焉之期由、相觸之間、至當日、結緣道俗、圍繞彼東山草庵、時尅著衣裝裳、昇禮盤、端坐合掌、唱高聲念佛執修、兼聊無病氣、云云、古墳は黒谷本山あり。

安部泰成塔 同郡東畑村・能勢郡田尻村兩所にあり。阿部晴明と同祖。始祖晴明を所祭。帝都堀川の西、一條大路の北にあり。

池田筑後守藤原充正塔 同郡池田村大廣禪寺院中にあり。寺記云、前筑州太守者、池田城主也、文明十四年、壬寅十

月廿四日卒去、法號玉堂金公大禪定門と號す。碑文云、清曉朝天眩色微 新雲先動袞龍衣 千官拜舞金鸞殿 携得香烟滿袖歸

和泉式部塔 同郡古江村無二菴にあり。所傳云、和泉式部は和泉守橘道貞妻、後に道貞に忌て寡と成れり。後亦、權太夫藤原保昌、丹後守と成て、式部を娶る。保昌、元來川邊郡平井村の産也。因て世に平井保昌と稱す。古墳は、平井村の近里たるに因て也。保昌丹後國に於て一日狩せん

とて、既に明日の今宵と成ぬ。鹿の鳴聲頻に、いと懶く聞ければ、式部哀に思とりて、「理や争か鹿の鳴さらん、今宵限の命と思は」と讀り。保昌感之、終に狩を止めと也。

因て鹿を追獵師、此古墳の邊を忌と云へり。保昌の塔も、河邊郡小童寺院内に在て、次に記之。皆是多田 神君より相傳り、源家從交の諸士、住居の地邊に因れり。佐々陸奥守塔 河邊郡尼崎法園寺院内にあり。於當寺生害追て立之。

國春夫婦塔 同郡尼崎如來院境内にあり。此塔、元は同郡神崎にあり。寺記亦如斯。中頃、此地に引て立之。國春は神崎の産、三松刑部左衛門尉と號すと云へり。寺院は其部にあり。

國春塔 同郡尾濱村大日堂境内にあり。或は亦名月女の塔

とも云へり。當寺は國春菩提所たるに依て也。則本尊は國春歸依の佛なり。寺記然之。

美女丸塔 同郡滿願寺山内にあり。

藤原仲光塔 同所に相竝べり。

同幸壽丸塔 同所に相竝べり。以上三塔の記録、委くは滿願寺記に所載之也。

法華塔 同所院中にあり。源氏九屬の塔なり。

仲光幸壽丸塔 同郡西畝野村、小童寺院中にあり。

藤原保昌並綱公時塔 同所境内にあり。佛法山菩提院小童寺は、源滿仲公御草創、幼君美女丸菩提寺たり。源賴光公・

賴信公・賴義公・義家公、各源家建立の舊迹を慕玉ふの處なり。因て、源家忠臣の輩、于是碑石を残す。保昌出生の

地、郡中にあり。綱も亦武庫庄内の産なり。舊屋門、竝に和泉式部塔、及び茨木童子出生傳、于是考合すべし。公時出

生、亦は所終、伊豆山中に在と、【前太平記】に書り。土俗瘧疾を患る時は、公時塔に祈る。必功ありと云へり。

藥師女塔 同郡昆陽莊内にあり。所傳未考。或人、行基僧正

溫泉山開闢の時、生身の藥師佛を拜謁し玉ふ。舊地賤女

惜之、立たるの塔也と云へり。

源直家公塔 同郡黒川村願成寺山内にあり。後光嚴院御宇

文和四年、源直家公卒去。當寺建立の願主たるを以て塔

あり。

三河太郎滿義塔 同郡一庫村普門寺境内にあり。滿義は世

良多三河守賴氏公の末葉也。弘安十年夏四月卒、當山に

葬り碑石を置り。寺記詳にして其部に然り。

伯耆守國滿塔 同郡篠部村善源寺境内にあり。當寺再建の

施主に依て建之。寺記其部に然り。

仲光仲國秀光塔 同郡波豆川村普明寺山内にあり。寺記其

部に比す。

蓮生房塔 有馬郡生瀨村淨橋寺門前にあり。宇都宮彌三郎

賴綱入道蓮生塔也。土俗熊谷入道の塔と云ども、所載于

【東鑑】直實塔の記、竝に淨橋寺記、各其處に論之。于是

考合すべし。

慈信房尊惠塔 同郡溫泉山清涼院寺中にあり。尊惠上人、河

邊郡米谷村清澄寺に住山の時、閻王の使に應て、冥府に

赴き、於王宮法華千部の導師と成れり。于時承安年中也。

此塔、平相國清盛公の造立し玉ふと云へり。

平相國清盛公塔 同所にあり。此塔、清盛公溫泉に遊て、尊

惠塔を造立の序立之。尊惠冥府を歸、清盛公は慈惠僧正

の再來也と云へり。猶當山の寺記、及米谷村清澄寺緣起

に然り。

圓仁阿闍梨塔 同所藥師堂の側にあり。尊惠上人の弟子、

顯密の行者なり。

小松内府重盛卿塔 同郡岩倉村にあり。萬治元年、淫雨洪水山を崩し、石碑流落ぬ。惜哉其留る處を知す。古墳は阿波國煙島にあり。

花山皇后塔 同郡尼寺村にあり。花山法皇の廟、始に記す。

山の部、琴彈坂の所傳、竝に菩提寺傳記に詳なり。

最明寺時頼公塔 同郡生野村鎌倉谷にあり。土俗、時頼公暫く寓居の地と云へり。猶山の部に然り。

鬼王・團三郎塔 能勢郡柏原村にあり。所傳云、此二人の者、曾我兄弟に仕て、世に忠義の譽あり。元來當所の産なり。

末家其祖を訪ひ、塔を建り。今竹林の中に在て、瘡疾を患

る者。此塔に祈る時、必愈と也。土俗異名して、藪樂師と

號す。一説、鬼王・團三郎、主君曾我兄弟菩提の爲、諸國を

行脚し、神社佛閣を巡禮す。至于是旅行不易、終に小室を

構て、菴室の側に叢祠を置て、二君を祭祀し、曾我宮と稱

し、事終ぬと云へり。祭神其部に比す。【東鑑】云、建久三

年八月十四日、鶴岡放生會、相模六番鬼王、云、

曾我十郎祐成塔 同所にあり。所傳右に同じ。【東鑑】云、文治

六年九月戊午、甚雨入夜、故祐親法師孫子祐成曾我相具弟

童形王^{號誓}、參北條殿於御前、令遂元服、號曾我五郎時致、

相從^{從父誦傳}、云、叢祠は神社門に分之。

(師業叢)

越前三位通盛卿塔 兎原郡住吉村願成寺境内にあり。寺

記・戰記等、部に分て記之。

小宰相局塔 同所に相竝べり。寺記右に同じ。

白瀧姫塔 矢田郡郡丹生山田莊原野村、栗花落理左衛門第

宅にあり舊屋門^並井水の部等に、來由詳なり。于是略之。

松風・村雨塔 同郡田井畑村にあり。二女、當所の産を以て

塔あり。來由の詳なる事、舊屋門、行平卿配所亭、村雨堂

の所傳に然り。

平相國清盛公塔 同郡兵庫津にあり。塔石高四間一尺六寸、

臺石方五尺一寸、十三層也。西勝園寺貞時、弘安九年二月

日造立之。清盛公菩提院は、八棟寺と號す。天正年中退轉

寺迹ばかりと成れり。治承四年六月二日、遷都於福原宮

之事、竝八棟寺舊趾、分部記之。【東鑑】云、治承五年閏二

月四日庚戌、戊尅、入道平相國^{九條河原}、自去年廿五日病

惱、遺言云、三箇日以後、可有葬之儀、於遺骨者、納播磨國

山田法華堂、每七日可修如形佛事、毎日不可修之、亦於京

都不可成追善、子孫徧可營東國歸往之計者也、云、

楠正成塔 同郡坂本村の側、田圃の中にあり。兵庫の津、湊

川の東也。元祿辛未年、水戸黃門光圀公、正成古墳を再建

し玉ふ。從士佐々助三郎奉行す。碑石高三尺八寸、横一尺

六寸、厚一尺五寸。^{以和}龜形幅二尺、長三尺、其體一面の

靈鏡^{關略文に曰楠正成靈鏡光國造立}、碑文十行、跋文二行、本文より二字

國春塔 同郡田尻村・柏原村兩所の中途にあり。此塔所々

にあり。有縁の輩訪之歟。始に記之。

名月女塔 同所に相竝べり。國春之女なり。

家包塔 同所に相竝べり。名月女の夫なり。能勢藏人と號

す。右三塔、能勢の苗裔造立と云へり。

阿倍安氏塔 同郡田尻村にあり。所傳泰氏・泰成同祖たる

を以て、泰成塔の傳に同じ。

松王兒童塔 同所にあり。所傳云、平相國清盛公、兵庫築島

成就し難きを怪み、阿倍泰氏を召て問之。泰氏暫く、天文

地理の妙術を以て考申云、此島通例にして難成。人柱を

入て築之、成就すべしと也。因て設之。松王兒童捕人に替

て、島既成れり。泰氏其理に當ると云とも、恨を謝せん

爲、此塔を修造すと云へり。

貝川三位塔 同郡大丸村にあり。當郷開發の人なり。舊屋

門に詳なり。

能勢山城守塔 同郡余野村遊仙寺境内にあり、往昔當郷の

城主たり。

美女御前^並幸壽丸塔 武庫郡津門村昌林寺院中にあり。寺

記其部に比し、村の部等にも然り。

郡努塔 同郡同所にあり。歌名所、角松原の中を以て號た

る歟。

臺石高六寸^即中段石高二尺、方五尺四寸、土臺四石を

以て摺合、高五尺、方一丈、^{以當國}地中に石棺を埋しむ。

其棺の中に、圓鏡^{二寸}一尺を納藏。碑石表裏の文、竝に鏡の

裏に所鐫、左に圖之。^{圖今省}

表 嗚呼忠臣楠子墓

裏 忠孝著于天下、日月麗乎天、天地無日月、則晦蒙否

塞、人心廢忠孝則亂賊相尋、乾坤反覆、余聞、楠公諱正成

者、忠勇節烈、國士無雙、蒐其行事、不可概見、大抵公之用

兵、審強弱之勢於幾先、決成敗之機於呼吸、知人善任、體

士推誠、是以謀無不中、而戰無不克、誓心天地、金石不渝、

不爲利回不爲害怵、故能興復王室、遷於舊都、諺曰、前門

拒狼、後門進虎、廟謨不臧、元兇接踵構殺國儲、傾移鐘簏

功垂成、而震主策、雖善而弗庸、自古未有元帥始前、庸臣專

斷、而大將能立功於外者、卒之以身許國之死、靡佗、觀其臨

終訓、子從容就義、託孤寄命、言不及私、自非精忠貫日、能

如是整而暇乎、父子兄弟世篤、忠貞節孝萃於一門、盛矣、至

今王公大人以及里巷之士、交口而誦說之不衰、其必有大

過人者、惜哉、載筆者無所考、信不能發揚其盛美大德耳、

右、故河攝泉三州守、贈正三位近衛中將楠公贊明徵士

舜水朱之瑜、字魯瑛之所撰、勒代碑文以垂不朽、

下、以上十二行に書之。本文一行卅字、都合二百八十九字、跋文二行四十一字也。軍記は、古戦場の部に然り。碑石雨露の覆は、瓦葺也。是則、當領主青山播磨守造立也。兼房伊勢三郎塔 同所にありと云ども、方角所指不詳。土俗の傳語のみ。

江口君塔 右に同じ。上薦塚と一名せり。青山大膳亮塔 同所安養寺山内にあり。法諱は、成覺院殿前光祿廓譽一法道山大居士と號す。

敦盛塔 同郡西須磨村にあり。高一丈一尺、臺石方四尺、大敦盛空顏麟莊大居士と銘。此塔は、敦盛靈再來して立之云習せり。亦熊谷塔に相竝て洛東黒谷紫雲山内にあり。【東鑑】云、壽永三年二月七日、爲義經戰死、云云。

○城郭部

附古城・古戰場

金城 東生郡大坂玉造岸にあり。聖德太子十六歲、用明天皇二年、始四天王寺を建る所也。推古天皇元年、今荒陵の東に四天王寺を移す。再び活玉社地と成れり。文明年中、本願寺御堂の地に轉して後、羽柴秀吉公築城郭在城。嫡子至秀頼公之後、今至于金城、嗚萬々歲、金は七寶の初土中に不朽、火も燒こと不能、因て以世俗奉祝金城、云云。

元和元丁卯年、松平下總守忠明城代以後、内藤紀伊守信政・阿部備中守正次・稻垣攝津守重綱・永井日向守直清・内藤豊前守信照・水野出羽守忠職・内藤帶刀忠興・松平丹波守光重・青山因幡守宗俊・太田攝津守資次・水野右衛門大夫忠書・土屋相模守景植・内藤大和守重頼・松平因幡守信興、至于土岐伊豫守頼隆守之。
尼崎城 川邊郡尼崎にあり。荒木攝津守・池田勝入信輝所領以後、戸田左門・青山大藏大輔・同大膳亮在城、今青山播磨守に至る。
高槻城 島上郡高槻にあり。高山右近將監・松平紀伊守・同若狹守・永井日向守・同市正在城、今永井豊熊に至る。
麻田第宅 豊島郡麻田にあり。青木甲斐守入道端山・同甲斐守所領、今青木民部少輔に至る。
三田第宅 有馬郡三田にあり。荒木清大夫・山崎右馬允・有馬法印・同女蕃頭・松平丹波守・九鬼大和守・同長門守在城、今九鬼和泉守に至る。
地黃第宅 能勢郡にあり。能勢の姓始祖、代々所住。能勢小十郎に至る。
眞田古城 東生郡小橋村の地にあり。慶長・元和年中、眞田左衛門在陣之處也。
越前出張古城 同郡同所玉造の南にあり。慶長・元和中、伊

達羽柴越前守大崎少將正宗、在陣のところなり。加賀出張古城 同郡同所の地にあり。慶長・元和年中、加賀大納言菅原利家卿在陣之處也。

中島古城 西成郡三津屋村光專寺境内にあり。三好宗三在城、天文十八年六月廿四日、爲同姓長慶戰死す。

野田古城 同郡野田村にあり。細川氏綱在城、織田信長等の城郭なり。今俗、其古跡を指て城の内と云へり。當村極樂寺に於て、慶長の戰死、秀頼公吊之、報施の寄附狀、于今傳來せり。

福島古城 同郡福島村にあり。野田古城に同じ。

江口古城 同郡江口村にあり。所傳、細川氏綱家臣、三好長慶在城、古跡今にあり。

服部古城 島上郡服部村にあり。松永彈正少弼築之。古跡今にあり。

帶仕古城 同郡原村にあり。城主未考。山の姿をびしたるが如し。

郡家古城 同郡郡家村にあり。城主不詳。一名今城の古城と云へり。舊跡今にあり。此山の廻り、美者差者と稱するの田圃あり。陵を誤る歟。所載于『延喜式』 繼體天皇陵、島上郡にして、田圃の宇、陵に似たりと云ども、其證不詳。如も荒陵の例あり。猶陵の部に論之。

耳原古城 同郡耳原村にあり。【武城舊記】に云、天正年中、明智日向守在城以後、織田辰之助皆原に在城とあり。耳原、世俗皆原と稱す。

岡本古城 同郡岡本村にあり。城主未考。

茨木古城 島下郡茨木村にあり。所傳、中川瀬兵衛清秀、同右衛門大夫・片桐主膳正在城せり。

太田古城 同郡太田村にあり。所傳、太田太郎頼基在城と云へり。【東鑑】云、鎌倉隨兵太田太郎とあり。亦云、寛元元年十一月廿六日戊辰、攝津國渡部海賊人罪名事、今日

及評定、太田民部大夫奉行之、云云、是類古城主とするもの歟。亦繼體天皇陵、此處にあり。其山陵を指て、池山古城とするの一説あり。池山某在城、頼基在城の地は、村里の中、總て城郭の構成るべし。故は、頼基の氏、地名にあれば也。山陵、前に論之。

郡古城 同郡郡村上垣内・北垣内兩所の地にあり。城主不詳。

原田古城 豊島郡、所傳原田村にあり。原田帶刀築之所傳也。舊跡今にあり。

有岡古城 同郡池田村にあり。所傳、池田勝入信輝在城、息三左衛門尉輝政兵庫に在城す。池田筑後守充正城跡、各殘其威儀。池田古城とも云へり。

八幡古城 同郡伏尾村久安寺山内にあり。多田満仲公の家臣、藤原仲光在城、後に播磨守在城と云へり。氏年曆所傳未詳。山の原に麗水あり。井水の部に記す。是則城郭の用水也と云へり。

棕橋古城 同郡棕橋の庄戸の内村、治田寺境内にあり。池田勝入在城なり。

鹽山古城 同郡下止々呂美村にあり。城主、能勢の郡片山の古城に同じ。

止々呂美古城 同郡上止々呂美村にあり。所傳、多田滿政公の苗裔、馬場兵衛信高在城の舊地と云。下屋敷竝に信高苗孫、今にあり。

山下古城 川邊郡篠部村にあり。所傳、鹽川伯耆守構之、篠部の中に、山下の地名あり。仍て山下の古城と云へり。

多田古城 同郡多田村にあり。所傳鹽川伯耆守築之。古跡、其威儀をのこす。

新田古城 同郡新田村にあり。多田滿仲公、令築城郭之古跡也。舊記多田院にあり。

伊丹古城 同郡伊丹にあり。所傳荒木攝津守、構之古城と云へり。

有馬古城 有馬郡湯の山にあり。城山或は拋木山とも云へり。有馬之蕃所領す。本城三田にあり。此古城は、天文年

中、三好宗三在城して、播州三木の城主別所豊後守と合戦す。山岨しく、難所易からず。多勢を以て圍之。宗三軍慮して、士卒に告て曰、味方の勢纒にして、勝利あるべからず。時節ありぬべしと。夜に紛れ、山傳ひに、河内國高屋城に入と云へり。

假古城 同郡湯の山、念佛寺の後にあり。關白秀吉公・北政所、相共に暫く温泉山に遊び玉ふ。是を以て假りに所築之なり。

山口古城 同郡山口村にあり。城主未考。舊跡纒に成れり。生瀬古城 同郡生瀬村にあり。所傳、三木番次郎所築之舊跡也と云へり。

香下古城 同郡香下村にあり。所傳、建武年中、赤松、播州の地に在陣、於于爰松山・松原・貴志・大原・藤野・青木・有馬等の七姓の武士籠城せり。

松原古城 同郡道場川原村にあり。所傳云、松原越前守貞元・同名右近・左近・外記・山城等在城、同國伊丹の城主荒木攝津守と挑之、當城巖石を切挫して郭を造る。城下に山河の流あり。岩にせかれて落る水、鼓の鳴に似たりとて、時の人たんぼ、の城と云號たると云へり。

松山古城 同郡香下村にあり。所傳松山三河守在城と云へり。今に舊郭の跡にあり。

(城のほんた)

畑庄古城 同郡畑庄にあり。【武城舊記】に所載、山崎右京亮在城の古跡とす。上津上村の古城是に混合したる處歟

宿野古城 能勢郡宿野村にあり。所傳、井内孫之進源景忠在城の古跡、竝に苗孫今にあり。

長谷古城 同郡長谷村にあり。所傳、能勢小十郎家人、源姓長谷一貞在城の古跡と云へり。苗孫今も長谷村にあり。

野間古城 同郡野間村にあり。所傳野間氏、在城の古跡として、傳不詳。子孫は今にあり。余野・地黃の古城主を、于是相加て、能勢三想領と稱す。

上杉古城 同郡上杉村にあり。所傳、小鹽氏在城の古跡、子孫今に至り當住せり。

山邊古城 同郡山邊村にあり。所傳、大町右衛門尉平宗長在城の古跡也と云へり。一名鷹取の城と云。能勢一族の詰城。天文年中の合戦數度に及ぶ古城也と云へり。

栗栖古城 同郡栗栖村にあり。所傳、水原右衛門尉源盛景在城古跡也。苗孫及下屋敷等今にあり。

吉村古城 同郡同所にあり。所傳、吉村備後守源盛光在城の古跡、苗孫・下屋敷等今にあり。

片山古城 同郡片山村にあり。所傳、鹽山肥前守源景信在城の古跡、下屋敷・末家等今にあり。

地黃古城 同郡地黃村にあり。所傳、能勢小重郎築之。野間

の古城に同じ。

余野古城 同郡余野村にあり。所傳、余野山城守舊郭也と云へり。野間の古城に同じ。下屋敷・出丸等の古跡今にあり。

今西古城 同郡今西村にあり。所傳、天文年中森本左衛門尉築之。鹽川伯耆守と合戦す。古跡今にあり。一名杵の古城とも云へり。當所根禰の神社に因れり。【延喜式神名帳】能勢郡岐尼と、云。

越水古城 武庫郡越水村にあり。所傳、三好修理大夫築之。今纒に成れり。

蘆谷古城 兎原郡蘆屋村にあり。所傳、蘆屋左衛門第宅の古跡と云へり。

瀧山古城 同郡熊内村にあり。所傳、松永彈正少弼築之。古跡今に然り。此所布引の瀧の上を以て、瀧山古城と號す。

摩耶古城 兎原郡畑原村の後、摩耶山上にあり。所傳、元弘年中、赤松入道圓心籠城の古迹也。山岨しく、巖石巍々として、今も猶其跡あり。

山田古城 矢田郡郡丹生山田原野村にあり。延元年中、金谷治部大輔經氏・吉川・高田等の勢、籠城の古跡也と所傳せり。

再度古城 矢田郡郡宇治野村の上にあり。所傳、建武年中

(城取處)

脇屋右衛門尉義助籠城の古迹なり。舊郭の威儀、今にあり。

山路古城 同郡中宮村にあり。方角兵庫に近し。所傳、赤松滿祐嫡男、信濃判官彦五郎則實籠城の古迹也。威儀今にあり。

花熊古城 同郡花熊村にあり。所傳、天正年中、荒木攝津守爲城代、野口與一兵衛守之。本願寺一族、大坂在城の兵糧を奪掠む。門徒押之、一戰に及べり。終に野口討死せり。

荒木愼之、同名志摩守を遣し伺之。是紀州雜賀の城主、雜賀孫市本願寺に勢して、志摩守と相戦ふ。終に孫市責取る。坂本・城筒口・北野・中宮等の附城、悉く落城。各孫市守之。舊郭の跡今にあり。

坂本古城 同郡坂本村にあり。建武年中、楠正成在城せり。花熊の附城は、此舊郭より北にあり。森上清兵衛在城の古跡と云へる所傳たり。

兵庫古城 同郡兵庫にあり。所傳、池田勝入信輝、豊島郡池田村有岡に在城、嫡子正九郎當城を守れり。舊郭今にあり。

一谷古城 同郡西須磨村にあり。一・二・三の谷は、各山谷の部に分つ。【東鑑】云、安徳天皇壽永三年二月四日癸亥、平家日來相從西海・山陰兩道軍士數萬騎、構城郭於攝津

與播磨之境一谷、群集、今日迎相國禪門一廻忌景、修佛事云、猶古戰場の部に詳なり。

羅城古跡 方角不考所指、【日本紀】第二十九、天武天皇八年十一月、略之、是月初置關於龍田山・大江山、仍難波築羅城云、

慶元古戰場 東生郡四天王寺阿部野、住吉郡平野等にあり。慶長・元和年中の戰場也。

純友伏誅古跡 住吉郡住吉神宮寺にあり。

【元亨釋書】卷第廿四、承平七年十一月廿一日、敕明達、於住吉神宮寺、伏純友、將門之餘孽也、云、

多田藏人・豊島冠者戰場 西成郡に屬す。【東鑑】云、元曆二年十一月五日、豫州至河尻之處、攝津國源氏、多田藏人大夫行綱・豊島冠者等、遮前途、聊放矢石、豫州懸敗之間、不能挑戰、然而豫州勢以零落、所殘勢不幾、云、同六日、行家・義經於大物濱來船、云、河尻と云は、

今の江口也。川の部、河尻川に論之。因つて西成に屬す。島村左馬助戰場 同郡中津川を指せり。享祿年中、島村敵二人を兩脇に挿んで、河底に沈没す。此川岸の蟹の甲、皆鬼面を生ず。是則左馬助が勢ひ也とて、世に島村蟹と云傳へり。【將軍家譜】後太平記等に詳なり。左馬助は、細川高國家人也。一説泰武文が怨念とも云へり。因

て一名武文蟹と稱するものは、名物門に比す。

羽柴秀吉公陣所 島下郡宿久川村にあり。

明智日向守陣所 同郡耳原村にあり。世に皆原と云へり。

赤松入道圓心古戰場 川邊郡久々知・坂部村等にあり。建武年中の在陣なり。

同律師則祐陣所 同郡坂部村にあり。右に同じ。

楠正行古戰場 同郡神崎村にあり。建武年中在陣、神崎の川面に於て、箕浦次郎左衛門尉を討取るの處也。古墳は、

河内の國四條畷にあり。

源九郎義經陣所 能勢郡上杉村にあり。

【東鑑】云、壽永三年二月五日酉尅、源氏兩將到攝津國云、一谷の戰場に赴く時、暫在陣の所なり。

織田古戰場 同郡栗栖村にあり。所傳、天文年中、山邊城主大町右衛門尉、平宗長を責るの時、織田七兵衛力戰之處なり。

能勢鹽川古戰場 同郡稻地村にあり。鹽川伯耆守・同舎弟

修理亮・同主膳正、川邊郡多田・山下等に在城して、能勢郡今西村枳禰城に押寄、於是能勢家人と相戦ふ處、多田能勢塚記に詳也。

高山阿波守國清陣所 兎原郡打出村にあり。有馬湯山越の道端也。建武年中在陣せり。

藥師寺次郎左衛門公義戰場 同郡御影村雀の松原にあり。

觀應年中の古戰場なり。

小山田太郎高家古戰場 同郡乙女塚の邊にあり。建武年中

於于是戰死す。高師直古戰場 武庫郡武庫川の涉にあり。建武年中、師康相共に戰死す。

薩摩守忠度陣所 矢田郡郡駒林にあり。

【東鑑】云、壽永三年二月七日丙寅、雪降、寅尅、源九郎先引分殊勇士七十餘騎、著于一谷後山、號鴨越云、薩摩守忠度者、範頼・義經等之軍中所討取也、云、

梶原平三景時古戰場 同郡上部村にあり。土人情之、石を置き、梶原二度懸印石と稱す。此外、逆櫓論所等、方角所指不詳。今西成郡北野村、大融寺東北の田圃、逆櫓の論所と云傳るの地あり。近里會根禰領神社を、逆櫓の神明と號け祭り、亦北野村の田圃、始は渡部・福島に續を以て、古跡とするの證、トモツ尾字、今に田圃にあり。船に准の所傳たり。

【東鑑】云、壽永三年二月五日甲子酉尅、源氏兩將到攝津國、以七日卯時、定箭合之期、大手大將軍者、蒲冠者範頼也、相從之輩、之梶原平三景時、云、同七日本三三位中將重御、於明石浦、爲景時・家國等被生虜、云、

安徳天皇遷幸陣所 同郡須磨村上野の地にあり。陣屋の威

儀、方廿四間餘、封疆の古跡、今にあり。都地其部に比す。
【帝王正統錄】云、安徳天皇、人王八十一代、諱言仁、高倉院御子、母建禮門院德子、中宮太政大臣清盛公女也、治承四年二月廿一日受禪、四月廿二日即位、六月二日遷都福原宮、云云、【東鑑】云、文治元年三月廿四日、於長門國門司浦、没入海水、八歳、

熊谷平山古戰場 同郡須磨村境川等にあり。所傳云、直實爰に於て敦盛を討取、其麗美を見て哀情に不堪、終に雍髮、洛東黒谷に入つて、蓮生法師と成る事、法然御傳に見えて、世に専ら所語也。亦敦盛は、範頼・義經等之軍中に討取と、【東鑑】に所載、源・平兩家の古戰場に引書す。熊谷、敦盛を討取之事、蓮生坊法號相共に不詳。有馬郡淨橋寺記、竝に敦盛塔・熊谷塔・宇都宮彌三郎頼綱塔の傳記、各于是考合すべし。【東鑑】云、壽永三年二月七日、搦手大將軍源九郎義經、相從之輩、略熊谷次郎直實、同小次郎直家・平山武者所季重等、卯尅、偷廻于一谷之前路、自海道競襲于館際、爲源氏先陣之由、高聲名謁、云云、

本三位中將重衡卿古戰場 同郡兵庫の西、苅藻川の邊を云へり。亦西代村蓮の池の堤に於て、生虜之所傳たり。【東鑑】云、壽永三年二月五日甲子、源氏兩將、到攝津國、同七

日丙寅、雪降、略本三位中將、重衡、於明石浦、爲景時・家國等被生虜、云云、同十四日癸酉、晴、右衛門權佐定長、奉勅定、爲推問本三位中將重衡卿、向故中御門中納言家成八條堀川堂、士肥次郎實平同車彼卿、來會伴堂、於弘庇問之、口狀條々注進之、云云、同年三月十日己亥、晴、三位中將重衡卿、今日出京、赴關東、梶原平三景時、相具之、是武衛依令申請給也、云云、同廿八日丁巳、被請本三位中將、監攝直重引立鳥帽子於廊令謁給、仰云、且爲奉慰君御憤、且爲雪父尸骸之耻、試企石橋合戰以降、令對治平氏之逆亂如指掌、仍及面拜、不屑眉目也、此上者謁槐門之事亦無疑歟、者羽林答申云、源平爲天下警衛之處、頃年之間、當家獨爲朝廷之計、昇進者八十計輩、思其繁榮者二十餘年也、而今運命之依縮、爲囚人參入上者、不能左右、携弓馬之者、爲敵被虜強非耻辱、早可被處斬罪、無纖介之憚奉問答、聞者莫不感、其後被召預狩野助、云云、同年四月八日丙子、本三位中將、自伊豆國來著鎌倉、仍武衛點郭内屋一宇、被招入之、狩野介一族郎從等、每夜十人、令結番守護之、云云、改元元曆元年四月廿日戊子、雨降、終日不休止、本三位中將、依武衛御免、有沐浴之儀、其後及秉燭之期、稱爲慰徒然、被遣藤原判官代邦道・工藤一萬祐經、竝官女一人、號千等於羽林之方、剩被副送竹葉上林已下、羽林殊喜悅、遊興移尅、祐經打鼓、歌今様、

女房彈琵琶、羽林和横笛、先吹五常樂、爲下官、以可爲後生樂由、稱之、次吹皇鷹急、謂往生急、凡於事莫不催興、及夜半女房欲歸、羽林暫抑留之、而孟及朗詠、燭暗數行虞氏淚、夜深四面楚歌聲、云云、其後各歸參御前、武衛令問酒宴次第給、邦道申云、羽林云言語云藝能、尤以優美也、以五常樂謂後生樂、以皇鷹急號往生急、是皆有由歟、樂名中廻忽者元書廻骨大國葬禮之時調此樂、云云、吾爲囚人被誅條、存在且暮由之故歟、又女房欲歸之程、詠四面楚歌句、彼項羽過吳之事、折節思出歟之由申之、武衛殊令感事之體給、依憚世上之間、吾不臨其座、爲恨之由被仰、云云、武衛又令持宿衣一領於千手前、更被送遣、其上以祐經、邊鄙士女、還可有其興歟、御在國之程、可被召置之由被仰、云云、祐經頻憐羽林、是往年候小松内府之時、常見是羽林之間、于今不忘舊好歟、云云、同年七月二日癸未、去月廿三日、被渡重衡於南都事等、具申之、云云、文治四年四月廿五日辛卯、今曉千手前卒去、年廿其性太穩便、人々所惜也、前左三位中將重衡參向之時、不慮相馴、彼上洛之後、戀慕之、朝夕不休、憶念之所積、若爲發病之因歟之由、人疑之、云云、

王正統錄云、文治元年、範頼責赤間關、知盛禦之、二月、義經攻落屋島、燒假内裡、三月、戰壇浦、大敗之、安徳帝沉海、捕宗盛及清宗、一門悉死、或入水、云云、大館左馬助氏明陣所 同郡兵庫和田碕にあり。建武年中、將軍筑紫より上洛の時、在陣之處也。中宮亮通盛卿戰場 同郡兵庫の北、有馬湯山越、丹生山田の道路にあり。【東鑑】云、壽永三年二月七日丙寅、雪降、寅尅、源九郎先引分殊勇士七十餘騎、著于一谷後山、略越前三位通盛、到湊川邊、爲源三俊綱被誅戮、云云、源三俊綱、近江國住人佐々木三郎盛綱嫡子也、云云、猪俣小平六則綱古戰場 同郡西代村の山岸にあり。所傳、壽永年中、於于爰越中前司盛俊と組討之處也と云へり。【東鑑】云、壽永三年二月七日丙寅、搦手大將軍源九郎義經、相從之輩、略猪俣小平六則綱、云云、越中前司盛俊は、範頼・義經等之軍中所討取也と見えたり。源平兩家亂入古戰場 同郡西須磨村一の谷、播州兩國の境川等にあり。兩陣川を東西に隔て相戰ふ。平家の勢は西にあり。凡壽永年中の戰場、其名、其方角を指て、于今所傳するの地は、各前に記す如し。兩家亂入の處、皆此邊と見えたり。因て【東鑑】に所載之、一谷軍記、悉く于是記す【東鑑】云、壽永三年二月四日癸亥、平家日來相從西海・山

陰兩道軍士數萬騎、構城郭於攝津與播磨之境一谷群集、今日迎相國禪門一廻忌景、修佛事、云云、同五日甲子、西冠源氏兩將到攝津國、以七日卯時、定箭合之期、大手大將軍者蒲冠者範賴也、相從之輩、小山四郎朝政、武田兵衛尉有義、板垣三郎兼信、下河邊庄司行平、長沼五郎宗政、千葉介常胤、佐貫四郎廣綱、畠山次郎重忠、稻毛三郎重成、同四郎重朝、同五郎行重、梶原平三景時、同源太景季、同平次景高、相馬次郎師常、國分五郎胤道、東六郎胤賴、中條藤次家長、海老名太郎、小野寺太郎道綱、曾我太郎祐信、庄司三郎忠家、同五郎廣方、鹽谷五郎惟廣、庄太郎家長、秩父武者四郎行綱、安保次郎實光、中村小三郎時經、河原太郎高直、同次郎忠家、小代八郎行平、久下次郎重光、以下五萬六千餘騎也、搦手大將軍源九郎義經也、相從輩、遠江守義定、大内右衛門尉惟義、山名三郎義範、齋院次官親能、田代冠者信綱、大河戸太郎廣行、土肥次郎實平、三浦十郎義連、糟屋藤太有季、平山武者所季重、平佐右太郎爲重、熊谷次郎直實、同小次郎直家、小河小次郎祐義、山田太郎重澄、原三郎清益、猪俣小平六則綱、以上二萬餘騎也、平家聞此事、新三位中將資盛卿、小松少將有盛、已上七千餘騎、著于當國三草山之西、源氏亦陣于同山之東、隔三里行程、源平在東西、爰九郎主、如信綱、實平、加評定、不侍曉天、

及夜半襲三品羽林、仍平家周章分散畢、同七日丙寅、雪降、寅剋、源九郎先引分殊勇士七十餘騎、著于一谷後山、越爰武藏國住人熊谷次郎直實、平山武者所季重等、卯剋、偷廻于一谷之前路、自海道競襲于館際、爲源氏先陣之由高聲名謁之間、飛驒三郎左衛門尉景綱、越中次郎兵衛尉盛次、上總五郎兵衛尉忠光、惡七兵衛尉景清等、引廿三騎開木戸口、相戰之、熊谷小次郎直家被疵、季重郎從失亡、其後蒲冠者、竝足利、秩父、三浦、鎌倉之輩等競來、源平軍士互混亂、白旗、赤旗、交色、鬪戰爲體、雲山動地、凡雖彼樊噲、張良、輒難敗績之勢也、加之、城郭、石巖高聳而、駒蹄難通、澗谷深幽、而人跡已絕、九郎主、相具三浦十郎義連已下勇士、自鴨越、此山、諸、匪、之、被、攻、戰、間、失、商、量、敗、走、或、外、不、通、險、阻、也、策馬出一谷之館、或棹船赴四國之地矣、本三位中將、重、於、明石浦、爲景時、家國等被生虜、越前三位、通、到湊川邊、爲源三俊綱被誅戮、其外薩摩守忠度朝臣、若狹守經俊、武藏守知章、大夫敦盛、業盛、越中前司盛俊、以上七人者、範賴、義經等之軍中所討取也、但馬前司經正、能登守教經、備中守師盛者、遠江守義定獲之、

盛卿・忠度・經正・教經・敦盛・知章・經俊・業盛・盛俊等首也、然後、皆持向八條河原、大夫判官仲賴已下、請取之、各付于長鎗刀、又付赤簡、平某之由、向獄門懸樹、觀者成市、云云同十五日甲戌、辰刻、蒲冠者範賴、源九郎義經等飛脚、自攝津國參著鎌倉、獻合戰記錄、其趣、去七日、於一谷合戰、平家多以殞命、前内府已下浮海上、赴四國方、本三位中將生虜之、又通盛卿・忠度朝臣・經俊、已上三人、滿、經正・師盛・教經、已上三人、遠江、敦盛・知章・業盛・盛俊、已上四人、義、此外梟首者、一千餘人、凡武藏・相模・下野等軍士、各所竭大功也、云、

脇屋右衛門尉義助陣所 同郡兵庫來迎寺院内にあり。建武年中在陣の處なり。
左馬助直義陣所 同郡兵庫の西、竝に兔原郡打出村にあり。建武年中在陣の處なり。
新田義貞陣所 同郡兵庫南濱邊にあり。建武年中在陣の處なり。
將軍尊氏公陣所 同郡西代村にあり。建武年中在陣の處なり。
楠正成古戰場 同郡長田村・生田宮村等に在陣、湊川に於て戰死す。右建武年中の軍、【太平記】に詳也。因て略之。正成古墳、其部に比す。

【帝王正統錄】云、後醍醐天皇、人王九十五代帝、諱尊治、母談天門院忠子、三木忠經卿女也、正應元年十一月二日降誕、正安四年六月爲親王、嘉元二年十二月廿日元服、同日三品、德治三年九月十九日立太子、廿文保二年二月廿六日踐祚、三月廿九日即位、十月廿七日御禊、十一月廿二日大嘗會、元弘元年八月廿四日、密出帝都、九月廿九日、於光明山參會武士、奉遷宇治平等院、同十二月入御六波羅、同二年三月七日奉遷隱岐國、高時入道沙汰之、元弘三年也、正慶二年閏二月廿四日、密出御隱岐、幸伯州、長年奉入之舟上山、台徒應大塔宮旨入京、及圓心等攻六波羅皆敗、四月高時遣其族高家・高氏、將兵上洛、於是高氏通志於于天皇、出京、入丹波、高家與圓心合戰、六波羅大敗奔東、至江州番馬、諸將皆自殺、五月八日、新田義貞舉兵於于上野國、入鎌倉、高時拒之、遂皆自殺、六月天皇重登寶位、大塔宮任征夷大將軍、八月高氏賜諱字改名於尊氏、以北畠顯家爲陸奥國司、建武元年賞尊氏・義貞・正成・長年等、各賜國郡、獨不加賞於圓心、五月竄大塔宮於于鎌倉、尊氏以皇子成良親王、爲征夷大將軍、二年七月、時行攻鎌倉、詔尊氏討時行、於是尊氏殺大塔宮、而自弘稱征夷將軍、於是尊氏與義貞相訴、天皇聞尊氏私殺大塔宮、詔義貞討尊氏、義貞不利、尊氏追而西上、東兵多屬尊氏、延元元年正月、

尊氏上京、天皇登山門、內裏皆燒、官軍攻京、尊氏敗軍、二月天皇還幸、三月攻圓心于播州、尊氏以西兵東上、勅正成至兵庫防之、遂討死、天皇復登山、六月尊氏攻山門、不利、八月十五日、豐仁親王即位、十二月天皇幸吉野、建都居焉、號南朝、用延元、楠正行入朝奉守、云云。

攝陽群談卷第十

篋志 編集

○歷世都地・古宮の部 附行宮・離宮

難波高津宮 東生郡高津小橋の地に屬す。今西成郡西高津村に於て 仁德天皇の社あり。世俗此社地を指て、皇居の地と云り。仁德帝は、山城國葛野郡平野の社に祭り、世に平野大明神と號す。今謂是社は、天稚彥尊、天降に屬し、磐船に乗下つて爰に至る。天探女神・下照姬命也。其天磐船の所至之地を以て、高津の號あり。仁德帝、聖德の高きこと、記も猶恐あり。都地・方角、神社門及村の部、津の部、橋の部等所々に論之。【日本書紀】卷第十一云、大鷦鷯天皇仁譽田天皇之第四子也、母曰仲姬命、五百城入彥皇子之孫也、天皇幼而聰明叡智、貌容美麗、及壯仁寬慈惠、四十一年春二月、譽田天皇崩時、太子菟道稚郎子、讓位于大鷦鷯尊、未即帝位、同元年、春正月丁丑朔己卯、大鷦鷯尊即天皇位、尊皇后曰皇太后、都難波、是謂高津宮云云。同四年、春二月己未朔甲子、詔群臣曰、朕登高臺、以遠望

攝陽群談卷第九終

之烟氣不起、於域中、以爲百姓既貧而家無炊者、朕聞、古聖王之世、人々誦詠德之音、家々有康哉歌、今朕臨億兆於茲三年、頌音不聆、炊烟轉疎、即知五穀不登、百姓窮乏也、封畿之內、尙有不給者、況乎畿外諸國耶、三月己丑朔己酉、詔曰、自今之後、至于三載、悉除課役、息百姓之苦、是日始之、糲衣鞋履不弊盡不更爲也、溫飯煖羹不醜餒不易也、削心約志、以從事乎無爲、是以宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺、風雨入隙而沾衣、被星辰漏壞而露床蓐、是後、風雨順時、五穀豐穰、三稔之間百姓富寬、頌德既滿、炊烟亦繁、七年夏四月辛未朔、天皇居臺上、而遠望之烟氣多起、是日語皇后曰、朕既富矣、豈有愁乎、皇后對語、何謂富焉、天皇曰、烟氣滿國、百姓自富歟、皇后且言、宮垣壞而不得脩、殿屋破之衣被露、何謂富乎、天皇曰、其天之立君、是爲百姓、然則君以百姓爲本、是以古聖王者、一人飢寒顧之責身、今百姓貧之、則朕貧也、百姓富之、則朕富也、未之有百姓富之君貧矣、秋八月己巳朔丁丑、爲大兄去來穗分皇子定壬生部、亦爲皇后定葛城部、九月諸國悉請之曰、課役並免、既經三年、因此以宮殿朽壞、府庫已空、今黔首富饒而不拾遺、是以里無餘寡、家有餘儲、若當此時非貢稅調以脩理宮室者、懼之其獲罪于天乎、然猶忍之不聽矣、同十年冬十月、甫科課役以構造宮室、於是百姓之不領、而扶老携

幼、運材負簣、不問日夜竭力爭作、是以未經幾時、而宮室悉成、故於今稱聖帝云云。同十四年冬十一月、爲橋於猪甘津、即號其處曰小橋、是年作大道置於京中、自南門、直指之至丹比邑云云。同卷第廿九云、天武天皇十一年、九月辛卯朔壬辰、勅自今以後、跪禮、匍匐禮、並止之、更用難波朝廷立禮云云。【金葉】三 いにしへの難波の事をおもひ出で、高津の宮に月のすむらん 參議師賴 【玉葉】六 ふりにける跡に心のと、まるは、高津の宮の雪のあけほの 國 藤原隆信 【夫木】二 おほさ、き高津のみやは雨ふれと、つかれぬ事を 國 隆 味經宮 同郡に屬す、方角所指不詳。【日本書紀】卷第廿五、孝德天皇白雉元年、春正月辛丑朔、車駕幸味經宮、觀賀正禮、味經此云阿 賦賦云云同卷曰、白雉二年冬十二月晦、於味經宮、請二千一百餘僧尼、使讀一切經、是夕燃二千七百餘燈於朝庭內、使讀安宅土側等經、於是天皇、從於大郡、遷居新宮、號曰難波長柄豐椅宮云云、夫木味經宮 津國に比す、大郡